Nanden Daizōkyō

(南傳大藏經)

I

Edited by Takakusu Junjirō
(高楠順次郎; 1866-1945)

1936

(Scan 2020 CC0)

Ritsuzō

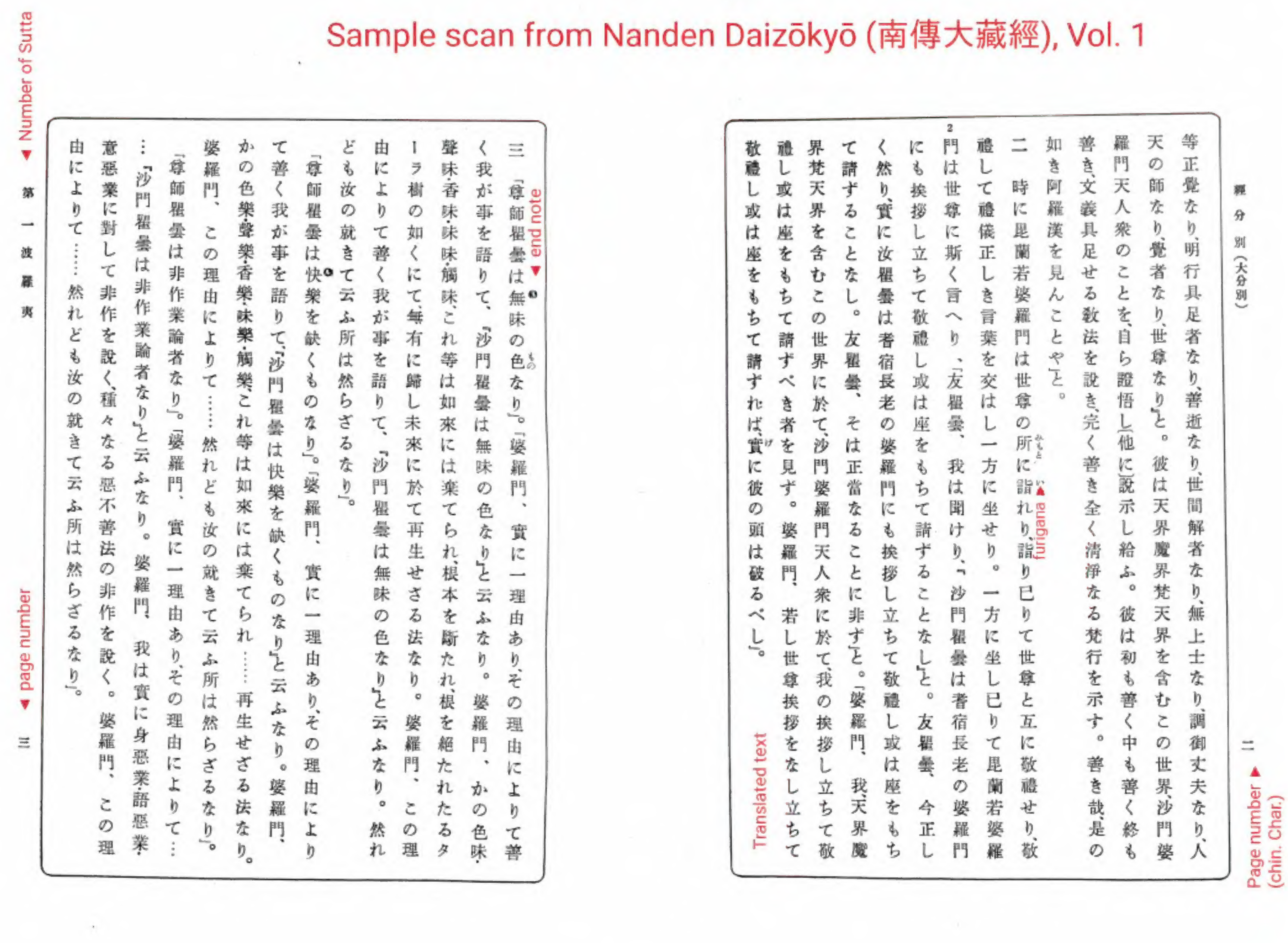
戒律一 (Vinaya 1)

経分別一 (Sutta-vibhanga 1)

上田天瑞訳
(translated by Ueda Tenzui)

Contents

[Headers for 捨堕 supplemented.]



釋分別（大分別）　二

等正覺なり、明行具足者なり、善逝なり、世間解者なり、無上士なり、調御丈夫なり、人天の師なり、覺者なり、世尊なり」と。彼は天界魔界梵天界を含むこの世界沙門婆羅門天人衆のことを、自ら證悟し他に說示し給ふ。彼は初も善く中も善く終も善き文義具足せる教法を說き、完く善き全く清淨なる梵行を示す。善き哉、是の如き阿羅漢を見んことや」と。

二　時に毘蘭若婆羅門は世尊の所に詣れり、詣り已りて世尊と互に敬禮せり、敬禮して禮儀正しき言葉を交はし一方に坐せり。一方に坐し已りて毘蘭若婆羅門は世尊に斯く言へり、「友瞿曇、我は聞けり、『沙門瞿曇は耆宿長老の婆羅門にも挨拶し立ちて敬禮し或は座をもちて請ずることをなし』と。友瞿曇、今正しく然り、實に汝瞿曇は耆宿長老の婆羅門にも挨拶し立ちて敬禮し或は座をもちて請ずることなし。友瞿曇、そは正當なることに非ず」と。「婆羅門、我天界魔界梵天界を含むこの世界に於て、沙門婆羅門天人衆に於て我の挨拶し立ちて敬禮し或は座をもちて請ずべき者を見ず。婆羅門、若し世尊挨拶をなし立ちて敬禮し或は座をもちて請ずれば、實に彼の頭は破るべし」。

第一　波羅夷　三

三　「尊師瞿曇は無味の色なり」。「婆羅門、實に一理由あり、その理由によりて善く我が事を語りて、『沙門瞿曇は無味の色なり』と云ふなり。婆羅門、かの色味・聲味香味味味觸味、これ等は如來には棄てられ根本を斷たれ、根を絶たれたるターラ樹の如くにて無有に歸し未來に於て再生せざる法なり。婆羅門、この理由によりて善く我が事を語りて、『沙門瞿曇は無味の色なり』と云ふなり。然れども汝の就きて云ふ所は然らざるなり」。

「尊師瞿曇は快樂を缺くものなり」。「婆羅門、實に一理由あり、その理由によりて善く我が事を語りて『沙門瞿曇は快樂を缺くものなり』と云ふなり。婆羅門、かの色樂聲樂香樂味樂・觸樂これ等は如來には棄てられ……再生せざる法なり。婆羅門、この理由によりて……然れども汝の就きて云ふ所は然らざるなり」。

「尊師瞿曇は非作業論者なり」。「婆羅門、實に一理由あり、その理由によりて……『沙門瞿曇は非作業論者なり』と云ふなり。婆羅門、我は實に身惡業語惡業意惡業に對して非作を說く、種々なる惡不善法の非作を說く。婆羅門、この理由によりて……然れども汝の就きて云ふ所は然らざるなり」。

Figure 1: The original Japanese text is written vertically, right to left.

Technical notes: Due to limitations in the specs of the *pdf* and *djvu* file formats direct links from the Concordance (☞ S. XII) and romanized Table of Contents only work in the “full” pdf.

The hardlinks to `suttacentral.net` (SC: …), given as captions at the beginning of each section were tested 16. Feb. 2020.

☸　☸　☸

Vinaya 1 戒律一

Sutta-vibhaṅga 1 経分別一

Introductory remarks 凡例

凡例

一、今巻依用の底本はHermann Oldenberg刊行本(London, 1881)にして、兼ねて暹羅版を参照せり。

一、本文行頭に羅馬數字を以て底本の頁數を附し、彼此參看に便せり。

一、文中〔 〕印を以て括せる語又は句は、譯者の插入せるものなり。

一、文中……或は…乃至…とあるは、底本に然く省略せるものにして〔……〕或は〔…乃至…〕とせるは、譯者が便宜上省略せるものなり。

一、固有名詞の中、その音譯の漢譯律中に存するものは可及的に之を採り巴利原音の假名を附せり。但し漢譯律は主にサンスクリットよりの翻譯なれば、その音譯は必ずしも巴利語のそれに對應すとは言ふべからず。

一、術語、名詞等に於ても可及的に漢譯語を用ひ、且つ漢譯態の文章を用ふるに努めたり。

一、假名を以て表せる發音も巴利語の正確なる音を寫せるものとは言ひ難し。從つて漢字假名いづれの表音も、その正しきを知る爲には卷末索隱中の原語に依るを要す。

一、索隱は發音索隱と漢字索隱との二種とし、前者は假名字、原語羅馬字、漢字の順に、後者は漢字、原語羅馬字の順に配し、總て五十音順に列位す。而して漢字索隱中には固有名詞の他に術語をも合入したり。

一、目次中括孤內に示す戒名は佛音の註巴利善見律によるものなり。

Table of Contents 目次

目次

律藏一　經分別一

上田天瑞譯

律藏は僧伽生活に於ける禁制箇條たる學處及び僧伽の制度行事を解說せるものなり。漢譯律にてこれに相當するは所謂廣律にして、四分律六十卷、五分律三十卷、十誦律六十一卷、摩訶僧祇律四十卷、及び根本說一切有部毘奈耶五十卷等の有部律、鼻奈耶十卷あり。前四は巴利律と同じく內容完全なるものにして、これを古來四律と言ひ、又西藏律も廣律にして有部律に相當す。これ等は皆同一根幹より出でしものにして、大體の骨子は一致するも、傳承の部派の相違によりて變異を來せるなり。巴利律は漢譯中にては四分律及び五分律と最もよく一致す。かく諸異派のものを傳ふる點は律藏の一特色なり。而して巴利律藏は、これ等諸律中最もよく整備し、且つ四分律五分律と共に最も古き成立にかゝるものと見らるゝ點に於て重要なり。

巴利律藏の內容組織は、(1)經分別(Suttavibhaṅga)(2)犍度部(Khandhaka)(3)附隨(Parivāra)の三部よりなる。

經分別は律藏の本文骨子たる條文を中心として、これが成立の因緣、條文字句の解釋、

條文運用の實例等を說く部分にして、條文は比丘戒に二百二十七條、比丘尼戒に三百十一條あり(四分律は二百五十戒に三百四十八戒、五分律は二百五十一戒に三百七十戒)。而して比丘戒を說く部分を大分別 (Mahāvibhaṅga) 比丘尼戒を說く部分を比丘尼分別 (Bhikkhunīvibhaṅga) とし、比丘戒は二百二十七條の條文を、波羅夷以下の八類に分ち、比丘尼戒にては七類に分つ。

犍度とは編品の意にして、この部には編を分ちて教團に於ける制度規定、重要なる行事の方法、經分別の補遺的解說となし、大品 (Mahāvagga) 小品 (Cullavagga) の二部に分る。大品に十篇、小品に十二篇あり、小品最後の二篇には經律編纂(結集)の事情を說く。

附隨は所謂附錄にして十九章よりなる。前二部に說けるものを組織分類せる綱要的註釋部にして、漢譯諸律と一致する所少し。

律藏中の根本骨子たる學處を抽出し、これを讀誦用にまとめたるもの、波羅提木叉 (Pātimokkha) 即ち戒本にして、僧衆は每半月一處に集まりてこれを誦出し、修道に策勵せしなり(布薩)。この戒本にはペリオの中亞にて發見せし梵本 (Prātimokṣasūtra) あり。

本書中ゴチック字體にて印刷せるは戒本の部分なり。但し戒本に於ける序及び四波羅夷法に於ける表題の誦詞を缺く。

經分別

大分別〔比丘戒〕

波羅夷(Pārājika)は比丘の極刑に相當する罪にして、これを犯せるものは比丘としての資格を失ひ僧伽より追放さるゝなり。これに婬・盗・殺・妄の四戒あり。字義は註によるに「打ち破られたる」の意なり、漢譯には斷頭、退沒、被他所勝とす。

僧殘(Saṁghādisesa)は波羅夷に次ぐ重罪にして、これを犯せば比丘としての資格は失はざるも六晝夜別住(摩那埵)を課せられ、又この罪を自白せず隱匿せる場合は、その日數に應じて更に別住を課せられ、其の間は僧權を停止さる。語義はsaṁgha(僧團)ādi(初)sesa(後・殘)の意にして、最初の別住より後の復權に至るまで凡て教團によりて處分され、個人或は數人のなすべき所に非ざることを示すなり。但し僧殘なる漢譯語は梵本にてsaṅgha-avaśeṣa(殘餘)となれるを譯せるものにして、僧伽によりて矯正すべき餘地あり、比丘としての生命尚殘るの意に解す。故に僧殘は巴利語の嚴正なる譯に

非ざるも、今慣用語たる漢譯語を用ひしなり。これに故意に精を出す等の十三箇條あり。

不定(aniyata)は不決定の罪なり。卽ち隱蔽され或は隱蔽されざる場所にて婦人と坐せる時は信用し得る信者たる目擊者の告ぐる所によりて波羅夷或は僧殘或は波逸提罪となるなり。これに二箇條あり。

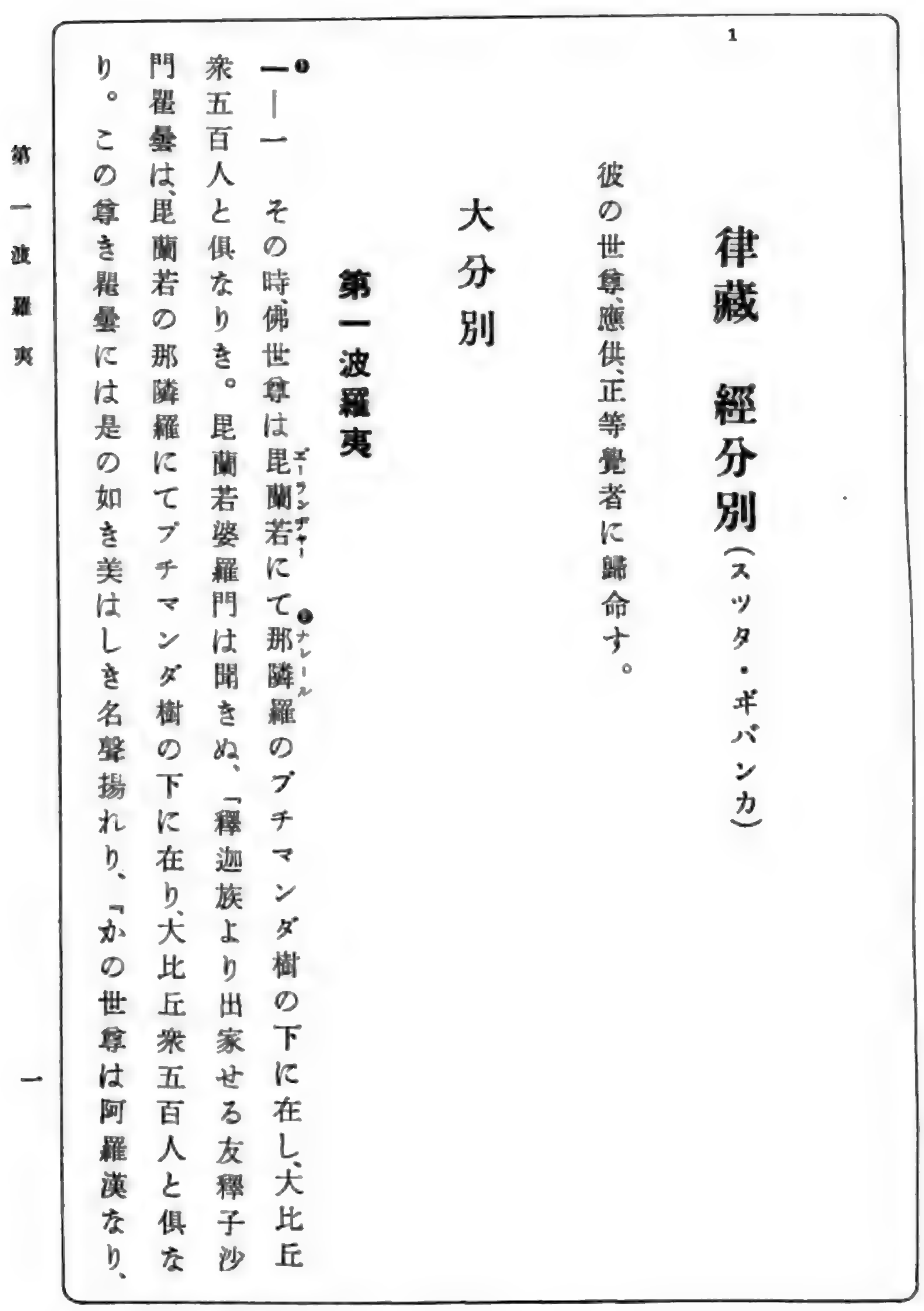
捨墮(nissaggiya pācittiya)は衣服坐臥等の所有物につき所定以上のものを所有し又は不法態度ありし時その物品を僧團或は他のものに提棄して懺悔すべき罪にして三十箇條あり。語義はnissaggiyaは「捨てらるべき」の意、pācittiya「賠償さるべき」の意なり、卽ち「財を」捨して懺悔さるべき意なり。漢譯には尼薩耆波逸提と音譯し捨墮と譯す、墮pātayantikāとは「地獄に墮せしむる罪」なる意とす。

索隱

Mahāvibhaṅga 大分別

Pārājika 波羅夷（はらい）

第一不浄戒



1

律藏　經分別（スッタ・ヰバンカ）

彼の世尊、應供、正等覺者に歸命す。

大分別

第一波羅夷

一[1]一―一　その時、佛世尊は毘蘭若（ヹーランヂャー）にて那隣羅（ナレール）[2]のプチマンダ樹の下に在し、大比丘衆五百人と倶なりき。毘蘭若婆羅門は聞きぬ、「釋迦族より出家せる友釋子沙門瞿曇は、毘蘭若の那隣羅にてプチマンダ樹の下に在り、大比丘衆五百人と倶なり。この尊き瞿曇には是の如き美はしき名聲揚れり、『かの世尊は阿羅漢なり、

SC: Bhikkhu Vibhaṅga, Pārājika 1: *Methunadhamma*

等正覺なり、明行具足者なり、善逝なり、世間解者なり、無上士なり、調御丈夫なり、人天の師なり、覺者なり、世尊なり」と。彼は天界魔界梵天界を含むこの世界、沙門婆羅門天人衆のことを、自ら證悟し(他に)說示し給ふ。彼は初も善く中も善く終も善き、文義具足せる敎法を說き、完く善き全く淸淨なる梵行を示す。善き哉、是の如き阿羅漢を見んことや」と。

二　時に毘蘭若婆羅門は世尊の所に詣れり、詣り已りて世尊と互に敬禮せり、敬禮して禮儀正しき言葉を交はし一方に坐せり。一方に坐し已りて毘蘭若婆羅門は世尊に斯く言へり、「友瞿曇、我は聞けり、「沙門瞿曇は耆宿長老の婆羅門にも挨拶し立ちて敬禮し或は座をもちて請ずることなし」と。友瞿曇、今正しく然り、實に汝瞿曇は耆宿長老の婆羅門にも挨拶し立ちて敬禮し或は座をもちて請ずることなし。友瞿曇、そは正當なることに非ず」と。「婆羅門、我、天界魔界梵天界を含むこの世界に於て、沙門婆羅門天人衆に於て、我の挨拶し立ちて敬禮し或は座をもちて請ずべき者を見ず。婆羅門、若し世尊挨拶をなし立ちて敬禮し或は座をもちて請ずれば、實に彼の頭は破るべし」。

三　「尊師瞿曇は[3]無味の色（もの）なり」。「婆羅門、實に一理由あり、その理由によりて善く我が事を語りて、『沙門瞿曇は無味の色なり』と云ふなり。婆羅門、かの色味・聲味・香味・味味・觸味、これ等は如來には棄てられ、根本を斷たれ、根を絶たれたるターラ樹の如くにて、無有に歸し未來に於て再生せざる法なり。婆羅門、この理由によりて善く我が事を語りて、『沙門瞿曇は無味の色なり』と云ふなり。然れども汝の就きて云ふ所は然らざるなり」。

「尊師瞿曇は[4]快樂を缺くものなり」。「婆羅門、實に一理由あり、その理由によりて善く我が事を語りて、『沙門瞿曇は快樂を缺くものなり』と云ふなり。婆羅門、かの色樂・聲樂・香樂・味樂・觸樂、これ等は如來には棄てられ……再生せざる法なり。婆羅門、この理由によりて……然れども汝の就きて云ふ所は然らざるなり」。

「尊師瞿曇は非作業論者なり」。「婆羅門、實に一理由あり、その理由によりて……『沙門瞿曇は非作業論者なり』と云ふなり。婆羅門、我は實に身惡業・語惡業・意惡業に對して非作を説く、種々なる惡不善法の非作を説く。婆羅門、この理由によりて……然れども汝の就きて云ふ所は然らざるなり」。

「尊師瞿曇は斷滅論者なり」。「婆羅門 實に一理由あり、その理由によりて……『沙門瞿曇は斷滅論者なり』と云ふなり。婆羅門、我は實に貪瞋癡の斷滅を說き、種々なる惡不善法の斷滅を說く。婆羅門、この理由によりて…… 然れども汝の就きて云ふ所は然らざるなり」。[3]

「尊師瞿曇は嫌棄者なり」。「婆羅門、實に一理由あり、その理由によりて……『沙門瞿曇は嫌棄者なり』と云ふなり。婆羅門 我は實に身惡業・口惡業・意惡業を嫌棄し、種々なる惡不善法の成就するを嫌棄す」。婆羅門、この理由によりて…… 然れども汝の就きて云ふ所は然らざるなり」。

「尊師瞿曇は調伏者なり」。「婆羅門、實に一理由あり、その理由によりて……『沙門瞿曇は調伏者なり』と云ふなり。婆羅門、我は實に貪瞋癡の調伏の爲に法を說き、種々なる惡不善法を調伏する爲に法を說くなり。婆羅門、これ一理由にして…… 然れども汝の就きて云ふ所は然らざるなり」。

「尊師瞿曇は苦行者なり」。「婆羅門、實に一理由あり、その理由によりて……『沙門瞿曇は苦行者なり』と云ふなり。婆羅門、我は實に惡不善の法・身惡業・語惡業・意

悪業を[3]焼き滅すべき事を說く。婆羅門、焼き滅すべき悪不善の法は棄てられ、根本を斷たれ、根を絶たれたるターラ樹の如くにて、無有に歸し未來に於て再生せざる法となれる者、これを我は苦行者と言ふなり。婆羅門、如來には焼き滅すべき悪不善の法は……再生せざる法なり。婆羅門、これ一理由にして……然れども汝の就きて云ふ所は然らざるなり」。

「尊師瞿曇は離胎者なり」。「婆羅門、實に一理由あり、その理由によりて……『沙門瞿曇は離胎者なり』と云ふなり。婆羅門、未來の入胎、再生を受くることは棄てられ、根本を斷たれ、根を絶たれたるターラ樹の如くにて、無有に歸し未來に於て再生せざる法となれる者、これを我は離胎者と言ふなり。婆羅門、如來には未來の入胎……再生せざる法なり。婆羅門、これ一理由にして……然れども汝の就きて云ふ所は然らざるなり。

四　婆羅門、譬へば或は八、或は十、或は十二の雞卵あり、それ等が雞（おやどり）によりてよく抱かれ溫められ孵化されんに、その雛の中、第一に足の爪の先或は嘴をもちて卵殼を破りて安全に出でたるものは、最長者と云はるべきや、或は最幼者と云は

るべきや」。「瞿曇、最長者と云はるべきなり、彼は實にそれ等の中最長者なり」。「婆羅門、正しく是の如く、我は無明に陷り暗黒に覆はるゝ有情の爲に、この世に[4]於てたゞ一人無明の殼を破りて無上正等正覺を證せるなり。婆羅門、實にこの我はこの世界の最長最勝のものなり。

五　婆羅門、我は不動の精進、明確なる正念、身の輕安、心の等持を得たり。婆羅門、我は欲を離れ不善法を去り、有尋有伺にして、遠離より生ずる喜樂ある初禪に入りて住せり。尋伺の滅より內心靜安となり、心專一となり、無尋無伺にして、三昧より生ずる喜・樂ある第二禪に入りて住せり。喜をも離れて捨に住し、正念正智にして身に樂を感じ、唯聖者が『これ捨にして正念樂住なり』と說ける第三禪に入りて住せり。樂を捨し苦を離れ、先の喜憂を滅して不苦不樂にて、捨念清淨なる第四禪に入りて住せり。

六　我は是の如く心等持清淨にして欲不淨を離れ、柔輭にして所用に隨ひ、而も安住不動の狀に達して心を宿命智に傾けたり。我はこの世に於けるが如く前生の種々の住處を憶念せり。一生、二生、三生、四生、五生、十生、二十生、三十生、四十生、

五十生、百生、千生、十萬生、幾壞劫、幾成劫、幾成壞劫を憶念し、『彼處に於て是の如き名、是の如き族に生れ、是の如き姓に屬し、是の如き食を取り、是の如き苦樂を受け、是の如き壽量あり。我は其處より滅して他處に生れ、其處にて又是の如き名……是の如き苦樂を受け、是の如き壽量を有せり。我はそこより滅してこの世に來生せり』と、斯く形相と方處とを具して種々なる前生の住處を憶念せり。婆羅門、これ夜の初刻に於て、我、第一の智慧を體得し、無明は去りて明起り、闇は去りて光起れるなり。是の如く思念深く精進にして決定に任せる時、これ雛の卵殼より出づる如く、我に第一轉生有りしなり。

七　我は是の如く心等持清淨にして欲不淨を離れ、柔輭にして所用に隨ひ、而も[5]安住不動の狀に達して心を生死智に傾けたり。我は清淨にして人界を超越せる天眼を以て有情の生滅するを見、彼等の業に隨ひて貴賤、美醜、善趣惡趣に至る有情を知る。『實に諸賢、身惡業を具し口惡業を具し意惡業を具し、聖者を誹謗し惡見を持し惡見業をなせる有情は、身壞命終の後、惡趣地獄に墮す。之に反して、諸賢、身善業を具し口善業を具し意善業を具し、聖者を誹謗せず正見を持し

正見業をなせる有情は、身壞命終の後、善趣天界に生ぜり」と、是の如く我は清淨にして人界を超越せる天眼を以て有情の生滅するを見、彼等の業に隨ひて貴賤・美醜・善趣・惡趣に至る有情を知る。婆羅門、これ夜の中刻に於て、我、第二の智慧を體得し、無明は去りて明を得、闇は去りて明を得たるなり。是の如く思念深く精進にして決定に任せる時、婆羅門、これ雛の卵殼より出づるが如く、我に第二轉生有りしなり。

八　我は是の如く心等持清淨にして欲不淨を離れ、柔輭にして所用に隨ひ、而も安住不動の狀に達して心を漏盡智に傾けたり。我は「是は苦なり」と如實に知見し、「是は苦の集なり」と如實に知見し、「是は苦の滅なり」と如實に知見し、「是は苦の滅に導く道なり」と如實に知見せり。「是等は漏なり」と如實に知見し、「是は漏の集なり」と如實に知見し、「是は漏の滅なり」と如實に知見し、「是は漏の滅に導く道なり」と如實に知見せり。我は是の如く知り是の如く見るが故に、心は欲漏より解脫し有漏より解脫し無明漏より解脫して、「解脫に於て解脫せり」との智を生じ、「生は盡きぬ、梵行は修せられたり、爲すべきは爲されたり、更に生を受

くる事なし」と知見せり。婆羅門、これ夜の後刻に於て、我、第三の智慧を體得し、無明は去りて明を得、闇は去りて明を得たるなり。是の如く思念深く精進にし[6]て決定に任せる時、婆羅門、これ雛の卵殻より出づるが如く、我に第三轉生有りしなり」と。

九　是の如く説示せられし時、毘蘭若婆羅門は世尊に是の如く白せり、「尊師、瞿曇は最長者なり。尊師、瞿曇は最勝者なり。殊勝なるかな瞿曇、殊勝なるかな瞿曇、尊師瞿曇、譬へば倒されたるを起し、覆はれたるを現はし、迷へるものに道を示し、「具眼者は物を見るならん」とて闇中に燈火を掲ぐるが如く、是の如く、瞿曇、尊師瞿曇は種々の方便もて法を説示し給へり。我今世尊瞿曇に歸依し法に歸依し比丘僧に歸依し奉る。願くは尊師瞿曇、自今已後命終に至るまで「三寶に」歸依せる優婆塞として我を攝受し給へ。又我が爲に、尊師瞿曇、比丘僧と倶に毘蘭若に於て安居するを承引し給へ」と。

世尊は默然として承引し給へり。時に毘蘭若婆羅門は世尊の承引し給ふを知りて、座より立ち世尊を恭敬右繞して去れり。

二―一　その時、毘蘭若は飢饉にして食を得ること難く、白骨狼藉たり。作物は葉莖のみを生じ、施與の食にて活くること容易ならざりき。その時、北路の馬商人、五百の馬を率ゐて毘蘭若に於て雨期を過せり。彼等は馬屋にて比丘の各にパッタ量の麥を割きて與へんとせり。比丘等は晨朝下衣を著し鉢と外衣とを取りて、毘蘭若に入りて乞食せるも、食を得ずして、馬屋に乞食し、各パッタ量の麥を持して僧園に還り、臼にて搗きて食せり。而して長老阿難はパッタ量の麥を石にて磨りて世尊に奉り、世尊は其を食し給へり。

世尊は臼の音を聞き給へり。如來は知りて問ひ、また知りて問ひ給はず。時を知りて問ひ、また時を知りて問ひ給はず。如來は義利有るを問ひ、義利無きを問ひ給はず。義利なきことは如來には橋梁破壞されたるなり。二因緣を以ての故に佛世尊は諸比丘に問ひ給ふ。或は法を說かんとし、或は聲聞諸弟子の爲に戒を制せんと欲し給ふなり。

時に世尊は長老阿難に告げ給へり、「阿難、かの臼の音は何ぞや」と。時に長
7 老阿難は世尊に此の事を白せり。「善い哉、阿難、汝等信心者は少欲にして飢饉

に〕勝てり、未來の人は米肉の食をも卑しむべし」と。

二　時に長老大目犍連は世尊の所(みもと)に到り、到り已りて世尊を禮し一方に坐せり。一方に坐し已りて長老大目犍連は世尊に是の如く白せり、「世尊、今や毘蘭若は飢饉にして食を得難く、白骨狼藉たり、作物は葉莖のみにして、施與にて得たる食にて生活すること容易に非ず。世尊、この大世界の最下層は〔食味を〕具足す、例へば純粹なる蜜の如き食味を具す。善い哉、世尊、我今この地を轉ぜん、〔然らば〕諸比丘は地の醍醐味を食すべし」と。「目犍連、この地に住せる衆生を汝如何になすや」。「世尊、我が一手は大地の如く化現して、地に住せる衆生をその上に移し、他手を以て大地を轉ぜん」。「止めよ、目犍連、汝大地を轉ぜんと欲することと勿れ、衆生亦轉倒を得べし」。「善い哉、世尊、一切の比丘僧は鬱單越(ウツタラクル)に到りて乞食せん」。「止めよ、目犍連、汝一切比丘僧の鬱單越に到りて乞食せんを欲することと勿れ」と。

三—一　時に長老舍利弗は獨り靜處に入りて、心中に是の如く思念せり、「如何なる佛世尊の梵行久住せず、如何なる佛世尊の梵行久住せしや」と。斯くて長老

舍利弗は哺時に靜處より立ちて世尊の所に到り、世尊を禮して一方に坐せり。一方に坐し已りて長老舍利弗は世尊に斯く白せり、「世尊、我ここに獨り靜處に入りて心中に是の如く思念せり『……久住せしや』と。世尊、如何なる佛世尊の梵行久住せず、如何なる佛世尊の梵行久住せしや」と。「舍利弗、毘婆尸佛・式佛隨葉佛の梵行は久住せず、拘樓孫佛・拘那含牟尼佛・迦葉佛の梵行は久住せり。

8 二 「世尊、毘婆尸佛・式佛・隨葉佛の梵行久住せざるは、何の因緣によるや」。「舍利弗、毘婆尸佛・式佛・隨葉佛は、聲聞弟子の爲に法を廣說するを疲厭し、弟子の爲に少しく契經・祇夜經・授記經・偈經・句經・因緣經・本生經・未曾有經・方等經ありしも、弟子の爲に學處を制せず、波羅提木叉を誦出し給はざりき。これ等諸佛世尊・大聲聞等の滅後、種々の名、種々の族、種々の種、種々の姓より出家せる後の諸弟子は、その梵行を速かに滅せしめたり。舍利弗、譬へば板上に置かれたる緜にて括らざる種々の花の、風吹きて散壞するが如し。そは何に因るや、糸にて括らざるが故なり。舍利弗、正に是の如く、かの諸佛世尊・大聲聞の滅後、種々の名、種々の族、種々の種、種々の姓より出家せる後の諸弟子は、その梵行を速かに滅せしめしなり。

然れどもこれ等の諸佛も、その心を以て聲聞弟子の心を知りて教誡するには疲厭なかりしなり。舍利弗、昔隨葉佛應供等正覺は、或る怖畏林に於て、その心を以て千比丘衆の心を知りて教誡し給へり。「是の如く思惟すべし、是の如く思惟すべからず、是の如く念ずべし、是の如く念ずべからず、是は捨すべし、是を具足して住すべし」と。かくて舍利弗、隨葉佛應供等正覺によりて是の如く教誡されたるかの千比丘衆は、執著を離れ其の心漏より離脱せり。舍利弗、その時、怖畏林の恐怖中に在りて、何人にても未離欲の者かの林中に入らば、身毛皆竪つ故なり。舍利弗、これ毘婆尸佛・式佛・隨葉佛の梵行久住せざる因緣なり」。

三 「世尊、これに反して拘樓孫(カクサンダ)佛・拘那含牟尼(コーナーガマナ)佛・迦葉(カッサパ)佛の梵行久住するは何の[9]因緣によるや」。「舍利弗、拘樓孫佛・拘那含牟尼佛・迦葉佛は、聲聞弟子の爲に法を廣說するに疲厭せず、弟子の爲に多くの契經・祇夜經・授記經・偈經・句經・因緣經・本生經・未曾有經・方等經あり、弟子の爲に學處を制し波羅提木叉を制し給へり。この諸佛世尊・大聲聞等の滅後、種々の名、種々の族、種々の種、種々の姓より出家せる後の諸弟子は、その梵行を久住永存せしめたり。舍利弗、譬へば板上に置かれた

る糸にて括れる種々の花は、風吹きて散壞することなきが如し。そは何によるや、糸にて括るが故なり。舍利弗、正に是の如くかの諸佛世尊・大聲聞等の滅後、種々の名、種々の族、種々の姓より出家せる後の諸弟子は、その梵行を久住永存せしめしなり。舍利弗、これ拘樓孫佛・拘那含牟尼佛・迦葉佛の梵行久住せし因緣なり」と。

四　その時、長老舍利弗は座より立ち、偏袒右肩し合掌して世尊に斯く白せり、「世尊、今正にその時なり。善逝、今正にその時なり。世尊、諸弟子の爲に學處を制し、波羅提木叉を誦出し、よつてその梵行を久住せしむべき時なり」と。「舍利弗、汝待つべし。舍利弗、汝待つべし。如來は自らその時を知る。舍利弗、僧中に未だ何等かの有漏法生起せざる限りは、如來は聲聞弟子の爲に學處を制せず、波羅提木叉を誦出せず。舍利弗、僧中に何等の有漏法の生起せる時、その時如來は聲聞弟子の爲、彼等の有漏法を斷ぜんが爲に、學處を制し波羅提木叉を誦出すべし。舍利弗、僧衆未だ多[8]くの經驗ある者にて大とならざる間は、僧中に何等かの有漏法起らざるべし。舍利弗、僧衆多くの經驗ある者にて大となりた

る時、僧中に何等かの有漏法起るべし。その時如來は諸弟子の爲、彼等の有漏法を斷ずる爲に、學處を制し波羅提木叉を誦出すべし。舍利弗、僧衆發達して大とならざる間は、僧中に何等かの有漏法起らざるべし。舍利弗、僧衆發達して大となりたる時、僧中に何等かの有漏法起るべし。その時如來は諸弟子の爲、彼等の有漏法を斷ずる爲に、學處を制し波羅提木叉を誦出すべし。舍利弗、僧衆未だ利養の大なるを得ざる間は、僧中に何等かの有漏法起らざるべし。舍利弗、僧衆大利養を得る時、僧中に何等かの有漏法起るべし。その時如來は諸弟子の爲、彼等の有漏法を斷ずる爲に、學處を制し波羅提木叉を誦出すべし。舍利弗、僧衆未だ多聞の大なるを得ざる間は、僧中に何等かの有漏法起らざるべし、舍利弗、僧衆多聞の大を得る時、僧中に何等かの有漏法起るべし、その時如來は諸弟子の爲、彼等の有漏法を斷ずる爲に、學處を制し波羅提木叉を誦出すべし。舍利弗、比丘僧は實に垢濁なく、罪者なく、黑法者なく、純淨にして眞實地に住す。舍利弗、實にこれ等五百の比丘衆中最劣の者も、須陀洹に入り不墮惡趣者となり、決定して正覺に到る者なり」と。

四　その時世尊は長老阿難に曰へり、「阿難、請を受けて安居に入らば、告げずして諸國遊行に出でざるは如來の常法なり。いで阿難、毘蘭若婆羅門に告ぐべし」と。「承りぬ、世尊」と長老阿難は應へぬ。その時世尊は下衣を著し、鉢と外衣とを持して、長老阿難を從者として毘蘭若婆羅門の住處に到り、到り已りて設けの座に著きたまへり。

その時毘蘭若婆羅門は世尊の所に到り、世尊を拜して一方に坐せり。一方に坐し已れる毘蘭若婆羅門に、世尊は斯く曰へり、「婆羅門、汝に請ぜられて雨安
11 居に入りし我等は(今)汝に暇を告げて諸國遊行に出でんと欲す」と。「瞿曇、實に我に請ぜられてこゝにて安居に入れり、然も供養すべきを未だ供養せず。そは物無きに非ず、又與ふる意なき故に非ず、そは何の故なるや、家に在りて事務多く爲すべき事多きが故なり。尊師、世尊は比丘衆と共に明日の食事をとり給はんことを我に許し給へ」と。世尊は默然として之を許し給へり。その時世尊、毘蘭若羅門に法話をなして教示訓誡し、踊躍歡喜せしめて座より立ちて去り給へり。

その時毘蘭若婆羅門は、その夜過ぎて已が家に於て美味なる硬軟の食を調へ

しめ、世尊に食事の時を告げしめたり、「瞿曇、時到れり、食事の準備なれり」と。その時世尊は晨朝、下衣を著し鉢と外衣とを取りて毘蘭若婆羅門の家に到り、比丘衆と共に設けの座に著き給へり。その時毘蘭若婆羅門は、佛を上首とする比丘衆に、手づから美味なる硬軟の食を供し、飽滿に至らしめ、食事已りて鉢より手を放き給へる世尊に三衣を施與し、また諸比丘にも各一組の衣布を施せり。その時世尊は毘蘭若婆羅門に法話をなして教示訓誡し、踊躍歡喜せしめて坐より立ちて去り給へり。

　その時世尊は隨意に毘蘭若に住し給ひて、須離（ソーレッヤ）の町、僧伽尸（サンカッサ）國、カンナクッヂャ國に入り、更に波夜迦（パヤーガ）の渡場に到り、其處より洹河を渡りて波羅奈（バーラーナシー）に到り給へり。かくて世尊は波羅奈に於て隨意に住して、毘舍離（ヹーサーリ）國に向ひて遊行に發ち給ひ、順次に歷遊して毘舍離國に到り、其處にて世尊は毘舍離國大林の重閣講堂に住し給へり」。

毘蘭若品竟る

五―一　その時毘舍離附近に迦蘭陀（カランダ）と名づくる村あり、其處に須提那（スディンナ）迦蘭陀子（カランダカプッタ）

と名づくる長者の子ありき。時に須提那迦蘭陀子は或る用務をもちて、多くの[12]僚友と共に毘舍離に行けり。その時世尊は大衆に圍繞せられて坐し、說法し給へり。須提那迦蘭陀子は世尊の大衆に圍繞せられて坐し、說法し給ふを見て是の如く思へり、「我亦說法を聞くべし」と。かくて須提那迦蘭陀子は、かの聽衆の所に到りて一處に座せり。一處に坐し已りて謂へらく、「世尊の說示し給へる法を我が了解するが如くんば、家に在りて住せる者には、完全無缺にして清淨無垢、磨かれたる眞珠貝の如き梵行を修することは容易に非ず、我宜しく髮鬚を剃除して袈裟衣を著し、家より出でゝ家なき身となるべきなり」と。

その時彼の大衆は、世尊の說法によりて說示教誡され、踊躍歡喜せしめられて坐より立ち、世尊を拜し右繞して去れり。時に須提那迦蘭陀子は衆人の起ち去るや直ちに世尊の所に詣り、世尊を拜して一方に坐せり。一方に坐し已りて彼は世尊に斯く白せり、「世尊、世尊の說示し給へる法を我が了解するが如くんば、家に在りて住する者には、完全無缺にして清淨無垢、磨かれたる眞珠貝の如き梵行を修することは容易に非ず。世尊、我は髮鬚を剃除して袈裟衣を著し、家よ

り出でゝ家なき身とならんと欲す。世尊、我を出家せしめ給へ」と。「須提那、汝は父母によりて家より出でゝ家なき身となるを許されたりや」。「世尊、我未だ父母によりて家より出でゝ家なき身となるを許されず」。「須提那、如來は父母に許されざるの子を出家せしめず。「然らば世尊、父母我に家より出でゝ家なき身となるを許さば、我しかせん」と。

二　時に須提那迦蘭陀子は、毘舍離に於て用務を作し已り、迦蘭陀村の父母の許に到れり。到り已りて父母に斯く言へり、「父母、世尊の說示したまへる法を我が了解するが如くんば、家に在りて住する者には、完全無缺にして清淨無垢、磨かれたる眞珠貝の如き梵行を修することは容易に非ず。我は髮鬚を剃除して袈[13]裟衣を著し、家より出でゝ家なき身とならんと欲す。我に出家を聽したまへ」と。斯く言はれて須提那迦蘭陀子の父母は彼に言へり、「我が須提那、汝は實に我等が寵愛する唯一人子にして、幸福に成長し安樂に育てられたり。須提那、汝は苦の何物をも知らず、我等は死によりても汝と別るゝを欲せず、況んや生存せる汝の出家するを聽さんや」と。二度迦蘭陀子須提那は父母にかく言へり、「父母、

……聽したまへ」と。再度彼の父母は彼に云へり、「……聽さんや」と。

かくて迦蘭陀子須提那は、「父母は我に家より出でゝ家なき身となるを聽したまはず」とて、そこなる數物もなき地上に臥せり、「此處にて我は死か然らずんば出家を得べし」とて。かくて迦蘭陀子須提那は、一日の食を取らず、二日の食も取らず、三日の食も取らず、四日の食も取らず、五日の食も取らず、六日の食も取らず、七日の食も取らざりき。その時彼の父母は彼に斯く言へり、「須提那、汝は實に我等の寵愛する唯一人子にして、幸福に成長し安樂に育てられたり。須提那、汝は苦の何物をも知らず、我等は死によりても汝と別るゝを欲せず、況んや生存せる汝の出家するを聽さんや。我が須提那、立てよ、食し飲み而して樂しめ、汝食し飲み樂しみ愛欲を享受しつゝ福德を行じて樂しむべし、我等汝に出家するを聽さず」と。斯く言はるゝも、須提那迦蘭陀迦子は默然たりき。二度……乃至……三度須提那迦蘭陀迦子の父母は彼に斯く言へり、「……我等汝に出家するを聽さず」と。

三　時に須提那迦蘭陀子の友は彼の所に到りて斯く言へり、「友、須提那、汝は父

14 母の寵愛する唯一人子にして幸福に成長し安樂に育てられたり、汝は苦の何物をも知らざるなり、汝の父母は死によりても汝と別るゝを欲せず、況んや生存せる汝に、家より出でて家なき身となるを聽さんや。立てよ須提那、飲み食し且つ樂しめよ、汝飲み食し且つ樂しみ、愛欲を享受し福德を行じて樂しむべし、父母は汝に出家するを聽さず」と。かく言はるゝも須提那默然なりき。二度…乃至…三度須提那の友は彼に言へり、「須提那、汝は……」。三度須提那は默然たりき。

四　時に須提那迦蘭陀子の友は彼の父母の許に至れり。至り已りて父母に言へり、「父母、かの須提那は「此處にて我は死か或は出家を得べし」とて、敷物もなき地上に臥せり。若し卿等須提那に出家を聽さざれば、そこに死來るのみ。然れども若し彼に出家を聽さば、出家せるも彼を見るを得べし。若し須提那にして出家を樂しまざる時、彼に他に何の道かあらん、その時こそ彼は歸り來るべし。彼に出家を聽したまへ」と。「卿、我等須提那に出家するを聽すべし」と。かくて須提那の友は須提那の所に到りて斯く語れり、「友、須提那、立てよ、汝は父母によりて家を出でゝ家なき身となるを聽されたり」と。

その時須提那迦蘭陀子は「我遂に父母によりて出家するを聽されたり」とて踊躍歡喜し、手にて身を拭きて立てり。かくて須提那は數日にして體力を得、世尊の所に詣れり。詣り已りて世尊を禮し一方に坐せり。一方に坐し已りて須提那は世尊にかく白せり、「世尊、我は父母によりて家より出でゝ家なき身となる[15]を聽されたり。世尊、我を出家せしめ給へ」と。須提那迦蘭陀子は世尊の許(みもと)に於て出家を得、進具を得たり。進具を得たる後、やがて長老須提那は是の如き頭陀行の修行を行ぜり、卽ち阿蘭若住者・乞食者・糞掃衣者・次第乞食者となりて、或る跋耆(ヴァッヂー)族の村の近くに住せり。

五　その時、跋耆は飢饉にして食を得ること難く、白骨狼藉たり、作物は葉莖のみを生じ、施與の食にて活くること容易ならざりき。時に長老須提那謂(おも)へらく「今や跋耆は飢饉にして食を得ること難く、白骨狼藉たり、作物は葉莖のみを生じ、施與の食にて活くること容易に非ず。然るに毘舍離には、我に多くの親戚ありて實(げ)に富者にして食物多く、金銀豐かに財物夥しく穀物豐富なり。我宜しくかの親戚に依止して住すべし、親戚は我に依りて布施を作し福德を行ぜん」かくて我

比丘は利を得、我亦乞食を苦とせざるべし」と。かくて長老須提那は、房舍を攝め衣鉢を執りて毘舍離に向ひて發ち、次第に遊行して毘舍離に達し、そこにて彼は大林の重閣講堂に住せり。長老須提那の親戚は聞きぬ、「實に須提那迦蘭陀子は毘舍離に來れり」と。かくて彼等は長老須提那に六十大盤の供養食を捧げたり長老須提那はこの六十大盤の食を諸比丘に贈り、晨朝下衣を著し上衣と鉢とを取りて、乞食の爲に迦蘭陀村に入り、迦蘭陀村にて次第乞食をなして已が父の家に到れり。

六　その時長老提須那の親家の婢ありて、前夜の殘粥を捨てんとせり。長老須提那はかの婢に斯く言へり、「妹よ、若しそを捨つべくんば、この我が鉢中にうつせ」と。かくて須提那の親家の婢は、かの殘粥を須提那の鉢中にうつす時、手足及び聲の相によりて彼たるを識れり。

かくて長老須提那の親家の婢は、須提那の母の許に到りて告げぬ、「やよ、我が主、息子須提那の來れるを知り給ふや」と。「若し汝の言にして實ならば、我は汝の婢たるを免ぜん」と。その時長老須提那は、かの前夜の殘粥を、一牆下に寄りて食せ

16り。長老須提那の父も、作事より歸り來りて、須提那が殘粥を一牆下に寄りて食せるを見たり。見已りて長老須提那の所に到り斯く言へり、「やよ須提那、汝前夜の殘粥を食するや。須提那、汝已が家に行くべきに非ずや」と。「居士、我は既に汝の家に行き、そこにてこの殘粥をば〔得たる〕なり」と。

その時長老須提那の父は、須提那の手を捉りて彼に斯く言へり、「やよ須提那、來れ、我が家に行かん」と。かくて長尼須提那は已が父の家に到りて設けの座に著けり。時に長老須提那の父は、彼に斯く言へり、「やよ、須提那、食せよ」と。「止みなん、居士、我已に今日の食事を作し了れり」。「須提那、〔さらば〕明日の食を諾(う)けよ」と。長老須提那は默然として諾へり。かくて長老須提那は座より立ちて去りぬ。

時に長老須提那の母は、其の夜過ぎて、綠の牛糞にて地を塗らしめ、一は金貨、一は黄金なる、二の積重(つみかさね)を作らしめぬ。積重は斯くも大なりき、卽ちこの側に立てる男子はかの側に立てる男子を見ず、かの側に立てる男子はこの側に立てる男子を見ざるなりき。この積重を敷物にて覆はしめ、その中間に座を設け、圍(めぐ)らす

に幔を以てせしめ、長老須提那の故の妻に告げて云へり、「やよ、嫁、汝は息須提那の好めるかの衣裝もて飾れ」と。「畏りぬ、姑よ」と長老須提那の故の妻は須提那の母に應へぬ。

七　かくて長老須提那は、晨朝下衣を整へ上衣と鉢とを持し、己が父の家に到りて設けの座に著きぬ。時に長老須提那の父は須提那の所に到り、かの積重を開かしめて長老須提那に言ひぬ、「我が須提那、こは汝の母方より來れる婦人の財にして、尚他に父の財あり、祖父の財あり。我が須提那、汝俗に還りて財を享け、〔また一方に〕功德を行ずるを得べし。來れ須提那、汝俗に還りて財を享け又功
17 德を行ぜよ」と。「父よ、我強ひて努むるにも非ず難きを犯せるにも非ず、我歡びて梵行を修せるなり」と。

二度…乃至…三度長老須提那の父は須提那に斯く言へり、「我が須提那、こは汝の母方より來れる、婦人の財にして、尚他に父の財あり、祖父の財あり、須提那、汝俗に還りて財を享け、功德を行ずることを得べし、來れ須提那、汝俗に還り、財を享け又功德を行ぜよ」と。「居士、我は卿に語らんと欲す、卿若し瞋らざれば」。

「須提那、語るべし」。「然らば、居士、卿は大なる麻布の嚢を作らしめてこの金貨・黄金を滿たし、車にて運ばしめ、恒河(ガンガー)の中流に投ずべし。何が故ぞ、居士、〔しかせば〕そを因として汝に存する怖れ或は驚き或は恐畏或は心勞、そは汝に存せざるべし」と。是の如く言はれて長老須提那の父は喜ばざりき、「何ぞ、息須提那、是の如く言ふや」とて。かくして長老須提那の父は須提那の故の妻に告げぬ、「然らば、嫁、汝は寵愛のもの、されば息須提那も汝とは語を交すべし」と。かくて長老須提那の故の妻は、須提那の兩足を捉(と)りて彼に斯く言へり、「我が夫、夫(きみ)がそを得んが爲に梵行を修したまふてふ、かの天女は如何なるものならん」と。「妹、我は天女の爲に梵行を修するに非ず」と。その時長老須提那の故の妻は、「我が夫須提那は、今日より我を妹なる語にて呼べり」とて悶絶してその場に倒れぬ。

八　時に長老須提那は父に斯く言へり、「居士、若し食を與ふべくんば與へよ、我等を困惑せしむること勿れ」と。「我が須提那、食せよ」と。かくて長老須提那の父母は、手づから須提那に味美(よ)き硬軟の食を供して、滿足せしめ充分に食せしめぬ。時に須提那の母は、食し已りて鉢より兩手を放(お)ける長老須提那に斯く言へ

り、「我が須提那、この家は實に財豐かに食多く、豐饒なる金銀財貨資具下婢あり。須提那、汝俗に還りて財を享け、功德を行ずるを得。來れ須提那、俗に還りて財を享け、且つ功德を行ぜよ」と。「母、我は強ひて努むるにも非ず、難きを犯せる[18]にも非ず、我歡びて梵行を修するなり」と。

二度…乃至…三度長老須提那の母は須提那に言へり、「須提那、この家は實に財豐かに食多く、豐饒なる金銀財貨資具下婢あり。然らば、須提那、績種(後嗣)を與へよ、我等をして無子者とし離車(リッチャヴィ)王をして財を沒收せしむること勿れ」と。「母よ、それは我に爲し能ふところなり」。「須提那、汝今何處に住するや」。「母、大林中なり」と。かくて長老須提那は座より起ちて去れり。

九　時に長老須提那の母は、須提那の故の妻を呼びて言へり、「然らば嫁、汝經婦となりて月華[9]起り已らば我に告ぐべし」と。「畏りぬ、姑よ」と、須提那の故の妻は須提那の母に諾へり。

時に久しからずして須提那の故の妻は經婦となり月華起れり、かくて須提那の故の妻は須提那の母に言へり、「姑(はは)、我は經婦たり、我に月華起り已れり」と。「然ら

ば嫁、汝は息須提那の好めるかの衣裝もて飾れ」。「畏りぬ、姑」と長老須提那の故の妻は須提那の母に諾へり。

かくて長老須提那の母は須提那の故の妻を伴ひて、大林なる長老須提那の所に到れり。到り已りて須提那に言ひぬ、「我が須提那、この家は實に財豐かに食多く、豐饒なる金銀・財貨・資具・下婢あり。然らば須提那、種を與へよ、我等をして無子者とし、離車王をして財を沒收せしむること勿れ」と。「母、それは我に爲し得るところなり」とて、故の妻の腕を捉りて大林中に入り、未だ制戒せられざるが故にその罪たるを知らずして、故の妻と三度不淨法を行ぜり。〔かくて〕かの女は彼によりて胎を受けぬ。

〔時に〕地居天は叫喚しぬ、「實に無垢濁・無惡罪の我が僧衆に、須提那迦蘭陀子によりて垢濁を生じ惡罪を起しぬ」と。地居天の叫を聞きて四王天も叫喚せり…乃至…忉利天…乃至…夜摩天…乃至…兜率天…乃至…化樂天…乃至…他化自在[19]天…乃至…梵衆天も叫喚せり、「實に無垢濁無惡罪の我が僧衆に、須提那迦蘭陀子によりて垢濁を生じ惡罪を起しぬ」と。かくてその聲は忽ちにして梵天界に至

るまで達せり。

時に長老須提那の故の妻は、かの胎兒の成熟によりて男兒を生めり。長老須提那の友はかの兒に續種なる名を附し、須提那の故の妻には續種母なる名を附し、長老須提那には續種父なる名を附しぬ。彼等は後に至りて共に出家して阿羅漢果を證せり。

一〇　その時長老須提那は疑悔を生ぜり、「實に我に不利なり、實に我に利あらず、實に我に惡利なり、實に我に善利にあらず、我是の如き善く說かれたる法律中に出家して、終生完全無缺・清淨無垢なる梵行を修すること能はず」とて。かくて彼はこの疑悔の爲、形體枯瘦、顏貌憔悴し、脈管悉く四肢に現はれ、心碎け沈み悲しみ、後悔落膽せり。

時に長老須提那の友諸比丘は須提那に斯く語れり、「友、須提那、汝前には色麗はしく諸根肥え、顏色よく皮膚の色好かりき。然るに今汝は形體枯瘦、顏貌憔悴し、脈管悉く四肢に現はれ、心碎け沈み悲しみ、後悔落膽す。友、須提那、汝梵行を修するを樂しまざるや」と。「友、我は梵行を修するを樂しまざるに非ず、我に

悪行ありて爲されたり、我は故の妻と不淨法を行ぜり。友、それに對して我にかく疑悔あり『……清淨の梵行を修し得ず』とて」。「友、須提那、實に疑念あるべし、實に汝に後悔あるべし。汝は是の如き善く說かれたる法律中に出家して、終生完全無缺・清淨無垢なる梵行を修すること能はず。友、世尊は種々の方便を以て離欲の爲に法を說きたまひ、具欲の爲に非ず。離縛の爲に法を說き給ひ、具縛の爲に非ず。無執著の爲に法を說き給ひ、有執著の爲に非ざるなり。ここに友、汝は實に世尊によりて、離欲の爲に說かれし法に於て具欲の爲となし、離縛の爲
20
に說かれし法に於て具縛の爲となし、無執著の爲に說かれし法に於て有執著の爲となす。友、世尊は種々の方便を以て、欲を離るゝ爲に法を說き給ひ、憍慢を破す爲、渇を離脫する爲、愛を除く爲、〔三界に生ずる〕種を斷ずる爲、愛盡の爲、離欲、滅盡、涅槃の爲に法を說きたまひしに非ずや。友、世尊は種々の方便を以て欲の斷滅を說き、欲想の知を說き、欲欲の調伏を說き、欲覺の滅を說き、欲熱の靜止を說きたまひしに非ずや。友、これ未信者に信を起さしめ、已信者に信を增長せしむる所以に非ず。友、これは寧ろ未信者に不信を起さしめ、已信者の或る者を他

に轉向せしむる所以なり」と。

一一　時にかの諸比丘は種々の方便を以て長老須提那を呵責し、世尊にこの事を白せり。時に世尊はこの因緣によりて比丘僧を集めしめ、長老須提那に問ひ給へり、「須提那、汝實に故の妻と不淨法を行ぜりや」と。「眞實なり、世尊」と。

佛世尊は呵責し給へり、「愚人、これ適法に非ず、隨順行に非ず、威儀に非ず、沙門行に非ず、淨行に非ず、爲すべからざる所なり。汝愚人、何ぞ是の如き善く說かれたる法律中に出家して、終生完全無缺、清淨無垢なる梵行を修すること能はざるや。我、種々の方便を以て離欲の爲に……ここに於て、愚人、汝は實に、我、離欲の爲に說きし……（有執著の）爲となす。愚人、我、種々の方便を以て欲を離るゝ爲に……（欲熱の）靜止を說きしに非ずや。愚人、寧ろ怖るべき毒牙の口中に男根を入るゝも、女人の根中に入るゝこと勿れ。愚人、寧ろ毒蛇の口中に男根を入るゝも、女人の根中に入るゝこと勿れ。愚人、寧ろ燃え盛れる火坑中に男根を入るゝも、女人の根中に入るゝこと勿れ。何が故ぞ。愚人、かの因によりては實に死或は死にも等しき苦を受くべし、而もその爲に身壞命終の後、惡處・惡趣・

惡生・地獄に生るゝことなし。然れども愚人、この因によりては身壞命終の後、
21 惡處・惡趣・惡生・地獄に生るべし。汝愚人、ここに汝は實にかの罪業・卑業・惡行・汚行・(10)末水法・隱處法・唯有二人成就法を行ぜり。愚人、汝は衆多不善法の最初の犯行者、先驅者なり。愚人、これ未信者に信を起さしめ、已信者に信を增長せしむる所以に非らず。愚人、これ實に未信者に不信を起さしめ、又已信者の或るものを他に轉向せしむるものなり」と。

かくて世尊は種々の方便を以て長老須提那を呵責したまひ、扶養し難く給養し難く、多欲にして足るを知らず、衆中に交はりて放逸なるの非を說き給ひ、扶養し易く給養し易く、少欲知足にして清淨、頭陀を好み、端正にして衆中に交はらず、勇猛精進なるを讚歎し給ひ、諸比丘の爲に適切隨順なる法話をなして、諸比丘に曰（のたま）へり。「諸比丘、然らば我、十利の爲の故に、諸比丘の爲に學處を制すべし。(11)僧を攝する爲に、衆僧安樂の爲に、惡人を調伏する爲に、善比丘安樂に住する爲に、現世の漏を斷ぜんが爲に、末世の漏を滅せんが爲に、未信者をして信ぜしめんが爲に已信者をして信を增長せしめんが爲に正法久住の爲に律を愛重する爲に。

諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も不淨法を行ぜば、波羅夷にして共住すべからざるものなり」

と、是の如く世尊は諸比丘の爲にこの學處を制し給へり。

須提那品竟る

六　その時、一比丘は毘舍離の大林に於て、飲食を以て獼猴を誘惑ひ、彼と不淨法を行ぜり。時にかの比丘は晨朝下衣を整へ、上衣と鉢とを取りて乞食の爲に毘舍離に入りぬ。その時衆多の比丘は房舍巡行をなして、かの比丘の精舍に到れり。かの獼猴は諸比丘の遙かに來れるを見、見已りてかの諸比丘に近づき、諸比
22 丘の前にて臀を振り尾を擧げ臀を現示して婬相をなせり。時に諸比丘謂へらく、「かの比丘は必ずこの獼猴と不淨法を行ずるなり」とて、一方に隱れぬ。時にかの比丘は毘舍離に於て乞食を行じ、獲たる食を持ちて歸れり。時にかの獼猴かの比丘の許に到れり。かの比丘はその食の一分を自ら食し、一分をかの獼猴に與へぬ。かくてかの獼猴はその食を食し已り、かの比丘に向ひて臀を現示し、

彼の比丘は獼猴と共に不淨法を行ぜり。

時に諸比丘はかの比丘に言へり、「友、世尊は學處を制したまひしに非ずや、汝何が故に獼猴と不淨法を行ずるや」と。「友、實に世尊は學處を制したまへり、されどそは人女とのことにして畜生とのことに非ず」。「友、實にそは然なり。友、〔されどそは〕適法に非ず、隨順行に非ず、威儀に非ず、沙門行に非ず、淨行に非ず、爲すべからざる所なり。何ぞ汝是の如く善く說かれたる法・律中に出家して、終生完全清淨なる梵行を修すること能はざるや。友、世尊は種々の方便を以て、離欲の爲に法を說きたまひ、具欲の爲に非ず…乃至…欲熱の靜止を說きたまへるに非ずや。友、これ未信者をして信ぜしめ……轉向せしむるものなり」と。

かくて諸比丘は種々の方便を以てかの比丘を呵責し已りて、世尊にこの事を白せり。世尊はこの因緣によりて比丘衆を集めしめ、かの比丘に問ひ給へり、「汝比丘、實に獼猴と不淨法を行ぜるや」と。「眞實なり、世尊」と。世尊呵責したまへり、[12]「……二人成就法を行ぜり。愚人、これ未信者を信ぜしめ…乃至…「諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も不淨法を行ぜば、たとひ畜生と爲すとも、波羅夷にして共住すべからざるものなり」

と、是の如く世尊は諸比丘の爲にこの學處を制し給へり。

獼猴の事

[23] 七 その時、多くの毘舍離出身なる跋耆子（ヴァッヂプッタカー）比丘は、恣に食し恣に眠り恣に浴せり。恣に食し恣に眠り恣に浴して、憶念を忽（ゆるかせ）にし戒を捨てず戒羸（よわ）きを告示せずして不淨法を行ぜり。彼等は後に親族を喪ひ富を失ひ、病苦に逼られて心に感じ、長老阿難の所に到りて斯く言へり、「大德阿難、我等は佛を誹謗し法を誹謗し僧を誹謗するものに非ず。大德阿難、我等は己を誹謗するものにして、他人を誹謗するものに非ず。我等は實に德少なく福薄きものなり。我等は是の如き善く說かれたる法・律中に出家して、命終に至るまで完全淸淨なる梵行を修すること能はざりき。然れども大德阿難、願はくは我等、今世尊の御前（みもと）にて出家し進具するを得ん。願はくは我等、今善法を修持し、初夜・後夜に菩提分法を觀じ、專念に修行して住せん。德阿難、願はくは世尊にこの事を告げたまへ」と。「然せん、

友と、長老阿難は毘舍離出身なる跋耆子比丘に諾ひて、世尊の所に到れり。到り已りて世尊にこの事を白せり。

「阿難、跋耆人或は跋耆出身なるものの爲に、如來既に制せし聲聞弟子の波羅夷の學處を廢すてふ、是の處有ることとなし」と。かくて世尊この因緣によりて法話をなし、諸比丘に曰へり、「諸比丘、何れの比丘と雖も、戒を捨せず戒羸きを告示せずして不淨法を行ぜば、彼還り來るとも進具すべからず。諸比丘、若し戒を捨し戒羸きを告示して不淨法を行ずるは、彼還り來れば進具すべし。諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も、比丘の學戒を受け戒を捨てず戒羸きを告示せずして不淨法を行ぜば、たとひ畜生と爲すと雖も、波羅夷にして共住すべからざるものなり」と。

八―一　「何れの」とは、いかなる者をも――生により、名により、姓により、戒により、
24 精舍により、行域によりてのいかなる者をも――或は上臘或は下臘或は中臘、これを「何れの」と言ふなり。

⓮「比丘」とは、乞求の義の比丘、乞食に從事せる義の比丘、割截衣を著くる義の比丘、沙彌の比丘、自稱の比丘、善來比丘、三歸により進具せる比丘、善比丘、眞實比丘、有學比丘、無學比丘、和合僧の白四羯磨により遮難なく價値ありて進具を得たる義の比丘あり、その中かの和合僧の白日羯磨により遮難なく價値ありて進具されたるところの比丘、これこの處に於て意味さるゝ比丘なり。

「學」とは、三學あり、增上戒學、增上心學、增上慧學なり、その中かの增上戒學なるもの、これこの處に於て意味さるゝ學なり。

「戒」とは、世尊によりて制せられたる學處、これを戒と名づけ、これを學修するを「學戒を受け」と言ふ。

二　「戒を捨せず戒羸きを告示せずして」とは、諸比丘、 戒羸きを告げて而も捨戒にあらざるあり、或は戒羸を告げて捨戒なるあり。諸比丘、 如何が戒羸きを告げて而も捨戒に非ざる。諸比丘、 こゝに比丘あり、愁憂して樂しまず、沙門法より去らんと欲し、比丘たるを苦とし羞恥し嫌惡し、在家たるを樂ひ、優婆塞たるを樂ひ、淨人たるを樂ひ、沙彌たるを樂ひ、外道たるを樂ひ、外道の聲聞たるを樂ひ、非

沙門たるを樂ひ、非釋子たるを樂ひて、「我いま佛を捨てばや」と言ひて〔人に〕知らしめん。諸比丘、是の如きは戒羸きを告げて而も捨戒に非ざるなり。

或は又愁憂して樂しまず……非釋子たるを樂ひて、「我いま法を捨てばや」と言ひて人に知らしめ…乃至…「我いま僧を…乃至…我いま戒を…乃至…我いま律を…乃至…我いま學處を……我いま說戒を…乃至…我いま和尚を…乃至…我
25 いま阿闍梨を…乃至…我いま和尚弟子を…乃至…我いま阿闍梨弟子を…乃至…我いま同和尚を……我いま同阿闍梨を…乃至…我いま同梵行を捨てばや」と言ひて人に知らしめ…乃至…「我いま居士たらばや」と言ひて人に知らしめ…乃至…「我いま優婆塞とならばや」と…乃至…「我いま淨人たらばや」と…乃至…「我いま沙彌たらばや」と…乃至…「我いま外道たらん」と…乃至…「我いま外道聲聞とならばや」と…乃至…「我いま非沙門たらばや」と…乃至…「我いま非釋子たらばや」と言ひて人に知らしめん。諸比丘、是の如きは戒羸きを告示して而も捨戒に非ざるなり。

或は又愁憂して樂しまず……非釋子たるを樂ひて、「若しわれ佛を捨つれば如

何」と言ひて人に知らしめ…乃至…「若しわれ非釋子たらば如何」と言ひて人に知らしめ…乃至…「我も亦佛を捨てん」と言ひて人に知らしめ…乃至…「我も亦非釋子たらん」と言ひて人に知らしめ…乃至…「いでわれ佛を捨てん」と言ひて人に知らしめ…乃至…「いでわれ非釋子たらん」と言ひて人に知らしめ…乃至…「我に佛を捨てんとするあり」と言ひて人に知らしめ…乃至…「我に非釋子たらんとするあり」と言ひて人に知らしめん。諸比丘、是の如きは戒羸きを告げて而も捨戒に非ざるなり。

或は又愁憂して樂しまず…非釋子たるを樂ひて「われ母を憶ふ」と言ひて人に知らしめ…乃至…「われ父を憶ふ」と言ひて人に知らしめ…乃至…「われ兄弟を憶ふ」と…乃至…「姉妹……男兒……女兒……妻……親屬……親友……村……町……田……地……金……錢……技能」…乃至…「過去の談笑遊戲を憶ひ憬る」と言ひ[26]て人に知らしめん。諸比丘、是の如きも戒羸きを告げて而も捨戒に非ざるなり。

或は又愁憂して樂しまず…非釋子たるを樂ひて「我に母あり、我によりて養は

るべきなり」と言ひて人に知らしめ…乃至…「我に父あり、我によりて養はるべきなり」と言ひて人に知らしめ…乃至…「兄弟……姉妹……男兒……女兒……妻……親屬」…乃至…「我に親友あり、我によりて養はるべきなり」と言ひて人に知らしめん。諸比丘、是の如きも戒羸きを告げて而も捨戒に非ざるなり。

或は又愁憂して樂しまず、……非釋子たるを樂ひて、「我に母あり、我を養ふべし」と言ひて人に知らしめ…乃至…「我に父あり、我を養ふべし」と言ひて人に知らしめ…乃至…「我に親友あり、我を養ふべし」と言ひて人に知らしめ…乃至…「我にあり、それによりてわれ生活すべし」と言ひて人に知らしめ…乃至…「我に町あり、それによりてわれ生活すべし」と言ひて人に知らしめ…乃至…田……地……錢……「我に技能あり、それによりてわれ生活すべし」と言ひて人に知らしめん。諸比丘、是の如きも戒羸きを告げて而も捨戒に非ざるなり。

或は又愁憂して樂しまず……非釋子たるを樂ひて、「修行は苦なり」と言ひて人に知らしめ…乃至…「樂にあらず」と言ひて人に知らしめ…乃至…「われ精進せずと言ひて人に知らしめ…乃至…「われ努力せず」と言ひて人に知らしめ…乃至

「われ喜ばず」と言ひて人に知らしめ…乃至…「われ樂しまず」と言ひて人に知らしめん。諸比丘、是の如きも戒羸きを告げて而も捨戒に非ざるなり。

三　諸比丘、云何が戒羸きを告げて亦捨戒なるや。諸比丘、こゝに比丘あり、愁憂して樂しまず……非釋子たるを樂ひて、「われ佛を捨つ」と言ひて人に知らしめん。諸比丘、是の如きは戒羸きを告げて亦捨戒たるなり。

或は又愁憂して樂しまず……非釋子たるを樂ひて、「われ法を捨つ」と言ひて
27 人に知らしめ…乃至…「われ僧を捨つ」と云ひて人に知らしめ…乃至…戒を……律を……學處を……說戒を……和尚を……阿闍梨を……和尚の弟子を……阿闍梨の弟子を……同和尚を……同阿闍梨を……「われ同梵行を捨つ」と云ひて人に知らしめ…乃至…「我を居士として受けよ」と言ひて人に知らしめ…乃至…「我を優婆塞として受けよ」と言ひて人に知らしめ…乃至…淨人……沙彌……外道……外道聲聞……非沙門……「我を非釋子として受けよ」と言ひて人に知らしめん。諸比丘、是の如きも戒羸きを告げて亦捨戒たるなり。

或は又愁憂して樂しまず……非釋子たるを樂ひて、「われ佛を須ゐず」と言ひて

人に知らしめ…乃至…「われ同梵行を須ゐず」と言ひて人に知らしめん。是の如きも…乃至…。

或は又…乃至…「我何ぞ佛を須ゐん」と言ひて人に知らしめ…乃至…「我何ぞ同梵行を須ゐん」と言ひて人に知らしめん。是の如きも…乃至…。

或は又…乃至…「佛は我に益なし」と言ひて人に知らしめ…乃至…「同梵行は我に益なし」と言ひて人に知らしめん。是の如きも…乃至…。

或は又…乃至…「我よく佛より脱りたり」と言ひて人に知らしめ…乃至…「我よく同梵行より脱りたり」と言ひて人に知らしめん。是の如きも…捨戒たるなり

其の他凡て佛の號[14]、或は法の號、或は僧の號、或は戒の號……或は同梵行の號、或は居士の號……或は非釋子の號あり、それ等の相貌、表示、現相によりて言ひて人に知らしめん。諸比丘、是の如きは戒羸きを告げ亦捨戒たるなり。

四　諸比丘、云何が捨戒を成ぜざる。諸比丘、こゝにその相貌、その表示、その現相によりて捨戒さるゝあらんに、かの相貌、表示、現相によりて、顚狂人捨戒せば捨戒を成ぜざるなり。顚狂人の前にて捨戒せば捨戒を成ぜざるなり。喪心人

捨戒せば……喪心人の前にて……痛惱人……痛惱人の前にて……天神の前にて……畜生の前にて捨戒せば捨戒を成ぜざるなり。

中國〔語〕人が邊地〔語〕人の前にて捨戒せんに、彼若し了解せざれば捨戒を成ぜざるなり。邊地人が中國人の前にて……中國人が中國人の前にて……邊地人が[28]邊地人の前にて捨戒せんに、彼若し了解せざれば捨戒を成ぜざるなり。

戲笑の爲に捨戒し……騷擾の爲に捨戒し……說かざらんと欲して說き……說かんと欲して說かず……無智人に向ひて說き……有智人に向ひて說かず……或は又總ての人に說かざれば捨戒を成ぜざるなり。諸比丘、是の如きは捨戒を成ぜざるなり。

五　「不淨法」とは、かの罪行・卑行・惡行・末水法・隱處法・唯有二人成就法なり。これを不淨法と名づく。

「行ず」とは〔男〕相を以て〔女〕相に生支を以つて生支に〔入るゝことにして〕たとひ一胡麻子量を入るゝとも行ずとなす。これを行ずと言ふ。

「たとひ畜生と爲すと雖も」とは、畜生女と不淨法を行ずるも沙門に非ず釋子に

非ず、況んや人女とをや。是の故にたとひ畜生と爲すと雖もと言ふ。
「波羅夷」とは、恰も頭を斷たれたる人、彼の軀幹を以ては活き得ざるが如く、是の如く比丘にして不淨法を行ぜば、沙門に非ず、釋子に非ず。是の故に波羅夷と言ふなり。
「共住すべからざるものなり」とは、共住とは同一羯磨・同一說戒にて共に學修するもの、これを共住と名づく。それは彼と共にあらず、是の故に共住すべからずと言ふなり。

九―一　三種の女あり、人女・非人女・畜生女なり。三種の二根あり、人二根・非人二根・畜生二根なり。三種の[15]黃門あり、人黃門・非人黃門・畜生黃門なり。三種の男あり、人男・非人男・畜生男なり。
人女の三道に於て不淨法を行ぜば波羅夷なり、大便道・小便道・口なり。非人女の…乃至…畜生女の三道……口なり。人二根の…乃至…非人二根の…乃至…畜生二根の……口なり。
人黃門の二道に於て不淨法を行ぜば波羅夷なり、大便道・口なり。非人黃門の

：乃至：畜生黄門の：乃至：二道……口なり。

[29]二　比丘婬心を起して人女の大便道に生支を入らしむれば波羅夷なり。比丘……小便道：乃至：口に生支を入らしむれば波羅夷なり。比丘……非人女の：乃至：畜生女の：乃至：人二根の：乃至：非人二根の：乃至：畜生二根の大便道に：乃至：小便道に：乃至：口に生支を入らしむれば波羅夷なり。

比丘婬心を起して人黄門の大便道に：乃至：口に生支を入らしむれば波羅夷なり。比丘……非人黄門の……畜生黄門の……人男の……非人男の……畜生男の……大便道：乃至：口に生支を入らしむれば波羅夷なり。

三　比丘なる怨家、人女を比丘の前に伴ひ來りて、大便道を以て生支におかしめんに、彼若し入時に樂を覺え、入り已りて樂を覺え、停住に樂を覺え、出時に樂を覺えば波羅夷なり。比丘なる怨家……おかしめんに、彼若し入時に覺樂せず、入り已りて覺樂し、停住に覺樂し、出時に覺樂せば波羅夷なり。〔入時に覺樂せず、入り已りて覺樂せず、停住に覺樂し出時に覺樂せば波羅夷なり。入時に、入り已りて、停住に覺樂せず、出時に覺樂せば、波羅夷なり。入時に、入り已りて、停住に、出時に

覺樂せざれば不犯なり」。

比丘なる怨家、人女を比丘の前に連れ來りて、小便道を以て…乃至…口を以て生支におかしめんに、彼若し入時に覺樂し、入り已りて覺樂し、停住に覺樂し、出時に覺樂せば波羅夷なり。…乃至…覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家、人女の不眠なるを……眠れるを…乃至…醉へるを…乃至…狂へるを…乃至…顚倒せるを…乃至…死女の未だ〔鳥獸に〕喰はれざるを…乃至…死女の多分未だ喰はれざるを…乃至…波羅夷なり。死女の多分喰はれたるを比丘の前に連れ來りて、大便道を以て…乃至…小便道を以て…乃至…口を以て
30 生支におかんに、彼若し入時に覺樂し、入り已りて覺樂し、停住に覺樂し、出時に覺樂せば偸蘭遮なり。…乃至…覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家、非人女を…乃至…畜生女を…乃至…人二根を…乃至…非人二根を…乃至…畜生二根を比丘の前に連れ來りて、大便道を以て…乃至…小便道を以て、…乃至…口を以て、生支におかんに、彼若し入時に覺樂し……出時に覺樂せば波羅夷なり。…乃至…覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家、畜生二根の不眠なるを……乃至……眠れるを……死して多分喰はれざるを……乃至……波羅夷なり。死して多分喰はれたるを比丘の前に連れ來りて、大便道を以て……乃至……小便道を以て……乃至……口を以て生支におかんに、彼若し入時に覺樂し……乃至……出時に覺樂せば偸蘭遮なり。……乃至……覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家、人黄門を……乃至……非人黄門を……乃至……畜生黄門を比丘の前に連れ來りて、大便道を以て……乃至……口を以て生支におかんに、彼若し……出時に覺樂せば波羅夷なり。……乃至……覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家、畜生黄門の不眠なるを……乃至……眠れるを……死して多分未だ喰はれざるを……乃至……波羅夷なり。死して多分喰はれたるを比丘の前に連れ來りて、大便道を以て……乃至……口を以て生支におかんに、彼若し入時に……出時に覺樂せば偸蘭遮なり。……乃至……覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家、人男を……乃至……非人男を……乃至……畜生男を比丘の前に連れ來りて、大便道を以て……乃至……口を以て生支におかんに、彼若し入時に覺樂し……出

時に覺樂せば波羅夷なり。…乃至…覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家、畜生男の不眠なるを…乃至…眠れるを…死して多分未だ喰はれざるを…乃至…波羅夷なり。死して多分喰はれたるを比丘の前に連れ來りて、大便道を以て…乃至…口を以て生支におかんに、彼若し入時に覺樂し……出時に覺樂せば偷蘭遮なり。…乃至…覺樂せざれば不犯なり。

31 四　比丘なる怨家、人女を比丘の前に連れ來りて、大便道を以て…乃至…小便道を以て…乃至…口を以て生支におくに、[15]有隔を以て無隔に…乃至…無隔を以て有隔に…乃至…有隔を以て有隔に…乃至…無隔を以て無隔に對す。彼若し入時に覺樂し……出時に覺樂せば波羅夷なり。…乃至…覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家、人女の不眠なるを…乃至…眠れるを……死して多分未だ喰はれざるを…乃至…波羅夷なり。死して多分喰はれたるを比丘の前に連れ來りて、大便道を以て…乃至…小便道を以て…乃至…口を以て生支におかんに、有隔を以て無隔に……無隔を以て無隔に對す。彼若し入時に覺樂し……出時に覺樂せば偷蘭遮なり。…乃至…覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家、非人女…乃至…畜生女…乃至…人二根…乃至…非人二根…乃至…畜生二根を〔……〕有隔を以て無隔に…乃至…無隔を以て有隔に…乃至…有隔を以て有隔に…乃至…無隔を以て無隔に對す。彼若し〔……〕覺樂せば波羅夷なり。…乃至…覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家、畜生二根の不眠なるを…乃至…眠れるを……死して多分未だ喰はれざるを…乃至…波羅夷なり。死して多分喰はれたるを〔……〕覺樂せば偷蘭遮なり。…乃至…覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家、人黄門…乃至…非人黄門…乃至…畜生黄門…乃至…人男…乃至…非人男…乃至…畜生男を〔……〕覺樂せば波羅夷なり。…乃至…覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家、畜生男の不眠なるを…乃至…眠れるを…死して多分未だ喰はれざるを…乃至…波羅夷なり。死して多分喰はれたるを〔……〕覺樂せば偷蘭遮なり。…乃至…覺樂せざれば不犯なり。[32]

五　比丘なる怨家、比丘を人女の前に連れ來りて、生支を以て大便道に…乃至…

小便道に…乃至…口におかんに、彼若し入時に覺樂し……出時に覺樂せば波羅夷なり。覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家、比丘を人女の不眠なる者の…乃至…眠れる者の…乃至…醉へる者の…乃至…顚倒せる者の…乃至…狂へる者の…乃至…死して未だ喰はれざる者の…乃至…死して多分未だ喰はれざる者の…乃至…波羅夷なり。死して多分喰はれたる者の前に連れ來りて、生支を以て大便道に…乃至…小便道に…乃至…口におかん。彼若し入時に覺樂し……出時に覺樂せば偸蘭遮なり。覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家比丘を非人女の（……畜生女の……人二根の……非人二根の……畜生二根の……人黃門の……非人黃門の……畜生黃門の……人男の……非人男の……畜生男の…乃至…）覺樂せば波羅夷なり。覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家、比丘を畜生男の不眠なる者の…乃至…眠れる者の……死して多分未だ喰はれざる者の…乃至…波羅夷なり。死して多分喰はれたる者の（…乃至…）覺樂せば偸蘭遮なり。覺樂せざれば不犯なり。

六　比丘なる怨家、比丘を人女の前に連れ來りて、生支を大便道・小便道・口におかんに、有隔を以て無隔に、無隔を以て有隔に、有隔を以て有隔に、無隔を以て無隔に對す。彼若し入時に覺樂し……出時に覺樂せば波羅夷なり。覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家、比丘を人女の不眠なる者の…乃至…眠れる者の……死して多分未だ喰はれざる者の…乃至…波羅夷なり。死して多分喰はれたる者の(…乃
33 至…)有隔を以て無隔に……無隔を以て無隔に對せんに、(…乃至…)覺樂せば偸蘭遮なり。覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家、比丘を非人女の……畜生男の(…乃至…有隔を以て無隔に……)覺樂せば波羅夷なり。覺樂せざれば不犯なり。

比丘なる怨家、比丘を畜生男の不眠なる者の……死して多分未だ喰はれざる者の…乃至…波羅夷なり。死して多分喰はれたるものゝ(…乃至…有隔を以て無隔に……)覺樂せば偸蘭遮なり。覺樂せざれば不犯なり。

七　比丘なる怨家の細說されし如く、是の如く王怨家・賊怨家・放逸人怨家[17]・乾陀賊

怨家も亦然なり…乃至…。隔を説くこと是の如し。

道を以て道に入らしむるは波羅夷なり。

道を以て非道に入らしむるは波羅夷なり。

非道を以て道に入らしむるは波羅夷なり。

非道を以て非道に入らしむるは偷蘭遮なり。

比丘の眠れる比丘に於て行ず、目覺めて覺樂するは、倶に犯罪とすべし。目覺めて覺樂せざるは、汚行者を犯罪とすべし。

比丘の眠れる沙彌に於て行ず、目覺めて覺樂するは、倶に犯罪とすべし。目覺めて覺樂せざるは、汚行者を犯罪とすべし。

沙彌の眠れる比丘に於て行ず、目覺めて……犯罪とすべし。

沙彌の眠れる沙彌に於て行ず、目覺めて……犯罪とすべし。

八　不知者・不覺樂者・顚狂者・喪心者・痛惱者・最初の犯行者は不犯なり。

隔品竟る

一〇　獼猴、跋闍子、居士、裸形、外道、少女、蓮華色、續く根による二話、

母、娘、妻、弱〔脊〕、長根、二の瘡、泥女像、木女像、
スンダラと共にて五〔話〕、五墓處、骨、龍女、夜叉、餓鬼、黄門、敗根者、觸、
抜提城(ベッティヤ)に於ける阿羅漢、眠者、續く舍衛城に於ける四〔話〕、毘舍離に於ける三マ[18]
ーラー、夢に於けるバールカッチャカ、
スバッバー、サッダー、比丘尼、式叉摩尼、沙彌尼、淫女、黄門、居士婦、相互に、老出家、鹿。

一　その時一比丘、獼猴と不淨法を行ぜり。彼に悔心起りぬ、「世尊は學處を制し給へり、我もし波羅夷罪を犯せるに非ずや」と。世尊にこの事を白せり…乃至…。「比丘、汝は波羅夷罪を犯せり」と。

二　その時多くの毘舍離出身なる跋闍子比丘、戒を捨てず戒羸きを告げずして不淨法を行ぜり。彼等に悔心起りぬ、「世尊は學處を制したまへり、我等もし波羅夷罪を犯せるに非ずや」と。世尊にこの事を白せり…乃至…。「諸比丘、汝等は波羅夷罪を犯せり」と。

三　その時一比丘、「是の如きは我に不犯なるべし」とて、居士の生支によりて不淨法を行ぜり。彼に悔心…「…波羅夷なり」と。

その時一比丘、「是の如きは我に不犯なるべし」とて、裸形となりて不淨法を行ぜり。彼に悔心…「…波羅夷なり」と。

その時一比丘、「是の如きは我に不犯なるべし」とて、草衣を著して…乃至…木皮衣を著して…乃至…木板衣を著して…乃至…髮欽婆羅衣を著して…乃至…毛欽婆羅衣を著して…乃至…梟翅衣を著して…乃至…鹿皮衣を著して不淨法を行ぜり。彼に悔心…「…波羅夷なり」と。

四　その時一行乞比丘、床上に臥せる少女を見て欲意を起し、拇指を生支に入れ〔爲に〕かの女死せり。彼に悔心…乃至…。「比丘、波羅夷を犯さず、僧殘を犯せり」と。

35 五　その時一青年、蓮華色比丘尼に染著せり。時にかの青年は、行乞の爲に村に行ける蓮華色比丘尼の草屋に入りて隱れ坐せり。蓮華色比丘尼は食後行乞より歸りて足を洗ひ、草屋に入りて牀に坐せり。その時かの青年は蓮華色比丘尼を捉へて犯せり。蓮華色比丘尼は諸比丘尼にこの事を告げ、諸比丘尼また諸比丘にこの事を告げぬ。諸比丘は世尊にこの事を白せり。「諸比丘、覺樂せざれば不犯なり」と。

六　その時一比丘に女根生起し、世尊にこの事を白せり。「諸比丘、かの和尚・かの進具かの臘數の、諸比丘尼中に通ずるを聽す。比丘に對する罪にして比丘尼と共通なるもの、かゝる罪は比丘尼に於ても罪たり。比丘の罪にして比丘尼と共通せざるもの、かゝる罪は不犯なり」と。

その時一比丘尼に男根生起し、世尊にこの事を白せり。「諸比丘、かの和尚・かの進具・かの臘數の、諸比丘中に通ずるを聽す。比丘尼に對する罪にして比丘と共通なるもの、かゝる罪は、比丘に於ても罪たり。比丘尼に對する罪にして比丘と共通せざるもの、かゝる罪は不犯なり」と。

七　その時一比丘、「是の如きは我に不犯なるべし」とて、母と…乃至…娘と…乃至…妹と不淨法を行ぜり。彼に悔心起りぬ…乃至…。世尊にこの事を白せり。「比丘、汝は波羅夷罪なり」と。

その時一比丘、故の妻と不淨法を行ぜり。彼に悔心…「…波羅夷なり」と。

八　その時一比丘の弱脊なるあり。彼は憂苦に壞かれて己が生支を口に唖へぬ。彼に悔心…「…波羅夷なり」と。

その時一比丘の長根なるあり。彼は憂苦に壊れて己が生支を大便道に入れぬ。彼に悔心……「……波羅夷なり」と。

36 九　その時一比丘、死尸を見たり。その身に生支の周りに瘡ありき。彼は「是の如きは我に不犯なるべし」とて、かの生支中に己が生支を入れて瘡より出せり。彼に悔心……「……波羅夷なり」と。

その時一比丘、死尸を見たり。その身に生支の周りに瘡ありき。彼は「是の如きは我に不犯なるべし」とて、瘡中に己が生支を入れて、かの生支より出せり、彼に悔心……「……波羅夷なり」と。

一〇　その時一比丘、欲念盛にして泥女像の根に生支を觸れたり。彼に悔心……乃至……。「比丘、波羅夷に非ず、突吉羅なり」と。

その時一比丘、欲念盛にして木女像の根に生支を觸れたり。彼に悔心……「……突吉羅なり」と。

一一　その時王舍城より出家せるスンダラと名づくる比丘、車道によりて進み行けり。一女人ありて、「大德、暫し待ち給へ、われ敬禮せん」とて、禮しつゝ下衣

をあげて口に生支を咥へぬ。彼に悔心起れり…乃至…。「比丘、汝は覺樂せしや」。「世尊、われ覺樂せず」。「比丘、覺樂せざれば不犯なり」と。

一二　その時一女人、比丘を見て斯く言へり、「來れ、大德、不淨法を行ぜん」と。「止めよ、妹、そは聽されず」。「來れ、大德、我行ぜん、師行ずること勿れ、斯くせば、師に不犯なるべし」と。かの比丘は斯くなせり。彼に悔心起りぬ…乃至…。「比丘汝は波羅夷罪を犯せり」と。

その時一女人、比丘を見て斯く言へり、「來れ大德、不淨法を行ぜん」と。「止めよ、妹、そは聽されざるなり」。「來れ、大德、師行ぜよ、我行ぜざるべし、斯くせば師に不犯なるべし」と。かの比丘は斯くなせり。彼に悔心…「…波羅夷なり」と。

その時一女人、比丘を見て…「…そは聽されざるなり」と。「來れ、大德、內部に觸れて外部に泄（もら）せ…乃至…外部に觸れて內部に泄せ、斯くせば、師に不犯なるべし」と。かの比丘は斯くなせり。彼に悔心…「…波羅夷なり」と。

一三　その時一比丘墓處に到り、未だ鳥獸に喰はれざる死尸を見て、其に於て不
37 淨法を行ぜり。彼に悔心…「…波羅夷なり」と。

その時一比丘墓處に到り、多分未だ啖はれざる…「…波羅夷なり」と。

その時一比丘墓處に到り、多分已に啖はれたる…「…比丘、波羅夷に非ず、偸蘭遮なり」と。

その時一比丘墓所に到り、切られたる頭を見て、開ける口中に生支を入らしめ〔肉に〕觸れたり。彼に悔心起れり…乃至…。「比丘、汝は波羅夷罪を犯せり」と。

その時〔…乃至…〕口中に生支を入らしめ〔肉に〕觸れず〔…乃至…〕波羅夷に非ず、突吉羅なり」と。

その時一比丘、一女人に染著せり。かの女死して墓處に棄てられ、その骨分散せり。時にかの比丘墓處に到り、その骨を集めて女根〔を作り〕生支を入らしめたり。彼に悔心生ぜり…乃至「…比丘、波羅夷に非ず、突吉羅なり」と。

一四　その時一比丘、龍女と不淨法を行ぜり…乃至…夜叉と……餓鬼と……黄門と不淨法を行ぜり。彼に悔心…「…波羅夷なり」と。

一五　その時一比丘ありて敗根なりき。彼は「われ樂或は苦を受けず、是の如きは我に不犯なるべし」とて、不淨法を行ぜり…乃至…。世尊にこの事を白せり、「諸

比丘、かの愚人の受或は不受なるも倶に波羅夷なり」と。

一六　その時一比丘、「女人と不淨法を行ぜん」とて、觸れたる刹那に悔心生ぜり……乃至……。「比丘、波羅夷に非ず、偷蘭遮なり」と。

一七　その時一比丘、拔提城(バッディヤ)のチャーティヤー林にて日中の休息をなして臥し、彼の全支分は風に搖られ居たり。一女人これを見て、生支に坐して隨意になして去れり。諸比丘精にて濡るゝを見て、世尊にこの事を白せり。「諸比丘、五事[38]によりて生支勃起る、欲念により、大便により、小便により、風により、ウッチャーリンガ蟲の嚙むによる。諸比丘、この五事によりて生支勃起る。諸比丘、かの比丘に欲念によりて生支起ると云ふこと、この處(ことわり)あることなし。諸比丘、かの比丘は阿羅漢なり。諸比丘、かの比丘は不犯なり」と。

一八　その時一比丘、舍衞城安陀林(アンダ)にて日中の休息をなして臥せり。一牧牛女これを見てその生支に坐せり。かの比丘入時に覺樂し、入り已りて覺樂し、停住に覺樂し、出時に覺樂せり。彼に悔心起れり……乃至……。「比丘、汝は波羅夷罪を犯ぜり」と。

その時一比丘、舍衛城……一牧羊女これを見て……乃至……一取薪女これを見て……乃至……一取牛糞女これを見てその生支に……「……波羅夷なり」と。

一九　その時一比丘、毘舍離の大林中にて日中の休息をなして臥せり。一女人これを見て、その生支に坐して隨意になし、傍にありて笑ひて立てり。かの比丘目覺めてかの女人に斯く言へり、「汝はこれをなせりや」と。「然り、我はなせり」と。彼に悔心生ぜり……乃至……。「比丘、汝覺樂せりや」。「世尊、我覺樂せず」と。「比丘、知らざるは不犯なり」と。

二〇　その時一比丘、毘舍離の大林中にて日中の休息をなし、木に倚りかゝりて臥せり。一女人これを見てその生支に坐せり。かの比丘直ちに起き上れり。彼に悔心生ぜり……乃至……。「比丘、汝覺樂せしや」。「世尊、我覺樂せず」と。「比丘、覺樂せざるは不犯なり」と。

その時一比丘、毘舍離の大林中にて日中の休息をなし、木に倚りかゝりて臥せり。一女人これを見てその生支に坐せり。かの比丘起きて押しのけたり。彼に悔心生ぜり……乃至……。……「……覺樂せしや、……不犯なり」と。

二一　その時一比丘、毘舍離大林の重閣講堂にて日中の休息をなし、戸を開きて臥して彼の全支分は風に搖られ居たり。その時多くの女人、香・華・蔓を持して精
39 舍を巡觀せんとて僧園に來れり。その時かの女人等かの比丘を見て、生支に坐して隨意になし、「これ實に最上の丈夫なり」と言ひて、香華を供へて去れり。諸比丘〔精にて〕濡れたるを見て、世尊にこの事を白せり。「諸比丘、五事によりて生支勃起る…〔一七に同じ〕…諸比丘、かの比丘は不犯なり。諸比丘、日中に三昧に入る者は、戸を閉ぢて入るを聽す」と。

二二　その時一婆菟迦車（バールカチャ）の比丘、夢に故（もと）の妻と不淨法を行じ、「我は非沙門なり、僧より去らん」とて、婆菟迦車に趣く時、中途にて長老優波離（ウパーリ）を見てこの事を白せり。長老優波離は言へり、「尊者、夢によるは不犯なり」と。

二三　その時王舍城にスパッバーと名づくる信佛の優婆夷あり。かの女は是の如き信を有せり、「不淨法を施すものは最上の布施をなすものなり」と。かの女は比丘を見てかく言へり、「來れ、尊者、不淨法を行ぜん」と。「止めよ、妹、そは聽されざるなり」。「來れ、尊者、胸の內に觸れよ、斯くせば師に不犯なるべし」と。

…乃至…「來れ、尊者、 臍に觸れよ…乃至…腹のふちに……腰に……頸に……耳の穴に……毛髪のふさに……指の間に觸れよ」…乃至…。「來れ、尊者、 われ手にて行じて泄らさしめん、斯くせば師に不犯なるべし」と。かの比丘は斯くなせり。彼に悔心生ぜり。「比丘、 波羅夷を犯さず、僧殘を犯せり」と。

二四　その時舍衞城にサッダーと名づくる信佛の優婆夷ありき。かの女は是の如き信を有せり、「不淨法を施すものは最上の布施をなすものなり」と。かの女は比丘を見て是く言へり、「來れ、尊者、不淨法を行ぜん」と。「止めよ、妹、 そは聽されざるなり」。「來れ、尊者、 胸の内に觸れよ…乃至…。來れ、尊者、 われ手にて行じて泄らさしめん、斯くせば師に不犯なるべし」と。かの比丘は斯くなせり。彼に悔心生ぜり。「比丘、 波羅夷を犯さず、僧殘を犯せり」と。

二五　その時毘舍離にて離車(リッチャヴィー)族の青年等、比丘を捉へて比丘尼と行ぜしめたり。
40 倶に覺樂せり、倶に[波羅夷にて擯滅さるべし。倶に覺樂せず、倶に不犯なり。

その時毘舍離にて離車族の青年等、比丘を捉へて式叉摩尼と行ぜしめたり…乃至…沙彌尼と行ぜしめたり。倶に覺樂せり、倶に擯滅さるべし。倶に覺樂せ

ず、倶に不犯なり。

その時毘舍離にて離車族の青年等、比丘を捉へて遊女と行ぜしめたり…乃至…黄門と行ぜしめたり…乃至…居士婦と行ぜしめたり。比丘は覺樂せり、比丘は擯滅さるべし、比丘は覺樂せず、比丘は不犯なり。

その時毘舍離にて離車族の青年等、諸比丘を捉へて相互に行ぜしめたり。倶に覺樂せり、倶に擯滅さるべし。倶に覺樂せず、倶に不犯なり。

二六　その時一老出家の比丘、故の妻を見んとて往きぬ。かの女は、來れ、尊者、我等樂しまん」とて捉へたり。かの比丘退きて倒れ、かの女は上に就きて生支に坐せり。彼に悔心生ぜり…乃至…世尊にこの事を白せり。「比丘、汝覺樂せしや」。「世尊、我覺樂せず」と。「比丘、覺樂せざれば不犯なり」と。

二七　その時一比丘阿蘭若（アランニャ）に住せり。幼鹿來りて彼の小便を飲まんとて、生支を口に啣へたり。かの比丘は覺樂せり。彼に悔心生じ、世尊にこの事を白せり。「比丘、汝は波羅夷罪に非ず」と。

第一波羅夷竟る

註❶この章はMahāvagga VI, 31,5 ff及び Aṅguttara N. IV P. 172 (Mahāvagga)參照。

❷ Naḷeru 佛音の註(Samantapāsādikā)に夜叉の名とす。以下註と云ふ時は佛音の註を指す。

❸ arasarūpa　註によれば婆羅門は挨拶をなし尊敬合掌することを「味あり」とする故に瞿曇を無味者なりと云ふ。增支部の譯中、Nyāṇatiloka は"rücksichtslos"と譯し、Hare は"lacks taste"と譯す。善見律には「色無味なり、何を以ての故に、色有るのみにして實は味無し」と言ふ。

❹註に婆羅門は長者を敬禮するを社會的和樂とする故に言ふと。但し原語 nibbhoga は Here の增支部の譯に於けるが如く無財者卽ち社會的地位なきものとも見らるるが、今は bhoga を悅樂の意にとりて譯せり。尙善見律には「貢高」と言ふ、これ敬禮をせず高慢なることを言へるなり。

❺原語 tapaniya にして苦行者(tapassin)と同一語なり。

❻註によれば「思念深く精進にして決定に住する者の「無明滅して明起り……」如く「我が無明滅して明起れり……」と譯するを適當とすべきも今かく譯せり。

❼原語 vipallāsa　註によれば顚倒の妄見 viparitagāha なり、卽ち住處顚倒するが故に我が住處に非ずとし或はこれなりとし、又これ我等の村なり、村に非ずと倒亂することなり。佛是の顚倒を哀み且つ將來の衆生が飢饉にあふ時每に目連の如き大神通力者なき故に目連の願を許されざりしなり。

❽原語 rattaññumahata　は夜を知る卽ち出家以來多くの夜を知る意にして、永く出家し經驗あること卽ち僧衆の生じて長い時間を經過することなり。

⑨原語 utni ahosi pupphaṁ te uppannaṁ 事實は月經の已れる直後のことなるべし、佛音の註に血出でて斷ぜざれは胎を成ぜず、出で盡して受胎すと言ふ。十誦律には淨潔と言ひ、四分律有部律に月期と言ふ。

⑩末水法(odakantika)不淨法は「終りに水を用ふるもの」なるが故に言ふ。

⑪僧を攝す(saṅghasuṭṭhutāya)とは「よく如來の語を受け入れること」(vacanasampaṭicchanabhāvo)なりと佛音註す。

⑫五の一一と同じ。但女人の代りに獼猴とす。

⑬sāmaññāya bhikkhu 「沙門の比丘」の意なるも註によるに檀越の比丘を請ずる時の如く未だ進具せざる沙彌も比丘數に入るゝことなりとし、善見律にも「沙彌者亦名比丘」とするが故にかく譯せり。

⑭vevacana 形容語なり、今善見律の譯語による。註によれば佛、法等に名(nāma)と號あり、いづれによりても捨戒を成ず、「佛を捨つ」と言ふは名によるもの、「三藐三佛陀を捨つ」「無量意を捨つ」と言ふが如きは號によりて捨戒するなり。

⑮黃門(paṇḍaka)去勢せる者なり。

⑯有隔(santhata)物を以つて根をつつむなり。

⑰乾陀賊(uppalagandha)註によれば「人の心臟を取る者」の義にしてこの盜賊は心臟を取りて神に祠るが故に言ふ。この賊比丘を襲ひて物を取るに比丘を殺せば大罪となる故に女人を捉へ來りて戒を破らしめて殺すなり。

⑱原本 mallā となるも校訂者も言ふ如く mālā とすべきなり。(一〇の二一參照)

SC: Bhikkhu Vibhaṅga, Pārājika 2: *Adinnādāna*

第二波羅夷

一―一　その時佛世尊は王舍城耆闍崛山に在しき。その時衆多の知識親友比丘は、仙人山邊に於て草屋を作り雨安居に入れり。長老壇尼迦陶師子も亦草屋を作りて雨安居に入れり。かくてかの諸比丘は雨安居三月を經て、草屋を壞り草木を束ねおきて諸方遊行に出でぬ。されど長老壇尼迦陶師子は其處にて雨期を住し、冬も夏も其處にて住せり。

時に長老壇尼迦陶師子の乞食の爲に村に入りし間に、薪草を採る人彼の草屋を壞りて草木を取り行けり。長老壇尼迦は再び草木を集めて草屋を作りしに、再び彼の乞食に入れる間に、薪草を取る人草屋を壞りて草木を取り去れり。長老壇尼迦は三度草木を集めて草木を作り、三度彼の乞食に村に入れる間に、❶採薪草人は草屋を壞りて草木を取り去れり。

その時長老壇尼迦陶師子は謂へらく、「三度に至るまで我が乞食の爲に村に入れる間に、採薪草人は我が草屋を壞りて草木を取り去れり。我は我が師業陶師

の術に於て熟達精練なり、我宜しく自ら泥を練りて純泥の屋を作るべし」と。か[42]くて長老壇尼迦は、自ら泥を練りて純泥の屋を作り、草木及び牛糞を集めて「これを」焼けり。かの草屋は宛もインダゴーパカ蟲の如く美麗快適にして赤く、「風吹かば」宛もキンキニカ鈴の如くかの屋鳴れり。

二　その時世尊は衆多の比丘と倶に耆闍崛山より下り給ふ時、かの美麗快適にして赤き草屋を見て比丘に告げたまへり、「諸比丘、この美麗快適にして赤く、宛もインダゴーパの如きは何ぞ」と。その時かの諸比丘は世尊にこの事を白せり。世尊は呵責し給へり、「諸比丘、かの愚人「の爲す所は」適法ならず、隨順行に非ず、威儀に非ず、沙門行に非ず、淨行に非ず、なすべからざる所なり。諸比丘、何ぞかの愚人は純泥の屋を作るや。諸比丘、かの愚人には實に有情に對する慈悲、不殘害あることなし。諸比丘、汝等往きてかの屋を壞り、[2]當來の衆生をして有情の殘害を行ぜしむること勿れ。諸比丘、純泥の屋を作るべからず。作るものは突吉羅を犯す」と。「畏りぬ、世尊」と、かの諸比丘は承引し、かの屋所に到りてその屋を壞りぬ。その時長老壇尼迦陶師子はかの諸比丘に言へり、「友、汝等何

が故に我が屋を壞るや」と。「友、世尊壞らしめ給ふなり」。「友、若し法王壞らしめたまへば壞れ」と。

三　かくて長老壇尼迦は謂へらく「三度に至るまで我が乞食の爲に村に入れる時、採薪草人は我が草屋を壞りて草木を取り去れり、我が作れる純泥の屋も、また世尊壞らしめたまへり。我に「王の材木所の守材人の知人あり、我宜しくかの守材人に材木を乞ひて木屋を作るべし」と。

かくて長老壇尼迦は守材人の所に到りて言へり、「賢者、三度に至るまで、我が乞食の爲に村に入れる間に、採薪草人は我が草屋を……また世尊壞らしめたまへり。友、我に材木を與へよ、われ木屋を作らんと欲す」と。「尊者、われ師に與
43 ふべきかかる材無し。尊者、王所有の材木にして、災害用に藏せらるゝ城市修理の材あり。若し王そを與へしめたまはば、尊者持ち行くべし」。「賢者、王によりて與へられたるなり」と。

時に材木所の守護人は斯く謂へり、「沙門釋子は法行者、寂靜行者、梵行者なり、實語者、持戒者、善法者なり、王亦彼等を深く信じたまふ、與へられざるを與へられた

りと言ふことあることとなし」と。かくて材木所の守護人は長老壇尼迦陶師子に言へり、「尊者、持ち行きたまへ」と。その時長老壇尼迦はかの材を段々に切り、車にて運ばしめて木屋を作りぬ。

四　その時摩掲陀（マガダ）國の大臣雨行婆羅門、王舍城に於て國事を監察して、かの守材人の所に到れり。到り已りて守材人に言へり、「汝、王所有なる災害用に藏せらる、城市修理の材木あり、かの材木は何處にありや」と。「大臣、かの材木は王によりて尊者壇尼迦陶師子に與へられたり」と。時に摩掲陀の大臣雨行婆羅門は自ら喜ばざりき、「何ぞ王は災害用に藏せる王所有なる城市修理の材を、壇尼迦陶師子に與へたまふや」と。

かくて大臣雨行婆羅門は、摩掲陀王斯尼耶（セーニヤ）・頻毘娑羅（ビンビサーラ）の所に到りて、王にかく言へり、「大王、實に災害用に藏せる王所有なる城市修理の材木は、王によりて壇尼迦陶師子に與へられたりや」と。「誰か斯く言ふや」。「大王、材木所の守護人なり」。「然らば婆羅門、材木所の守護人を牽き來らしめよ」と。かくて大臣雨行婆羅門は、材木所の守護人を縛して引き來らしめたり。長老壇尼迦陶師子は、材木所の

守護人の縛せられて引かるゝを見て、守護人に斯く言へり、「賢者、何故に汝は拘引さるゝや」と。「尊者、かの材木の爲なり」。「行け、賢者、我も亦行くべし」。「尊者、我が殺さるゝ已前に來りたまへ」と。

五　かくて長老壇尼迦陶師子は、摩揭陀王斯尼耶・頻毘娑羅王の所に到れり。到り已りて設けの座に著けり。時に頻毘娑羅王は長老壇尼迦に近づき、會釋して
44 一方に坐せり。一方に坐せる斯尼耶・頻毘娑羅王は、長老壇尼迦に斯く言へり、「大德、災害用に藏せる王所有なる城市修理の材木の、我によりて汝に與へられたりと云ふは眞實なりや」と。「然り、大王」。「大德、我等王は實に多忙多事にして、與ふるも憶せず、願はくは大德想起せしめよ」。「大王、卿は憶せん、王最初灌頂（卽位）の時、是の如き言を爲せるを。『沙門婆羅門の爲に、草・木水は與へらる、用ふべし』」と。「大德、我憶す。大德、沙門婆羅門は慚愧あり、戒を行ずるものなり、彼等は少事にも悔心を起す、彼等につきて我は言ひしなり、而もそは阿練若處に於ける無主物なり。大德、汝はこの少事を以て、與へられざる材木を運ぶことゝ解せり、「汝死罪を犯す、然れども我が如き王、如何でか國中に住せる沙門婆羅門を殺し、或は

縛し或は追放すべき。往け、大德、汝は毛[3]によりて脱れたり、再び是の如きをなすこと勿れ」と。

六　諸人は譏嫌非難せり、「これ等沙門釋子は恥を知らず、戒を持せず、虚言をなす、彼等は實に自ら法行者・寂靜行者・梵行者・實語者・持戒者・善法行者なりと言ふ、而も彼等に沙門行なく、梵行なし、彼等の沙門行は破れ、梵行は破る、何處に彼等に沙門行あり、梵行あらん、彼等は沙門行より去り、梵行より去れり、彼等は王をすら欺く、況んや他の人に於てをや」と。

諸比丘はこの諸人の譏嫌非難するを聞けり。彼等の中、少欲知足にして恥を知り、懺悔心あり、戒を學修するものは譏嫌非難せり、何ぞ長老壇尼迦陶師子は、與へられざる王材を取るや」と。かくて彼等諸比丘は世尊にこの事を白せり。時に世尊はこの因緣によりて諸比丘を集めしめ、長老壇尼迦陶師子に問ひたまへり、「壇尼迦、汝實に與へられざる王材を取りしや」と。「眞實なり、世尊」と。佛世尊呵責したまへり、「愚人、それは適法に非ず、隨順行に非ず、威儀に非ず、沙門行に非ず、淨行に非ず、爲すべからざる所なり。愚人、汝何んぞ與へられざる王材を取る

45や。愚人、こは未信者を信ぜしめ、已信者を增長せしめず。愚人、こは寧ろ未信者を不信ならしめ、已信の或る者を他に轉向せしむるものなり」と。

その時、一人の元司法の高官にて比丘中に出家せる者ありて、世尊の近くに坐せり。時に世尊はかの比丘に曰へり、「比丘、摩掲陀王斯尼耶・頻毘娑羅は、幾許の盜者を捕へて、或は殺し或は縛し或は追放するや」と。「世尊、一パーダ或は一パーダに値するもの、或は一パーダを超ゆるものなり」と。當時王舍城に於ては、五マーサカが一パーダなりき。

かくて世尊は長老壇尼迦陶師子を種々の方便を以て呵責したまひ、扶養し難く…乃至…「諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も、若し盜心を以て與へられざるものを取らば――そは是の如き盜み方にて、卽ち諸王盜人を捕へて『汝は強盜なり、汝は愚者なり、汝は癡者なり、汝は竊盜なり』とて、或は殺し或は縛し或は追放す――比丘、是の如く盜取をなさば、是亦波羅夷にして共住すべからざるものなり」

と。是の如く世尊によりて諸比丘の爲に學處は制せられたり。

二　その時六群比丘、[4]洗濯處に到りて洗濯者の衣を盗み、僧園に運びて配分せり。諸比丘は「六群比丘に」斯く言へり、「諸師、卿等大福德あり、卿等に多衣生ぜり」と。「諸師、如何でか我等に福德あらん、我等今洗濯處に到りて洗濯人のものを取り來れるなり」。「諸師、世尊は學處を制したまひしに非ずや、汝等何ぞ洗濯人のものを取るや」。「諸師、實に世尊は學處を制したまへり、然れどもそは「村落に於て」にして、「阿蘭若に於て」に非ず」。「諸師、實にそは然なり。〔されど〕諸師、そは適法に非ず、隨順行に非ず、威儀に非ず、沙門行に非ず、淨行に非ず、爲すべからざる所なり、汝等何ぞ洗濯人のものを取るや。諸師、こは未信者をして信ぜしめず、已信者をして增長せしむる所以に非ず、こは實に未信者をして信ぜしめず、又已信者の或る者をして他に轉向せしむるものなり」と。かくてかの諸比丘は種々の方
46 便によりて六群比丘を呵責し已りて、世尊にこの事を白せり。

その時世尊はこの因緣を以て比丘僧を集めしめ、六群比丘に問ひたまへり、「諸比丘、汝等實に洗濯處に到りて洗濯人のものを取れるや」と。「眞實なり、世尊」と。佛世尊呵責したまへり、「愚人、そは適法に非ず、隨順行に非ず、威儀に非ず、沙門行

に非ず、淨行に非ず、爲すべからざる所なり。愚人、汝等何ぞ洗濯處に到りて洗濯人の物を取るや。愚人、これ未信者をして……他に轉向せしむるものなり」と。

かくて世尊種々の方便を以て六群比丘を呵責したまひ、扶養し難く……精進なるを讃歎したまひて、諸比丘の爲に適切にして順應なる說法をなしたまひ、諸比丘に曰へり……乃至……「諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も、若し村落或は阿蘭若より、盜心を以て與へられざるものを取らば、――そは是の如き盜方にて、卽ち諸王盜人を捕へて「汝は盜人なり、汝は愚者なり、汝は癡者なり、汝は竊盜なり」とて、或は殺し或は縛し或は追放す――比丘、是の如く盜取をなさば、是亦波羅夷にして共住すべからざるものなり」と。

三　「何れの」とは、いかなる者をも……乃至……。

「比丘」とは、……乃至……これ此處に於て意味さるゝ、比丘なり。

「村落」とは、一屋の村落あり、また二屋の村落、三屋の村落、四屋の村落あり、有人の

村落あり、また無人の村落あり、有籬の村落あり、また無籬の村落あり、また牛に隨ひて住する村落あり、また隊商の四箇月以上住するものは村落と言はるゝなり。

「村落界」とは、有籬の村に於ては、村門に立てる中人の、土塊を投じて及ぶ所までなり、無籬の村に於ては、家の軒に立てる中人の、石を投じて及ぶ所までなり。

「阿蘭若」とは、村落及び村落界を除ける殘餘を阿蘭若と名づく。

「與へられざるもの」とは、凡て施與せられざるもの、捨與せられざるもの、放棄せられざるもの、守護せらるゝもの、自己のものとして所有せらるゝもの、これを與へられざるものと名づく。

「盜心を以て」とは、盜心、奪取心なり。

「取らば」とは、❺奪ひ、取り去り、盜み、威儀を亂し、本處を離し、指定物を期待するなり。

「是の如き」とは、一パーダ或は一パーダに値するもの、或は一パーダ以上のものなり。

47 「王」とは、世界主、國主、郡主、村主、法官、大臣等、凡て斷罪を司るもの、これ等を王と名づく。

「盗人」とは、五マーサカ或は五マーサカ以上の價値ある與へられざるものを、盗心を以て取る、これを盗人と名づく。

「或は殺し」とは、或は手、或は足、或は鞭、或は棒、或は半杖、或は栲問によりて殺すことなり。

「或は縛し」とは、或は繩縛により、或は鎖縛により、或は家縛、或は城縛、或は村縛、或は町縛によりて縛し、或は人の監視をなすを言ふ。

「或は追放す」とは、或は村より、或は町より、或は城より郡より國より追放するを言ふ。

「汝は盗人なり、汝は愚人なり、汝は癡人なり、汝は竊盗なり」とは、これ呵責の語なり。

「是の如く」とは、一パーダ或は一パーダの價値あるもの、或は一パーダ以上のものを言ふ。

「盗取をなすは」とは、奪ひ、取り去り、盗み、威儀を亂し、本處を離し、指定物を期待するなり。

「是亦」とは、前のものを含めて言ふなり。

「波羅夷にして」とは、恰も枝より落ちたる枯葉の「再び」綠なること能はざるが如く、是の如く比丘にして、一パーダ或は一パーダに値するもの、或は一パーダ以上の與へられざるものを、盜心を以て取らば、沙門に非ず、釋子に非ず、この故に波羅夷なりと言ふ。

「共住すべからざるものなり」とは、共住とは同一羯磨・同一說戒にて共に學修するもの、これを共住と名づく。それは彼と共にあらず、この故に共住すべからずと言ふ。

四―一 地中物、地上物、虛空物、上處物、水中物、船物、乘物、擔物、園物、寺中物、田中物、宅地物、村落物、阿蘭若物、水、楊枝、樹、持去、受寄、稅處、有情、無足、二足、四足、多足、看索、看守、共謀、偷、指定、現相。

二 「地中物」とは、地中に覆藏せらるゝ物なり。「地中物を取らん」とて、盜心を以て或は第二者を求め、或は鋤・籠を求めて往けば突吉羅なり。「そこに生ぜる木或は
48 蔓草を伐れば突吉羅なり。 地を堀り又は運び又は積み重ぬるは突吉羅なり。

〔地中の〕壺に觸るゝは突吉羅なり、動かせば偸蘭遮なり、本處を離せば波羅夷なり。〔壺重くして持つこと能はざる時〕自己の器物を入れて、五マーサカ或は五マーサカ以上の値あるものに、盗心を以て觸るれば突吉羅なり、動かせば偸蘭遮なり、自己の器物を入れてとり、若しは一握を切りとれば波羅夷なり。〔壺中の〕系紐になれるもの、或は紐・首紐・耳紐・腰紐、或は外套或は頭巾を、盗心を以て觸るれば突吉羅なり、動かせば偸蘭遮なり。〔端を捉へ口を〕摩しつゝ上ぐれば偸蘭遮なり、引くに一端の未だ壺中にあるは偸蘭遮なり、たとひ毛端ほども壺口より出づれば波羅夷なり。酥・油・蜜・石蜜の五マーサカ或は五マーサカ以上の値あるものを、盗心を以て一方便にて飲めば波羅夷なり。これを打破り、又は棄てしめ、又は燃えしめ、或は〔大小便等をかけて〕飲用に供し得ざるに至らしむれば突吉羅なり。

三　「地上物」とは、地上に置かれたるものなり。「地上物を取らん」とて、盗心を以て或は第二者を求め、或は往けば突吉羅なり、觸るれば突吉羅なり、動かせば偸蘭遮なり、本處より離せば波羅夷なり。

四　「虚空物」とは、虚空にあるものにして、孔雀・カピンヂャラ・鷓鴣・鶉、或は〔風に吹き

上げられたる衣・頭巾、或は「装身具」の金銀の切れて落ちるものなり。「虚空物を取らん」とて、盗心を以て或は第二者を求め、或は往けば突吉羅なり、「往きて」中途にて止むるは突吉羅なり、動かせば偷蘭遮なり、本處より離せば波羅夷なり。

五　「上處物」とは、上處におかれたるものにして、臥床の上、坐床の上、或は衣架の上、或は衣繩、或は杭・壁鉤、或は樹上等に懸けられたるもの、乃至鉢中に在るものを言ふ。「上處物を取らん」とて、盗心を以て或は第二者を求め、或は往けば突吉羅なり、觸るれば突吉羅なり、動かせば偷蘭遮なり、本處より離せば波羅夷なり。

49 六　「水中物」とは、水中に藏せらるゝものなり。「水中物を取らん」とて、盗心を以て或は第二者を求め、或は往けば突吉羅なり、觸るれば突吉羅なり、動かせば偷蘭遮なり、本處より離せば波羅夷なり。そこに生ぜる青蓮華・赤蓮華・白蓮華、或は藕糸・魚・龜等の、五マーサカ或は五マーサカ以上の値あるものを、盗心を以て觸るれば突吉羅なり、動かせば偷蘭遮なり、本處より離せば波羅夷なり。

七　「船」とは、それによりて「水中を」渡るものを言ふ。「船物」とは、船中に置かるゝものなり。「船物を取らん」とて、盗心を以て或は第二者を求め、或は往けば突吉羅なり、

觸るれば……波羅夷なり。「船を取らん」とて、盗心を以て……往けば突吉羅なり、觸るれば突吉羅なり、動かせば偸蘭遮なり、縄を解けば突吉羅なり、縄を解きて觸るれば突吉羅なり、動かせば偸蘭遮なり、或は上に、或は下に、又は横に、毛頭程にても進ましむれば波羅夷なり。

八　「乘」とは、山轎・車・荷車・戰車を言ふ。「乘物」とは、車上に置かれたるものなり。「乘物を取らん」とて……往けば突吉羅なり、觸るれば……波羅夷なり。「車を取らん」とて……往けば突吉羅なり、觸るれば……波羅夷なり。

九　「擔物」とは、頭に載せたるもの、肩に擔へるもの、腰に付けたるもの、「手に持たれる」ものなり。頭に載せたるものを、盗心を以て觸るれば突吉羅、動かせば偸蘭遮、肩に下せば波羅夷なり。肩に擔へるものを、盗心を以て觸るれば突吉羅、動かせば偸蘭遮、腰に下せば波羅夷なり。腰に付けたるものを、盗心を以て觸るれば突吉羅、動かせば偸蘭遮、手にて提れば波羅夷なり。手に持てるものを、盗心を以て地に置けば波羅夷、盗心を以て地より提れば波羅夷なり。

一〇　「園」とは、花園・果樹園を言ふ。「園物」とは、園中に四の状態にて存在するもの、

卽ち地中物・地上物・虚空物・上處物なり。「園物を取らん」とて……往けば突吉羅なり、[50]觸るれば……波羅夷なり。そこに生ずる根・樹皮・葉・華或は果物の、五マーサカ或は五マーサカ以上の値あるものを、盗心を以て……波羅夷なり。

「他人の園を〔自己のものなりと〕諍へば突吉羅にして、所有者が〔「取り返し得べきや否や」と〕疑念を起せば偸蘭遮、所有者が「我がものとならざるべし」とて、所有心を捨つれば波羅夷なり。訴訟して所有者に勝てば波羅夷、訴訟して負くれば偸蘭遮なり。

一一　「寺中物」とは、寺中に四の狀態にて存するもの、卽ち地中物・地上物・虚空物・上處物なり。「寺中物を取らん」とて……往けば突吉羅、觸るれば……波羅夷なり。

寺を諍へば……負くれば偸蘭遮なり。

一二　「田」とは、[6]七穀或は七菜を生ずる處を言ふ。「田中物」とは、田中に四の狀態にて存在するもの、卽ち地中物・地上物・虚空物・上處物なり。「田中物を取らん」とて…往けば突吉羅、觸るれば……波羅夷なり。そこに生ずる七穀或は七菜の、五マーサカ或は五マーサカ以上の値あるものを、盗心を以て觸るれば……波羅夷なり。

田を諍へば……負くれば偷蘭遮なり。標杭・繩・籬・畔を〔他人の田地に〕進むれば突吉羅にして、一[7]方便未だ完了せざれば偷蘭遮、その方便完了すれば波羅夷なり。

一三　「宅地」とは、園地・寺地を言ふ。「宅地物」とは、宅地に四の狀態にて存在するもの、卽ち地中物・地上物・虛空物・上處物なり。「宅地物を取らん」とて……往けば突吉羅、觸るれば……波羅夷なり。宅地を諍へば……負くれば偷蘭遮なり。標杭・繩・籬・畔を進むれば突吉羅にして、一方便未だ完了せざれば偷蘭遮、その方便完了すれば波羅夷なり。

一四　「村落物」とは、村落に四の狀態にて置かるゝもの、卽ち地中物・地上物・虛空物・上處物なり。「村落物を取らん」とて……往けば突吉羅、觸るれば……波羅夷なり。

51 一五　「阿蘭若物」とは、人々の所有せる阿蘭若を言ふ。「阿蘭若物」とは、阿蘭若中に四の狀態にて置かるゝもの、卽ち地中物・地上物・虛空物・上處物なり。「阿蘭若物を取らん」とて……往けば突吉羅、觸るれば……波羅夷なり。そこに生ずる木・蔓・草の、五マーサカ或は五マーサカ以上の値あるものを、盜心を以て觸るれば……波羅夷なり。

一六　「水」とは、瓶に入れ或は水槽・池にあるものを言ふ。　そを盗心を以て觸るれば……波羅夷なり。　自己の瓶を入れて、五マーカサ或は五マーサカ以上の値ある水を、盗心を以て觸るれば突吉羅、動かせば偸蘭遮、自己の瓶に入れて取れば波羅夷なり。〔池の〕畔を切れば突吉羅、畔を切りて五マーサカ或は五マーサカ以上の値ある水を出せば波羅夷なり。　一マーサカ以上五マーサカ以下の値ある水を出せば偸蘭遮、一マーサカ或は一マーサカ以下の値ある水を出せば突吉羅なり。

一七　「楊枝」とは、切れるもの又は切らざるものを言ふ。　五マーサカ〔……乃至……〕觸るれば突吉羅、動かせば偸蘭遮、本處より離せば波羅夷なり。

一八　「樹」とは、人々の所有し受用せる木を言ふ。　盗心を以て伐れば、一撃毎に突吉羅なり、〔最後の〕一撃未だ完了せざれば偸蘭遮、その撃打完了すれば波羅夷なり。

一九　「持去」とは、他人の取りて持ち去れる物を言ふ。　盗心を以て觸るれば……波羅夷なり。「持[8]去者と共に物を取らん」とて、「某方に行け」と言ひて」第一歩を行かしむれば偸蘭遮、第二歩を行かしむれば波羅夷なり。「投げ捨てたる物を取ら

ん」とて、投げ捨てしむれば突吉羅なり、投げ捨てたる物の、五マーサカ或は五マーサカ以上の値あるものを、盗心を以て觸るれば……波羅夷なり。

二〇　「受寄」とは、寄托せられたる物なり。「我に物を還せ」と言はれて、「我は受け取らず」と言へば突吉羅、所有者に疑念を起こさしむれば偸蘭遮なり、所有者が「我に
52 與へず」とて所有心を棄つれば波羅夷なり。訴訟して所有者に勝てば波羅夷、訴訟して負くれば偸蘭遮なり。

二一　「稅處」とは、王によりて、或は山を穿たれたる處、或は河の渡場、或は村の入口に、「此處に入る者より稅を取るべし」と、立てられたる處を言ふ。稅處に入りて王に五マーサカ或は五マーサカ以上の値ある稅を出すべき物を、盗心を以て「稅を出さざらん」として觸るれば突吉羅、動かせば偸蘭遮なり。稅處を「脫せんに」第一歩を過ぐれば偸蘭遮なり、第二歩を過ぐれば波羅夷なり。稅處の內に立ちて稅處の外に「稅物」を投ずれば波羅夷なり。稅を隱匿すれば突吉羅なり。

二二　「有情」とは、人間有情を言ふ。盗心を以て觸るれば……波羅夷なり。「歩ましめて取らん」とて、第一脚を進ましむれば偸蘭遮、第二脚を進ましむれば波羅夷

なり。
二三　「無足」とは、蛇・魚なり。五マーサカ或は五マーサカ以上の値あるものを、盗心を以て觸るれば……波羅夷なり。
二四　「二足」とは、人間・鳥類を言ふ。盗心を以て觸るれば……波羅夷なり。「歩ましめて取らん」とて、第一脚を進ましむれば偸蘭遮、第二脚を進ましむれば波羅夷なり。
二五　「四足」とは、象・馬・駱駝・牛・驢馬・山羊を言ふ。盗心を以て觸るれば……波羅夷なり。「歩ましめて連れ去らん」とて、第一脚を進ましむれば偸蘭遮、第三脚を進ましむれば偸蘭遮、第四脚を進ましむれば波羅夷なり。
二六　「多足」とは、蝎・百足・毛蟲を言ふ。五マーサカ或は五マーサカ以上の値あるものを、盗心を以て觸るれば……波羅夷なり。「歩ましめて連れ去らん」とて、進ましむれば各脚毎に偸蘭遮にして、最後の脚を進ましむれば波羅夷なり。
二七　「看索」とは、物を看索して「某物を取れ」と語れば突吉羅なり、彼その物を取れば兩者共に波羅夷なり。

53
二八　「看守」とは、盜物を看視する人「その盜物中の」五マーサカ或は五マーサカ以上の値あるものを、盜心を以て觸るれば……波羅夷なり。

二九　「共謀偷」とは、衆多の比丘共謀して一比丘物を取れば、凡て波羅夷なり。

三〇　「指定」とは、午前或は午後、日中或は夜と約束指定し、「この指定によりてその物を取り來れ」と言へば突吉羅、指定によりてその物を取り來れば、兩者は波羅夷なり。その指定の前或は後にその物を取り來れば、指定者は不犯にして、取者は波羅夷なり。

三一　「現相」とは、相を作すことにして、「われ眼を覆ひ、或は肩を擧げ、又は頭を上げん、この相によりてかの物を取るべし」と言へば突吉羅なり、その相によりてかの物を取り去れば、兩者は波羅夷なり。その相の前或は後にかの物を取り去れば、相者は不犯にして、取者は波羅夷なり

五―一　一比丘が他比丘に、「某物を取れ」と命ずれば突吉羅なり、彼その物と想ひてそれを取れば、兩者は波羅夷なり。一比丘が他比丘に、「某物を取れ」と命じ、彼その物と想ひて他の物を取れば、命者は不犯、取者は波羅夷なり。一比丘が他比丘

に……彼他物と想ひてその物を取れば、兩者は波羅夷なり。一比丘が他比丘に……彼他物と想ひて他物を取れば、命者は不犯、取者は波羅夷なり。

二　甲比丘が乙比丘に命じ、丙比丘に語らしむ、丙比丘は丁比丘に語るべし、丁比丘某物を取るべし」と、甲比丘は突吉羅なり。乙比丘が丙比丘に告ぐれば突吉羅なり。取者應諾せば、甲比丘は偷蘭遮なり。丁比丘かの物を取らば、全比丘は波羅夷なり。甲比丘が乙比丘に「……乃至……乙比丘が「甲比丘の命ぜし者に命ぜずして」他の者に命ずれば突吉羅なり。取者應諾せば突吉羅なり。彼かの物を取れば、甲比丘は不犯にして、命者及び取者は波羅夷なり。

54

三　一比丘が他比丘に「某物を取れ」と命ずれば突吉羅なり。かの比丘行きて再び歸り、「我かの物を取ること能はず」と言ひ、彼再び「出來得る時、かの物を取れ」と命ずれば突吉羅なり。かの比丘その物を取れば、兩者は波羅夷なり。

四　一比丘が他比丘に、「某物を取れ」と命ずれば突吉羅なり。彼命じ已りて悔心を生じ、而も「取ること勿れ」と言はず、彼その物を取らば、兩者は波羅夷なり。一比丘が他比丘に……彼命じ已りて悔心を生じ、「取ること勿れ」と言ふ、彼「われ已

に汝に命ぜられたり」とてかの物を取らば、命者は不犯、取者は波羅夷なり。一比丘が他比丘に……彼命じ已りて悔心を生じ、「取ること勿れ」と言ひ、彼「諾」とて止むれば、兩者は不犯なり。

六－一　五事によりて不與取は波羅夷なり。他の所有物なり・他の所有物なりと知る・重物卽ち五マーサカ或は五マーサカ以上のもの・盜心現起す、觸るれば突吉羅、動かせば偸蘭遮、本處より離せば波羅夷なり。

五事によりて不與取は偸蘭遮なり。他物・他物想・輕物卽ち一マーサカ以上五マーサカ以下のもの・盜心現起す、觸るれば突吉羅、動かせば突吉羅、本處より離せば偸蘭遮なり。

五事により不與取は突吉羅なり。他物……輕物卽ち一マーサカ或は一マーサカ以下のもの・盜心現起す、觸るれば突吉羅、動かせば突吉羅、本處より離せば突吉羅なり。

二　六事によりて不與取は波羅夷なり。己物想に非ず・親厚者の所有に非ず・暫借に非ず・重物卽ち五マーサカ或は五マーサカ以上のもの・盜心現起す、觸るれば

……波羅夷なり。

六事によりて不與取は偸蘭遮なり。已物想に非ず……輕物即ち一マーサカ

55 以上五マーサカ以下のもの盗心……偸蘭遮なり。

六事によりて不與取は突吉羅なり。已物想に非ず……輕物即ち一マーサカ或は一マーサカ以下のもの・盗心……突吉羅なり。

三　五事によりて不與取は突吉羅なり。他物に非ず・他物想・重物……五マーサカ以上のもの・盗心現起す、觸るれば突吉羅、動かせば突吉羅、本處より離せば突吉羅なり。

五事によりて不與取は突吉羅なり。他物に非ず・他物想・輕物……五マーサカ以下のもの・盗心現起す、觸るれば突吉羅、動かせば突吉羅、本處より離せば突吉羅なり。

五事により不與取は突吉羅なり。他物に非ず・他物想・輕物…一マーサカ以下のもの・盗心現起す、觸るれば突吉羅、動かせば突吉羅、本處より離せば突吉羅なり。

四　已物想、親厚物、暫借、餓鬼物、畜生物、糞掃物想、顚狂者、喪心者、痛惱者、最初の犯行

者は不犯なり。

不與取に於ける第一章竟る

七　洗濯者による五話、數布による四話、暗夜による五話、持運びによる五話、
對話による五話、續く風による二話、未爛壞、投籌、溫浴室による一致の見、
殘食による五話、五欺、飢饉に於けるクル肉、餅、サッカリ、モダカ、
資具と共に財布、數物、竹、不外出、嚼食、親厚、續く已物想による二話、
七の不盜、七の盜、僧物を盜む七、續く花による二話、
三の傳言を說く話、寶石の三脫稅、野猪、鹿、魚、車を轉ず、
肉片の二、木材の二、糞掃、水の二、繼續行によるその別々は滿たず、
舍衞城に於ける一握の四、殘食の二、野菜の二、僧物分配の七、非所有者の七、
木材、水、土、草の二話、僧物を盜心にて取る七、有主物は亦取るべからず、有主物
も暫時は移し得べし
瞻波、王舍城にて、毘舍離に於ける阿酬、波羅奈、憍賞彌、沙竭、ダルヒカによる。

一　その時六群比丘、洗濯處に到りて洗濯者の衣を取れり。彼等に悔心生ぜり、

「世尊は學處を制したまへり、我等波羅夷罪を犯さずや」と。世尊にこの事を白せり…乃至…「諸比丘、汝等波羅夷罪を犯す」と。

二　その時一比丘、洗濯處に到りて高價の衣を見、盗心を起せり。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、心を起せるは不犯なり」と。

　その時一比丘……衣を見て、盗心を以て觸れぬ。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、波羅夷罪に非ず、突吉羅罪なり」と。〔…乃至…〕盗心を以て搖がせり〔…乃至…〕偸蘭遮なりと。〔…乃至…〕盗心を以て本處より離せり〔…乃至…〕「比丘、汝は波羅夷罪を犯す」と。

三　その時一乞食比丘、高價なる上敷布を見て盗心を起せり…乃至…盗心を以て觸れぬ…乃至…盗心を以て搖がせり…乃至…盗心を以て本處を離せり、彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、汝は波羅夷罪を犯せり」と。

四　その時一比丘、晝間に物を見て「夜間に取らん」とて[3]見定めたり。彼それと想ひてその物を取れり…乃至…それと想ひて他物を取れり…乃至…他物と想ひてその物を取れり…乃至…他物と想ひて他物を取れり。彼に悔心…〔…波羅夷

なり」と。

57 その時一比丘、晝間に物を見て「夜間に取らん」とて見定めたり。彼他物と想ひて己物を取れり。彼に悔心生ぜり……乃至……「比丘、波羅夷に非ず、突吉羅なり」と。

五　その時一比丘、他人の物を運ぶ時、頭上の荷物を盗心を以て觸れ……乃至……盗心を以て搖り……乃至……盗心を以て肩に下し……乃至……肩上の荷物を盗心を以て觸れ……乃至……盗心を以て搖り……乃至……盗心を以て腰に下し……乃至……腰上の荷物を盗心を以て觸れ……乃至……盗心を以て搖り……乃至……盗心を以て手にて捉り……乃至……手中の荷物を盗心を以て地に置き……乃至……盗心を以て地より捉れり。彼に悔心生ぜり……乃至……「比丘、汝は波羅夷罪を犯せり」と。

六　その時一比丘、露地に衣を擴げおきて寺中に入りぬ。一比丘「この衣を失ふこと勿れ」とて取り込めり。かの比丘出で來りて諸比丘に問へり、「諸師、誰か我が衣をとりしや」と。彼は斯く言へり、「我とれり」と。「汝かの衣をとる、汝は沙門に非ず」と。彼に悔心生じ、世尊にこの事を白せり。「比丘、汝如何なる心なりしや」。「世尊、われ⑩對話の用法にて「言ひしなり」」。「比丘、對話の用法に於けるは不

犯なり」と。

その時一比丘、牀上に衣を置き…乃至…牀上に坐具を置き…乃至…牀下に鉢を置きて寺中に入りぬ。一比丘「この鉢を失ふこと勿れ」とて取り込めり。かの比丘出で來りて諸比丘に問へり「諸師、誰か我が鉢をとりしや」と。彼は斯く言へり、「我とれり」と。「汝かの鉢を…」「…不犯なり」と。

その時一比丘尼、籬上に衣を擴げおきて寺中に入りぬ。一比丘尼「この衣を失ふ勿れ」とて取り込めり。かの比丘尼出で來りて諸比丘尼に問へり、「諸姉、誰か我が衣をとれるや」と。彼は斯く言へり、「我とれり」と。「汝かの衣を取る、汝は沙門尼に非ず」と。かの女に悔心生ぜり。かくてかの比丘尼は諸比丘尼にこの事を告げ、諸比丘尼は諸比丘に語れり。諸比丘はこの事を世尊に白せり…乃至…「諸比丘、對話の用法に於けるは不犯なり」と。

58 七 その時一比丘、旋風に吹き上げられたる外衣を見て「所有者に與へん」とて捉れり。所有主かの比丘を呵責せり、「汝は非沙門なり」と。彼に悔心を生ぜり…乃至…「比丘、汝如何なる心なりしや」と。「世尊、われ盜心なし」。「比丘、盜心な

きは不犯なり」と。
その時一比丘、旋風に吹き上げられたる頭巾を、「所有者の見出す前に」とて、盗心を以て捉れり。所有者かの比丘を非難せり、「汝は非沙門なり」と。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、汝は波羅夷罪を犯せり」と。

八　その時一比丘、墓處に到りて未爛壞の死尸に於て糞掃衣をとれり。かの死尸に鬼の住するあり。その時かの鬼その比丘に斯く言へり、「尊者、我が衣を取ること勿れ」と。かの比丘〔その語を〕聽かずして往けり。時にかの死尸起ちてかの比丘の後に追ひ從へり。かくてかの比丘は寺中に入りて戶を閉ぢたり。その時かの死尸その場に倒れぬ。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、波羅夷に非ず、然れども諸比丘、未爛壞の死尸に於て糞掃衣を取るべからず、取らば突吉羅なり」と。

九　その時一比丘、僧衆の衣を分配する時、盗心を以て籌を易へて衣を取れり。彼に悔心…「…波羅夷なり」と。

一〇　その時長老阿難、溫浴室にて一比丘の下衣を自己のものと謂ひて著せり。

その時かの比丘は長老阿難に斯く言へり、「尊者、汝何が故に我が下衣を著するや」と。「尊者、われ已物と謂へるなり」と。世尊にこの事を白せり、「諸比丘、已物想なるは不犯なり」と。

一一　その時衆多の比丘、耆闍崛山より下る時、獅子の殘食を見〔これを〕煮て食せり。彼等に悔心生ぜり…乃至…「諸比丘、獅子の殘食に於ては不犯なり」と。

その時衆多の比丘、耆闍崛山より下る時、虎の殘食を見…乃至…豹の殘食を見…乃至…鬣狗の殘食を見…乃至…狼の殘食を見〔これを〕煮て…「諸比丘、畜生物に於ては不犯なり」と。

59 一二　その時一比丘、僧衆に飯を分配するに當り、〔不在なる〕他比丘の分を與へよ」とて欺きて取れり。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、波羅夷に非ず、故妄語による波逸提なり」と。

その時一比丘、僧衆に噉食を分配するに…乃至…僧衆に餅を分配するに…乃至…僧衆に糖蔗を分配するに…乃至…僧衆に瓜果を分配するに當り、「他比丘の分を與へよ」とて欺きて取れり。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、波羅夷に非

ず、故妄語による波逸提なり」と。

一三　その時一比丘、飢饉時に厨屋に入りて、鉢に滿てる粥を盗心を以て取れり。彼に悔心生ぜり…「…波羅夷なり」と。

その時一比丘、飢饉時に屠屋に入りて、鉢に滿てる肉を盗心を以て…「…波羅夷なり」と。

その時一比丘、飢饉時に餅屋に入りて、鉢に滿てる餅を盗心を以て取れり…乃至…鉢に滿てるサッカリ菓子を盗心を以て取れり…乃至…鉢に滿てるモダカ菓子を盗心を以て取れり。彼に悔心…「…波羅夷なり」と。

一四　その時一比丘、晝間に資具を見て、「夜間に取らん」とて見定めたり。かの比丘それと想ひてそれを取れり…乃至…それと想ひて他物を取れり…乃至…他物と想ひてそれを取れり…乃至…他物と想ひて他物を取れり。彼に悔心生ぜり…「…波羅夷なり」と。

その時一比丘、晝間に資具を見……見定めたり。彼他人のものと想ひて已物を取れり。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、波羅夷に非ず、突吉羅なり」と。

一五　その時一比丘、牀上に存せる財布を見て、「それより取れば波羅夷なるべし」とて、牀と共に持ち行きて取れり。彼に悔心…「…波羅夷なり」と。

一六　その時一比丘、僧衆の敷物を盗心を以て取れり。彼に悔心…「…波羅夷なり」と。

60 一七　その時一比丘、衣懸の竹にある衣を盗心を以て取れり。彼に悔心…「…波羅夷なり」と。

一八　その時一比丘、寺中にて衣を取り、「そこより出づれば波羅夷なるべし」とて、寺中より出でざりき。世尊にこの事を白せり。「諸比丘、かの愚人は出づるも出でざるも波羅夷なり」と。

一九　その時二比丘ありて僚友なりき。一比丘は乞食の爲に村に入れり。他比丘は衆僧に嚼食を分配する時、僚友の分をも取りて、彼に[11]親厚想にて食せり。かの比丘「これを」知りて彼を呵責せり、「汝は非沙門なり」と。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、汝如何なる心なりしや」。「世尊、われ親厚想にて取れり」。「比丘、親厚取に於けるは不犯なり」と。

二〇　その時衆多の比丘衣を作れり。僧衆に嚼食を配分する時、「比丘等の凡ての分を取り來りて置けり。一比丘ありて他比丘の分を己が分と想ひて食せり。かの比丘知りて彼を呵責せり、「汝は非沙門なり」と。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、汝如何なる心なりしや」。「世尊、われ己物想なりき」。「比丘、己物想なるは不犯なり」と。

その時衆多の比丘衣を作れり。僧衆に嚼食を配分する時、一比丘の鉢中に他比丘の分を取り來りて置けり。鉢主比丘は己物と想ひて食せり。かの比丘知りて彼を呵責せり……「比丘、己物想なるは不犯なり」と。

二一　その時菴羅果の盜者菴羅果を落して集めたるを持ち去れり。所有主かの盜者を追へり。盜者は所有主を見て果を投じて走り去りぬ。諸比丘棄物想にて拾ひて食せり。所有主かの諸比丘を呵責せり、「汝等は非沙門なり」と。彼等に悔心生じ、世尊にこの事を白せり。「諸比丘、汝等如何なる心なりしや」。「世尊、我等棄物想なりき」。「諸比丘、棄物想なるは不犯なり」と。

その時ヂャンブ果の盜者…乃至…ラブヂャ果の盜者…乃至…パナサ果の盜

者…乃至…ターラ果の盗者…乃至…甘蔗の盗者…乃至…瓜果の盗者、瓜果を取
61 りて集めたるを持ち去れり。所有主……「諸比丘、棄物想なるは不犯なり」と。

二二　その時菴羅果の盗者、菴羅果を落し……走り去れり。諸比丘は「所有主の見出す前に」とて、盗心を以て食せり。所有主かの諸比丘を呵責せり、「汝等は非沙門なり」と。彼等に悔心生ぜり…乃至…「諸比丘、汝等は波羅夷罪を犯す」と。

その時チャンブ果の盗者……瓜果の盗者……走り去れり。諸比丘は「所有主の見出す前に」とて、盗心を以て食せり。所有主……「諸比丘、汝等は波羅夷罪を犯す」と。

二三　その時一比丘、僧衆の菴羅果を盗心を以て取れり…乃至…僧衆のチャンブ果を…乃至…僧衆のラブチャ果を…乃至…僧衆のパナサ果を…乃至…僧衆のターラ果を…乃至…僧衆の甘蔗を…乃至…僧衆の瓜果を盗心にて取れり。彼に悔心…「…波羅夷なり」と。

二四　その時一比丘花園に到りて、摘める花の五マーサカの値あるを、盗心を以て取れり。彼に悔心…「…波羅夷なり」と。

その時一比丘花園に到りて、花の五マーサカの値あるを摘み、盜心を以て取れり。彼に悔心……「…波羅夷なり」と。

二五　その時一比丘村に到り、一比丘に斯く言へり、「友、我〔汝に〕傳言されて〔そを〕汝の壇越家に告げん」と。かの比丘到りて〔「傳言せられたり」とて〕一衣を持ち來りて自ら著せり。かの比丘知りて彼を呵責せり、「汝は非沙門なり」と。彼に悔心を生ぜり…乃至…「比丘、波羅夷に非ず。然れども諸比丘、『傳言されて告げん』と言ふべからず、言へば突吉羅なり」と。

その時一比丘村に到れり。一比丘彼に斯く言へり、「友、汝傳言されて我が檀越家に告ぐべし」と。かの比丘到りて、一對の衣を持ち來り、一を自ら著用し、一をかの比丘に與へたり。かの比丘知りて彼を呵責せり、「汝は非沙門なり」と。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、波羅夷に非ず。然れども諸比丘、『傳言されて告げよ』と言ふべからず、言へば突吉羅なり」と。

62
その時一比丘村に到り、一比丘に斯く言へり、「友、われ傳言されて告げん」と。彼も亦斯く言へり、「汝傳言されて告ぐべし」と。かの比丘到りて、アールハカ量

の酥・トゥラー量の砂糖・ドーナ量の米を持ち來りて自ら食用せり。かの比丘知りて彼を呵責せり、「汝は非沙門なり」と。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、波羅夷に非ず。然れども諸比丘、『傳言されて告げん』と言ふべからず、又『傳言されて告ぐべし』と言ふべからず、言へば突吉羅なり」と。

二六　その時或る人、高價なる寶石を持して、一比丘と共に長途を行けり。時にかの人稅處を見るや、かの比丘の囊中に寶石を入れ、比丘は知らずして稅處を通過し行けり。かの比丘に悔心生ぜり…乃至…「比丘、汝如何なる心なりしや」。「世尊、我知らざりき」。「比丘、知らざるは不犯なり」と。

その時或る人、高價なる寶石を……稅處を見るや、病氣を擬して己が荷物をかの比丘に渡せり。かくてかの人は稅處を通過してその比丘に斯く言へり、「尊者、我に寶石を持ち來れ、われ病めるに非ず」と。「汝何が故に是の如くなしたるや」と。その時かの人はかの比丘にこの事を語れり。彼に悔心……「比丘、知らざるは不犯なり」と。

その時一比丘、商賈と共に長途を行けり。或る人かの比丘を飲食にて誘ひ、稅

處を見るや、高價の寶石をかの比丘に渡せり、「尊者、この寶石に稅處を通過せしめよ」とて。かくてかの比丘はその寶石に稅處を通過せしめたり。彼に悔心…「…波羅夷なり」と。

二七　その時一比丘、桎に縛せられたる野猪を、慈悲心を以て解（はな）てり。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、汝如何なる心なりしや」。「世尊、われ慈悲心を以てなせるなり」。「比丘、慈悲心を以てなせるは不犯なり」と。

その時一比丘、桎に縛せられたる野猪を、「所有主の見ざる間に」とて、盜心を以て解てり。彼に悔心…「…波羅夷なり」と。

その時一比丘、桎に縛せられたる鹿を、慈悲心を以て解てり…乃至…桎に縛せられたる鹿を、「所有者の見ざる間に」とて、盜心を以て解てり…乃至…網にかゝ
63 れる魚を、慈悲心を以て解てり…乃至…網にかゝれる魚を、「所有主の見ざる間に」とて、盜心を以て解てり。彼に悔心…「…波羅夷なり」と。

二八　その時一比丘、車上に在る物を見、「そこより取れば波羅夷なるべし」とて、「車を」進め轉ぜしめて取れり。彼に悔心…「…波羅夷なり」と。

二九　その時一比丘、鷹に上げられたる肉の一片を、「所有主に與へん」とて取れり。所有主かの比丘を呵責せり、「汝は非沙門なり」と。かの比丘に悔心生ぜり…乃至…「比丘、盗心なきは不犯なり」と。

その時一比丘、鷹に上げられたる肉の一片を、「所有主の見ざる間に」とて、盗心を以て取れり。所有主かの比丘を呵責せり、「汝は非沙門なり」と。彼に悔心……波羅夷なり」と。

三〇　その時諸人筏を結びて阿致羅筏底（アチラヴァティー）河に流せり。「筏の」縛切れて木材散亂して流れたり。諸比丘棄物想にて岸へ上げぬ。所有主かの諸比丘を呵責せり、「汝等は非沙門なり」と。彼等に悔心生ぜり…乃至…「諸比丘、棄物想なるは不犯なり」と。

その時諸人筏を結びて阿致羅筏底河に流せり。縛切れて木材散亂して流れたり。諸比丘は「所有主の見出す前に」とて、盗心を以て岸に上げぬ。所有主かの諸比丘を呵責せり、「汝等は非沙門なり」と。彼等に悔心生ぜり…乃至…「諸比丘、汝等は波羅夷罪を犯す」と。

三一　その時一牧牛者、木上に衣を懸けて糞便に行けり。一比丘棄物想にてそを取れり。時にかの牧牛者かの比丘を呵責せり、「汝は非沙門なり」と。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、棄物想なるは不犯なり」と。

三二　その時一比丘河を渡りけるに、洗濯人の手より放れたる衣〔彼の〕足に掛れり。かの比丘「所有主に與へん」とてそを取れり。所有主かの比丘を呵責せり、「汝は沙門に非ず」と。彼に悔心生ぜり、…乃至…「比丘、盗心なきは不犯なり」と。

その時一比丘河を渡りけるに、洗濯人の手より放れたる衣〔彼の〕足に掛れり。
64 かの比丘「所有主の見る前に」とて、盗心を以てそを取れり。所有者かの比丘を呵責せり、「汝は沙門に非ず」と。彼に悔心…「…波羅夷なり」と。

三三　その時一比丘、酥瓶を見て少量づつ飲めり。彼に悔心生ぜり、…乃至…「比丘、波羅夷に非ず、突吉羅なり」と。

三四　その時衆多の比丘、一物を取らんとて牒し合せて行けり。一比丘物を取れり。彼等は斯く言へり、「我等は波羅夷に非ず、取れるかの比丘は波羅夷なり」と。世尊にこの事を白せり。「諸比丘、汝等は波羅夷罪を犯す」と。

その時衆多の比丘、牒し合せて一物を取りて配分せり。彼等配分せるに、各人の分五マーサカに満たざりき。彼等言へり、「我等は波羅夷に非ず」と。世尊にこの事を白せり。「諸比丘、汝等は波羅夷罪を犯す」と。

三五　その時一比丘、舍衛城にて飢饉の時、商人より一握の米を盗心を以て取れり。彼に悔心…「…波羅夷なり」と。

その時一比丘、舍衛城にて飢饉の時、商人より一握のムッガ豆を…乃至…一握の蠶豆を…乃至…一握の胡麻を盗心を以て取れり。彼に悔心…「…波羅夷なり」と。

三六　その時舍衛城安陀林（アンダ）にて盗人牛を殺し、その肉を食して殘肉を納めて行けり。諸比丘棄物想にてそを取りて食せり。盗人かの諸比丘を呵責せり、「汝等は非沙門なり」と。彼等に悔心を生ぜり…乃至…「諸比丘、棄物想なるは不犯なり」と。

その時舍衛城安陀林にて、盗人野猪を殺して…「…不犯なり」と。

三七　その時一比丘茅草田に行きて、苅り取られたる茅草の五マーサカの値あるものを、盗心を以て取れり。彼に悔心…「…波羅夷なり」と。

その時一比丘茅草田に行きて、茅草の五マーサカの値あるを刈りて、盗心を以て取れり。彼に悔心……「……波羅夷なり」と。

65 三八　その時客比丘、僧衆の菴羅果を分配ちて食せり。舊比丘かの諸比丘を呵責せり、「汝等は非沙門なり」と。彼等に悔心生じ、世尊にこの事を白せり。「諸比丘、汝等如何なる心なりしや」。「世尊、我等は「客比丘」食用の爲「と思ひて」なり」。「諸比丘、「客比丘」食用の爲なるは不犯なり」と。

その時客比丘、僧衆のチャンブ果を……乃至……僧衆のラブヂャ果を……乃至……僧衆のパナサ果を……乃至……僧衆のターラ果を……乃至……僧衆の甘蔗を……乃至……僧衆の瓜果を配分して食せり。舊比丘……「諸比丘、食用の爲なるは不犯なり」と。

三九　その時菴羅園の番人、諸比丘に菴羅果を與へたり。諸比丘「所有主は菴羅果を守らす爲にして、これを與ふる爲に「彼を置けるに」非ず」とて、畏愼して取らざりき。世尊にこの事を白せり。「諸比丘、番人の與へたるものに於ては不犯なり」と。

その時チャンブ園の番人……瓜果園の番人、諸比丘に瓜果を與へたり。諸比

丘「所有主は……」…「諸比丘、番人の與へたるものに於ては不犯なり」と。
四〇　その時一比丘、僧衆の材木を暫借想にて取り、己が房の壁に立てかけたり。諸比丘かの比丘を呵責せり、「汝は非沙門なり」と。彼に悔心を生じ、世尊にこの事を白せり。「比丘、汝如何なる心なりしや」。「世尊、われ暫借想なりき」。「比丘、暫借想に於ては不犯なり」と。
四一　その時一比丘、僧衆の水を盗心を以て取れり…乃至…僧衆の土を…僧衆の積草を盗心を以て取れり。彼に悔心…「…波羅夷なり」と。
その時一比丘、僧衆の積草を盗心を以て燃せり。彼に悔心を生ぜり…乃至…「比丘、波羅夷に非ず、突吉羅なり」と。
四二　その時一比丘、僧衆の臥床を盗心を以て取れり。彼に悔心…「…波羅夷なり」と。
その時一比丘、僧衆の倚子を…乃至…僧衆の褥を……枕を……戸板を……窓扉……梁を盗心を以て取れり。彼に悔心…「…波羅夷なり」と。
66 四三　その時諸比丘、一優婆塞の寺中にて用ふる坐臥處を、他處にて使用せり。

その時かの優婆塞は譏嫌非難せり、「何ぞ諸大德は他人使用のものを餘處に使用するや」と。世尊にこの事を白せり。「諸比丘、他人の使用物を餘處にて使用すべからず、使用せば突吉羅なり」と。

四四　その時諸比丘、布薩堂及び集會堂を移すを畏れて地に坐し、身衣を汚せり。世尊にこの事を白せり。「諸比丘、暫時移すを聽す」と。

四五　その時瞻波（チャンパー）城にて、偸蘭難陀（トゥッラナンダー）比丘尼の弟子比丘尼、偸蘭難陀比丘尼の檀越家に到りて、「師は三昧粥を飲用せんことを望む」とて、これを作らしめ、持ち來りて自ら食用せり。かの比丘尼知りてかの女を呵責せり、「汝は非沙門なり」と。かの女に悔心生ぜり。かくてかの尼は諸比丘尼にこの事を告げ、諸比丘尼は諸比丘に語り、諸比丘また世尊にこの事を白せり。「諸比丘、波羅夷に非ず、故妄語による波逸提なり」と。

　その時王舍城に於て、偸蘭難陀比丘尼の弟子比丘尼、偸蘭難陀比丘尼の檀越家に到りて、「師は蜜團を食用せんことを望む」とて、これを作らしめ、自ら食用せり。かの比丘尼知りて…「…故妄語による波逸提なり」と。

67

四六　その時毘舍離に於て、長老阿酬の檀越居士に二兒あり、息と甥なりき。時にかの居士病みて長老阿酬に斯く言へり、「尊者、かの二兒中信仰深き者に、この財寶を藏せる場所を示せ」と。時にかの居士の甥は信仰深かりき。かくて長老阿酬はかの處をかの兒に敎示せり。かの兒はこの財產によりて家を立て、又布施を行じぬ。

その時かの居士の息は長老阿難に斯く言へり、「大德阿難、誰か父の相續者なる、息なりや甥なりや」と。「賢者、息こそ父の相續者なり」。「大德、かの尊者阿酬は我が財產を我が僚友に示せり」。「賢者、長老阿酬は非沙門なり」と。その時長老阿酬は長老阿難に斯く言へり、「友阿難、我に判定を與へよ」と。

その時長老優波離は長老阿酬の黨なりき。かくて長老優波離は長老阿難に斯く言へり、「友阿難、所有主より此の寶處を某に示せ」と言はれて彼に示せる者は、何の罪ありや」と。「大德、何の罪なし、突吉羅にも墮せず」。「友、この長老阿酬は所有主によりて「この寶處を某に示せ」と言はれて、彼に示せしなり。友、長老阿酬は不犯なり」と。

四七　その時波羅奈（バーラナシー）に於て、長老畢隣陀婆蹉（ピリンダヷッチャ）の檀越、賊に苦しめられ、二兒を奪ひ去られたり。その時長老畢隣陀婆蹉は神通力によりてかの兒を連れ來りて閣上に置けり。諸人かの兒を見て、「大德畢隣陀婆蹉にはこの神通力あり」とて、長老畢隣陀婆蹉に信を深くせり。諸比丘は譏嫌非難せり、「何ぞ長老畢隣陀婆蹉は賊によりて奪はれたる兒を連れ歸るや」と。世尊にこの事を白せり。「諸比丘、神通者が神通の境地に於ては不犯なり」と。

四八　その時パンダカとカピラなる二比丘ありて、僚友なりき。一は村落に住し、他は憍賞彌（コーサンビー）に住せり。時にかの比丘、村より憍賞彌に往く中途にて河を渡りけるに、野猪獵者の手より脫（お）ちたる脂肉の塊、足に掛れり。かの比丘は所有主に與へん」とて捉れり。所有主かの比丘を呵責せり、「汝は非沙門なり」と。一牧牛女彼の岸に上れるを見て斯く言へり、「來れ、尊者、不淨法を行ぜん」と。かの比丘は、「我は既に非沙門なり」とて、かの女と不淨法を行じ憍賞彌に到りて諸比丘にこの事を語れり。諸比丘は世尊にこの事を語れり。「諸比丘、不與取に於ては不犯なり、不淨法を行ぜるによりて波羅夷なり」と。

四九　その時沙竭（サーガラ）に於て、長老ダルヒカの弟子比丘、憂愁に壊（くだ）け、商人の頭巾を盗みて、長老ダルヒカに斯く言へり、「大德、我は非沙門なり、出で去るべし」と。「汝何をなせりや」と。彼はこの事を語れり。「頭巾を持ち來らしめて評價せるに、五マーサカの値なかりき。「汝は波羅夷に非ず」とて說法せり。かの比丘歡喜しぬ。

第二波羅夷竟る

註❶原本の kaṭṭhakāriyo は kaṭṭhahāriyo の誤植なり。
❷將來の比丘にこれを倣はしめて殺生をなさしむること勿れとの意なり。
❸lomena tvaṁ mutto'si　佛音の註によれば毛の多き羊を殺して肉を取らんとするを見て毛により利益を得んとして二羊を與へてその多毛の羊をつれ去れりと云ふ寓話あり。比丘の袈裟を著けるはこの羊の毛の如くにしてかの羊毛によりて死を脫れし如く汝も袈裟によりて脫れたりとの意とす。
❹rajakattharaṇaṃ　註によれば洗濯者の岸なり、洗濯衣を擴げて(attharanti)さらす故に言ふとする。
❺以下の原文 ādiyeyya, hareyya, avahareyya, iriyāpathaṁ vikopeyya, ṭhānā cāveyya, saṁketaṁ vitināmeyya なり、善見律には奪・將・擧・斷步・離本處・相要と譯す。奪とは園林を奪ふこと、將とは他人の持運べるものを取ること、擧とは他人の寄托物を返却の要求に應ぜずして盜む

こと、「斷歩」とは他人のものを取りて歩み去ること、「離本處」とは地上にあるものを盗みて其の場處より離すこと、「相要」とは某時某處にて此の物を取らんと準備をなすこと、又稅關にて脱稅することとも言ふと註す。

❻七穀(pubbaṇṇa)とは米等の七種の穀物を云ひ、七菜(aparaṇṇa)とは豆、甘蔗等の七種の野菜を言ふ。

❼ekaṁ payoge anagate…註によれば譬へば二標杭あり、これを動かして田を取らんとし一標杭を進めたるは偸蘭遮にして二標杭を進めて波羅夷なり、三標杭の時は一杭は突吉羅、二杭偸蘭遮、三杭波羅夷なり。繩につきても同様一方の端を進めたるは偸蘭遮、兩端を進めて波羅夷なりと。

❽sahabhaṇḍahārakaṁ　善見律に「人及び身上の衣を偸みて若し將ゐ去らんに初に一脚を上ぐれば偸蘭遮云々」とするものこれなり。

❾nimittaṁ akāsi　目星を附け、目的とするなり。

❿niruttipatho　註によるに會語に於て誰がとりしや、誰がとり去りしや」等と言へば「我とりたり、我とり去れり」と答ふること普通の用法にして、この時「とれり」と言ふは「盗心をもちてとれり」との意に非ず、然るに問者は「とれり」と言へるを「盗れり」と解して波羅夷と言ひしなりと。善見律に「誰偸取、答言我偸取、佛言比丘汝心云何、比丘答言、遂口語實無盗心若爾無罪」と云ふ。

⓫親厚想。原語 vissasati 親厚の間にて信頼する意にして食するも怒らず、喜ぶと想ふなり。

SC: Bhikkhu Vibhaṅga, Pārājika 3: *Manussaviggaha*

第三波羅夷

68

一―一　その時佛世尊、毘舍離大林中の重閣講堂に在しき。その時世尊、諸比丘の爲に種々の方便を以て不淨說法をなしたまひ、不淨を歎じ不淨觀を讚じ、反復指示して不淨三昧を讚歎したまへり。かくて世尊諸比丘に告げたまはく、「諸比丘、我半月靜處に入らんと欲す、一送食の者を除き何人も我が所に來ること勿れ」と。「畏りぬ、世尊」と、かの諸比丘は世尊に應へて、一送食の者を除きて何人も世尊の所に到るものなかりき。

　諸比丘は「世尊種々の方便を以て不淨說法をなしたまひ、不淨を歎じ不淨觀を讚じ、反復指示して不淨三昧に入るを讚歎したまへり」とて、彼等は諸身分の無利益觀、不淨觀行に專念して住せり。彼等は己が身を厭ひ羞ぢ卑めり。宛も性嚴飾を好む年少男女の頭を洗浴し已れるもの死蛇死狗若しくは死人を其の頸に繫げば、厭ひ羞ぢ卑むが如く、是の如くかの諸比丘も自己の身を厭ひ羞じ卑めて、自ら己が命を斷じ、又互にその命を斷じ、又❶鹿杖沙門の所に到りて斯く言へり、「善

い哉、友、汝我等が命を斷ぜよ、この鉢衣は汝のものなるべし」と。かくて鹿杖沙門は衣鉢の爲に多くの比丘の命を斷じ、血に染める刀を持して婆裘摩（ヷッグムーダー）河に到れり。時に鹿杖沙門は血刀を洗ひて是の如く疑悔を生ぜり、「實に我に利無く我に[69]益なし、實に我に惡利にして善利なし、我多くの無功德行を求作せり、我多くの持戒有德の比丘の命を奪へり」と。

その時一魔神、水上を履みて來り、鹿杖沙門にかく言へり、「善い哉、善い哉、善男子、汝に利益あり、汝に善利あり。善男子、汝多くの功德行を求作せり、汝未渡者を渡さしめたり」と。その時鹿杖沙門は「實に我に利益あり、我に善利あり、我多くの功德行を求作し、我未渡者を渡さしめたり」とて、更に利刀を持して寺より寺に、房より房に到りて斯く言へり、「誰か未渡者なる、我爲に渡せしめん」と。そこにて諸比丘中の未離欲の者は、その時驚怖して心中動搖し身毛竪立せり。然れども諸比丘中の離欲の者は、その時驚怖なく心中動搖なく身毛竪立することなかりき。かくて鹿杖沙門は、一日に一比丘の命を奪ひ、一日に二比丘の命を奪ひ、一日に三比丘の命を奪ひ、一日に四比丘の命を奪ひ、五比丘の命を奪ひ、六比丘の命を奪ひ、

十比丘の命を奪ひ、二十比丘の命を奪ひ、三十比丘の命を奪ひ、四十比丘の命を奪ひ、五十比丘の命を奪ひ、一日に六十比丘の命を奪へり。

二　その時世尊、その半月を過ぎて靜處より起ち、長老阿難に告げたまへり、「阿難、何ぞ比丘僧斯く少なき」と。「世尊、實に世尊は諸比丘の爲に種々の方便を以て不淨說法をなしたまひ（…乃至…）不淨三昧に入るを讃歎したまへり。世尊、かの諸比丘は『世尊種々の方便を以て（…乃至…）不淨三昧に入るを讃歎したまへり』とて、彼等は諸身分の無利益觀、不淨觀行に專念して住せり（…乃至…）是の如くか[70]の諸比丘も自己の身を厭ひ羞じ卑めて（…乃至…）世尊、かくて鹿杖沙門は一日に一比丘の命を奪ひ（…乃至…）一日に六十比丘を殺せり。願はくは世尊、この比丘僧の餘觀にて修行し得る如き他の方便を說きたまはんことを」。「然らば、阿難、毘舍離近くに住める諸比丘を總て講堂に集めしめよ」。「畏りぬ、世尊」と、長老阿難は世尊に應えて、毘舍離近くに住める諸比丘を總て講堂に集めしめ、世尊の所に到りて斯く白せり、「世尊、比丘僧は集れり。世尊、時宜しと思召さば說法したまへ」と。時に世尊は講堂に到りて設けの座に坐したまへり。坐し已りて世尊

は諸比丘に曰へり。

三　諸比丘、この阿那波那念三昧も亦屢々修して增進せば、靜安にして勝上、純粹にして安樂の境に在り、生起する惡不善の法を忽ちに滅盡せしむ。諸比丘、譬へば熱季の末月に起れる塵埃を、非時の大雨忽ちに斷盡するが如く、是の如く諸比丘、阿那波那念三昧を屢々修して增進せば、靜安にして勝上、純粹にして安樂の境にあり、生起する惡不善の法を忽ちに滅盡せしむるなり。

諸比丘、如何にして阿那波那念三昧を增進し、如何にして屢々修し、靜安にして勝上、純粹にして安樂の境にあり、生起する惡不善の法を忽ち滅盡せしむるや。諸比丘、こゝに比丘は、或は阿蘭若に到り、或は樹下に到り、或は靜室に赴きて、結跏して身を直くし、思念を前面に据ゑて趺坐す。彼正念にして入息し、正念にして出息し、或は長く入息しては「我長く入息す」と知り、或は長く出息しては「我長く出息す」と知る、或は短く入息しては「我短く入息す」と知り、或は短く出息しては「我短く出息す」と知る、「全身を認知して我入息せん」と修し、「全身を認知して、我出息せ
71
ん」と修す、「身行を鎭めて我入息せん」と修し、「身行を鎭めて我出息せん」と修行す、「喜

を認知して我入息せん」と…「…我出息せん」と修し「樂を認知して我入息せん」と…「…出息せん」と修し「心行を認知して我入息せん」と…「我出息せん」と修し「心行を鎭めて我入息せん」と…「…我出息せん」と修し、喜悅心を…乃至…等持心を…乃至…解脫心を…乃至…無常を觀じ…乃至…離欲を觀じ…乃至…滅を觀じ…乃至…棄を觀じて我入息せん」と…「…我出息せん」と修行す。諸比丘、是の如く阿那波那念三昧を增進し、是の如く屢々修して靜安にして勝上、純粹にして安樂の境にあり、生起する惡不善の法を忽ちに滅盡するなり。

四　時に世尊この因緣によりて比丘僧を集めしめたまひ、諸比丘に問ひ給へり、「諸比丘、實に諸比丘自ら己が命を斷じ、又互に命を斷じ、又鹿杖沙門の所に到りて斯く言ひしや『善い哉、友、我等の命を斷ぜよ、この鉢衣は汝のものたるべし』と。「眞實なり、世尊」と。佛世尊は呵責したまへり「諸比丘、こはかの諸比丘に適法に非ず、隨順行に非ず、威儀に非ず、沙門行に非ず、淨行に非ず、爲すべからざる所なり。諸比丘、何ぞかの諸比丘は自ら…斷じ…言ふや『……衣鉢は汝のものたるべし』と。諸比丘、こは未信者を信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの

學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も、故意に人體の生命を斷じ、或はその爲に殺具を持つ者を求むれば、これ亦波羅夷にして共住すべからざるものなり」

と。是の如く世尊は諸比丘の爲にこの學處を制したまへり。

二　その時一優婆塞病めり。彼の婦は端麗美貌なりき。六群比丘かの婦に愛著せり。時に六群比丘は斯く思へり「若しかの優婆塞生きなば、我等かの婦を得
72 ることなし。いでや、友、我等かの優婆塞に向ひて死の美を讃歎せん」と。かくて六群比丘はかの優婆塞の所に到れり。到り已りて言へり「優婆塞、汝實に德を行じ、善を行じ、怖畏者の守護を行ぜる者、惡を行ぜず、貪を行ぜず、罪を行ぜざる者なり、汝によりて善は行ぜられ、惡は行ぜられず、この惡苦の生は汝にとりて何するものぞ、死こそ汝にとりて生に勝る、汝この世より死して身壞命終の後、善趣天界に生ずべし、汝そこにて天上の五欲を享受して樂しむべし」と。

その時かの優婆塞は「諸大德は眞實を語る、我は實に德を行じ、善を行じ、怖畏者の守護を行ぜる者なり、我は惡を行ぜず、貪を行ぜず、罪を行ぜざる者なり、我によ

りて善は行ぜられ、惡は行ぜられず、この惡苦の生は我にとりて何する者ぞ、死こそ我にとりて生に勝る、我この世より死して身壞命終の後、善趣天界に生ずべし、そこにて我天上の五欲を享受して樂しむべし」とて、彼は不良の噉食嚼食のみを食し、不良の味を味ひ、不良の飲物を飲みて、爲に重き病にかゝり、その病の爲に死せり。

彼の婦は譏嫌非難せり、「これ等沙門釋子は、慚愧あることなく、破戒者、妄語者なり。これ等釋子は、實に「法行者、寂靜行者、梵行者、眞實語者、持戒者、善法者なり」と自ら言ふ、「然れども」彼等には沙門の行あることなく、彼等に梵行なし。彼等には沙門行破れ、彼等には梵行破る。如何でか彼等に沙門行あり、彼等に梵行あらん。彼等は沙門行より去り、彼等は梵行より去る。彼等は我が夫に死の美を讃歎し、彼等の爲に我が夫は死せり」と。他の諸人も亦譏嫌非難せり、「……彼等は梵行より去る、彼等は優婆塞に死の美を讃歎し、彼等の爲に優婆塞は死せり」と。

諸比丘はかの諸人の譏嫌非難するを聞けり。かの諸比丘中の少欲なる者は譏嫌非難せり、「何ぞ六群比丘は優婆塞に向ひて死の美を讃歎するや」と。かくて

73 かの諸比丘は世尊にこの事を白せり…乃至…「諸比丘、汝等實に優婆塞に向ひて死の美を讃歎せしや」と。「眞實なり、世尊」と。佛世尊は呵責したまへり、「愚人、これ適法に非ず、隨順行に非ず、威儀に非ず、沙門行に非ず、淨行に非ず、爲すべからざる所なり。愚人、汝何ぞ優婆塞に向ひて死の美を讃歎するや。愚人、これ未信者を信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も、故意に人體の生命を奪ひ、或はその爲に、殺具を持つ者を求め、或は死の美を讃歎し、或は死を勸めて『咄、男子、この惡苦の生は汝にとりて何の用ぞ、死は汝にとりて生に勝るべし』と云ひ、斯く心意ひ斯く決心し、種々の方便を以て死の美を讃歎し死を勸むれば、これ亦波羅夷にして共住すべからざるものなり」と。

三　「何れの」とは、いかなる者をも…乃至…。

「比丘」とは、…乃至…これこの所に於て意味する比丘なり。

「故意に」とは、知り認め目的を持し留意して行ふなり。

❷「人體」とは、母胎に於て初心生起し初識現起してより死に至る迄、この間のもの

を「人體」と名づく。

「生命を奪ふ」とは、命根を斷じて止めしめ、相續を破るなり。

「その爲に殺具を持つ者を求む」とは、或は劍、或は鐵槍、或は投槍、或は木槌、或は石・刀・繩〔を持つ者を求むる〕なり。

「死の美を讃歎す」とは、生命に於て罪を示し、死に於て美を說くなり。

「死を勸む」とは、或は「刀を持て」と言ひ、或は「毒を飮め」、或は「繩にて絞りて死すべし」と言ふなり。

「咄、男子」とは、これ呼びかけの語なり。

「この惡苦の生は汝にとりて何の用ぞ」とは、生は實に惡なり、富者の生を考ふれば貧者の生は惡なり、榮者の生を考ふれば窮者の生は惡なり、天人の生を考ふれ
74 ば人間の生は惡なり。手を切られたる者、足を切られたる者、手足を切られたる者、耳を切られたる者、鼻を切られたる者、耳鼻を切られたる者にとりては、實に惡生活なり。この惡苦の生により、死こそ汝にとりて生に勝ると言ふなり。

「斯く心意(おも)ひ」とは、心に〔死を〕思ふは即ち意に思ふなり、意に思ふは即ち心に思ふ

なり。

「斯く決心し」とは、死を考へ死を思ひ死を希望するなり。

「種々の方便を以て」とは、種々の方法によるなり。

「死の美を讚歎す」とは、生の苦を示し、死の美を讚じて「汝この世より死して身壞命終の後、善趣天界に生れ、そこにて天上の五欲を享受して樂しむべし」と言ふなり。

「死を勸む」とは「汝或は殺具を持ち、或は毒を服し、或は繩にて絞りて死せ」と言ひ、「汝或は池淵・絕壁に投ぜよ」と言ふなり。

「これ亦」とは前を取りて言ふなり。

「波羅夷」とは、恰も割れて兩分せる大石の再び合すること能はざるが如く、是の如く比丘にして故意に人體より生命を奪はば、沙門に非ず釋子に非ず、是の故に波羅夷なりと言ふ。

「共住すべからざるものなり」とは、共住とは同一羯磨・同一說戒にて共に學修するもの、これを共住と名づく、それは彼と共にあらず、是の故に共住すべからずと言

ふ。

四—一　自殺、教殺、使殺、重使殺、轉展使殺、往來使殺。

不獨獨想、獨不獨想、不獨不獨想、獨獨想。

身讃歎、語讃歎、身語讃歎、使讃歎、書讃歎。

坑陷、倚發、安殺具、藥、色持現、聲持現、香持現、味持現、觸持現、法持現、說示、教示、指示、現相。

二　「自殺」とは、自身(みづから)❸により、或は身に持てるもの、或は放擲するものにて殺すなり。

「教殺」とは「殺せるを見、近くに」立ちて、「是の如く打て、是の如く傷け、是の如く殺せ」と命ずるなり。

75 「使殺」とは一比丘が他比丘に「某甲を殺せ」と命ずれば突吉羅なり、かの比丘彼と想ひて彼を殺せば、兩者は波羅夷なり。　一比丘が他比丘に「某甲を殺せ」と命ずれば突吉羅なり、かの比丘彼と想ひて他を殺せば、命者は不犯、殺者は波羅夷なり。一比丘が他比丘に……　かの比丘他と想ひて彼を殺せば、兩者は波羅夷なり。　一比丘が他比丘に……　かの比丘他と想ひて他を殺せば、命者は不犯、殺者は波羅夷

なり。

〔重使殺とは〕甲比丘が乙比丘に命じて、丙比丘に語らしむ、丙比丘は丁比丘に語るべし、「丁比丘は某甲を殺すべし」と、甲比丘は突吉羅なり、乙比丘が丙比丘に告げなば突吉羅なり、殺者承諾すれば、甲比丘は偸蘭遮なり、丁比丘彼を殺せば、全比丘は波羅夷なり。

〔展轉使殺とは〕甲比丘が乙比丘に命じて、丙比丘に語らしむ、丙比丘は丁比丘に語るべし、「丁比丘は某甲を殺すべし」と、甲比丘は突吉羅なり。乙比丘他の者に命ずれば突吉羅なり、殺者承諾すれば突吉羅なり、彼その人を殺せば、甲比丘は不犯、乙比丘及び殺者は波羅夷なり。

〔往來使殺とは〕一比丘が他比丘に「某甲を殺せ」と命ずれば突吉羅なり、彼往きて再び歸り「我彼を殺すこと能はず」と言ひ、彼再び「出來得る時彼を殺せ」と命ずれば突吉羅なり、彼その人を殺せば、兩者は波羅夷なり。

一比丘が他比丘に「某甲を殺せ」と命ずれば突吉羅なり、彼命じ已りて悔心を生じ、而も「殺すこと勿れ」と言はず、彼その人を殺せば、兩者は波羅夷なり。

76

一比丘が他比丘に「某甲を殺せ」と命ずれば突吉羅なり、彼命じ已り悔心を生じて「殺すこと勿れ」と言ふ、彼「我已に汝に命ぜられたり」とて、かの人を殺せば、命者は不犯、殺者は波羅夷なり。

一比丘が他比丘に……彼命じ已りて悔心を生じて「殺すこと勿れ」と言ひ、彼「諾」とて止めなば、兩者は不犯なり。

三　不獨なるに獨なりと想ひて、「咄、某甲殺されよ」と叫べば突吉羅なり。

獨に不獨想にて「咄、某甲殺されよ」と叫べば突吉羅なり。

不獨に不獨想にて「咄、某甲殺されよ」と叫べば突吉羅なり。

獨に獨想にて、「咄、某甲殺されよ」と叫べば突吉羅なり。

四　「身讃歎」とは、身によりて相をなすなり、「是の如く死するものは、財を得、名稱を得、善趣に至る」と、突吉羅なり、彼の讃歎によりて「我死すべし」とて、苦受を生ずれば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。

「語讃歎」とは、語によりて言ふなり、「是の如く死するものは……」……死すれば波羅夷なり。

「身語讃歎」とは、身によりて相をなし、又語によりて言ふなり、「是の如く死するものは……」……死すれば波羅夷なり。

「使讃歎」とは、使に教へて語るなり、「是の如く死するものは、財を得、名稱を得、善趣に至る」と、突吉羅なり、使が教を聞きて「我死すべし」とて、苦受を生ずれば偸蘭遮なり、死すれば波羅夷なり。

「書讃歎」とは、書を作るなり、「是の如く死するものは、財を得、名稱を得、善趣に至る」と、文々毎に突吉羅なり、書を見て「我死すべし」とて、苦受を生ずれば偸蘭遮、死すれば波羅夷なり。

五　「坑陷」とは、人を指定して「彼陷ちて死すべし」とて坑を堀れば突吉羅なり、人かの中に陷ちれば突吉羅、陷ちて苦受を生ずれば偸蘭遮、死すれば波羅夷なり。人を指定せず「何人か陷ちて死すべし」とて坑を堀れば突吉羅なり、人その中に陷ちれば突吉羅、陷ちて苦受を生ずれば偸蘭遮、死すれば波羅夷なり。夜叉鬼畜生の人形なるものその中に陷ちれば突吉羅、陷ちて苦受を生ずれば突吉羅、死すれば偸蘭遮なり。畜生その中に陷ちれば突吉羅、落ちて苦受を生ずれば突吉羅、死す

れば波逸提なり。

六　「倚發」とは、倚處[5]に武器を立て、或は毒を塗り、或は弱處を作り、或は「陷ちて死すべし」とて、坑・淵・絶壁に立たしむれば突吉羅、武器或は毒或は陷ちて苦受を生ずれ[77]ば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。

七　「安殺具」とは、劍・鐵槍・擲槍・木槌・石・刀・毒・繩を「これによりて彼は死すべし」とて安けば突吉羅なり、それによりて「我死すべし」とて、苦受を生ずれば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。

八　「藥」とは、熟酥・生酥・油・蜜・砂糖を「これを食して死すべし」とて與ふれば突吉羅なり、それを食して苦受を生ずれば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。

九　「色持現」とは、不快にして怖く恐しき色を「これを見て驚き死すべし」とて持ち來れば突吉羅なり、それを見て驚けば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。快適なる色を、「これを見て得らざるに枯渇して死すべし」とて持ち來れば突吉羅なり、それを見て得られざるに枯渇すれば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。

「聲持現」とは、不快にして怖く恐しき聲を「これを聞きて驚き死すべし」とて持ち

來れば突吉羅なり、そを聞きて驚けば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。快適にして麗はしく心を奪はるゝ如き聲を「これを聞きて得られざるに枯渇して死すべし」とて持ち來れば突吉羅なり、そを聞きて得られざるに枯渇すれば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。

「香持現」とは、不快にして嫌惡なる香を、「これを嗅ぎて嫌惡して死すべし」とて持ち來れば突吉羅なり、そを嗅ぎて嫌惡して苦受を生ずれば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。快適なる香を「これを嗅ぎて得られざるに枯渇して死すべし」とて持ち來れば突吉羅なり、そを嗅ぎて得られざるに枯渇すれば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。

「味持現」とは、不快にして嫌惡なる味を、「これを味ひて死すべし」とて持ち來れば突吉羅なり、そを味ひて嫌惡し苦受を生ずれば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。快適なる味を、「これを味ひて得られざるに枯渇して死すべし」とて持ち來れば突吉羅なり、そを味ひて得られざるに枯渇すれば偷蘭遮、死すれば波羅夷なり。

78 「觸持現」とは、不快にして苦痛なる觸を、「これに觸れて死すべし」とて持ち來れば

突吉羅なり、それに觸れて苦受を生ずれば偸蘭遮、死すれば波羅夷なり。快適にして樂軟なる觸を「これに觸れて得られざるに枯渴して死すべし」とて持ち來れば突吉羅なり、それに觸れて得られざるに枯渴すれば偸蘭遮、死すれば波羅夷なり。

「法持現」とは、「地獄に墮すべき者に「これを聞きて死すべし」とて、地獄の事を說けば突吉羅なり、そを聞きて恐怖すれば偸蘭遮、死すれば波羅夷なり。善法を行ぜる者に「これを聞きて望みて死すべし」とて、天の事を說けば突吉羅、そを聞きて望みて「我死すべし」とて苦受を生ずれば偸蘭遮、死すれば波羅夷なり。

一〇　「說示」とは、問はれて「汝斯く死すべし」と言ふなり、「是の如く死する者は財を得、名稱を得、天に至るべし」と言へば突吉羅なり、その說示によりて「我死すべし」とて苦受を生ずれば偸蘭遮、死すれば波羅夷なり。

「敎示」とは、問はれずして「汝斯く死すべし」と言ふなり、「是の如く死する者は、財を得、名稱を得、天に至るべし」と言へば突吉羅なり、かの敎示によりて「我死すべし」とて苦受を生ずれば偸蘭遮、死すれば波羅夷なり。

「指示」とは、午前或は午後、或は夜或は晝と指定をなすなり、この指定によりて「汝彼の生命を奪ふべし」と言はば突吉羅なり、この指定によりて彼の生命を奪へば、兩者は波羅夷なり。かの指定の前或は後に彼の命を奪へば、指示者は不犯、殺者は波羅夷なり。

「現相」とは、相を作すなり、「われ眼に手をかざし、或は眉を上げ、或は頭を上ぐべし、その相によりて汝彼の命を奪ふべし」と言はば突吉羅なり、その相によりて彼の命を奪へば、兩者は波羅夷なり、かの相の前或は後に彼の命を奪へば、現相者は不犯にして、殺者は波羅夷なり。

一一　不知者、不識者、殺意無き者、顚狂者、最初の犯行者は不犯なり。

人體波羅夷に於ける第一品竟る

79 **五**　讚歎、坐床、杵と臼、老出家、[6]充塞、第一味、試、毒、
營事による三、積く煉瓦による三、斧、梁、見張臺、降、墮、
溫、鼻、摩、浴、塗油、起倒、食飲による死、
情夫の胎兒、並婦、母子兩者の殺、兩者死せず、壓潰、熱、無兒女、有兒女、

撲、制裁、鬼、惡夜叉に送る、彼を想ふ、擊、天、及び地獄を說く、
阿羅毘の木の三、續く叢林による三、苦むる刎れ、汝の言に非ず、タッカ、スギーラ。

一　その時一比丘病めり。諸比丘かの比丘を愍みて死の美を讚歎し、かの比丘死せり。彼等に悔心生ぜり、「我等波羅夷罪を犯せるに非ずや」と。時にかの諸比丘は世尊にこの事を白せり。「諸比丘、汝等は波羅夷罪を犯す」と。

二　その時一乞食比丘、床上に布を以て覆はれたる幼兒の上に坐し、壓して死せしめたり。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、汝は波羅夷に非ず、然れども諸比丘、檢視せずして床に坐すべからず、坐するものは突吉羅なり」と。

三　その時一比丘、室内の食堂にて、立てる杵を座として示され、一の杵を取りしに、他の杵倒れて一幼兒の頭上に墮ち、幼兒死せり。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、汝如何なる心なりしや」。「世尊、我知らざりき」。「比丘、知らざるものは不犯なり」と。

その時一比丘、室内の食堂にて、臼を座として示され、上に坐して臼を轉ぜしめ、一幼兒を壓して死せしめたり。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、知らざるは不

犯なり」と。

四　その時父子の比丘に出家せるあり。食時を告げられたる時、子は父に斯く言へり、「往け、大徳、僧は汝を待[7]つ」と、後より捉へて推し、彼倒れて死せり。彼に悔
80 心生ぜり…乃至…「比丘、汝如何なる心なりしや」。「世尊、我殺意なかりき」。「比丘、殺意なきは不犯なり」と。

その時父子の比丘に出家せるあり。食事を告げられたる時、子は父に斯く言へり、「往け、大徳、僧は汝を待つべし」と、殺意を以て後より捉へて推し、彼倒れて死せり。彼に悔心…「…波羅夷なり」と。

その時父子の比丘に出家せるあり。食時を告げられたる時、子は父に斯く言へり、「往け、大徳、僧は汝を待つべし」と、殺意を以て後より捉へて推し、彼倒れて死せざりき。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、波羅夷に非ず、偸蘭遮なり」と。

五　その時一比丘、食せる肉咽喉にかゝれり。他比丘かの比丘の頸を打ち、血と共に肉落ちて、かの比丘死せり。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、殺意なきは不犯なり」と。

その時一比丘、食せる肉〔…乃至…〕他比丘殺意を以てかの比丘の頸を〔…乃至…〕「波羅夷なり」と。

その時一比丘、食せる肉〔…乃至…〕他比丘殺意を以て〔…乃至…〕かの比丘死せず〔…乃至…〕波羅夷に非ず、偷蘭遮なり」と。

六　その時一行乞比丘、毒の入れる團食を得持ち歸り、諸比丘に第一味を與へたるに、かの諸比丘死せり。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、汝如何なる心なりしや」。「世尊、我知らざりき」。「比丘、知らざるは不犯なり」と。

その時一比丘、試す意にて他比丘に毒を與へ、かの比丘死せり。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、汝如何なる心なりしや」。「世尊、我試す意なりき」。「比丘、波羅夷に非ず、偷蘭遮なり」と。

[81] 七　その時阿羅毘(アーラヴィー)邑の諸比丘、造寺の事を作せり。一比丘下に在りて石を上ぐるに、上なる比丘取ること惡しくして、下なる比丘の頭上に石墮ち、かの比丘死せり。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、知らざるは不犯なり」と。

その時阿羅毘邑の比丘、造寺の事をなせり。一比丘下に在りて石を上ぐるに、

上なる比丘殺意を以て、下なる比丘の頭上に石を放ち、かの比丘死せり……乃至……かの比丘死せず。彼に悔心生ぜり……乃至……「比丘、波羅夷に非ず、偸蘭遮なり」と。

八　その時阿羅毘邑の比丘、精舍の塀を起せり。一比丘下にありて練瓦を上ぐるに、上なる比丘捉ること悪しくして、下なる比丘の頭上に煉瓦落ち、かの比丘死せり。彼に悔心生ぜり……乃至……「比丘、知らざるは不犯なり」と。

その時阿羅毘邑の比丘「……乃至……」上なる比丘殺意を以て、下なる比丘の頭上に煉瓦を放ち、かの比丘死せり……乃至……かの比丘死せず。彼に悔心生ぜり……乃至……「比丘、波羅夷に非ず、偸蘭遮なり」と。

九　その時阿羅毘邑の比丘、修治を作せり。一比丘下に在りて斧を上ぐるに「……乃至……」「比丘、知らざるは不犯なり」と。

その時阿羅毘邑の比丘……上なる比丘殺意を以て、下なる比丘の頭上に斧を放ち、かの比丘死せり……かの比丘死せず……「偸蘭遮なり」と。

一〇　その時阿羅毘邑の比丘、修治をなせり。一比丘下に在りて梁を上ぐるに、上なる比丘梁を捉ること悪しくして……「三事上の如し」……「偸蘭遮なり」と。

一一　その時阿羅毘邑の比丘、修治を作し、「建物の高處に」見張臺を結びつく。一比丘は他比丘に斯く言へり「友、こゝに立ちてつけよ」と。かの比丘そこに立ちてつくるに、[82]落ちて死せり。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、汝如何なる心なりしや」。「世尊、我殺意に非ず」。「比丘、殺意に非ざるは不犯なり」と。

その時阿羅毘邑の比丘、修治を作し、見張臺を結びつく。一比丘は他比丘に殺意を以て斯く言へり「友、こゝに立ちてつけよ」と。かの比丘そこに立ちてつけ、落ちて死せり…乃至…落ちて死せず。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、波羅夷に非ず、偸蘭遮なり」と。

一二　その時一比丘、精舎を塗りて降る。一比丘かの比丘に斯く言へり「友、こゝより降りよ」と。かの比丘それによりて降り、墮ちて死せり。彼に悔心生ぜり…「比丘、殺意に非ざるは不犯なり」と。

その時一比丘、精舎を塗りて降る。一比丘殺意を以てかの比丘に斯く言へり、「友、こゝより降りよ」と。かの比丘それによりて降り、墜ちて死せり…乃至…墜ちて死せず。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、波羅夷に非ず、偸蘭遮なり」と。

一三　その時一比丘、憂愁に心くだけ、耆闍崛山に登りて斷崖に身を投ぜるに、一籠師の上に墮ちて〔彼を〕死せしめたり。彼に悔心生ぜり、…乃至…「比丘、波羅夷に非ず。然れども諸比丘、自ら投身すべからず、投ずる者は突吉羅なり」と。

　その時六群比丘、耆闍崛山に登りて、空中に石を投ぜるに、一牧牛者の上に墮ちて〔彼を〕死せしめたり。彼等に悔心生ぜり…乃至…「諸比丘、波羅夷に非ず、然れども諸比丘、空中に石を投ずべからず、投ずる者は突吉羅なり」と。

一四　その時一比丘病み、諸比丘彼を溫めけるに、かの比丘死せり。彼等に悔心生ぜり…乃至…「諸比丘、殺意に非ざれば不犯なり」と。

　その時一比丘病めり。諸比丘殺意を以て彼を溫め、かの比丘死せり…乃至…かの比丘死せず。彼等に悔心生ぜり…乃至…「諸比丘、波羅夷に非ず、偷蘭遮なり」と。

83 一五　その時一比丘、日射病にかゝり、諸比丘彼に鼻腔治療を施せるに、かの比丘死せり。彼等に悔心生ぜり…乃至…「諸比丘、殺意に非ざれば不犯なり」と。

　その時一比丘、日射病にかゝれり。諸比丘殺意を以て彼に鼻腔治療を施し、か

の比丘死せり……乃至……かの比丘死せず。彼等に悔心生ぜり……乃至……「諸比丘、波羅夷に非ず、偸蘭遮なり」と。

一六　その時一比丘病み、諸比丘彼を摩せるに、かの比丘死せり……〔三事上の如し〕……「偸蘭遮なり」と。

その時一比丘病み、諸比丘彼を入浴せしめたるに、かの比丘死せり……「偸蘭遮なり」と。

その時一比丘病み、諸比丘彼に油を塗れるに、かの比丘死せり……「偸蘭遮なり」と。

その時一比丘病み、諸比丘彼を起しけるに、かの比丘死せり……「偸蘭遮なり」と。

その時一比丘病み、諸比丘彼を倒しけるに、かの比丘死せり……「偸蘭遮なり」と。

その時一比丘病み、諸比丘彼に食物を與へしに……飲物を與へしに、かの比丘死せり……「偸蘭遮なり」と。

一七　その時一婦人あり、その夫他行し、情夫と通じて妊娠せり。かの女特に親しき比丘に斯く言へり、「大德、願はくは墮胎をなしたまへ」と。「諸、妹よ」とて、かの女に墮胎を與へ、胎兒死せり。彼に悔心生ぜり……乃至……「比丘、汝は波羅夷なり」

と。

一八　その時一男子に二婦あり。一は無兒女にして、他は有兒女なり。無兒女特に親しき比丘に斯く言へり、「大德、若しかの婦妊娠せば、凡ての家事はかの女のものとなるべし。大德、願はくはかの婦に墮胎をなし給へ」と。「諾、妹よ」とて、かの婦に墮胎を與へけるに、胎兒死して母死せず。彼に悔心生ぜり……「波羅夷なり」と。

その時一男子に二婦あり……墮胎を與へけるに、母死して胎兒死せず。彼に
84 悔心生ぜり…乃至…「比丘、波羅夷に非ず、偸蘭遮なり」と。

その時一男子に二婦あり……墮胎を與へけるに、「母胎兒」兩者死せり…乃至…兩者死せず。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、波羅夷に非ず、偸蘭遮なり」と。

一九　その時一妊婦、特に親しき比丘に斯く言へり、「大德、墮胎をなしたまへ」と。「大姉、然らば壓し潰すべし」と。かの女壓し潰して胎兒を墮せり。彼に悔心……「波羅夷なり」と。

その時一妊婦……「大姉、然らば熱すべし」と。かの女熱して胎兒を墮せり。

彼に悔心…「波羅夷なり」と。

二〇　その時一無兒女、特に親しき比丘に斯く言へり「大德、願はくは我が妊娠藥を與へたまへ」と。「諸大姉」とてかの女に藥を與へ、かの女死せり。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、波羅夷に非ず、突吉羅なり」と。

二一　その時一有兒女、特に親しき比丘に斯く言へり、「大德、願はくは我が避妊藥を與へたまへ」と。「諸」……「突吉羅なり」と。

二二　その時六群比丘、十七群比丘の一人を指にて擽りて笑はしめ、かの比丘氣絕して息を止め死せり。かの比丘等に悔心生ぜり…乃至…「諸比丘、波羅夷に非ず」と。

二三　その時十七群比丘、「我等六群比丘を制[9]裁せん」とて引き倒し、その上に乘りて殺せり。彼等に悔心生ぜり…乃至…「諸比丘、波羅夷に非ず」と。

二四　その時鬼の害を呪除する一比丘、鬼の命を斷ぜり。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、波羅夷に非ず、偷蘭遮なり」と。

二五　その時一比丘、他比丘を惡夜叉の舍に送り、夜叉はその比丘の命を奪へり。

彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、殺意に非ざるは不犯なり」と。

　その時一比丘殺意を以て他比丘を夜惡叉の舍に送り、夜叉はその比丘の命を奪へり…乃至…夜叉はその比丘の命を奪はず。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、波羅夷に非ず、偸蘭遮なり」と。

85 二六　その時一比丘、他比丘を惡獸難處に……賊難處に……送れり。惡獸はその比丘の……〔賊は〕……命を奪へり、彼に悔心…〔三事の各時前に同じ〕…「偸蘭遮なり」と。

二七　その時一比丘、彼と想ひて彼の命を奪へり…乃至…彼と想ひて他の命を奪へり…乃至…他と想ひて彼の命を奪へり…乃至…他と想ひて他の命を奪へり。彼に悔心……「波羅夷なり」と。

二八　その時一比丘、非人に憑かれぬ。他比丘かの比丘に一撃を與へ、かの比丘死せり。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、殺意に非ざれば不犯なり」と。

　その時一比丘、非人に憑かれぬ。他比丘殺意を以てかの比丘に一撃を與へ、かの比丘死せり…乃至…「比丘、波羅夷に非ず、偸蘭遮なり」と。

二九　その時一比丘、善法を行ぜる者に天の說法をなし、彼信樂して死せり。彼

の比丘に悔心生ぜり…乃至…「比丘、殺意に非ざれば不犯なり」と。

その時一比丘殺意を以て善法を行ぜる者に天の説法をなし、彼信樂して死せり…乃至…彼信樂して死せず。かの比丘に悔心生ぜり…乃至…「比丘、波羅夷に非ず、偸蘭遮なり」と。

その時一比丘、墮獄すべき者に地獄の説法をなし、彼驚怖して死せり…（上の三事に同じ）…「偸蘭遮なり」と。

三〇　その時阿羅毘邑の諸比丘、修治を作して木を伐れり。一比丘は他比丘に斯く言へり「友、こゝに立ちて伐れ」と。そこに立ちて伐りけるに、彼に木倒れかゝりて死せり…（三事）…「偸蘭遮なり」と。

三一　その時六群比丘、叢林に火を放ち、人々燒死せり…（三事）…「偸蘭遮なり」と。

86 三二　その時一比丘、刑場に行きて行刑者に斯く言へり「賢者、彼を苦しむること勿れ、一撃にて殺せ」と。「諾、大德」とて、一撃にて命を奪へり。彼に悔心生ぜり……「比丘、汝は波羅夷罪を犯す」と。

その時一比丘、刑場に行きて行刑者に言へり、「賢者、彼を苦しむること勿れ、一

擊にて殺せ」と。行刑者は「我汝の言にて作さず」と言ひて、かの〔罪人の〕命を奪へり。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、波羅夷に非ず、突吉羅なり」と。

三三　その時一男子〔罪によりて〕手足を切られ、親戚の家にて親戚に圍まれ居たり。一比丘かの諸人に斯く言へり「賢者、汝等彼の死を欲するや」と。「然り、大德、我等望む」。「然らばタッカを飮ますべし」と。彼等彼にタッカを飮ましめ、彼死せり。かの比丘に悔心生ぜり…乃至…「比丘、汝は波羅夷罪を犯す」と。

その時一男子、手足を切られて親戚の家にて親戚に圍まれ居たり。一比丘尼かの諸人に斯く言へり、「賢者、汝等彼の死を欲するや」と。「然り、大德、我等欲す」。「然らば砂糖を入れたるスギーラを飮ましむべし」と。彼等彼に砂糖入りのスギーラを飮ましめ、彼死せり。かの比丘尼に悔心生ぜり。その時かの比丘尼この事を諸比丘尼に告げ、諸比丘尼は諸比丘に語り、諸比丘これを世尊に白せり。「諸比丘、かの比丘尼は波羅夷罪を犯す」と。

第三波羅夷竟る

註❶鹿杖沙門．migalaṇḍika samaṇakuttaka 沙門と言ふも似而非沙門にして袈裟を著け寺中に

入りて比丘の殘食を拾ひて生活するものなり。

❷人體（manussaviggaha）五分律に「人若似人」とし有部律に「人・類」とする如く「人及び胎兒」の意なるべし。この語梵本には單に manuṣya とし四分律、僧祇律にも「人」とのみす。

❸以下の原語 kāyena, kāyapaṭibadhena, nissaggiyena なり。佛音の註によれば身とは手或は足等にて打ち殺すこと、身に持てるものとは身より離れざるものにして劍等なり、放擲するものとは身或は身に持てるものより離れるものにして矢、擲槍等なり。

❹註によれば獨とは他人が眼前に居らざることなり、下の意は供養の時の如き怨敵比丘前にあるに闇中にて知らずして、「彼の比丘賊に殺され或は蛇にかまれて死することを我樂ふ」と言ふなり。

❺apassena 註によれば常に用ふる椅子、臥床或は倚り板、或は又日中の休息處に坐せる者の倚りかかれる杙、そこに生ぜる木等を言ふ。

❻臺本に bhisanno とあり、意義解し難し、一本に sinno とあり、オルデンベルヒもこの兩者如何に校訂すべきやを知らずと云ふ、シャム本には santo とす　今 abhisanno として譯せり。

❼臺本 patimāneti は paṭimāneti の誤植なり。

❽aggakārika この比丘法を重んずるが故に食を得て先づ第一最上のものを同學に與へて食せしめ而して後自己が食するなり。

❾原語 kammaṁ karissāma 註に ākaḍḍhiyamāna patito と言ひ、序頌に niggaha と出す故にかく譯せり。

SC: Bhikkhu Vibhaṅga, Pārājika 1: *Uttarimanussadhamma*

第四波羅夷

一―一　その時佛世尊は毘舍離大林の重閣講堂に在しき。時に衆多の知識、親友比丘は婆裘河畔に於て雨安居に入れり。時に跋耆の地飢饉にして生活し難く白骨狼藉し、作物は葉莖のみを生じ、施與に依りて生活する事容易ならざりき。

その時かの諸比丘謂へらく「今や跋耆は飢饉にして生活し難く白骨狼藉し、作物は葉莖のみを生じ、施與の食に依りて生活する事容易ならず。我等何れの方便によりてか和合一致し、鬪諍なく安易に安居を過し、飲食を以て苦となさざるや」と。或る比丘は斯く言へり、「いざ、友、我等は諸居士の爲に作事をなさん、かくて彼等は我等に施與せんと想ふべし、是の如くして我等は和合一致し、鬪諍なく安易に安居を過し、飲食を以て苦とせざるべし」と。或る比丘は斯く言へり、「止めよ、友、諸居士の爲に作事をなして何かせん。いざ、友、諸居士の爲に使をなさん、然らば彼等は我等に施與せんと想ふべし、かくて我等は和合一致し鬪諍なく安易に雨安居を過し、飲食を以て苦とせざるべし」と。或る比丘は斯く言へり、

「止めよ、友、 諸居士の爲に作事をなし、諸居士の爲に使をなして何かせん。 いざ、友、 我等は諸居士に對して互の上人法を讃歎せん、「かの比丘は初禪の得者なり、かの比丘は第二禪の得者なり、かの比丘は第三禪の得者なり、かの比丘は第四禪の得者なり、かの比丘は預流果なり、かの比丘は一來果なり、かの比丘は不還果なり、かの比丘は阿羅漢果なり、かの比丘は三智を得たり、かの比丘は六神通を得たり」と、かくて彼等は我等に施與せんと想ふべし、是の如くして我等は和合一致し、
88 闘諍なく安易に雨安居を過し、飲食を以て苦となさざるべし。 友よ、 諸居士に互の上人法を讃歎するこそ勝れたることとなれ」と。 かくてかの諸比丘は、諸居士に互の上人法を讃歎せり、「かの比丘は初禪の得者なり……乃至……かの比丘は六神通を得たり」と。

時にかの諸人は、實に我等に善利あり、我等に功德あり、この我等の爲に是の如き諸比丘安居に住せり、この諸比丘の如き持戒者善法者なる是の如き比丘、未だ曾て我等の爲に安居に入ることとなし」とて、彼等はかの噉食を自ら食せず、父母に供せず、子女に與へず、家婢に與へず、友人に與へず、親戚同族に與へずして、それ等

を比丘に與へたり。彼等はかの嚼食・味食・飲物を自ら飲まず、父母に供せず、子女に與へず、家婢に與へず、友人に與へず、親戚同族に與へずして、それ等を比丘に與へたり。かくてかの諸比丘は美はしく諸根肥大、顔色光澤、皮色充悦なりき。

二　世尊に見えんとて到るは、安居を竟れる諸比丘の常法なり。時にかの諸比丘、安居三月を竟り、坐臥處を攝め衣鉢を持して毘舍離に到れり。漸々に遊行して毘舍離の重閣講堂に到り、世尊の所に到れり。到り已りて世尊を禮して一方に坐せり。その時毘舍離の地にて安居を竟りし諸比丘は、形體枯痩顔色憔悴、脈管悉く現はれ飢渴に迫れり。然るに婆裘河邊の諸比丘は、美はしく諸根肥大、顔色光澤、皮色充悦せり。客比丘と親しく挨拶を交はしたまふは、諸佛の常法なり。その時世尊は婆裘河邊の諸比丘にかく日(のたま)へり、「諸比丘、諸事便安なりしや、食足りしや、和合一致し鬪諍なく安易に安居を過し、飲食を以て苦となさざりしや」と。「世尊、我等諸事便安にして食足り、和合一致し鬪諍なく安易に安居を過し、飲食を以て苦となさざりき」と。

89 如來は知りて問ひ、又知りて問ひ給はず…乃至…二事により佛世尊は諸比丘

に問ひたまふ、法を說かんが爲、或は聲聞弟子の爲に學處を制せんが爲なり。その時世尊は婆裘河邊の諸比丘に斯く曰へり、「諸比丘、汝等如何にしてその如く和合一致し、鬪諍なく安易に安居を過し、飮食を以て苦となさざりしや」と。その時諸比丘は世尊にかの因緣を白せり。「汝等實に〔上人法〕有りや否や」と。「無し、世尊」と。佛世尊は呵責したまへり、「愚人、これ適法に非ず、隨順行に非ず、威儀に非ず、沙門行に非ず、爲すべからざる行なり。愚人、汝等何故に口腹の爲の故に諸居士に互の上人法を讚じて說くや。愚人、汝等寧ろ銳利なる牛刀を以て腹を割らるゝとも、口腹の爲に諸居士に互の上人法を讚じて說く勿れ。所以は如何。愚人、實にかの因によりては死或は死に等しき苦を受くるも、爲に身壞命終の後、惡處・惡趣・惡生・地獄に生るゝことなし。愚人、〔されど〕この因によりては身壞命終の後惡處・惡趣・惡生・地獄に生るべし。愚人、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……」と、呵責し說法したまひて、諸比丘に曰へり。

三 「諸比丘、世間にこの五種の大賊ありて存す。何をか五とす。諸比丘、ここに一の大賊ありて斯く思惟す、「我實に或は百或は千の徒衆に圍繞せられ、殺し

殺さしめ、切り切らしめ、苦しめ苦しましめつゝ、村町首都を徘徊すべし」と、彼その後に於て或は百或は千の徒衆に圍繞せられ、殺し殺さしめ、切り切らしめ、苦しめ苦しましめつゝ、村町首都を徘徊す。是の如く、諸比丘、こゝに一の惡比丘ありて斯く思惟す、「我實に或は百或は千の徒衆に圍繞せられ、尊重歸依信仰されつゝ、諸居士及び出家の衣服・飮食・房舍・病資具たる藥湯の受者として町村首都を遊行すべし」と、彼その後に於て或は百或は千の徒衆に圍繞せられ、尊重歸依信仰され
90
つゝ、諸居士及び出家の衣服・飮食・房舍・病資具たる藥湯の受者として、町村首都を遊行す。諸比丘、これ世間にありて存する第一の大賊なり。

また諸比丘、こゝに他の一の惡比丘有り、如來所說の法・律を學びて[1]自己のものとす。諸比丘、これ世間に在りて存する第二の大賊なり。

また諸比丘、こゝに他の一の惡比丘有り、清淨なる梵行者の完全清淨なる梵行を修せるを、無根の非梵行を以て誹謗す。諸比丘、これ世間に在りて存する第三の大賊なり。

また諸比丘、こゝに他の一の惡比丘あり、かの衆僧の重物、重資具、例へば園林・

園林地、精舍、精舍地、臥床、坐床、褥、枕、銅瓶、銅甕、銅壺、銅花瓶、斧、斤、鋤、鍬、鋸、蔓草、竹、文若草（ムンヂャ）婆婆草（ベッバヂャ）、草、土、木製具、陶磁器等、これ等を以て諸居士に恩惠を與へて曲說す。諸比丘、これ世間に在りて存する第四の大賊なり。

諸比丘、天界・魔界・梵天界を含む世界に於て、沙門婆羅門天人衆中に於て、こは最大の賊なりとす、謂く、空無にして上人法を說くもの、これなり。所以は如何。諸比丘、盜心を以て國の施與食を食するが故なり」と。

己に有らざるものを己に有りと說き
詐欺者の詐りて食を得る如く、彼も亦盜によりて得
表には袈裟を首にかけ、而も惡法を制せず
惡比丘は惡業によりて地獄に生る
火焰の如く燒けたる鐵丸を食することこそ勝る
惡戒にして制することなく、國の施食を食せんよりは

かくて世尊は婆裘河邊の諸比丘を、種々の方便を以て呵責し給ひ、扶養すること難く、給養すること難きを……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦

すべし――

91

何れの比丘と雖も、明かに知らずして上人法を已に存すとし滿足なる正智正見を主張せん、「我は斯く知り斯く見たり」と。彼その後に於て、或は追求され或は追求されずして罪の清淨を欲して、「友、我は知らずして斯く知ると云ひ、見ずして見ると云ひ、虚誑妄語せり」と言はゞ、これ亦波羅夷にして共住すべからざるものなり」。

と。是の如く世尊によりて諸比丘の爲にこの學處は制せられたり。

二　その時衆多の比丘、見ざるに見たりと想ひ、到らざるに到れりと想ひ、不達に達と想ひ、不證に證と想ひて、增上慢によりて他にこれを說けり。その後彼等の心、貪を起し、瞋を起し、又痴を起せり。彼等に悔心生ぜり、「世尊は學處を制し給へり、「然るに」我等は見ざるを見たりと想ひ……增上慢によりて他に說けり、我等は波羅夷罪を犯せるに非ずや」と。長老阿難にこの由を告げぬ。長老阿難はこれを世尊に白せり。「阿難、實にこれ等の比丘は、見ざるを見たりと想ひ……增上慢によりて他に說けり、然れどもこは罪とすべきに非ず。諸比丘、汝等當に是

の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も、明かに知らずして、上人法を己に存すとし、滿足なる正智正見を主張せん、『我は斯く知り斯く見たり』と。彼その後に於て、或は追求され或は追求されずして罪の清淨を欲して、『友、我は知らずして斯く知ると云ひ、見ずして見ると云ひ、虚誑妄語せり』と言はば、增上慢を除きて、これ亦波羅夷にして共住すべからざるものなり」と。

三　「何れの」とは、いかなる者をも…乃至…。

「比丘」とは、…乃至…この所に於て意味さるゝ比丘なり。

「明かに知らずして」とは、空無にして存せず、自に於て善法を見ず知らずして、自己に善法ありと云ふなり。

「上人法」とは禪那、解脱、三昧、正受、智見、達道、證果、離惡、心離蓋、樂靜を云ふ。

「己に存す」とは、かの善法を自己に持ち來り、或はこの善法に自己を持ち來るなり。

「正智」とは三智なり。

「正見」とは、この智卽ち見にして、この見卽ち智なり。

「主張する」とは、或は女、或は男、或は居士、或は出家に向ひて云ふなり。

「斯く知り斯く見る」とは、我はこの法を知り、この法を見る、是の如き法は我に於てあり、我は是の如き法に合入せりと言ふなり。

「その後に於て」とは、かの時に於て主張し、カナ、ラヤ、ムフッタの時間經過せる時に於けるを云ふ。

「追求され」とは、かの事を主張せるを、その主張に對し追求して、何故に汝に得られしや、如何にして汝に得られしや、何時汝に得られしや、何處にて汝に得られしや、如何なる惡が汝により捨せられしや、汝は如何なる法に達せしや」と云はるゝなり。

「追求されず」とは、何等云はれざるなり。

「罪に墮せる」をとは、不善の望を持ち貪欲をなして、空無なる上人法を主張して、波羅夷罪に墮せるを云ふ。

「清淨を望む」とは、或は居士たらんと望み、或は優婆塞たらんと望み、或は淨人或

は沙彌たらんことを望むなり。

「大德、我は知らずして斯く知ると云ひ、見ずして見ると云ふ」とは、我はこれ等の法を知らず、我はこれ等の法を見ず、これ等の法は我に於て存せず、我はこれ等の法に合入せずと云ふなり。

「虛誑妄語せり」とは、空言が我によりて說かれたり、虛言が我によりて說かれたり、存せざるものが我によりて說かれたり、知らざるものが我により說かれたりとの意なり。

「增上慢を除く」とは增上慢を除外するなり。

「これ亦」とは、前を取りて云ふなり。

「波羅夷なり」とは、宛も多羅樹の頭切らるゝ時は、再び成長すること能はざるが如く、是の如く比丘も惡心貪求にして空無なる上人法を主張せば、沙門に非ず、釋子に非ず、この故に波羅夷なりと云ふ。

「不共住」とは、共住とは、同一羯磨・同一說戒にして共に學修するなり、これを共住と云ふ、そは彼と共に非ず、是の故に不共住と云ふ。

四—一　「上人法」とは、禪那、解脱、三昧、正受、智見、道修、證果、離惡、心離蓋、樂靜を云ふ。
「禪那」とは、初禪、二禪、三禪、四禪なり。
「解脱」とは、空解脱、無相解脱、無願解脱なり。
「三昧」とは、空三昧、無相三昧、無願三昧なり。
「正受」とは、空正受、無相正受、無願正受なり。
「智」とは三明なり。
「道修」とは四念住、四正斷、四神足、五根、五力、七覺支、八正道なり。
「證果」とは預流果證、一來果證、不還果證、阿羅漢果證なり。
「離惡」とは離貪、離瞋、離痴なり。
「心離蓋」とは、心が貪より離蓋し、瞋より離蓋し、痴より離蓋するなり。
「樂靜」とは、初禪によりて樂靜し、第二禪によりて樂靜し、第三禪によりて樂靜し、第四禪によりて樂靜するを云ふ。
二　三事により「我は初禪を得たり」と。故意に妄語するものは波羅夷なり。〔一〕先に「虚妄を語らん」と思ふ、〔二〕語る時「我虚妄を語る」と思ふ、〔三〕語り已りて「我により

て虚妄は語られたり」と思ふなり。

四事により「我は初禪を得たり」と、故意に妄語するものは波羅夷なり。先に「虚妄を語らん」と思ふ、語る時「我虚妄を語る」と思ふ、語り已りて「我によりて虚妄語られたり」と思ふ[2]、所見に異なりて説くなり。

五事により「我は初禪を得たり」と…「…語られたり」と思ふ。所見に異なりて説く、所忍に異なりて説くなり。

六事により…「…語られたり」と思ふ、所見に異なりて説く、所忍に異なりて説く、所樂に異なりて説くなり。

七事により…「…語られたり」と思ふ、所見に異なりて説く、所忍に異なりて説く、所樂に異なりて説く、所想に異なりて説くなり。

三　三事により「我は初禪を得[3]」と……所想に異なりて説くなり。

三事により「初禪は得られたり」と……所想に異なりて説くなり。

三事により「我は初禪の得者なり」と……所想に異なりて説くなり。

三事により「我は初禪の主なり」と……所想に異なりて説くなり。

94 三事により「初禪は我によりて證せられたり」と……所想に異なりて說くなり。

四　三事により、我は第二禪を…乃至…第三禪を…乃至…「第四禪を得たり…乃至…我は得、…乃至…得られたり…乃至…我は第四禪の得者なり…乃至…我は主なり…乃至…「第四禪は我に證せられたり」と、故意に虛妄を語るものは波羅夷なり…乃至…。この初禪が細說せらるゝ如く、是の如く、凡ての禪も細說せらるべきなり。

五　三事により、空解脫を…乃至…無相解脫を…乃至…無願解脫を得たり、我は得……「無願解脫は我によりて證せられたり」と、故意に虛妄を語らば波羅夷なり…乃至…。

三事により、空三昧を…乃至…無相三昧を…乃至…無願三昧を得たり…乃至…我は得…乃至…得られたり…乃至…我は無願三昧の得者なり…乃至…主なり…乃至…「無願三昧は我によりて證せられたり」と、故意に妄語するものは波羅夷なり…乃至…。

三事により、空正受を…乃至…無相正受を…乃至…無願正受を得たり…乃至

…我は得…乃至…得られたり」…乃至…我は無願正受の得者なり…乃至…主なり…乃至…「無願正受は我によりて證せられたり」と故意に妄語するものは波羅夷なり…乃至…。

三事により、三明を得たり…我は三明の得者なり……波羅夷なり……乃至…。

三事により、四念住を…乃至…四正斷を…乃至…四神足を得たり……我は四神足の得者なり……波羅夷なり…乃至…。

三事により、五根を…乃至…五力を得たり……我は五根の得者なり……波羅夷なり…乃至…。

三事により、七覺支を得たり……我は七覺支の得者なり…波羅夷なり…乃至…。

三事により、八正道を得たり……我は八正道の得者なり……波羅夷なり…乃至…。

三事により、預流果を…乃至…一來果を…乃至…不還果を…乃至…阿羅漢果
95 を得たり…我は阿羅漢の得者なり……波羅夷なり…乃至…。

三事により「我が貪は捨てられたり、排せられたり、脱せられたり、捨せられたり、棄捨せられたり、投ぜられたり、棄せられたり」と故意に虚妄を語れば波羅夷なり……乃至……。

三事により、我が瞋は……我が痴は……波羅夷なり……乃至……。

三事により、我が瞋は……我が痴は……波羅夷なり……乃至……。

三事により「我が心は貪より離蓋せり」と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり……乃至……。

三事により「我が心は瞋より……痴より我が心は離蓋せり」と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり――先に思ひ……所想と異なりて說くなり。

無雜章竟る

六　三事により、初禪と第二禪とを得たり……「我によりて證せられたり」と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり……乃至……。

三事により、初禪と第三禪とを……波羅夷なり……乃至……。

三事により、初禪と第四禪とを……波羅夷なり……乃至……。

三事により、初禪と空解脱とを…乃至…初禪と無相解脱とを…乃至…初禪と無願解脱を得たり……「我によりて證せられたり」と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり…乃至…。

三事により、初禪と空三昧とを…乃至…初禪と無相三昧とを…乃至…初禪と無願三昧とを得たり……「我により證せられたり」と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり…乃至…。

三事により、初禪と空正受とを…乃至…初禪と無相正受とを…乃至…初禪と無願正受とを得たり……「我によりて證せられたり」と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり…乃至…。

三事により、初禪と三明とを得たり……「我によりて證せられたり」と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり…乃至…。

三事により、初禪と四念住とを…乃至…初禪と四正斷とを…乃至…初禪と四神足とを得たり……「我によりて證せられたり」と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり…乃至…。

96

三事により、初禪と五根とを……乃至……初禪と五力とを得たり……「我によりて證せられたり」と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり……乃至……。

三事により、初禪と七覺支とを……初禪と八正道とを……初禪と預流果とを……乃至……初禪と一來果とを……乃至……初禪と不還果とを……乃至……初禪と阿羅漢果とを得たり……「我によりて證せられたり」と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり……乃至……。

三事により「我は初禪を得たり、我が貪は捨てられたり、排せられたり、脱せられたり、捨せられたり、棄捨せられたり、投げ棄てられたり、棄てられたり」と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり……乃至……。

三事により、我は初禪を得……乃至……得られたり……乃至……我は初禪の得者なり……乃至……我は主なり……乃至……初禪は我により證せられたり、我が貪は捨てられたり……波羅夷なり……乃至……。

三事により、初禪を得たり、……乃至……我は得……我によりて證せられたり、我が瞋は捨てられたり……乃至……我が痴は捨てられたり……波羅夷なり……乃至……。

三事により、初禪を得たり…乃至…我は得……我によりて證せられたり、我が心は貪より…… 我が心は瞋より……「我が心は痴より離蓋せり」と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり、…乃至…。

斷片章竟る

七　三事により、第二禪と第三禪とを得たり…… 第二禪と第四禪とを得たり……「我が心は痴より離蓋せり」と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり…乃至…

三事により、第二禪と初禪とを得たり……。「我によりて證せられたり」と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり…乃至…。

結合章

八　以上の如く各根をなして、結合章を周展すべし。

三事によりて、我が心痴より離蓋し、初禪を…乃至…第二禪を…乃至…第三禪を…乃至…第四禪を得たり……「我によりて證せられたり」と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり…乃至…。

97
三事により、我が心は痴より離蓋し、空解脱を…… 三事により「我が心痴より離

蓋し、瞋より離蓋せり」と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり…乃至…。

一根章

九　二根、三根、四根、五根、六根、七根、八根、九根、十根も、亦一根の細説されし如く、是の如く細説さるべし。これ全根章なり――

三事により、我は初禪・第二禪・第三禪・第四禪・空解脱・無相解脱・無願解脱・空三昧・無相三昧・無願三昧、空正受・無相正受・無願正受・三明・四念住・四正斷・四神足・五根・五力・七覺支・八正道・預流果・一來果・不還果・阿羅漢果を得たり、我は得、我に得られたり、わが貪は捨せられたり、…乃至…我が瞋は捨せられたり…乃至…我が痴は捨せられ、排せられ、脱せられ、捨てられ、棄捨せられ、投げ棄てられ、棄てられたり。貪より…

…瞋より……「痴より我が心は離蓋せり」と、故意に虚妄を語れば波羅夷なり――先に「虚妄を語らん」と思ひ、語る時「我は虚妄を語る」と思ひ、語り已りて「我により虚妄は語られたり」と思ひ、所見に異なりて說き、所忍に異なりて說き、所樂に異なりて說き、所想に異なりて說くなり。

全根章竟る

五―一　三事により、「初禪を得たり」と云はんと欲して「二禪を得たり」と故妄語し、對者了解すれば波羅夷なり、了解せざれば偷蘭遮なり……乃至……

三事により「初禪を得たり」と云はんとして「三禪を……四禪を得たり」と故妄語し……偷蘭遮なり……乃至……。

三事により、「初禪を得たり」と云はんとして、「我が心痴より離蓋せり」と故妄語し……偷蘭遮なり、……乃至……。――先に思ひ……所想に異りて説くなり。

擴言の一根斷片章

98

二　三事により、「第二禪を得たり」と云はんとして「第三禪を……初禪を得たり」と……偷蘭遮なり……乃至……。

要約されたる擴言の一根結合章

三　三事により、我が心痴より離蓋せり」と云はんとして「初禪を得たり」と故妄語し……偷蘭遮なり……乃至……。

三事により、「我が心痴より離蓋せり」と云はんとして……乃至……「我が心瞋より離蓋せり」と故妄語し、對者了解すれば波羅夷なり、了解せざれば偷蘭遮なり……乃至

……。

擴言の一根章竟る

四　二根、三根……十根も亦是の如くなすべし。是全根章なり——。

三事により「初禪を…乃至…我が心瞋より離蓋せり」と云はんと欲して、「我が心痴より離蓋せり」と故妄語し、對者了解すれば波羅夷なり、了解せざれば偷蘭遮なり。

三事により、「我は第二禪、第三禪、第四禪、空解脱……阿羅漢果を得たり、我が貪は捨てられたり、排せられたり、脱せられたり、棄捨せられたり、捨せられたり、投げ棄てられたり、棄せられたり、我が瞋は捨てられたり……我が痴は捨てられたり……貪より……瞋より……我が心は痴より離蓋せり」と云はんとして、「初禪を得たり」と故妄語し、對者了解すれば波羅夷、了解せざれば偷蘭遮なり…乃至…。

三事により、「我は第三禪、第四禪…乃至…我が心は痴より離蓋せり、我は初禪を得たり」と云はんとして、「第二禪を得たり」と故妄語し……偷蘭遮…乃至…。

三事により、「我が心は痴より離蓋せり、初禪、第二禪、第三禪、第四禪を…乃至…貪

より我が心は離蓋せり」と云はんと欲して、瞋より我が心は離蓋せり」と故妄語し、對者了解すれば波羅夷なり、了解せざれば偷蘭遮なり：乃至：。

擴言の全根章、擴言の章句竟る

99 六—一　三事により、汝の精舍に住せしかの比丘は初禪を得たり：乃至：得：乃至：得られたり：乃至：かの比丘は初禪の得者なり：乃至：主なり：乃至：彼の比丘によりて初禪は證せられたり」と故妄語し、對者了解せば偷蘭遮なり、了解せざれば突吉羅なり——先に思ひ……所想に異りて說くなり。

三事により、汝の精舍に住みしかの比丘は第二禪を：乃至：第三禪を：乃至：第四禪を：乃至：空解脫を……阿羅漢果を得たり：乃至：得……證せられたり」と故妄語し……突吉羅なり：乃至：。

「かの比丘の貪は捨てられたり：乃至：瞋は捨てられたり：乃至：痴は捨てられたり、排せられたり……棄せられたり、かの比丘の心は貪より……瞋より：……痴より……離蓋せり」と故妄語し……突吉羅なり：乃至：。

三事により、汝の精舍に住せしかの比丘は靜處に於て初禪を：乃至：第二禪

を……乃至……第三禪を……乃至……第四禪を得たり……乃至……得……乃至……得られたり……乃至……かの比丘は靜處に於て第四禪の得者たり……乃至……主なり……乃至……かの比丘により靜處に於て第四禪は證せられたり」と故妄語し……突吉羅なり――先に思ひ……所想に異りて說くなり。

十五句の進行是の如く細說さるべし。

二　三事により「汝の精舍を使用せし……乃至……汝の衣を著用せし……乃至……汝の施食を食せし……乃至……汝の房舍を受用せし……乃至……汝の病資具藥資具を受けし……乃至……汝の精舍の使用されし……乃至……汝の衣の著用されし……乃至……汝の施食の食されし……乃至……汝の臥具の使用されし……乃至……汝の病資具たる藥物の受用されし……乃至……汝爲に精舍を與へし……乃至……衣を與へしは……乃至……食を與へしは……乃至……房を與へし……乃至……病資具たる藥物を與へしかの比丘は、靜處に於て第四禪を得たり……乃至……かの比丘により靜處に於て第四禪は證せられたり」と故妄語し、對者了解せば偸蘭遮なり、了解せざれば突吉羅なり――先

100 に「妄語せん」と思ひ、語る時「我妄語す」と思ひ、語り已りて「我により妄語は語られた

り」と思ひ、所見に異りて說き、所忍に異りて說き、所樂に異りて說き、所想に異りて說くなり。

十五省略章竟る。

七 增上慢による者、妄語の意無き者、痴狂者、喪心者、痛惱者、初犯者は不犯なり。

增上慢により、阿蘭若にて、乞食、和尙、威儀、縛、獨、法、精舍、給使、

困難に非ず、精進、亦死の懼れ、友悔疑者は、正修によりて、精進によりて、專念によりて、成就の爲、痛苦の爲、堪忍の二、

婆羅門に於ける五事、他を說く三、家、欲樂は離せらる、樂により、起

骨肉倶に牛殺者、[肉]團は捕鳥者、無皮は殺羊者、劍は屠猪人、槍は捕鹿者、箭は治罪者、錐は御者、

縫はれたる彼は兩舌惡口者、陰囊を運ぶ者は村の詐欺師なりき、糞壺に沈めるは姦夫、糞を食するは惡婆羅門、

無皮女は姦婦なりき、惡臭女は易者なりき、捨てられたる女は敵に燃ゆる炭をかけたり、斷頭者は殺賊なりき、

比丘、比丘尼、式叉摩那、沙彌、沙彌尼、迦葉佛の律に出家して彼等は直ちに惡法

をなせり、
王舍城に於ける多浮陀河、鬪、象の徒渉により、輸毘陀阿羅漢比丘の五百劫憶念に於て。

八—一　その時一比丘、增上慢によりて他に說けり。彼に悔心生ぜり、「世尊によりて學處は制せらる、我は波羅夷に非ずや」と。その時かの比丘、世尊にこの由を白せり…乃至…「比丘、增上慢によるは不犯なり」と。

二　その時一比丘、「斯くせば「世人は我を敬重すべし」とて、欲心を持して阿蘭若に住せり。彼に悔心生ぜり…乃至…世尊にこの由を白せり…乃至…「比丘、波羅夷に非ず。然れども諸比丘、欲心を持して阿蘭若に住すべからず、住するものは突吉羅なり」と。

その時一比丘、「斯くせば世人は我を敬重すべし」とて、欲心を持して乞食を行ぜり。世人は彼を敬重せり。彼に悔心生ぜり…乃至…「諸比丘、不犯なり。然れども諸比丘、欲心を持して乞食をなすべからず、なすものは突吉羅なり」と。

三　その時一比丘、他比丘に斯く云へり、「友、我等が和尙の弟子は、悉く阿羅漢

なり」と。彼に悔心生ぜり…乃至…世尊にこの由を白せり。「比丘、汝如何なる心なりしや」。「世尊、我は主張の意なりき」。「比丘、波羅夷に非ず、偸蘭遮なり」と。

その時一比丘、他比丘に斯く言へり、「友、我等が和尚の弟子は、悉く大力者、有力者なり」と。彼に悔心……「偸蘭遮なり」と。

四　その時一比丘、「斯くせば世人は我を敬重すべし」とて、欲心を持して遊行せり……欲心を持して立てり……欲心を持して坐せり……欲心を持して眠れり。世人は彼を敬重せり。彼に悔心生ぜり…乃至…世尊にこの由を白せり…乃至…「比丘、波羅夷に非ず。然れども諸比丘、欲心を持して眠るべからず、眠るものは突吉羅なり」と。

五　その時一比丘、他比丘の上人法を主張し、彼亦斯く言へり、「友、我が縛も捨てられたり」と。彼に悔心生ぜり…乃至…世尊にこの由を白せり…乃至…「比丘、汝は波羅夷なり」と。

六　その時一比丘、獨り居て上人法を主張せり。他心智の比丘、かの比丘を非難せり、「友、是の如きを說かざれ、この法は汝にあることなし」と。彼に悔心生ぜ

り……乃至……世尊にこの由を白せり……乃至……「比丘、汝は波羅夷に非ず、突吉羅なり」と。

その時一比丘、獨り居て上人法を主張せり。天人かの比丘を非難せり、「尊者、是の如きを說く勿れ、汝にこの法あることなし」と。彼に悔心生ぜり……乃至……「比丘、汝は波羅夷に非ず、突吉羅なり」と。

七　その時一比丘、一優婆塞に斯く言へり、「賢者、汝の精舍に住する比丘は阿羅漢なり」と。かくて彼はかの精舍に住せり。彼に悔心生ぜり……乃至……「比丘、汝如何なる心なりしや」。「世尊、我は主張の意なりき」。「比丘、汝は波羅夷に非ず偸蘭遮なり」と。

その時一比丘、一優婆塞に斯く言へり、「汝の衣、食、房舍、病資具たる藥物を以て仕へる比丘は阿羅漢なり」と。かくてかの比丘は、かの優婆塞の衣、食、房舍、病資具たる藥物を以て彼に仕へたり。彼に悔心……「偸蘭遮なり」と。

八　その時一比丘有りて病めり。諸比丘彼に斯く言へり、「長老には上人法ありと。」「病比丘言へり」「友、「法を得るは困難に非ず」と。彼に悔心生ぜり、「世尊

103

の諸聲聞たるものこそ斯く言ふべし、我は世尊の聲聞に非ず、我は波羅夷罪に非ずや」と、世尊にこの由を白せり。「比丘、汝如何なる心なりしや」。「世尊、我主張の意なかりき」。「比丘、主張の意なきものは不犯なり」と。

その時一比丘ありて病めり。諸比丘彼に斯く言へり、「長老には上人法あり」と。「友、〔法を〕他に語ることは困難に非ず」と。彼に悔心生ぜり…乃至…世尊にこの由を白せり。「比丘、汝如何なる心なりしや」。「世尊、我は主張の意なかりき」。「比丘、主張の意なきものは不犯なり」と。

九　その時一比丘有りて病めり。諸比丘彼に斯く言へり、「長老には上人法あり」と。「友、法は精進によりて得らる」と。彼に悔心生ぜり…乃至…世尊にこの由を白せり…乃至…「比丘、主張の意なきものは不犯なり」と。

その時一比丘有りて病めり。諸比丘彼に斯く言へり、「友、懼ること勿れ」と。「友、我は死に對して懼れず」と。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、主張の意なきものは不犯なり」と。

その時比丘有りて病めり。諸比丘彼に斯く言へり、「友、懼ること勿れ」と。

「友、實に悔疑あるものはそれに對して懼るべし」と。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、主張の意なきものは不犯なり」と。

その時一比丘有りて病めり。諸比丘彼に斯く言へり、「長老には上人法あり」と。「友、法は正修によりて得らる」と。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、主張の意なきものは不犯なり」と。

その時一比丘……「友、法は精進によりて得らる」と。彼に悔心……「主張の意なきものは不犯なり」と。

その時一比丘……「友法は專念に修することによりて成就せらる」と。彼に悔心……「主張の意なきは不犯なり」と。

一〇　その時一比丘ありて病めり。諸比丘彼に斯く言へり、「友、堪え得るや否や。」「友、過し得るや否や」と。「友、何人もよく堪ゆる所に非ず、「我のみ能く堪ゆ」と。彼に悔心生ぜり…乃至…世尊にこの由を白せり…乃至…「比丘、主張の意なきものは不犯なり」と。

その時一比丘…「友、凡人の能く堪ゆる所に非ず」と。彼に悔心生ぜり…乃至

…「比丘、汝如何なる心なりしや」。「世尊、我は主張の意なりき」。「比丘、波羅夷に非ず、偷蘭遮なり」と。

一一　その時一婆羅門、諸比丘を請じて斯く言へり、「來れ、大德阿羅漢」と。彼等に悔心生ぜり、「我等は阿羅漢に非ず、而もかの婆羅門は我等に阿羅漢なる語にて呼びかけたり、我等は如何にすべきや」と。世尊にこの由を白せり…乃至…「諸比丘、尊敬の語に於ては不犯なり」と。

その時一婆羅門、諸比丘を請じて斯く言へり、「大德阿羅漢、坐したまへ」…乃至…「大德阿羅漢、食したまへ」…乃至…「大德阿羅漢、滿足したまへ」…乃至…「大德阿羅漢、行きたまへ」と。彼等に悔心……「尊敬の語に於ては不犯なり」と。

一二　その時一比丘、他比丘の上人法を主張せり。彼亦斯く言へり、「友、我が漏は捨せられたり」と。彼に悔心生ぜり…乃至…「比丘、汝は波羅夷なり」と。

104 その時一比丘……「友、我がこの諸法は發動せられたり」と。彼に悔心……「波羅夷なり」と。

その時一比丘……「友、我も亦この諸法に親近たり」と。彼に悔心……「波羅夷

なり」と。

一三　その時一比丘に親戚のもの斯く言へり、「大德、來り〔還俗して〕家に住せ」と。「賢者、我の如きは家に住すること適せず」と。彼に悔心……「比丘、〔上人法を〕主張の意なきものは不犯なり」と。

その時一比丘に親戚のもの斯く言へり、「大德、來りて欲樂を享せよ」と、「賢者、我に愛欲は離せらる」と。彼に悔心……「比丘、主張の意なきものは不犯なり」と。

その時一比丘に親戚のもの斯く言へり、「大德、汝樂住するや」と。「賢者、我最上樂によりて樂しむ」と。彼に悔心生ぜり、「世尊の諸聲聞たるものこそ斯く言ふべし、我は世尊の聲聞に非ず、我は波羅夷に非ずや」と。世尊にこの由を白せり。「比丘、汝如何なる心なりしや」。「世尊、我は主張の意なかりき」。「比丘、主張の意なきは不犯なり」と。

一四　その時衆多の比丘、和合して一精舍にて安居に入り、「この安居より最初に起ちしものを、阿羅漢なりと我等は知れ」となせり。一比丘「我を阿羅漢なりと知れ」とて、かの安居より最初に起てり。彼に悔心生ぜり。世尊にこの由を白せ

り…乃至…「比丘、汝は波羅夷なり」と。

九―一　その時佛世尊、王舍城迦蘭陀（カランダカ）村竹林園に住し給ひき。その時長老勒佉毱（ラッカナ）及び長老大目連（マハーモッガッラーナ）は耆闍崛山に住せり。時に長老目連は晨朝、內衣を著し外衣と鉢とを取りて、長老勒佉毱の所に到りて言へり、「來れ、尊者勒佉毱、我等乞食の爲に王舍城に入らん」と。「然かすべし」と、長老勒佉毱は長老大目犍連に諾へり。時に長老目連は耆闍崛山を降りつゝ、一處に於て微笑せり。その時長老勒佉毱は大目連に斯く言へり、「尊者目連、何の因緣によりて微笑せるや」と。「尊者勒佉毱、そを問ふは時に非ず、世尊の前にて我にこれを問ふべし」と。

二　かくて長老勒佉毱と長老目連とは、王舍城にて乞食をなし、受食後乞食より歸りて世尊の處に到り、敬禮をなして一方に坐せり。一方に坐し已りて長老勒佉毱は長老目連に言へり、「こゝに長老目連は耆闍崛山を降りつゝ、一處に於て微笑せり。尊者目連、何の因緣によりて微笑せるや」と。「尊者、こゝに我耆闍崛山を降る時、骨々相連れる者の、空中に行くを見たり、彼を鷲、烏、鷹逐ひ行き、肋骨の間を啄めり、彼の骨者は苦惱の叫喚をなせり。尊者、それに對し我は斯く謂

へり、「異なるかな、不思議なるかな、實に是の如き有情存し、是の如き夜叉存し、是の如き自己の生を受くる者ありとは」と」。諸比丘は譏嫌非難せり、「長老目連は上人法を主張せり」と。

その時世尊は諸比丘に曰へり、「諸比丘、天眼者の聲聞あり、妙慧者の聲聞あり、その故に聲聞は是の如きものを知り、或は見、或は目擊すと云ふなり。諸比丘、我亦曾てかの有情を見たるなり、然れども我は語らざりき、我若しそを他に語るも、我を信ぜざるべし、我を信ぜざる者には、かの長夜の惡苦あるべし。諸比丘、かの有情は實にこの王舍城に於て殺牛人なりき、彼その業報により、多くの歲月、百年、千年、百萬年の長時を、地獄に於て苦しみ、尙その業報の殘餘によりて、是の如き生を受けて苦しむなり。諸比丘、目連は眞實を語れり、目連は不犯なり」と。

三　…乃至…「こゝに我者闍崛山を降る時、肉片の空中にありて行くを見たり、そを鷲、烏、鷹逐ひ行きて斷り分ち、そは苦の大叫喚をなせり」…乃至…「諸比丘、かの

106 有情は王舍城に於て殺牛者なりき」…乃至…

「尊者、こゝに我者闍崛山を降る時、肉團の空中に行くを見たり、そを鷲、烏、鷹逐

ひ行きて斷り分ち、そは苦の叫喚をなせり」…乃至…「諸比丘、かの有情はこの王舍城に於て捕鳥者なりき」…乃至…。

「尊者、こゝに我者闍崛山を降る時、無皮人の空中に行くを見たり、そを鷲、烏、鷹逐ひ行きて斷り分ち、彼は苦叫喚をなせり」…乃至…「諸比丘、かの有情はこの王舍城に於て殺羊者なりき」…乃至…。

「尊者、こゝに我耆闍崛山を降る時、劍毛者の空中に行くを見たり、彼に向ひて劍飛び來りてその身に墮ち、彼は苦の叫喚をなせり」…乃至…「諸比丘、かの有情はこの王舍城に於て屠猪人なりき」…乃至…。

「尊者、……槍毛者の空中に行くを見たり、彼に向ひて槍飛び來りてその身に墮ち、彼は苦の叫喚をなせり」…乃至…「諸比丘、かの有情はこの王舍城に於て捕鹿者なりき」…乃至…。

「尊者、……箭毛者の空中にありて行くを見たり、彼に向ひて箭飛び來りて…」…「…王舍城に於て治罪者なりき」…乃至…

「尊者、……錐毛者の空中にありて行くを見たり、彼に向ひて錐…」…「…王舍城

に於て御者なりき」…乃至…。

「尊者、……針毛者の空中にありて行くを見たり、彼に向ひて針頭に入りて口より出で、口に入りて胸より出で、胸に入りて股より出で、股に入りて脛より出で、脛に入りて足より出づ、彼は苦の叫喚を……」……「……王舍城に於て兩舌惡口者なりき」……乃至……。

「尊者、……甌の如き睾丸の者ありて空中を行くを見たり、彼行く時はかの陰囊を肩に戴せて行き、坐する時はかの陰囊に坐せり、鷲、烏、鷹彼を逐ひ行きて斷り分てり、彼は苦の叫喚をなせり」……「……王舍城に於て村の詐欺師なりき」…乃至…。

「尊者、……糞壺に頭も共に沈める人を見たり」…乃至…「諸比丘、かの有情は王舍城にて姦夫なりき」…乃至…

「尊者、……「糞壺の中に頭も共に沈み、兩手にて糞を食せる人を見たり」…乃至…「諸比丘、かの有情はこの王舍城にて惡婆羅門なりき、彼は迦葉正等佛の說法に於て比丘僧を食に請じ、鉢に糞を滿たして、時を告げしめて斯く云へり、『大德、充分に食し、又持ち去り給へ』と」…乃至…。

「尊者、……無皮女の空中に行くを見たり、かの女を鷲……分ち、かの女は叫喚をなせり」…乃至…。「諸比丘、かの女は王舎城に於て姦婦なりき」…乃至…。

「尊者、……惡臭にして燕色の顏色をせる女人の空中に行けるをを見たり、かの女を鷲……分てり」…「…王舎城に於て易者なりき」…乃至…。

「尊者、……燒かれて捨てられたる女人の空中に行くを見たり、かの女は苦の叫喚をなせり」…乃至…。「諸比丘、かの女人はカリーンガ王の第一后なりき、かの女人は嫉妬をなし、炭火を以て敵(かたき)にうつせり」…乃至…。

「尊者、無頭の軀の空中に行けるを見たり、その胸に目・口あり、彼を鷲……分ち、彼は叫喚をなせり」…乃至…。「諸比丘、かの有情は王舎城に於てハーリカと名づくる殺賊者なりき」…乃至…。

「尊者、……比丘の空中を行くを見たり、彼の僧伽梨は熱して燃え輝けり、鉢も亦熱して燃えかがやき、帶も熱して燃え輝き、身も亦熱して燃え輝けり、苦の叫喚をなせり」…乃至…。「諸比丘、かの比丘は迦葉正等佛の說法に於ける惡比丘なりき」…乃至…。

「尊者、……比丘尼の……乃至……式叉摩那の……乃至……沙彌の……乃至……沙彌尼の空中を行くを見たり、かの女の僧伽梨は熱して……かの女は苦の叫喚をなせり。尊者、それに對して我は斯く思へり、『異なるかな、不思議なるかな、是の如きの有情の存し是の如き夜叉の存し、是の如き自己の生を受くる者の存することや』と」。諸比丘は譏嫌非難せり、「大目連は上人法を主張す」と。

その時世尊は諸比丘に曰へり、「諸比丘、天眼の聲聞の住するあり、妙慧の聲聞の住するあり、この故に聲聞は是の如きを或は知り、或は見、或は目擊すと云ふなり、我も亦曾てかの沙彌尼を見たるなり、然れども我は語らざりき、我若しそを他に語るとも、我は信ぜられざるべし、我を信ぜざる者には、かの長夜の惡苦あるべし。諸比丘、かの沙彌尼は迦葉正等佛の說法に於ける惡沙彌尼なりき、かの女はその業報の爲に、多くの歲月、或は百年、或は千年、或は百萬年の長時を地獄にて苦しみ、尚その業報の殘餘によりて、是の如き自己の生を受けて苦しむなり。諸比丘、大目連は眞實を語れり。諸比丘、大目連は不犯なり」と。

四　その時長老大目連は諸比丘に語れり、「友、多浮陀(タポーダー)河の流れ出づるかの湖

水は、水清淨にして冷澄、白くして愉悦あり、美しき提防ありて、麗しき多くの魚鼈居り、車輪の如き鉢曇摩咲く、然るに今この多浮陀河は實に沸熱して流る」と。諸比丘は譏嫌非難せり…乃至…「何ぞ長老目連は是の如く云ふや、「友、多浮陀河の流れ出づる……沸熱して流る」と、長老目連は上人法を説けり」と、世尊にこの由を白せり。「諸比丘、多浮陀河の流れ出づる湖水の水は清淨にして……鉢曇摩咲く。然れども諸比丘、この多浮陀河は二大地獄の間を流る、この故に多浮陀河は沸熱して流るゝなり。諸比丘、大目連は眞實を語れり。諸比丘、大目連は不犯なり」と。

五　その時摩掲陀王斯尼耶頻毘娑羅は離車族と戰ひて敗れたり。王は後に兵を集めて離車族を破れり。軍陣中にて「離車族は王に破れたり」とて歡喜をなせり。その時大目連は諸比丘に語れり、「友、王は離車族に破らる、然るに軍陣中にて「離車族は王に破られたり」とて歡喜をなす」と。諸比丘は譏嫌非難せり、「何か故に長老目連は斯く言ふや、「友、王は離車族に破られ、而も軍陣中にて、離車族は王に破らるると歡喜をなす」と、長老目連は上人法を説けり」と。世尊にこの事

109 を白せり。「諸比丘、最初に王は離車族に破られたり、「かくて王は後に軍勢を集めて離車族を破れり。諸比丘、目連は眞實を語れり、目連は不犯なり」と。

六　その時長老目連は諸比丘に言へり、「友、こゝに我葉毘尼（サッピニカー）河畔にて安闍三昧〔第四禪〕に入りて、群象の流に入りて渡り叫びをなす聲を聞けり」と。諸比丘は譏嫌非難せり、「何が故に長老大目連は吾等に斯く言ふや、『〔色聲をとること無き〕安闍三昧に入り、群象の流に入りて渡り叫びをなす聲を聞く』と、長老目連は上人法を……」……白せり。「諸比丘、〔彼に〕この三昧は有り、然れども彼未だ純一の定に入らざりしなり、目連は眞實を……不犯なり」と。

七　その時長老輪毘陀（ソービタ）は諸比丘に言へり、「友、我〔一念に〕過去五百劫を憶念す」と。諸比丘は譏嫌非難せり、「何ぞ長老輪毘陀（ソービタ）は斯く云ふや、「我……憶念す」と、長老輪毘陀は上人法を……」……佛に白せり。「諸比丘、輪毘陀にはこのことあり、然れどもその[5]五百劫は實に〔彼の〕一生なり、輪毘陀眞實を……不犯なり」と。

第四波羅夷竟る

諸大德、四波羅夷法は誦出され已んぬ。〔若し〕比丘その中の何れにても犯

さば、諸比丘と共住するを得ず、「出家」前に於けるが如く波羅夷となりては共住すべからざるものなり。これにつきて我今諸大德に問はん、「この點につきて清淨なりや」再び問はん、「この點につきて清淨なりや」三度問はん、「この點につきて清淨なりや」。今諸大德はこの點につきて清淨なりかるが故に默然すと、是の如くこれを了解す。[6]

不淨、不與取、及び人體、上人は波羅夷の四なり、斷事疑なし。

波羅夷品竟る

註❶原語 attano harati 佛音の註によれば善比丘、佛の法を說きて人を歡喜せしむるに、惡比丘この善比丘より法を聞受して他の爲に說法し、衆喜びて「大德、善く妙法を說く、誰より受けしや」と問はれて「我自ら知り他より受けず」とし、如來の法を偸みて自己のものとし、利益を求むることとなり。巴利善見律には harati を dahati とす。シャム版に hadati とあるは dahati の誤植なるべし。

❷原語 vinidhāya diṭṭhiṃ 自己の見解に異なる所を、僞りて見解の如く主張することなり。以下の忍 khanti 樂 ruci 想 bhāva はいづれも心中に思ひ執ることを言ふものにして、其の程度の强弱によりて區別せるものなり。この語は V. P. IV. P. 2, V. P. II. P. 205 にも

出づ、小品の英譯には今の譯と異なりて譯するも、意義上より考へ又漢譯を見るに「所見異」（四分）「異見說過人法」（五分）等いづれも見に異なりて說く意とする故にかく譯せり。

尙 bhāva は修の意に非ずして想の意なり。巴利善見律には bhāva の代りに saññā とす。

❸ここにては samāpajjāmi と現在形を用ひ、前の二に於ては samāpajjiṁ と不定過去形を用ふ、この點二と三との相違なり。

❹原本 vatthabba は vattabba とすべきなり。或は vasitabba とすべきか。佛音の註にはかくす。シャム版は原本と同じ。

❺註譯によるに、聲聞弟子は一念中にありては極多なるも一世を知るのみなるに、五百劫を憶すと言ふ故に上人法を妄語すと非難するなり。然るにソーピタの前生は無想天にして、そこにて五百劫を住す、故に彼には五百劫が一生なりしなり。この物語は十誦律にも出づ。

❻ yathā pure tathā pacchā pārājiko hoti asaṁvāso 在家時に於て比丘僧と不共住にして比丘と共に布薩、自恣等をなし得ざるが如く、波羅夷を犯せる後は不共住なり、卽ち在俗者となるの意なり。

Saṅghādisesa 僧残（そうざん）

第一故出精戒

SC: Bhikkhu Vibhaṅga, Saṅghādisesa 1: *Sukkavisaṭṭhi*

諸大徳、今この十三僧殘法は誦出さる

第一僧殘

一―一　その時、佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。その時長老セッヤサカは梵行を修するを喜ばず、この故に彼、形體枯瘦、顏色憔悴して、脈管悉く現はれぬ。長老優陀夷（ウダーイ）は長老セッヤサカの形體枯瘦、顏色憔悴して脈管悉く現はるゝを見てかく云へり「友セッヤサカ、何が故に汝は形體枯瘦……脈管悉く現はるゝや。友セッヤサカ、汝は梵行を修するを喜ばざるや」と。「友、然なり」。「友、セッヤサカ、然らば汝、意のまゝに食ひ、意のまゝに眠り、意のまゝに浴せよ。意のまゝに食し眠り浴して、尚樂しまず、欲念起りて心を惱ませば、手にて行じて不淨を泄せ」と。「友、かゝる事をなすを許さるゝや」。「然り、友、我も亦かくなす」と。かくして長老セッヤサカは意のまゝに食し、意のまゝに眠り、意のまゝに浴せり。意のまゝに食し眠り浴して、尚樂しまず、欲念起りて心を惱ます故に、手にて行じ

て不淨を泄せり。かくて長老セッヤサカは、後美はしくして諸根肥大、顏色光澤、皮色充悅なりき。その時長老セッヤサカの僚友比丘は長老セッヤサカにかく云へり「友セッヤサカ、汝先には形體枯瘦、顏色憔悴して、脈管悉く現はれたり。
111 然るに今美はしくして、諸根肥大、顏色光澤、皮色充悅なり。汝何の藥物を服せしや」と。「友、われ藥物を服せるには非ず、ただ我、意のまゝに食し、眠り、浴せり。意のまゝに食し眠り浴して、尚我樂しまず、欲念起りて心を惱ます時は、手にて行じ不淨を泄せるなり」と。

二 「友セッヤサカ、汝その手にて信施を食し、又その手にて行じて不淨を泄すと言ふや」。「然り、友よ」と。諸比丘の中、少欲なる者、譏嫌非難せり「何ぞ長老セッヤサカは手にて行じて不淨を泄すや」と。かくて諸比丘は種々の方便もて、長老セッヤサカを呵嘖し已り、世尊にこの事を白せり。時に世尊はこの因緣によりて諸比丘を集めしめ、長老セッヤサカに問ひ給へり「セッヤサカ、汝實に手にて行じて不淨を泄すや」と。「實なり、世尊」。佛世尊呵嘖し給へり「愚人、これ適法に非ず、隨順行に非ず、威儀に非ず、沙門行に非ず、淨行に非ず、爲すべからざる所なり。

愚人、何ぞ汝手にて行じて不淨を泄すや。愚人、我種々の方便もて、離欲の爲に法を說きて具欲の爲には非ず、離縛の爲に法を說きて具縛の爲には非ず、無著の爲に法を說きて有著の爲には非ず。愚人、こゝに汝は我が離欲の爲に說きし法に於て具欲の爲とし、離縛の爲に說きし法に於て具縛の爲となし、無著の爲に說きし法に於て有著の爲とす。愚人、われ種々の方便もて欲を離るゝ爲に法を說き、憍慢を破する爲、渴を離脫する爲、愛を除く爲、種を斷ずる爲、愛盡の爲、離欲、滅盡、涅槃の爲に法を說きしに非ずや。愚人、われ種々の方便もて欲の滅を說き、欲想の知を說き、欲欲の調伏を說き、欲覺の滅を說き、欲熱の靜止を說きしに非ずや。愚人、これ未信者を信ぜしめ、已信者に信を增長せしむるものに非ず。愚人、こは寧ろ未信者に不信を起さしめ、已信者の或者を他に轉向せしむるも112のなり」と。かくて世尊は長老セッヤサカを種々の方便もて呵責し給ひ、扶養し難く…乃至…「諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

故意に不淨を泄せば僧殘なり」

と。是の如く諸比丘の爲に、世尊によりて學處は制せられたり。

二—一　その時諸比丘、美味を食して亂意睡眠せり。彼等亂意睡眠して夢にて不淨を泄せり。彼等悔心を生ぜり「世尊によりて「有意にして不淨を泄すものは僧殘なり」との學處制せられたり、我等夢中に不淨を泄し、その時〔受樂の〕心ありて得たり、我等僧殘罪を犯せるに非ずや」と。世尊にこの事を白せり。「諸比丘、かの心ありと雖もそは〔意識の目的なきものにて〕罪とすべきに非ず」。「諸比丘、汝等當に是の如くこの戒を誦すべし——

故意に不淨を泄せば、夢中を除き、僧殘なり」と。

二　「故意に」とは知り認め目的を持し留意して行ふなり。

「不淨」とは十種不淨あり、黑、黃、赤、白、タッカ色、水色、油色、乳色、酪色、酥色なり。

「泄す」とは本處より離すなり。

「夢中を除く」とは夢を除外するなり。

「僧殘」とは〔僧とは〕僧かの罪に對して別住を命じ、繰返して始より懲罰を受けしめ、摩那埵(マーナッタ)を行ぜしめ〔然る後〕復權せしむるものにして、數人又は一個人〔の所業〕に非ず、この故に僧殘と言ふ。〔又〕初殘とは〕かの罪聚に對する羯磨の別號なり、この

故に亦僧殘と言ふ。

113

三―一　內色に於て泄す。外色に於て泄す。內外色に於て泄す。空中にて腰を動かして泄す。欲念に驅られて泄す。大便の爲に泄す。小便の爲に泄す。風の爲に泄す。慰周伽蟲（ウッチャーリンガ）に嚙まれて泄す。健康の爲に泄す。受樂の爲に泄す。藥の爲に泄す。布施の爲に泄す。福德の爲に泄す。祭祀の爲に泄す。生天の爲に泄す。種子の爲に泄す。自試の爲に泄す。戲樂の爲に泄す。黑精を泄す。黃精を泄す。赤精を泄す。白精を泄す。タッカ色精を泄す。水色精を泄す。油色精を泄す。乳色精を泄す。酪色精を泄す。酥色精を泄す。

二　「內色にて」とは❷自己身中の受觸せる身支に於てなり。

「外色に於て」とは自己身中以外の❸受觸せるもの、或は受觸せざるものに於てなり。

「內外色に於て」とは此の兩者に於てなり。

「空中に腰を動かす」とは空中に於て努めて生支の起るを云ふ。
「欲念に驅られて」とは欲念に驅られて生支の起るを云ふ。
「大便の爲に」とは大便に壓せられて生支の起るを云ふ。
「小便の爲に」とは小便に壓せられて生支の起るを云ふ。
「風の爲に」とは風に壓せられて生支の起るを云ふ。
「慰周伽蟲に嚙まれて」とは慰周伽蟲に嚙まれて生支の起るを云ふ。
「健康の爲」とはわれ健康なるべしとて〔泄すこと〕なり。
「受樂の爲」とは樂受を起さんとてなり。
「藥の爲」とは藥を得べしとてなり。
「布施の爲」とはわれ布施を與へんとてなり。
「福德の爲に」とは福德あるべしとてなり。
「祭祀の爲に」とはわれ犧牲を供へんとてなり。
「生天の爲に」とはわれ天に到るべしとてなり。
「種子の爲に」とは〔胎兒の〕種子を得べしとてなり。

「自試の爲に」とは、黑精出づべし、黃精出づべし……酥色精出づべしとてなり。「戲樂の爲に」とは戲樂の意にてなり。

三　內色にて〔泄らさん〕と思ひて、行じ泄せば僧殘なり。外色にてと思ひて……僧殘なり。內外色にてと思ひて……僧殘なり。空中に腰を動かしてと思ひて……僧殘なり。欲念に驅られてと思ひて……僧殘なり。大便の爲に……戲樂の爲にと思ひて、行じて泄せば僧殘なり。

黑精をと思ひて、行じ泄せば僧殘なり。黃精をと……酥色精をと思ひて……僧殘なり。

無雜章竟る

114 四　健康の爲と受樂の爲にと思ひて……僧殘なり。健康の爲と藥の爲にと…乃至…健康の爲と施與の爲にと…乃至…健康の爲と福德の爲にと…乃至…健康の爲と祭祠の爲にと…乃至…健康の爲と生天の爲にと…乃至…健康の爲と種子の爲にと…乃至…健康の爲と自試の爲にと…乃至…健康の爲と戲樂の爲にと思ひて、行じ泄せば僧殘なり。

一根の分斷章竟る

五　受樂の爲と藥の爲にと思ひて……僧殘なり。受樂の爲と施與の爲にと…
…受樂の爲と戯樂の爲にと思ひて……僧殘なり。受樂の爲と健康の爲にと思
ひて……僧殘なり。藥の爲と施與の爲にと……戯樂の爲と自試の爲にと思ひ
て……僧殘なり。

一根の結合章竟る

二根等も是の如く進むべし。

健康の爲、樂の爲、藥の爲……戯樂の爲と思ひて、行じ泄せば僧殘なり。

全根章竟る

六　黒精と黄精とを思ひて、行じ泄せば僧殘なり……黒精と酥色精とを思ひて、
行じ泄せば僧殘なり。

一根の分斷章竟る

黒精と赤精とを……酥色精と酪色精とを思ひて、行じ泄せば僧殘なり。

一根の結合章竟る

二根等も亦是の如く進むべし。

黑精と黃精と赤精とを……酥色精とを思ひて、行じ泄せば僧殘なり。

全根章竟る

七　健康の爲、黑精を思ひて、行じ泄せば僧殘なり。健康の爲、受樂の爲、黑精と黃精とを思ひて、行じ泄せば僧殘なり。健康の爲、受樂の爲、藥の爲に、黑精と黃精と赤精とを思ひて、行じ泄せば僧殘なり。

以上の如く兩者を增し行くべし。

健康の爲、受樂の爲、藥の爲……戲樂の爲に、黑精と黃精と赤精と……酥色精とを思ひて、行じ泄せば僧殘なり。

複合章竟る

八　黑精を泄さんと思ひて、行じて黃精を泄せば僧殘なり。黑精を泄さんと思ひて、行じて赤精を……酥色精を泄せば僧殘なり。

分斷章

黃精を泄さんと思ひて、行じて赤精を泄せば僧殘なり。黃精を泄さんと思ひ

て、行じて白精を……酥色精を…乃至…異精を泄せば僧殘なり。

根の要約されたる結合章

酥色精を泄さんと思ひて、行じて黑精を泄せば僧殘なり。酥色精を泄さんと思ひて、行じて酪色精を泄せば僧殘なり。

中腔章

九　黄精を泄さんと思ひて、行じて黑精を泄せば僧殘なり。赤精を泄さんと思ひて、行じて黑精を泄せば…乃至…白精を泄さんと思ひて、行じて黑精を泄せば……酥色精を泄さんと思ひて、行じて黑精を泄せば僧殘なり。

背面章第一進行

赤精を泄さんと思ひて、行じて黄精を泄せば僧殘なり。白精を……酥色精……乃至…黑精を泄さんと思ひて、行じて黄精を泄せば僧殘なり。

背面章第二進行

白精を泄さんと思ひて、行じて赤精を泄し……黄精を泄さんと思ひて、行じて赤精を泄せば僧殘なり。

背面章第三進行

黒精を泄さんと思ひて、行じて酥色精を泄し……酪色精を泄さんと思ひて、行じて酥色精を泄せば僧殘なり。

背面章第十進行

背面章句竟る

116 **四** 思ひて行じ泄せば僧殘なり、思ひて行じ泄さざれば偸蘭遮なり。思ひ行ぜずして泄すは不犯なり、思ひて行ぜず泄さざるは不犯なり、思はずして行じ泄すは不犯なり、思はずして行じ泄さざるは不犯なり、思はず行ぜずして泄すは不犯なり、思はず行ぜず泄さざるは不犯なり。

夢中、洩泄の意なき、痴狂者、喪心者、痛惱者、最初の犯戒者は不犯なり。

五 夢、大小便、念、溫水、藥、痒み、道、下腹、浴室、觸、沙彌と、眠と、腿、拳にて抑へられたる、空中にて、立ち上ぐる、憶念、穴、木片にて觸る、流に於て、水遊び、走る、花遊びにて、蓮、砂、泥、水、床、拇指にて。

一 その時一比丘、夢によりて不淨を泄せり。彼悔心を生ぜり、「われ僧殘罪を

犯さゝるや」と。かくて彼の比丘、世尊にこの事を白せり。「比丘、夢によるは不犯なり」と。

二　その時一比丘、大便をなして不淨を泄せり。彼悔心を生じ、世尊にこの由を白せり。「比丘、汝如何なる心なりしや」。「世尊、われ泄意なし」。「泄意なきものは不犯なり」と。その時一比丘、小便をなして……「諸比丘、泄意なきものは不犯なり」と。

三　その時一比丘、欲念を念じて不淨を泄せり。彼悔心を生ぜり…乃至…「念じて泄せるは不犯なり」と。

四　その時一比丘、溫水に浴して不淨を泄せり。彼悔心を生ぜり…乃至…「汝、如
何なる心なりしや」。「世尊、われ泄意なし」。「泄意なきものは不犯なり」と。その
時一比丘、泄意をもち、溫水に浴して不淨を泄せり。彼悔心を生ぜり…乃至…「比
117 丘、汝僧殘なり」と。その時一比丘、泄意をもち、溫水に浴して不淨を泄さゝりき、
彼悔心を生ぜり…乃至…「比丘、僧殘に非ず、偸蘭遮なり」と。

五　その時一比丘、生支に傷を得、藥を塗りて不淨を泄せり。彼悔心を生ぜり…

乃至…「比丘、泄意なきは不犯なり」と。その時一比丘、生支に傷を得、泄意をもち、薬を塗りて不浄を泄せり…乃至…不浄を泄さず。彼悔心を生ぜり…乃至…「比丘、僧残に非ず、偸蘭遮なり」と。

六　その時一比丘、陰嚢を搔きて不浄を泄せり。彼悔心を生ぜり…乃至…「比丘、泄意なきは不犯なり」と。その時一比丘、泄意をもち、陰嚢を搔きて不浄を泄せり…乃至…不浄を泄さず。彼悔心を生ぜり…乃至…「比丘、僧残に非ず、偸蘭遮なり」と。

七　その時一比丘、道を行く時、不浄を泄せり。彼悔心を生ぜり…乃至…「比丘、泄意なきは不犯なり」と。その時一比丘、泄意をもち、道を行く時、不浄を泄せり…乃至…不浄を泄さず。「……偸蘭遮なり」と。

八　その時一比丘、膀胱を抑へて小便をなし……一比丘、浴室にて下腹を溫めて……一比丘、浴室にて師の脊を洗ひ……一比丘、腿に觸れしめて……（三事同前）……「偸蘭遮なり」と。

九　その時一比丘、泄意をもちて一沙彌に斯く云へり「來れ、汝沙彌、我が生支を

握れ」と。かの沙彌その生支を握り、かの比丘不淨を泄せり。彼悔心を生ぜり…乃至…「比丘、汝僧殘なり」と。その時一比丘、眠れる沙彌の生支を把れり、彼不淨
118 を泄せり。彼悔心を生ぜり…乃至…「僧殘に非ず、突吉羅なり」と。

一〇　その時一比丘、泄意をもち、腿にてその生支を抑へ不淨を泄せり…乃至…泄さず。彼悔心を……「偸蘭遮なり」と。その時一比丘、泄意をもち、拳にて生支を抑へて……泄意をもち、空中に腰を動かして不淨を泄せり…乃至…不淨を泄さず。彼悔心を生ぜり……「偸蘭遮なり」と。

一一　その時一比丘、身を立ち上げて……泄意をもちて身を立ち上げ不淨を泄す…乃至…不淨を泄さず……「偸蘭遮なり」と。

一二　その時一比丘、欲意に驅られ、女人の生支を憶念して不淨を泄せり。彼悔心を生ぜり…乃至…「比丘、僧殘に非ず。然れども、諸比丘、欲意に驅られて女人の生支を憶念すること勿れ、憶念するものは突吉羅なり」と。

一三　その時一比丘、泄意をもちて鍵穴に生支を入れ不淨を泄せり…乃至…泄さず。彼悔心を生ぜり…乃至…「比丘、僧殘に非ず、偸蘭遮なり」と。

119

一四　その時一比丘、泄意をもちて、木片にて生支に觸れ不淨を泄せり……乃至……不淨を泄さず。彼悔心を……「偸蘭遮なり」と。

一五　その時一比丘、流に向ひて浴し、不淨を……〔三事同前〕……「偸蘭遮なり」と。

一六　その時一比丘、水遊びをなし……一比丘、水中に走りて……一比丘花遊びをなし……一比丘、蓮叢中を走りて、不淨を……〔三事同前〕……「偸蘭遮なり」と。

一七　その時一比丘、泄意にて砂中に生支を入れて不淨を泄せり……乃至……不淨を泄さず。彼悔心を生ぜり……「偸蘭遮なり」と。その時一比丘、泄意にて泥中に生支を入れて不淨を泄せり……乃至……不淨を泄さず。彼悔心を……「偸蘭遮なり」と。その時一比丘、生支に水をそゝぎ不淨を泄せり……〔三事同前〕……「偸蘭遮なり」と。その時一比丘、泄意にて臥床に生支を觸れて不淨を泄せり……乃至……不淨を泄さず。彼悔心を……「偸蘭遮なり」と。その時一比丘、泄意をもちて、拇指にて生支に觸れ不淨を泄せり……乃至……不淨を泄さず。彼悔心……「偸蘭遮なり」と。

第一僧殘竟る

第二身觸戒

SC: Bhikkhu Vibhaṅga, Saṅghādisesa 2: *Kāyasaṁsagga* (syn. (他の題名 ① 触女人戒 ② 摩觸女人)

註❶初殘、原語ādisesaにしてこの罪に對する羯磨は初(ādi)の別住より後(sesa)の復權に至るまで僧によりてなされ、多人或は一個人のなす所に非ざるが故に僧殘(僧初殘)と云ふとの意なり。但し僧殘とは梵本にsaṅghâvaśeṣa (saṅgha-avaśeṣa)とあるを譯せるものにして巴利語の嚴密なる譯にはあらざるも、今漢譯の慣用語を用ひしなり。漢譯には僧殘とは僧によりて矯正すべき餘地あるもの、卽ち比丘としての生命が尙殘るものと解す(波羅夷に對す)。

❷自己身中の受觸せる(ajjhattaṁ upādinnarūpe) 佛音の註に「自己の手等の如き身支にて」とあり。自己身中のいづれかに觸れられて泄すなり。

❸佛音は「受觸せるもの」とは他人の手等にして「受觸せざるもの」とはターラ樹の穴の如きものとす。

第二僧殘

一―一　その時、佛世尊は舍衞城祇樹給孤獨園に在しき。時に長老優陀夷(ウダーイー)は阿蘭若に住せり。この長老の精舍は、優美華麗にして、中央に內室ありて四面に房を圍らし、好く臥床、坐床、褥、枕を設け、好く飲食を調へ、❶好く室內を掃灑せり。「かくて」衆多の人、長老優陀夷の精舍を見んとて來れり。一婆羅門も其の婦を伴ひて、

長老優陀夷の處に到り、長老にかく云へり、「我等は大德の精舍を觀んと欲す」と。「婆羅門、然らば見るべし」とて、鍵をとり錠を開き、戶を開きて精舍中に入りぬ。かの婆羅門も長老優陀夷の後より入り、その婦も亦婆羅門の後より入りぬ。時に優陀夷、一窓を開き一窓を閉ぢつゝ、室内を處々遊步して、彼の婦の後に到り、その身の處々に觸れたり。時に彼の婆羅門は、長老優陀夷と共に揖語を交はして行けり。かくて婆羅門は歡喜し讚歎の語を放てり、「是の如き阿蘭若に住する沙門釋子は高貴のものなり、優陀夷尊師も、是の如き阿蘭若に住する高貴のものなり」と。かく云へる時かの婦は婆羅門に云へり。「如何でか彼に高貴あらん、汝の我が身分に摩觸するが如く、この沙門優陀夷も我が身分に摩觸す」と。

時にかの婆羅門は、譏嫌非難せり、「これ等沙門釋子、慚愧なく持戒なく、虛言をなす。彼等は實に法行者・寂靜行者・梵行者・眞實語者持戒者善法者なりと自ら公言し、而も彼等に沙門法なく、梵行なく、彼等の沙門行は破れ彼等の梵行は破る。彼等にはいづこに沙門行あり、彼等にはいづこに梵行ありや、彼等は沙門行より離れたるものなり。如何ぞ沙門優陀夷は我が婦の身分に摩觸するや。實に貴姓

の婦人・娘・童女・義妹・侍女は僧園・房舍に行くこと能はず。若し彼等到れば、かの沙門釋子によりて汚濁せらるべし」と。

二　諸比丘は婆羅門の譏嫌するを聞けり。諸比丘の中、少欲なるもの譏嫌せり、「如何ぞ長老優陀夷は女人と身相觸るゝや」と。かくてかの諸比丘、世尊にこの由を白せり。時に世尊は此の因緣によりて、比丘僧伽を集めしめ、長老優陀夷に問ひ給へり、「優陀夷、汝實に女人と身相觸れたるや」と。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「痴人、汝の行は適法ならず隨順行に非ず、威儀に非ず、淨行に非ず、沙門行に非ず、爲すべからざる所なり。汝、愚人、如何ぞ女人と身相觸るゝや。愚人、我種々の方便もて、離欲の爲に法を說きて具欲の爲には非ず…乃至…欲熱の靜止の爲に說けるなり。愚人、こは未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如く學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も欲情を起し變心よりして女人と身相觸れ或は手を捉へ、或は髮を捉へ、或は何れかの身分に觸るれば僧殘なり」と。

二―一　「何れの」とはいかなるものをも…乃至…。

121

「比丘」とは…乃至…これこの所に於て意味する比丘なり。

「欲情を起し」とは欲念に驅られ、樂欲し戀著するを云ふ。

「變心」とは情欲變心、惡心變心、迷亂變心あり。こゝに意味する變心は、情欲變心なり。

「女人」とは人女にして夜叉女・餓鬼女・畜生女に非ず、〔人女は〕始生の女人をも云ふ、況んや長大なるをや。

「と」とは共になり。

「身相觸る」とは猥褻行爲なり。

「手」とは肘より爪先までを云ふ。

「髮」とは純髮或は糸〔にて束ぬる髮、或は華鬘髮或は金銀〔にて裝飾せる〕髮、或は眞珠髮或は寶珠髮なり。

「身分」とは手及び髮を除き餘の身分を云ふ。

二　足摩、重摩、順摩、逆摩、下、擧、牽、推、抱、捉抱、捉、捺摩。

❷「捉摩」とは漸く觸るゝ程度なり。

「重摩」とは處々に觸るゝなり。
「順摩」とは下におろすなり。
「逆摩」とは上にあぐるなり。
「下」とは下に持ちおろすなり。
「擧」とは上へ持ち上ぐるなり。
「牽」とは牽きまはすなり。
「推」とはおすなり。
「抱」とは身分を捉へて抱くなり。
「抱捉」とはいづこかを捉ふるなり。
「捉」とは漸く捉ふる程度なり。
「捺摩」とは漸く觸るゝ程度なり。
「僧殘」とは…乃至…この故に亦僧殘と云ふ。

三―一　女人あり、女想にて欲念を起し、比丘若し女人の身と〔自己の〕身を捉摩し、重摩し、順摩し、逆摩し、下げ、擧げ、牽き、推し、抱き、捉抱し、捉へ、捺摩せば僧殘なり。女

人有り、〔女人なるかを〕疑ひて欲念を起し、比丘若し女人の身と〔自己の〕身を捉摩し、重摩し…乃至…捉へ、捺摩すれば偷蘭遮なり。女人有り、黄門想にて欲念を起し、若し比丘……偷蘭遮なり。女人有り、男想にて……畜生想にて欲念を起し、比丘若し……偷蘭遮なり。

122 黄門有り、黄門想にて欲念を起し、比丘若し身を……捺摩すれば偷蘭遮なり。黄門有り、疑想にて……男想にて……畜生想にて……女想にて、比丘若し黄門の身を……捺摩すれば突吉羅なり。

男有り、男想にて……疑想にて……畜生想にて……女想にて……黄門想にて〔…乃至…〕突吉羅なり。

畜生有り、畜生想にて……疑想にて……女想にて……黄門想にて……男想にて〔…乃至…〕突吉羅なり。

一根〔章〕

二　二女人あり、二女人に對し女想にて欲念を起し、比丘若し二女人の身に……捺摩すれば二僧殘なり。二女人あり、二女人に對し疑想にて……黄門想にて…

…男想にて……畜生想にて……欲念を起し、比丘若し二女人の身に……捺摩すれば二偷蘭遮なり。

二黃門あり、二黃門に對し黃門想にて〔……二偷蘭遮なり。二黃門あり、二黃門に對し、疑想にて……男想にて……畜生想にて……女想にて……〕二突吉羅なり。

二男あり、二男に對し男想にて〔……二突吉羅なり。二男有り、二男に對し疑想……畜生想……女想……黃門想……〕二突吉羅なり。

二畜生あり、二畜生に對し畜生想……〔……疑想……女想……黃門想……男想……〕二突吉羅なり。

三　女人と黃門とあり。兩者女人なりと想ひ欲念を起し、比丘若し兩者の身に
123 ……捺摩すれば一偷蘭遮、一突吉羅なり。女人と黃門とあり。兩者に疑想にて欲念を起し……一偷蘭遮、一突吉羅なり。女人と黃門とあり。兩者に黃門想にて欲念を起し……二偷蘭遮なり〔……男想……一偷蘭遮、一突吉羅……畜生想……〕一偷蘭遮、一突吉羅なり。

女人と男子とあり。兩者に女想にて欲念を起し……一僧殘、一突吉羅なり。

〔……疑想……黄門想……男想……畜生想……〕一偸蘭遮、一突吉羅なり。
女人と畜生とあり。兩者に女想にて欲念を起し……一僧殘、一突吉羅なり。
〔……疑想……黄門想……男想……畜生想……〕一偸蘭遮、一突吉羅なり。
黄門と男子とあり。兩者に黄門想にて欲念を起し……一偸蘭遮、一突吉羅なり。〔……疑想……男想……畜生想……女想……〕二突吉羅なり。
黄門と畜生とあり。兩者に黄門想にて欲念を起し……一偸蘭遮、一突吉羅なり。〔……疑想……男想……畜生想……女想……〕二突吉羅なり。
男子と畜生とあり。兩者に男想にて欲念を起し……二突吉羅なり。〔……疑想……畜生想……女想……黄門想……〕二突吉羅なり。

二根〔章〕

四　女人に女想にて欲念を起し、比丘若し女人の身と〔比丘の〕[5]衣とを捉摩……捺摩すれば偸蘭遮なり。二女人に、二人女想にて欲念を起し、比丘若し二女人の身と衣とを捉摩……捺摩すれば二偸蘭遮なり。女人と黄門とあり。兩者に女想
124
にて欲念を起し、若し比丘兩者の身と衣とを捉摩し……捺摩すれば一偸蘭遮、一

突吉羅なり。

女人あり、女想にて欲念を起し比丘若し女人の衣に〔比丘の〕身を摩觸し……捺觸すれば偷蘭遮なり。二女人……二偷蘭遮なり。女人と黄門……一偷蘭遮一突吉羅なり。女人あり、女想にて欲念を起し、比丘若し女人の衣に〔比丘の〕衣を摩觸し……捺觸せば突吉羅なり。二女人……二突吉羅なり。女人と黄門……二突吉羅なり。

女人あり、女想にて欲念を起し、比丘若し女人の捨物に〔比丘の〕身を觸るれば突吉羅なり。二女人に二女人想にて欲念を起し、比丘若し二女人の捨物に身を捉摩すれば二突吉羅なり。女人と黄門とあり、兩者を女人と想ひて欲念を起し、比丘若し兩者の捨物と身を捉摩すれば二突吉羅なり。

女人あり、女想には欲念を起し、比丘若し女人の捨物に衣を觸るれば突吉羅なり。二女人に二女人想にて〔…乃至…〕捨物に衣を捉摩すれば二突吉羅なり。女人と黄門と……二突吉羅なり。

女人に女想にて欲念を起し、比丘若し女人の捨物に〔比丘の〕捨物を觸るれば突

吉羅なり。二人女……二突吉羅なり。女人と黄門と……二突吉羅なり。

比丘句竟る

五　女人あり、(比丘)女想にて欲念を起す。女人若し比丘の身に身を捉摩し(…乃至…)捺摩する時(比丘)摩觸の意をもちて身を動かし觸樂を受くれば僧殘なり。二女人あり、二女人に女想にて欲念を起す。若し女人……捉摩し……受くれば
125 二僧殘なり。女人と黄門とあり、兩者に女想にて欲念を起す。兩者若し……捉摩し……受くれば一僧殘、一突吉羅なり。

女人あり、女想にて欲念を起す。女人若し比丘の身に(女人の)衣を捉摩し……偷蘭遮なり。二女人あり……二偷蘭遮なり。女人と黄門とあり……一偷蘭遮、一突吉羅なり。

女人あり、女想にて欲念を起す。女人若し比丘の衣に身を捉摩すれば……偷蘭遮なり。二女人……二偷蘭遮なり。女人と黄門と……一偷蘭遮、一突吉羅なり。女人あり、女想にて欲念を起す。女人若し比丘の衣に衣を捉摩すれば……突吉羅なり。二女人……二突吉羅なり。女人と黄門と……二突吉羅なり。

女人あり、女想にて欲念を起す。女人比丘の捨物に身を捉摩す、摩觸の意にて身を動かし觸樂を受くれば突吉羅なり。二女人……二突吉羅なり。女人と黃門……二突吉羅なり。〔……比丘の捨物と衣を……二女人……女人と黃門と……〕二突吉羅なり。

女人あり、女想にて欲念を起す。女人若し比丘の捨物に〔女人の〕捨物を捉摩す、比丘摩觸の意にて身を動かし觸樂を受けず、突吉羅なり。二女人……二突吉羅なり。女人と黃門……二突吉羅なり。

六　摩觸の意あり、身を動かして觸樂を受くれば僧殘なり。摩觸の意あり、身を動かして觸樂を受けざれば突吉羅なり。摩觸の意あり、身を動かさず、觸樂を受くるは不犯なり。摩觸の意あり、身を動かさず、觸樂を受けざれば不犯なり。〔捉へられて〕求脫の意にて身を動かし、觸樂を受くるは不犯なり。求脫の意にて身を動かし、觸樂を受けざるは不犯なり。求脫の意にて身を動かさず觸樂を受くるは不犯なり。求脫の意にて身を動かさず、觸樂を受けざるは不犯なり。

七　無意者・無念者・不知者・不受樂者・痴狂者・心亂者・痛惱者・最初の犯行者は不犯な

り。

四 母、女、妹、妻、夜叉女、黄門、眠女、死女、畜生女、木像女、強捉、橋、道、木、船、繩、棒、鉢にて押す、敬禮、努むるも觸れざる時。

一 その時一比丘、母を愛慕して母に……女を愛撫して女に……乃至……妹を愛撫して妹に觸れたり。彼悔心を生ぜり、「我、僧殘に非ずや」と。世尊にこの由を白せり……乃至……「比丘、僧殘に非ず、突吉羅なり」と。

二 その時一比丘、故の妻と身相觸れたり。彼悔心を生ぜり……乃至……「比丘、汝僧殘なり」と。

三 その時一比丘、夜叉女に……黄門に身相觸れたり。彼悔心を生ぜり……乃至……「比丘、僧殘に非ず、偸蘭遮なり」と。

四 その時一比丘、眠女に身相觸れたり。彼悔心を生ず……乃至……「比丘、汝は僧殘なり」と。……死女に……偸蘭遮なり……畜生女に……突吉羅なり……木像女に……「突吉羅なり」と。

五 その時衆多の女人、一比丘を強ひて捉へ、手を組みて行けり。彼悔心を生ぜ

り……乃至……「比丘、汝、受樂せるや」。「世尊、我、受樂せず」。「受樂せざるものは無犯なり」と。

127 六　その時一比丘、女人の渡れる橋を、欲心を起して動かせり。彼悔心を……「突吉羅なり」と。

七　その時一比丘、女人の前方より來るを見て、欲心を起して肩の先にて打てり、彼悔心を……「偷蘭遮なり」と。

八　その時一比丘、女人の乘れる木を……船を欲心を起して動かせり。彼悔心を……「突吉羅なり」と。

九　その時一比丘、女人の持てる繩を、欲心を起して牽けり。彼悔心を……「偷蘭遮なり」と。〔……棒を……〕

一〇　その時一比丘、欲心を起し、鉢にて女人を押せり。彼悔心を……「偷蘭遮なり」と。

一一　その時一比丘、女人の禮拜する時、欲心を起して足を擧げたり。彼悔心を……「僧殘なり」と。

第三麁語戒

SC: Bhikkhu Vibhaṅga, Saṅghādisesa 3: *Duṭṭhullavācā* (syn. 他の題名 ① 與女人粗語 ② 麁惡語戒)

その時一比丘「我、女人を捉へん」とて努めしも觸れず。彼悔心を……「突吉羅なり」と。

第二僧殘竟る

註 ❶臺本の supaṭṭhitaṁ は suṭṭhapitaṁ とすべきならん。
❷捉摩 (āmasanā) 佛音の註によれば打つが如く觸るゝことにして觸れたる手を動かさぬ卽ち撫でざるを言ふ。
❸衣 (kāyapaṭibaddha) 身に著けるもの、卽ち衣、持物等なり。
❹捨物 (nissaggiya) 手或は手に持つものより投げ放ちたるものゝ謂なり。例へば女人の投げたる玉をとるが如きなり。

第三僧殘

一―一　その時、佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。時に長老優陀夷は阿蘭若に住せり。かの長老の房舍は優美華麗なり。其の時、衆多の女人、精舍を觀んとてかの園に來れり。時にかの女人等、長老優陀夷の處に到りてかく云へり、「大德、我等は大德の精舍を觀んと欲す」と。かくて長老優陀夷は、かの女人等に

精舍を見せしめ、彼等の大小便道を語り、好しと云ひ、又惡と云ひ、或は乞ひ、或は又求め、或は又問ひ、反問し、又解し、又敎へ、或は又罵れり。かの女人の中、無耻にして
128 墮落せるものは、かの優陀夷と共に談笑戯樂せり。然れども女人中、愼心なる者は逃げ去りて、諸比丘に非難せり。「大德、こは隨順行に非ず、威儀に非ず。我等は我が夫によりても、是の如く云はるゝを欲せず、況んや大德優陀夷によつてをや」と。

二　諸比丘の中、小欲なるもの、譏嫌非難せり。「如何ぞ長老優陀夷は、女人に對して麤惡語をなすや」と。かくて諸比丘は世尊にこの事を白せり。その時世尊は、この因緣によりて比丘衆を集めしめ、長老優陀夷に問ひたまへり、「優陀夷、汝、實に女人に對して麤惡語をなせるや」と。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責したまへり、「愚人、これ適法に非ず、隨順行に非ず、威儀に非ず、沙門行に非ず、淨行に非ず、なすべからざる所なり。汝、愚人、何が故に女人に麤惡語をなすや。愚人、我種々の方便もて離欲の爲に法を說きて具欲の爲には非ず…乃至…欲熱の靜止を說けるに非ずや。愚人、これ未信者を信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に

是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も、欲情を起し變心よりして、女人に麤惡語を以て語るもの、卽ち若き男子が若き女子に向ふが如く、婬欲法を含む語をもつて語れば僧殘なり」と。

二 「何れの」とはいかなるものをも…乃至…。

「比丘」とは…乃至…これこの所に於て意味せらるゝ比丘なり。

「欲情を起し」とは欲念に驅られ樂欲し戀著するを言ふ。

「變心」とは情欲變心、惡心變心、迷亂變心あり、ここに意味する變心は情欲變心なり。

「女人」とは人女にして夜叉女・餓鬼女・畜生女に非ず、人女の善語・惡語・麤惡語・非麤惡語を知り得る智あるものを云ふ。

「麤惡語」とは、大小便道、婬欲法に關する語なり。

「語る」とは、若者が娘に對し、青年が女子に對し、欲行の男子が欲行の女子に對するが如きを云ふ。

129

「婬欲法を含む」とは婬欲法に關するを云ふ。

「僧殘」とは…乃至…この故に亦僧殘と云ふ。

三―一　二道を語りて好を說き、又惡を說き乞ひ、求め、問ひ、反問し、解し、敎へ、或は又罵る。

「好を說く」とは二道を稱說讃歎するなり。

「惡を說く」とは二道を毀呰非難するなり。

「乞ふ」とは我に與へよ、我に與ふるは應しと云ふなり。

「求む」とは、汝の母は何時(汝を)與ふるや、汝の父は何時與ふるや、汝の天神は何時與ふるや、何時善時あるや、何時汝の婬欲法を得るやと云ふなり。

「問ふ」とは汝は汝の夫に如何に與ふるや、愛人に如何に與ふるやと云ふなり。

「反問す」とは汝は實に是の如く、汝の夫に與ふべし、汝の愛人に與ふべしと云ふなり。

「解す」とは問はれて、かく與へよ、かく與ふれば汝は夫に寵愛せらるべしと云ふなり。

「敎ふ」とは問はれずして、かく與へよ、かく與ふれば汝は夫に寵愛せらるべしと云ふなり。

「罵る」とは汝は[1]無形なり、汝は不全形なり、無血者なり、恒出血者なり、恒[2]布者なり、漏出者なり、汝は[3]長蝠なり、汝は女黃門なり、汝は[4]出兩邊者なり、汝は破根者なり、汝は二根者なりと云ふなり。

二　女人あり、女想にて欲念を起し、比丘若し女人の大便道小便道を語り、その好惡を云ひ……罵れば僧殘なり。二女人あり、二女人想にて欲念を起し、比丘若し二女人の大便道を……二僧殘なり。女人と黃門とあり、兩者を女想にて欲念を起し、比丘若し兩人の大便道を……一僧殘、一突吉羅なり。

三　女人あり、女想にて欲念を起し、比丘若し女人の大小便道を除き、頸より下、脛

130

より上につきて語り、その好惡を云ひ…乃至…罵れば偷蘭遮なり。二女人……二偷蘭遮なり。女人と黃門……一偷蘭遮、一突吉羅なり。

四　女人あり、女想にて欲念を起し、比丘若し女人の頸より上、膝より下について語り、その好惡……突吉羅なり。二女人……二突吉羅なり。女人と黃門……二

突吉羅なり。

五　女人あり、女想にて欲念を起し、比丘若し女人の衣服について語り、その好惡を云ひ……突吉羅なり。二女人……二突吉羅なり。女人と黃門……二突吉羅なり。

六　義[5]の爲に說くもの・法[6]の爲に說くもの・敎[7]の爲に說くもの・痴狂者・最初の犯行者は不犯なり。

四　赤染、粗、多、硬、長、種播、道は終りなるべし、篤信、布施により、作業により。

一　その時一女人あり、新染の欽婆羅（カンバラ）衣を著けたり。一比丘欲念を生じ、かの女人にかく云へり、「妹、實に汝の赤染（血）よ」と。かの女解せずして「然り、大德、新染の欽婆羅衣なり」と云へり。彼悔心を生ぜり、「我、僧殘には非ずや」と。世尊にこの由を白せり、「比丘、僧殘に非ず、突吉羅なり」と。

二　その時一女人あり、粗毛の欽婆羅衣を著けたり、……かく云へり、「妹、實に汝の粗毛よ」と。かの女解せずして「大德、然り、粗毛の欽婆羅衣なり」と云へり。彼悔心を……「突吉羅なり」と。

三　その時一女人、新縫の衣を著けたり……かく云へり、「妹、實に汝の毛多し」と。かの女解せずして、「大德、然り新縫の欽婆羅衣なり」と云へり。彼悔心を……「突吉羅なり」と。

四　その時一女人、硬毛の欽婆羅衣を著けたり……かく云へり、「妹、汝の硬毛よ」と……「然り、大德、硬毛の欽婆羅衣なり」……「突吉羅なり」と。

五　その時一女人、外衣を著けたり……かく云へり、「妹、汝の長毛よ」と……「大德、然り、外衣なり」……「突吉羅なり」と。

131 六　その時一女人、田圃に種子を播きて歸れり。一比丘欲心を起して、かの女人にかく云へり、「妹、汝に種は播かれたり」と。かの女人解せずして「然り、大德、我等に播き直されたり」と云へり。彼悔心を生ぜり…乃至…「比丘、僧殘に非ず、突吉羅なり」と。

七　その時一比丘、前道に來る一出家女を見、欲心を起して、かの女にかく云へり、「妹、汝の道は終りとなりしや」と。かの女解せずして「然り比丘、汝は「これより」入るべし」と云へり。彼悔心を……「偷蘭遮なり」と。

八　その時一比丘欲心を起して一女人にかく云へり、「妹、汝は篤信者なり、然れども汝の夫に與ふるものを我等に與へざるなり」と。「大德、そは何ぞ」。「婬欲法なり」と。彼悔心を……「僧殘なり」と。

九　その時一比丘欲心を起して、一女人にかく言へり、「妹、汝は篤信者なり。然れどもかの最上の布施を我等に與へず」と。「大德、何物か最上施なる」。「婬欲法なり」と。彼悔心を……「僧殘なり」と。

一〇　その時一女人作務を作せり。一比丘欲心を起し、彼の女人にかく云へり、「妹、立て、我なすべし」と…乃至…「妹、坐せ、我なすべし」と…乃至…「妹、臥せ、我なすべし」と…乃至…彼の女人解せず。彼悔心を……「突吉羅なり」と。

第三僧殘竟る

註❶無形 animittā 女根の無きものなり、次の不全形(ninittamattā)とは根の不完全なるものなり。

❷恒布者とは dhuvacolā を譯せり。註によれば恒に布を以て小便道を塞ぎ血の出ぬ様にせる者なり。

❸長觜 (sikharaṇī) 善見律の譯語による。註によれば根長くそばだち外に出るなり。

SC: Bhikkhu Vibhaṅga, Saṅghādisesa 4: *Attakāmpāricariya* (syn. 他の題名 ① 歎身索供養戒 ② 向女人歎身索供)

❹出兩邊者(vepurisikā) 善見律の譯語をとる。善見律によれば、女根中に肉長く出で毛有り兩道合する者なりと。

❺義の爲に說くもの(atthapurekkhārassa) 註によれば、麤語の含まるゝ句の意義を說き、その註釋をなし、或はそれを讀誦するものなり。

❻法の爲に說くもの(dhammapurekkhārassa) 麤語の含まるる經律を說き、或は讀誦する者なり。

❼敎の爲に說くもの(anusāsanipurekkhārassa) 無根者、兩根者等に、來世はかくの如く生れざる樣、精進し善事を行ふべし等と說法する者なり。以上の如く義・法・敎を先とし、これを敬重して說くものは不犯なり。

第四僧殘

一—一 その時佛世尊は舍衞城祇樹給孤獨園に在しき。時に長老優陀夷は舍衞城に檀越を有し多くの家々に來往せり。時に一寡婦の端麗美貌なるあり。その時長老優陀夷は、晨朝下衣を著け外衣と鉢とを持してかの女人の家に到り、

132 設けの座につけり。時にかの女人、長老優陀夷の處に到りて敬禮をなし、一方に坐せり。一方に坐し已れるかの女人に、長老優陀夷は說法をなして敎示訓誡し、

踴躍歡喜せしめたり。時にかの女人は優陀夷の說法によりて……歡喜せしめられ、長老優陀夷にかく云へり、「大德、欲する所を云ひ給へ。我等は大德に捧げ得ん、卽ち衣服・飮食・房舍・病資具なる藥湯の中より」と。「妹、かの衣服・飮食・房舍・病資具なる藥湯の如きは、我等に獲難きものに非ず、されば我等に獲難きものを與へよ」。「大德、そは何ぞや」。「婬欲法なり」。「大德、欲するや」。「妹、欲するものなり」。「大德、來りたまへ」とて幽室に入り、衣をかゝげて床上に仰臥せり。時に優陀夷は彼の女人に近づきて「誰かこの不淨臭處に觸れん」とて唾吐して去れり。時にかの女人、譏嫌非難せり、「これ等沙門釋子は、慚愧なく惡行をなし虛妄を言ふ。彼等は實に法行者・寂靜行者・梵行者・眞實語者・持戒者・善法行者なりと自ら說く。而も彼等には沙門法なく、梵行なし。彼等は沙門行を破り、梵行を破り、沙門法を離れ、梵行を離る。何ぞ沙門優陀夷は、自ら我に婬欲法を求めて、『誰かこの不淨臭處に觸れんや』とて唾吐して去るや。何ぞ我に惡あらん、何ぞ我に惡臭あらん、我、何によりて遺棄せらるるや」と。他の女人も亦譏嫌非難せり、「これ等沙門は……何ぞ沙門優陀夷は、實に自らかの女の婬欲法を求めて、『誰かこの不淨

臭處に觸れんや」とて唾吐して去るや。何ぞこの女人に惡あらん、何ぞこの女人に惡臭あらん、何が故にこの女人は遺棄せらるゝや」と。

二　諸比丘この女の譏嫌非難するを聞けり。彼の諸比丘中、少欲のもの譏嫌非難せり、「何ぞ長老優陀夷は、女人の前にて自己の爲の愛欲供養を讃嘆するや」と。かくて諸比丘は世尊にこの由を白せり。世尊はこの因緣によりて比丘衆を集めしめ、長老優陀夷に問ひ給へり、「優陀夷、汝、實に女人の前にて自己の爲の愛欲供養を讃嘆せるや」。「世尊、實なり」。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、汝の行は適法に非ず隨行順に非ず威儀に非ず沙門行に非ず淨行に非ず、爲すべからざる所なり。愚人、汝、何ぞ女人の前にて自己の爲の婬欲供養を讃嘆するや。愚人、我、種々の方便もて、離欲の爲に法を說きて具欲の爲に非ず…乃至…欲熱の靜止を說けるに非ずや。愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…「諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も、欲情を起し變心によりて、女人の前にて[1]自己の爲の婬欲供養を讃嘆して言はん、「妹、我の如き持戒者・具善法者・梵行者に、この法に

よりて供養する者は供養中の第一なり」とて婬欲法に結びつくれば僧殘なり」と。

二　「いづれの」とは…〔僧殘三の二を見よ〕…麤惡語非麤惡語を〔知り得る智あるものを云ふ〕。

「女人の前にて」とは女人の隣り、女人の近くに於てなり。

「自己の爲の婬欲」とは自己の爲の婬欲、自己の爲の因、自己の爲の意志、自己の爲の供養を云ふ。

「こは第一なり」とは、こは第一なり、こは最上なり、こは最勝なり、こは最善なり、こは最頂なりと云ふなり。

「者」とは刹帝利女、或は婆羅門女、或は吠舍女、或は首陀女なり。

「我の如き」とは、或は刹帝利、或は婆羅門、或は吠舍、或は首陀なり。

「持戒者に」とは、殺生を離れ、偷盗を離れ、虚言を離れたるものなり。

「梵行者」とは、不淨行より離れたるものなり。

「具善法者」とは、かの持戒梵行によりて善法者たるなり。

「この法によりて」とは、婬欲法によりてなり。
「供養す」とは、人を喜ばしむるなり。
「婬欲法に結びつくれば」とは婬欲法に關係せしむればなり。
「僧殘」とは…乃至…この故に亦僧殘と云ふ。

134 **三**――一　女人あり、女想にて欲念を起し、比丘若し女人の前にて、自己の爲に婬欲供養を讃嘆すれば僧殘なり。二女人に二女人想にて……二僧殘なり。女人と黄門に、共に女想にて……一僧殘、一突吉羅なり。

二　衣服·飲食·房舍·病資具たる藥湯をもつて供養せよと云ふと、痴狂者、最初の犯行者は不犯なり。

四　不姙女は如何にして、子を得る、愛樂幸福なる、何を與ふべき、何を以て供養せん、如何にして善趣に趣かん。

一　その時一不姙女、檀越比丘にかく云へり、「大德、我如何にして姙を得るや」と。「然らば妹、第一布施をなすべし」。「大德、何物か第一布施なる」。「婬欲法なり」と。彼悔心を……「僧殘なり」と。

二　その時不姙女、檀越比丘にかく云へり。「我如何にして子を得るや」と。「然らば、妹　第一布施をなすべし」と。「大德、何物か第一布施なる」。「婬欲法なり」と。彼悔心を……「僧殘なり」と。

三　その時一女人、檀越比丘にかく云へり、「大德、我、如何にして我が夫に愛樂さるるや」と……「大德、如何にして我幸福とならん」。「然らば妹、第一布施をなすべし」……「僧殘なり」と。

四　その時一女人、檀越比丘にかく云へり、「大德、我大德に何を與ふべきや」と。「妹、第一布施を與ふべし」。「大德、何物か第一布施なる」。「婬欲法なり」。彼悔心を……「僧殘なり」と。

五　その時一女人、檀越比丘にかく云へり、「大德、我何を以て大德に供養せん」と。「妹、第一布施をもつてすべし」。「大德、何物か第一布施なる」……「僧殘なり」と。

六　その時一女人、檀越比丘にかく云へり、「大德、我如何にして善趣に趣かん」と。「妹、然らば第一布施をなせ」。「大德、何物か第一布施なる……「僧殘なり」と。

第五媒嫁戒

SC：Bhikkhu Vibhaṅga, Saṅghādisesa 5: *Sañcaritta* (syn. 他の題名 ① 媒人)

第四僧殘竟る

註❶自己の爲の婬欲供養(attakāmapāricariyā)佛音の註に attano atthāya kāmapāricariyā とあるによれば、この語は atta+kāmapāricariyā と見るべく、今これによれり。リスデギッツも戒本の譯に "ministration to himself" とす。但し佛音は又 attakāma+pāricariyā とも見らるとす。梵本戒本にては ātmana (ātmanā) kāyaparicaryāṁ とあり、「自己の身を以ての供養」とし、漢譯律にも十誦律は「以身供養」とす。この義より推せば寧ろ「自己の婬欲を以て供養す」と見るべきなり。又 kāma は kāya とすべきか。

135

第五僧殘

一一　その時佛世尊は舍衞城祇樹給孤獨園に在しき。時に長老優陀夷は舍衞城に檀越を有し、多くの家々に來往せり。そこにて彼は未婚の男子或は童女を見、男子の父母の前にては童女を讚嘆せり「某家の童女は端麗美貌にして有智・怜悧・勤勉なり、かの童女は此の家の男子に適するものなり」と。父母かく云へり、「大德、彼等は我等の何人なるや、或は何家のものなるやを知らず。若し大德與へしめば、我等かの童女をこの兒に娶るべし」と。童女の父母の前にては男子を

讃嘆せり、「某家の男子は端麗美貌にして有智怜悧勤勉なり、この童女こそ彼の男子に適するものなり」と。彼等はかく云へり、「大德、彼等は我等の何人なるや、或は何家のものなるやを知らず、我等如何でか童女の爲に婚事をなさん。大德若し乞はしめば、我等この童女を彼の男子に與へん」と。彼かくの如き方便もて嫁娶婚姻をなさしめたり。

二　その時、一村主の寡婦に一女ありて、端麗美貌なりき。村外の邪命外道の俗弟子等、かの婦の處に到りて斯く云へり、「大姉、この女を我が子に與へたまへ」と。彼女は斯く云へり、「諸賢、われ汝等が何人にして何家のものなるやを知らず。この我が一人娘は、村外に行くべきや、我與へず」と。諸人かの邪命弟子に斯く云へり、「諸賢、汝等何が故に來りしや」と。「諸賢、こゝに我等、某村主婦に到りて、その女を我等が男に乞へり。かの婦かく云へり、「諸賢、われ汝等が何人にして、何家のものなるやを知らず、この我が一人娘は、村外に行くべきや、我與へず」と。「諸賢、汝等は誰人に彼の村主婦の女を乞ひしや。諸賢、宜しく優陀夷に云ふべきなり、優陀夷は與へしむべし」と。

かくて彼の邪命弟子等は、「長老優陀夷の許に到りて斯く云へり、「大德、こゝに我等は某と名づくる村主婦に……「我は與へず」と。願はくは、大德、彼の婦の女を我等が子に與へしめ給へ」と。かくて優陀夷は彼の婦の許に到りて斯く云へり、「何が故に彼等に女を與へざるや」と。「大德、われ彼等が何人にして何家のものなるやを知らず、此の我が一人娘は、村外に行くべきや、我は與へず」。「彼等に與へよ、われ彼等を知る」。「大德、若し大德知らば、我與ふべし」。かくてかの婦は、かの邪命弟子にその女を與へたり。

三　かくてかの邪命外道の俗弟子等、かの女を連れ去り、一月は嫁事[1]を作さしめしが、その後は婢事[2]をなさしむ。かくて彼女はその母の許に使を送れり、「我實に困苦にして樂を得るなし。一月は嫁事をなさしめ、その後は婢事をなさしむ。母よ來りて我をつれ歸りたまへ」と。かくてかの婦は、かの邪命弟子の許に到りて斯く云へり、「諸賢、汝等この女に婢事をなさしむること勿れ、嫁事をなさしめよ」と。彼等かく云へり、「我等の嫁娶の事は汝となせるに非ず、我等の嫁娶は沙門となせるなり。汝行け、我等はそを知らず」と。かくて彼女はかの邪命弟子に恥

かしめられ、再び舍衞城に歸れり。
彼女は再び母に使を送れり。「我は實に困苦にして、樂を得るなし。一月は嫁事をなさしめ、その後は婢事をなさしむ。母よ、來りて我を、つれ歸りたまへ」と。かくて彼の村主婦は、長老優陀夷の許に到りて斯く云へり。「大德、わが女は困苦にして樂を得るなし。一月は彼の女に嫁事をなさしめ、その後は婢事をなさしむとの事、大德、告げたまへ、「汝等この女に婢事をなさしむること勿れ、嫁事をなさしめよ」と。かくて優陀夷はかの邪命弟子の處に到りてかく云へり。「諸賢、この女に婢事をなさしむること勿れ、嫁事をなさしめよ」と。彼等かく答へたり。「我等の嫁娶は汝となせるに非ず、村主婦となす所なり、汝は沙門たるべし、沙門は
137 煩勞せずして❸よき沙門たるべし、汝去れ、我等はそを知らず」と。かくて優陀夷はかの邪命弟子に恥かしめられて、再び舍衞城に歸れり。
三度彼女は母に使を送れり。「我は困苦す……つれ歸りたまへ」と。再びかの婦は優陀夷の所に到り……「大德、告げたまへ……せしめよと」。「最初に我もかの外道弟子に恥かしめられたり、姉、行きたまへ、我は行かず」と。

四　その時かの婦は非難譏嫌せり、「我が女、その惡姑舅主夫によりて困苦し、樂を得ることなきが如く、かくの如く大德優陀夷にも困苦あり樂を得ること無かれかし」と。かの女も亦譏嫌非難せり「われ惡姑舅主夫の爲に困苦し樂を得ざるが如く、大德優陀夷にも困苦あり樂を得ること無かれかし」と。他の女人も亦、その姑舅主夫に滿足せざるものはかく呪詛せり、「我等が惡姑舅主夫の爲〔…乃至…〕樂を得ることなかれかし」と。然れども諸女人中、その姑舅主夫に滿足せる者はかく祈願せり、「我等好き姑舅主夫によりて幸福快適なる如く、大德優陀夷も亦幸福快適ならんを」と。

五　諸比丘、或女人の呪詛し、或女人の祈願するを聞けり。彼等の中、少欲のもの譏嫌非難せり、「何ぞ長老優陀夷は媒介をなすや」と。かくて諸比丘はこの由を世尊に白せり。世尊この因緣によりて比丘僧を集めしめ、長老優陀夷に問ひ給へり、「優陀夷、汝實に媒介をなせるや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、何ぞ汝、媒介を行ふや。愚人、こは未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も、媒介を行へば〔卽ち〕或は女人に男子の意中を、或は男子に女人の意中を〔告げ〕或は夫婦たらしめ、或は情人たらしむれば、僧殘なり」と。

二一　その時、衆多の賭者園中に遊樂して、遊女の許に使を送れり。「來れ、我等園中にて遊樂せん」と。彼女言へり、「諸賢、我汝等の何人なるや、何家のものたるやを知らず、我には多くの用物、多くの資具あり、然るに我、市外に行くべきや、我は行かず」と。かくてかの使、この由をかの賭者に語れり。かく告げられし時、或人かの賭者にかく言へり「諸賢、汝等何人にかの遊女を求めしや。諸賢、宜しく優陀夷に言ふべきなり、優陀夷は來らしむべし」と。かく言はれたる時、一優婆塞かの人に云へり、「賢者、かく云ふこと勿れ、かくの如きをなすは沙門釋子に適はしきことに非ず、大德優陀夷はなさゞるべし」と。かく云はれて「なすべし」、「なさゞるべし」と云ふことを賭とせり。

かくてかの賭者等は、長老優陀夷の所に到りて斯く云へり、「大德、こゝに我等は園中にて遊樂し、某甲遊女に「來れ、我等園中にて遊樂せん」とて使を送れり。彼女かく云へり『我は汝等が何人にして何家のものなるやを知らず。我には多く

の用物、多くの資具あり、而も市外に行くべきや、我行かず」と。願はくは、大德、かの遊女を來らしめ給へ」と。かくて長老優陀夷は、かの遊女の許に到りて斯く云へり「汝何が故にかしこに到らざるや」と。「大德、我は彼等が何人にして……我は行かず」。「彼等の許に行け、我は彼等を知る」。「大德若し知れば我は行くべし」と。かくて彼等賭者は、かの遊女を伴ひて園中に行けり。

二　その時かの優婆塞は譏嫌非難せり。「何ぞ大德優陀夷は、一時の媒介をなすや」と。諸比丘はかの優婆塞の譏嫌非難するを聞けり。比丘中、少欲なるもの譏嫌非難せり「何ぞ長老優陀夷は一時の媒介をなすや」と。かくて彼の諸比丘、世尊にこの由を白せり。「優陀夷、汝實に一時の媒介をなせるや」。「世尊、實なり」。佛世尊は呵責し給へり……乃至……「愚人、汝何ぞ一時の媒介をなすや。愚人、こは未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も媒介を行へば[卽ち]或は女人に男子の意中を、或は男子に女人の意中を告げて或は夫婦たらしめ或は情人たらしめ、たとへ一時[の關

係者となすと雖も、僧殘なり」と。

三　「いづれの」とはいかなる者をも…乃至…これこの所に意味さるゝ比丘なり。
「比丘」とは…乃至…これこの所に意味さるゝ比丘なり。
「媒介を行ふ」とは、或は女人に遣はされて男子の許に至り、或は男子に遣はされて女人の許に至るなり。
「或は女人に男意を」とは、男子の意中を女子に告ぐるなり。
「或は男子に女意を」とは、女人の意中を男子に告ぐるなり。
「或は夫婦たらしむ」とは、夫妻たらしむるなり。
「或は情人たらしむ」とは、情夫妻たらしむるなり。
「一時と雖も」とは、一時的妻たらしむるなり。
「僧殘」とは…乃至…この故に亦僧殘と云ふ。

四―一　十種の女人あり、卽ち母護、父護、父母護、兄護、姉護、宗親護、姓護、法護、自護、罰護なり。
十種の婦あり、卽ち買得、樂住、雇住、衣物住、水得、鐶得、婢取、執作、與旗婦、暫婦なり。

二　「母護」とは母が保護監督し支配するものなり。
「父護女」とは父……ものなり。
「父母護女」とは父母……ものなり。
「兄護女」とは兄……ものなり。
「姉護女」とは姉……ものなり。
「宗親護女」とは宗親……ものなり
「姓護女」とは宗族……ものなり。
「法護女」とは同法人……ものなり。
「自護女」とは内室に連れ込まれ、これ我が女なりとし乃至は花束をもちて圍まれたるものなり。
「罰護女」とは何人か杖を立て、この女に到る者はそれに應ずる罰杖を與ふとなすものなり。

140 三　「買得婦」とは、財物により買ひて住せしむるなり。
「樂住婦」とは、愛人が愛人を住せしむるなり。

「雇住婦」とは、物を與へて住せしむるなり。
「衣物得婦」とは、衣物を與へて住せしむるなり。
❹「水得婦」とは、水鉢に觸れて住せしむるなり。
❺「鐶得婦」とは、鐶を取り去りて住せしむるなり。
「婢取婦」とは、婢たり又婦たるなり。
「執作婦」とは、作務者にして又婦たるものなり。
「與旗婦」とは、捕虜として取り來れるものなり。
「暫得婦」とは一時的婦なり。

四　男子、比丘を遣はし、「大德、往きて某母護女に語れ、『汝、某の買得婦たれ』と」。〔比丘若し〕自ら他語を受け、往いて彼に語り、彼の語を受けて還りて報ずれば僧殘なり。男子若し比丘を……「某父護女に語れ」……「某罰護女に語れ」……僧殘なり。

摘要句

男子、比丘を遣はし、「大德、往きて某母護女と某父護女に言へ、『汝等、某の買得婦たれ』と」。語を受け……僧殘なり。男子……某母護女と某父護女に……某母

護女と某罰護女に……僧殘なり。

男子……某父護女と某父母護女に……某父護女と某母護女に……僧殘なり。

分斷章

省略せる結合章根

男子……某罰護女と某母護女に……某罰護女と某自護女に……僧殘なり。

一根章竟る

かくの如く二根も三根も乃至九根もなさるべし。これ十根法なり――

男子、比丘を遣はし「大德、往きて某母護女と某父護女と……某罰護女に語れ……たれと……僧殘なり。

買得女章竟る

五　男子、比丘を遣はし、「大德、往きて某母護女に語れ「汝某の樂住婦たれ……乃至……雇住婦……乃至……暫得婦たれ」と」。語を受け……僧殘なり。

141 男子、比丘を「……」某母護女と某父護女と……某罰護女とに語れ……暫住婦たれと」。語を受け……僧殘なり。

暫住婦章竟る

六　男子、比丘を遣はし、「大德、往きて某母護女に語れ『汝、某の買得婦たれ』と」。比丘若し語を受け、他に語り、還りて報ずれば僧殘なり。男子……樂住婦……乃至……雇住婦……暫住婦たれと……僧殘なり。

摘要句

これ十根法なり――

男子、比丘を遣はし、「大德、往きて某罰護女に語れ、『汝、某の買得婦と樂住婦と……暫住婦たれ』と……僧殘なり。

七　男子、比丘を遣はし、「大德、往きて某母護女に語れ『汝、某の買得婦たれ』と」……僧殘なり。

〔……〕某母護女と某父護女とに語れ、『汝等、某の買得婦と樂住婦たれ』と」……僧殘なり。〔……〕某母護女と某父母護女とに語れ、『汝等、某の買得婦と樂住婦と雇住婦たれ』と」……僧殘なり。是の如く兩者の增進をなすべし。

男子、比丘を遣はし、「大德、往きて某母護女、某父護女……某罰護女に語れ『汝等、

某の買得婦、樂住婦……暫住婦たれ』と』……僧殘なり。

兩邊增大章竟る

八　男子の母、比丘を遣はし…乃至…男子の父、比丘を遣はし…乃至…男子の父母、比丘を遣はし〔…乃至…兄……姉……宗親……同姓……〕男子の同法人、比丘を
142 遣はし…乃至…

九　母護女の母、比丘を遣はし、「大德、往きて某女に語れ『某の買得婦たれ』と」……僧殘なり。母護女の母比丘を遣はし、「大德、往きて……『樂住婦…乃至…暫住婦たれ』と……僧殘なり。

摘要句

これ十根法なり——

母護女の母、比丘を遣はし、「大德、往きて某女に語れ『某の買得婦、樂住婦……暫住婦たれ』と」。……僧殘なり。

一〇　父護女の父、比丘を遣はし…乃至…父母護女の父母、比丘を遣はし…乃至…兄護女の兄、比丘を遣はし…乃至…〔姉護女の姉……宗親護女の宗親……同姓

護女の同姓……法護女の同法人……」自護女を所有せる人、比丘を遣はし…乃至…罰護女の杖を立てたる人、比丘を遣はし、「大德、往きて某女にかく語れ、『汝、某の買得婦たれ』と」……『某の買得婦と樂住婦と……暫住婦たれ』と」……僧殘なり。

一一　母護女、比丘を遣はし、「大德、往きて某に語れ『我某の買得婦たるべし』と」……僧殘なり。母護女……『樂住婦たるべし』…乃至…『暫住婦たるべし』と」……僧殘なり。

摘要句

罰護女、比丘を遣はし、「大德、往きて某に語れ、『われ某の買得婦と樂住婦……暫住婦たるべし』と」。比丘語を受け、他に語り、還りて報せば僧殘なり。

全根章句竟る

143 一二　語を受け他に傳へ還報するは僧殘なり。語を受け他に傳へ還報せざるは偷蘭遮なり。語を受け他に傳へず還報するは偷蘭遮なり。語を受け他に傳へず還報せざるは突吉羅なり。語を受けず他に傳へ還報するは偷蘭遮なり。語を受けず他に傳へ還報せざるは突吉羅なり。語を受けず他に

傳へず還報するは突吉羅なり。語を受けず他に傳へず還報せざるは不犯なり。

一三　男子、數多の比丘に命ず「大德、往きて某女に傳言せよ」と。全比丘語を受け他に傳へ還報す。全比丘僧殘なり。男子……「傳言せよ」と。全比丘、語を受け他に傳へ、一比丘還報す。全比丘僧殘なり。男子……「傳言せよ」と。全比丘、語を受け、一比丘、他に傳へ、全比丘還報す。全比丘僧殘なり。男子……「傳言せよ」と。全比丘、語を受け、一比丘他に傳へ、一比丘還報す。全比丘僧殘なり。

一四　男子、比丘に命ず「大德、往きて某女に傳言せよ」と。語を受け他に語り還報す、僧殘なり。男子比丘に命ず「大德、往きて某女に傳言せよ」と。語を受け他に語り弟子をして還報せしむ、僧殘なり。男子、比丘に……「傳言せよ」と。語を受け弟子をして傳へしめ自ら還報す、僧殘なり。男子、比丘に……「傳言せよ」と。語を受け弟子をして傳へしむ弟子傳言し他人に還報す、兩者偸蘭遮なり。

一五　[6]往く時語を受けて傳へ、歸る時報ぜず、偸蘭遮なり。往く時語を受けず、歸る時語を受けて報ず、偸蘭遮なり。往く時語を受けて傳へ、歸る時語を受けて報

ず、僧殘なり。

一六　僧の爲・塔の爲・病人の爲に事務をもちて往くと、痴狂者、最初の犯行者は不犯なり。

144

五　眠女、死女、外出、非女、女黄門、爭をなせるを和解す、黄門を媒介す。

一　その時一男子、一比丘に命ぜり、「大德、往いて某女に語れ」と。彼往きて諸人に問へり「某女は何處に在りや」と。「大德、眠る」と。彼悔心を生ぜり、「我、僧殘に非ずや」と。世尊にこの由を白せり。「比丘、僧殘に非ず、突吉羅なり」と。

二　その時一男子一比丘に命ぜり、「大德、往いて某女に語れ」と。比丘往きて人に問へり、「某女は何處にありや」と。「大德、死せり」と。……乃至……「大德、外出せり」と……乃至……「大德、非女なり」と……乃至……「大德、女黄門なり」と。彼悔心を……突吉羅なり」と。

三　その時或女人、その夫と爭ひて母の家に行けり。檀越比丘「その」和解をなせり。彼悔心を生ぜり……乃至……「比丘、離婚せられたるものなりや」。「世尊、然らず」。「比丘、離婚せられざるものに於ては不犯なり」と。

四　その時一比丘、黄門に於て媒介をなせり。彼悔心を生ぜり、「われ僧殘に非ずや」と。世尊にこの由を白せり。「比丘、僧殘に非ず、偷蘭遮なり」と。

第五僧殘竟る

註 ❶嫁事を作さしむ (suṇisabhogena bhuñjimsu) 註によれば、食事をこしらへる等の家事をもつて過せしなり。

❷婢事を作さしむ (dāsibhogena bhuñjanti) 田を作らしめ或は掃除をなさしめ、水を汲ましむる等に驅使し、婢事を以て過するなり。

❸よき沙門。臺本に sumano とあるも、シャム版に sussamaṇo とし、巴利善見律も亦然り、故に今これによる。沙門はかくの如き愛欲の事に關係せずしてある、べしとの意なり。

❹水得婦 (odapattakini) 註によれば、共に水鉢をとりて水を手に灌ぎ「この水和合無離なれ」と言ひて共に誓をなし、夫婦となることにして、最も正當なる結婚式なるべし。

❺鐶得婦 (obhatacumbaṭā) 註によれば、薪取等の如く鐶を（cumbaṭa 頭當)頭上に置き、恒に物を載せる女の環を取りて擲げ去り「汝來りて我が家に住し我が婦となれ」と云ひて婦とするなり。

❻往く時云々　佛音の註によりてかく譯す。

SC: Bhikkhu Vibhaṅga, Saṅghādisesa 6: *Kuṭikāra* (syn. 他の題名 ① 無主房戒 ② 過量房)

第六僧殘

一—一　その時、佛世尊は王舍城迦蘭陀竹林園中に在しき。時に阿羅毘(アーラヴィ)の諸比丘、共に乞ひて房舍を作らしめ、無主にして自己の爲にし、限量なく而もそれ等は終る所なかりき。彼等は乞求極めて多くして住せり。「汝等、人を與へよ、汝等、工人を與へよ、牛を與へよ、車を與へよ、斧を與へよ、斤を與へよ、鋤を與へよ、鍬を與へよ、鋸を與へよ、蔓草を與へよ、竹を與へよ、們叉(ムンジャ)草を與へよ、婆婆(バッバジャ)草を與へよ、草を與へよ、土を與へよ」と云へり。諸居士この乞求に惱まされ、諸比丘を見ては恐れ驚き奔り、或は道をかはし、或は顏をそむけ、或は戸を閉じ、牛を見るも比丘なりと謂
145 ひて奔り走れり。

時に長老大迦葉、王舍城にて安居をなし已り、阿羅毘に向ひて發ち、漸々に遊行して阿羅毘に到れり。そこにて長老大迦葉は阿羅毘邑なるアッガーラヴ寺中に住せり。時に長老大迦葉、晨朝下衣を著け上衣と鉢とを持し、乞食の爲に阿羅毘邑に入れり。諸居士は長老大迦葉を見、恐れ驚きて奔り、又は道をかはし、或は

又顔をそむけ、戸を閉じたり。かくて長老大迦葉は阿羅毘邑に行乞し已り、食後行乞より歸りて諸比丘に語れり。「友、もとこの阿羅毘は豐饒にして食を得易く、施與の食によりて活くること容易なりき。然るに今この阿羅毘は、飢饉にして食得難く、施與の食によりて活くること容易に非ず。友、何の因緣によりてこの阿羅毘は、飢饉にして食得難く、施與の食によりて活くること容易に非ざるや」と。その時諸比丘、長老大迦葉にこの事を告げたり。

二　時に世尊、王舍城にて隨意に住し給ひ、阿羅毘に遊行に發ち、漸々に遊行して阿羅毘邑に達し給へり。そこにて世尊は阿羅毘なるアッガーラヴ寺中に住し給へり。時に長老大迦葉は世尊の所に到り、世尊に敬禮をなして一方に坐し、坐し已りて長老大迦葉は世尊にかの由を白せり。その時世尊はこの因緣によりて比丘僧を集めしめ、阿羅毘の諸比丘に問ひ給へり、「諸比丘、汝等實に共に乞ひて房舍を作らしめ、無主にして自己の爲にし、限量をく而もそれ等は終る所なきや。汝等は彼等に乞求する所極めて多く、汝等、人を與へよ……牛を見るも比丘なりと謂ひて弃り去るや」と。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、何ぞ汝等愚

人、共に乞ひて房舍を作らしめ……それ等は終る所なく、汝等は彼等に……多く「汝等、人を與へよ……土を與へよ」と云ふや。愚人、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……呵責し給ひて說法し、諸比丘に語り給へり。

三　諸[1]比丘、過去世に二兄弟仙人恒河の邊に住せり。時、摩尼犍大と名づくる
146 龍王、恒河を渡りて弟仙人の所に到り、蜷局を以て七里に彼を圍繞し、頭上に大なる鎌首をなして立てり。諸比丘、その時弟の仙人、かの龍を怖れて形體枯瘦、顏貌憔悴して脈管悉く現はれたり。兄仙人は弟仙人の形體枯瘦、顏貌憔悴脈管悉く現はれたるを見て彼にかく云へり「汝何が故に形體……現はるゝや」と。「尊者、こゝに龍王摩尼犍大恒河を渡りて我が所に來り、蜷局を以て七重に我を圍繞し、頭上に大なる鎌首をなして立つ。かの龍を怖れて、われ形體……なり」。「汝、彼の龍王の來らざるを欲するや」。「尊者、我かの龍王の來らざるを欲す」。「汝、かの龍の何物をか見るや」。「尊者、われ龍の頸に寶珠の裝飾を見る」。「然らば汝かの龍王にかの摩尼を乞へ、「我に摩尼を與へよ、我摩尼を欲す」と」。

時に龍王摩尼犍大、恒河を渡りて弟仙人の所に到り一方に立てり。一方に立

てる龍王に、弟仙人はかく云へり、「我に摩尼を與へよ、我摩尼を欲す」と。諸比丘、この時摩尼犍大龍王は「比丘は摩尼を乞ひ、比丘は摩尼を欲す」とて直ちに行けり。再び龍王摩尼犍大恒河を……到れり。弟仙人は遙かに龍王を見、彼にかく云へり、「我に摩尼を與へよ、我摩尼を欲す」と。その時龍王は「比丘摩尼を乞ひ摩尼を欲す」とてそこより引き返せり。諸比丘、三度龍王は恒河を渡れり。弟仙人は龍王の恒河を渡るを見るや、龍王にかく云へり、「我に摩尼を與へよ、我摩尼を欲す」と。諸比丘、その時龍王摩尼犍大弟仙人に頌をもつて說けり――

我が豐饒なる飮食は
皆この摩尼を因として出づ
そを汝に與へず、汝は是過求の人
復汝の庵に來らず
若者が石にて磨ける劍を手にする如く
珠を乞ひて我を脅かす
そを汝に與へず

　　汝は是過求の人
　我復汝の庵に來らず

諸比丘、その時龍王摩尼揵大は「比丘摩尼を乞ひ、摩尼を欲す」とて立ち去り、それより失せ去りて再び來らざりき。

時に弟仙人、美しきかの龍を見ざるにより、更に形體羸痩、顏貌憔悴し脈管悉く現はれたり。兄仙人は弟仙人の更に形體……現はるを見て、弟仙にかく云へり、「汝、何が故に更に形體……現はるゝや」と。「尊者、我かの美しき龍王を見ざるが爲に、更に形體……現はるゝなり」と。時、兄仙人は弟仙人の爲に頌を說けり――

　　乞はざれ、その人の愛好を望まば
　過求は怨憎となる
　龍は梵士によりて摩尼を乞はれて
　爾來現はれずして去れり

諸比丘、實に彼の畜生にも乞求は喜ばれず況んや人に於てをや。

四

諸比丘、昔一比丘、雪山邊の一深林に住せり。かの深林の近くに、大なる深

池ありき。時に大鳥群、日中にはかの池にて食をあさり、夜はかの深林に行きて住せり。諸比丘、時に彼の比丘、鳥群の鳴亂に逐はれ、我が所に來りて敬禮し、一
148 方に坐せり、坐し已れるかの比丘に、我かく云へり、「比丘、諸事便安なりや、食得易きや、長路を旅して來り疲れざるや、汝は何處より來りしや」と。「世尊、諸事便安なり、世尊、食得易く、長路旅して來るも疲れず。世尊、雪山邊に大深林あり、その深林の近くに大深池あり、大鳥群ありて日中は彼の池に食をあさり、日沒に至りてかの深林に到りて住す。世尊、我かの鳥群の鳴亂に逐はれて、彼處より來れり」。「比丘、汝、かの鳥群の來らざるを欲するや」。「世尊、我かの鳥群の來らざるを望む」。「然らば、比丘、汝、かしこに行き、かの深林に入りて夜の初刻に三度唱言せよ『この深林中に住する限りの衆鳥、我が言を聞け、われ翼を欲す、汝等各々我に翼を與へよ』と。夜の中刻にも……乃至……夜の後刻にも……『與へよ』と。

かくて諸比丘、かの比丘、かの深林中に入りて、夜の初刻に三度唱言せり、「この深林中に……與へよ」と。夜の中刻にも……夜の後刻にも……「與へよ」と。時に彼の衆鳥「比丘は翼を乞ふ、比丘は翼を欲す」とてかの深林より去り、そこより失せ

て復來らざりき。「比丘、彼の畜生にすら乞求は喜ばれず、況んや人間に於てをや」と。

五　諸比丘、昔良家の子、賴吒婆羅の父賴吒波羅に偈を說けり――

彼の衆をば我知らず賴吒婆羅
〔而も〕彼等我に集まりて乞ふ
汝は〔我が子なるに〕
何が故にか我に乞はざる
❷乞求者は喜ばれず
乞求を與へざれば憎を致す
この故に我汝に乞はず
我に怨憎ある勿れ、と。

「諸比丘、實に彼の賴吒波羅は良家の子にして、己が父にかく云へり。況んや〔他〕人の〔他〕人に對するをや。

六　諸比丘、諸居士の聚財は、集め難く又護り難きものなり。こゝに、愚人、汝

149 等實に是の如き集め難く護り難き聚財に於て乞求極めて多くして住し、「汝等人を與へよ、工人を與へよ、牛を與へよ、（…乃至…）地を與へよ」と云ふ。愚人、こは未信者を信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし ——

若し比丘自ら乞ひて房を作るに無主にして自の爲にする時は、量の如く造るべし。こゝにその量とは、長さ十二佛[3]搩手、內廣七搩手なり。諸比丘を將ゐて作處を指示せらるべし。この諸比丘によりて無難處有行處に作處が指示せらるべし。若し比丘、有難處・無行處の作處に於て、自ら乞ひて房を造り或は諸比丘を將ゐて作處を指示せられず、或は量を過せば僧殘なり」と。

二—一 [4]「自ら乞ひて」とは、自ら人、工人斧、車、鉈、手斧、斧、鋤、鑿…乃至…草土を乞ひてなり。

「房舍」とは、內部を塗れるものあり、或は外部を塗れるあり、或は內外を塗れるものあり。

「造るに」とは自ら造り、或は人に造らしむるなり。

「無主にして」とは、他に何人も、或は男或は女或は居士或は出家の施者なきなり。

「自らの爲に」とは自己の爲になり。
「量の如く作るべし、こゝにその量は長さ十二佛搩手」とは、外側の量につきて云ふ。
「內廣七搩手」とは、內側の量につきて云ふ。
二　「諸比丘を將ゐて作處を指示せらるべし」とは、房舍を作る比丘、房舍の作處を乞ふ時、僧中に至り偏袒右肩し、長老比丘の足を拜し、蹲踞合掌してかく云ふへし、
諸大德、我自ら乞ひて房舍を作らんとし、無主にして自の爲にす。諸大德、我今僧に作處の檢視を乞ふと。
二度乞ふべし。三度乞ふべし。若し全僧伽作處を檢視すること能はば、全僧伽により檢視を得べし。若し全僧伽作處を檢視すること能はざる時は、その中にあり、聰明堪能にして、有難處・無難處・有行處・無行處を知る比丘に乞ひて認可を得べし。諸比丘、是の如く認可すべし。聰明堪能なる一比丘、僧に唱言すべし。
大德僧聽きたまへ。この某甲比丘、自ら乞ひて房舍を造らんとし、無主にして自の爲にす。彼、僧に作處の檢視を求む。若し僧、時機可ならば、僧某甲某

甲比丘に、某甲比丘の作處を檢視するを許し給へ。白是の如し。

大德僧聽きたまへ。この某甲比丘……を求む。僧某甲某甲比丘に、某甲比丘の作處を檢視するを許す。諸大德中、某甲某甲比丘に、某甲比丘の作處を檢視するを忍ずるものは默然し、忍ぜざるものは說きたまへ。

僧已に某甲某甲比丘に、某甲比丘の作處を檢視するを認可し已る。僧は認ず。この故に默したまふ、この事を我是の如く了解す、と。

かの認可せられし比丘、かしこに行きて作處を檢視し、有難處・無難處有行處・無行處を知るべし。若し有難處・無行處なれば、こゝに作る勿れと言ふべし。若し無難處・有行處なれば、僧伽に無難處・有行處なりと告ぐべし。かの作房比丘は僧伽に到り、偏袒右肩し、長老比丘の足下を禮し、蹲跪合掌してかく云ふべし。

諸大德、我、自ら乞ひて房舍を作らんことを望む、無主にして自の爲なり。

諸大德、我僧に作處の指示を求むと。

二度乞ふべし。三度乞ふべし。聰明堪能の一比丘、僧に唱言すべし。

大德僧聽きたまへ。この某甲比丘、自ら乞ひて房舍を作らんとし、無主にし

て自の爲にす。

彼僧に作處の指示を求む。若し僧、時機可ならば、僧某甲比丘に作處を指示せん。白是の如し。

大德僧聽きたまへ。この某甲比丘……乞む。僧某甲比丘に作處を指示す。諸大德中、某甲比丘に作處を指示するを忍ずるものは默然し、忍ぜざるものは說きたまへ。僧某甲比丘に作處を指示し已る。僧は忍ず……了解すと。

三　「有難處」とは或は蟻子の住處あり、或は白蛾の住處あり、或は鼠の住處、蛇の住處、蝎の住處、百足の住處、象の住處、馬の住處、獅子の住所、虎の住處、豹の住處、熊の住處、鬣狗の住處あり、これ等のいづれかの畜生の住處を云ふ。七穀の生ずる處あり、或は七菜の生ずる處あり、或は屠殺場ある處、或は刑場ある處、墓所ある處、園地ある處、或は王地、象屋、馬屋、監獄、酒屋、獄所、車道、四辻、集會所ある處、幕ある處あり、これを難處と云ふ。

「無行處」とは、牛車の如きにて廻轉し得ず、四周梯にて廻轉し得ざる處、これを無行處と云ふ。

「無難處」とは、蛾子の住所に白蛾の住處……幕ある處に非ざる、これを無難處と云ふ。

「有行處」とは、牛車にて……梯にて廻轉し得る、これを有行處と云ふ。

四　「自ら乞ふ」とは、自ら乞ひて「人を……土を與へよ」と云ふなり。

「房舍」とは、內部を塗れるもの、或は外部を塗れるもの、或は內外を塗れるものあり。

「造り」とは自ら造り、或は人に造らしむるなり。

「或は諸比丘を將ゐて作處を指示せられず或は量を過せば」とは、白二羯磨（びやくにこんま）によりて作處を指示せられずして長さ或は廣さをたとへ毛髮程も量を過して造り或は造らしむれば、所作ごとに突吉羅にして〔最後〕の一泥團未だ塗られざる時は偸蘭遮、その泥團を塗り已れば僧殘なり。

「僧殘」とは……乃至……この故に亦僧殘と云ふ。

152 三―一　比丘、房舍を造るに、作處を指示せられず、有難處・無行處になす、一僧殘、二突吉羅なり。比丘、房舍を造るに作處を指示せられず、有難處有行處になす、一僧

殘、一突吉羅なり。比丘、房舍を造るに、作處を指示せられず、無難處・無行處になす、一僧殘、一突吉羅なり。比丘、房舍を造るに、作處を指示せられず、無難處有行處になす、一僧殘なり。

比丘、房舍を造るに、作處を指示せられ、有難處・無行處になす、二突吉羅なり。比丘、房舍を造るに、作處を指示せられ、有難處有行處になす、一突吉羅なり。比丘、房舍を造るに、作處を指示せられ、無難處・無行處になす、一突吉羅なり。比丘、房舍を造るに、作處を指示せられ、無難處有行處になす、無犯なり。

二　比丘、房舍を造るに、過量にして、有難處・無行處になす、一僧殘、二突吉羅なり。比丘、房舍を造るに、過量にして、有難處有行處になす、一僧殘、二突吉羅なり。比丘、房舍を造るに、過量にして、無難處・無行處になす、一僧殘、一突吉羅なり。比丘、房舍を造るに、過量にして、無難處有行處になす、一僧殘なり。

比丘、房舍を造るに、適量にして、有難處・無行處になす、二突吉羅なり。比丘、房舍を造るに、適量にして、無難處・無行處になす、一突吉羅なり。比丘、房舍を造るに、適量にして、有難處有行處になす、一突吉羅なり。比丘、房舍を造るに、適量にして、無

難處有行處になす、不犯なり。

三　比丘、房舍を造るに、作處を指示せられず、過量にして、有難處・無行處になす、二僧殘、二突吉羅なり。比丘、房舍を造るに、作處を指示せられず、過量にして、有難處・有行處になす、二僧殘、一突吉羅なり。比丘、房舍を造るに、作處を指示せられず、過量にして、無難處・無行處になす、二僧殘、一突吉羅なり。比丘、房舍を造るに、作處を指示せられず、過量にして、無難處有行處になす、二僧殘なり。

153 四　比丘、房舍を造るに、作處を指示せられ、適量にして、有難處・無行處になす、二突吉羅なり。比丘、房舍を造るに、作處を指示せられ、適量にして、有難處有行處に、なす、一突吉羅なり。比丘、房舍を造るに、作處を指示せられ、適量にして、無難處・無行處になす、一突吉羅なり。比丘、房舍を造るに、作處を指示せられ、適量にして、無難處・有行處になす、不犯なり。

五　比丘命ず「汝等我が房舍を造れ」と。彼の房舍を造るに、作處を指示せられず、有難處・無行處になす、一僧殘、二突吉羅なり……彼の房舍を造るに、作處を指示せられ、適量にして、無難處有行處になす、不犯なり。

六　比丘命じて去る「汝等我が房舍を造れ」と。而も作處を指示せられ、無難處・有行處たれと命ぜず、彼の房舍を造るに、作處を指示せられず、有難處・無行處になす、不犯なり。

七　比丘命じて去る「汝等我が房舍を造れ」と。而も適量にして、無難處有行處たれと命ぜず、彼の房舍を作るに、過量にして有難處・無行處になす、一僧殘・二突吉羅なり……適量にして、無難處有行處になす不犯なり。

八　比丘命じて去る「汝等我が房舍を造れ」と。而も作處を指示せられ、適量にして、無難處有行處たれと命ぜず、彼の房舍を造るに、作處を指示せられず過量にして、有難處・無行處になす、二僧殘・二突吉羅なり……作處を指示せられ適量にして、無難處有行處になす不犯なり。

九　比丘命じて去る「汝等我が房舍を造れ」と。亦命ず「作處を指示せられ、無難處・有行處たるべし」と。彼の房舍を造るに、作處を指示せられず、有難處・無行處なり。彼聞く「我が房舍造らるゝに、作處を指示せられず、有難處・無行處なり」と。彼の比丘自ら行き、或は使を遣はして「作處を指示せられ、無難處有行處たるべし」と云ふ

べし。若し自ら行かず、或は使を送らざれば突吉羅なり。比丘命じて……房舍を造るに、作處を指示せられず、有難處有行處たり。彼聞く……使を遣はして「作處を指示せられ、無難處たるべし」と云ふべし。若し……使を送らざれば突吉羅なり。比丘、命じて……「作處を指示せられ、有行處たるべし」と……乃至…「作處を指示せらるべし」と……乃至…「無難處・有行處たるべし」と……乃至…「無難處たるべし」と……乃至…「有行處たるべし」と……突吉羅なり。……「彼の房舍を」造るに作處を指示せられ、無難處有行處なれば不犯なり。

一〇　比丘、命じて去る「汝等我が房舍を造るべし」と。又命ず「適量にして、無難處・有行處なるべし」と。彼の房舍を造るに、過量にして、有難處・無行處なり。彼聞く「我が房舍作らるゝに、過量にして、有難處・無行處なり」と。彼の比丘自ら行き、或は使を遣はして「適量にして、無難處・有行處たるべし」と……乃至…「有行處たるべし」と……乃至……不犯なり。

一一　比丘、命じて去る「汝等、我が房舍を造れ」と。又命ず「作處を指示せられ、適量にして、無難處・有行處たるべし」と。彼の房舍を造るに、作處を指示せられず、過量

にして、有難處・無行處たり、彼聞く……不犯なり。

一二　比丘命じて去る「汝等我が房舎を造れ」と。又命ず「作處を指示せられ、無難處・有行處たるべし」と。彼の房舎を造るに、作處を指示せられず、有難處・無行處なり、造房者、三突吉羅なり……乃至……有難處有行處なり、造房者、二突吉羅なり……乃至……無難處・無行處なり、造房者二突吉羅なり……乃至……無難處・有行處なり、造房者、一突吉羅なり……作處指示せられ、有難處・無行處なり、造房者、二突吉羅なり……乃至……有難處有行處なり、造房者、一突吉羅なり……乃至……無難處・無行處なり、造房者、一

155 突吉羅なり……乃至……無難處有行處なり、不犯なり。

一三　比丘命じて去る、「汝等我が房を造れ」と。又命ず「適量にして、無難處・有行處たるべし」と。比丘命じて去る、「汝等我が房を造れ」と。又命ず、「作處を指示せられ、適量にして、無難處有行處たるべし」と……不犯なり。

一四　比丘命じて去る、「汝等我が房舎を造れ」と。彼の房舎を造るに、作處を指示せられず、有難處・無行處なり。彼若し房舎未だ成らざる時到れば、彼の比丘、かの房舎を他に與ふべく、或は壞して再び造るべし。若し他に與へず、或は壞して再

び造らざれば、一僧殘、二突吉羅なり……比丘命じて去る、「汝等我が房舍を作れ」と。彼の房舍を造り、作處を指示せられ、適量にして、無難處・有行處なれば、不犯なり。

一五　自ら作して未だ成ぜざるを、自ら成ぜしむれば僧殘なり。自ら作して未だ成ぜざるを他人に成ぜしむれば僧殘なり。他人をして作さしめ、未だ成らざるを、自ら成ぜしむれば僧殘なり、他人をして作さしめて、未だ成ぜざるを、他人をして成ぜしむれば僧殘なり。

一六　山窟、小屋、草屋を造る、他人の爲に作る、「自己の」住屋を除き「公衆的のものは」凡て不犯なり、痴狂者、最初の犯行者は不犯なり。

第六造房僧殘竟る

註❶この物語、Jātaka no. 253（南傳藏、第三十一巻、一八頁以下）參照。

❷已下は賴吒波羅の答なり。五分律にはこの間に羅吒波羅、卽以偈答の語を入る。

❸佛搩手（sugatavidatthiya）搩手は磔手ともし手にて物をはかることにて、拇指と長指を張りたる長さ、普通一尺二寸（姬周尺）とす。而して佛の搩手は常人の二倍なりとするが故に十二佛搩手は二尺八寸八分なり。但し佛音は佛搩手は常人の三倍なりとす。佛搩手の長さにつきては漢譯諸律及び註釋に異說甚だ多し。尙 sugatavidatthi を標準の張

第七造精舍戒

SC: Bhikkhu Vibhaṅga, Saṅghādisesa 7: *Vihārakāra* (syn. 他の題名 ① 無根謗戒 ② 有主僧不處分房)

手と解する一說あり。リスデヸッヅは戒本の英譯にこれを用ふ。

❹「自ら乞ひて」臺本は samyacikāya とあるも、前の戒文には Saññācikāya とし、シャム版はこゝにても saññācikāya とす。

❺場處及び量につき不法なる房舍を作る時、林より木を運び來らんとて斧を持ち行き、乃至屋を作るに泥を塗る等の動作は、それぞれ突吉羅にして、泥を塗るについて言へば、手にて塗る一回每の泥團は突吉羅にて、最後の二回に於ては、その一を塗れば偸蘭遮、更に殘りの一を塗り屋を成じ已る時僧殘なり。

第七僧殘

一 その時世尊、憍賞彌(コーサンビー)國瞿師羅(ゴーシタ)園中に在しき。その時長老闡陀(チャンナ)の檀越居士、闡陀にかく云へり、「大德、我に精舍地を示したまへ、我、大德の爲に精舍を作らしめん」と。かくて長老闡陀は精舍地を求めて、村人・町人・市人・洲人・國人の奉祀せる一神廟樹を伐らしめたり。諸人は譏嫌非難せり、「如何ぞ沙門釋子は村人……156國人の奉祀する神廟樹を伐らしむるや。沙門釋子は❶一根の生命を傷つく」と。諸比丘、諸人の譏嫌非難するを聞けり。彼等の中、少欲なる比丘、譏嫌非難せり、

「如何ぞ、長老闡陀は村人……國人の奉祀する神廟樹を伐らしむるや」と。時にかの諸比丘、世尊にこの由を白せり。「闡陀、汝實に村人……國人の奉祀せる神廟樹を伐らしむるや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり…乃至…「愚人、汝何ぞ神廟樹の村人……國人の奉祀するを伐らしむるや。愚人、人々はかの樹に於て有情の謂(おもひ)をなす。愚人、こは未信者をして信ぜしめ…乃至…「諸比丘、汝等、當に是の如くこの學處を誦すべし——

若し比丘、大精舍を作るに、有主にして自の爲にす。諸比丘を將ゐて作處を指示せらるべし。かの諸比丘により無難處・有行處に作處が指示せらるべし。若し比丘、有難處・無行處の作處に於て大精舍を作り、若しは諸比丘を將ゐて作處を求めざれば僧殘なり」と。

二　「大」とは有主の精舍を云ふ。

「精舍」とは、內部を塗れるあり、外部を塗れるあり。

「作るに」とは、自ら作り或は他に作らしむるなり。

「有主にして」とは、或は男或は女或は在家或は出家の、何れかの施主あるなり。

「自の爲にす」とは自己の爲にするなり。

「諸比丘を將ゐて作處を指示せらるべし」とは、精舍を造る比丘、精舍の作處を乞ひて……〔第六僧殘二・二を見よ〕……云ふべし、「諸大德、我、大精舍を建てんとす、有主にして自の爲にす、諸大德、我今僧に作處の檢視を……これを有行處と云ふ。

「大」とは、有主の精舍を云ふ。

「精舍」とは、內部を塗れるあり、外部を塗れるあり、內外を塗れるあり。

「作り」とは、自ら作り或は他をして作らしむるなり。

「諸比丘を將ゐて作處を求めざれば」とは、白二羯磨によりて精舍の作處を指示せられずして、自ら作り或は他をして作らしむれば、所作ごとに突吉羅にして〔最
157 後の〕一泥團未だ塗らざれば偸蘭遮、その泥團を塗り已れば僧殘なり。

「僧殘」とは……乃至……この故に亦僧殘と云ふ。

三―一　比丘、精舍を作るに作處を指示せられず、有難處・無行處になす……〔第六僧殘三・一を見よ。過量適量を含む章は、こゝにては云はず〕……作處を指示せられ、無難處・有行處なれば、不犯なり。

二　比丘命ず、「汝等、我が精舍を作れ」と。彼の精舍を作り作處を指示せられず……有難處·無行處なり……作處を指示せられ、無難處有行爲なり、不犯なり。

三　比丘、命じて去る、「汝等、我が精舍を作れ」と。而も命ぜず、「作處を指示せられ、無難處·有行處なるべし」と。彼の精舍を作り、作處を指示せられず、有難處·無行處なり……作處を指示せられ、無難處·有行處なり、不犯なり。

四　比丘、命じて去る「汝等、我が精舍を作れ」と。又命ず、「作處を指示せられ、無難處·有行處なるべし」と。彼の精舍を作るに、作處を指示せられず、有難處·無行處なり。彼聞く「我が精舍作られ、作處指示せられず、有難處·無行處なり」と。彼の比丘自ら行き或は……不犯なり。

五　比丘命じて去る、「汝等我が精舍を作れ」と。又命ず、「作處を指示せられ、無難處·有行處なるべし」と。彼の精舍を作るに、作處を指示せられず、有難處·無行處なり、造舍者、三突吉羅なり……作處を指示せられ、無難處·有行處なり、不犯なり。

六　比丘、命じて去る。「汝等我が精舍を作れ」と。彼の精舍を作り、作處を指示せられず、有難處·無行處なり。彼若し未だ成ぜざるに到れば……作處指示せられ、

第八第一瞋不感戒

SC: Bhikkhu Vibhaṅga, Saṅghādisesa 8: *Duṭṭhadosa* (syn. 他の題名 ① 有主房戒 ② 無根重罪謗他)

無難處有行處なり、不犯なり。

七　自ら作して未だ成ぜざるを……〔第六僧殘、三・一五、一六と同じ〕……最初の犯行者は不犯なり。

第七造精舍僧殘竟る

註❶一根（ekindriya）草木なり、草木は身根のみ有するが故に一根と言ふ。

第八僧殘

一―一　その時佛世尊は王舍城迦蘭陀竹林園に在しき、その時長老沓婆摩羅子(ダッバマッラプッタ)は、生年七才にして阿羅漢果を證得し、諸聲聞の通達せる所は凡て通達し、彼にはその上に爲すべき所なく、爲せる所に加ふるものなし。時に長老沓婆摩羅子獨り靜處にありて心に是の如き思念起れり。「我生年七才にして阿羅漢果を證得し、諸聲聞の通達せる所は凡て通達し、その上に爲すべき所なく、爲せる所に加ふるものなし。我僧の爲に如何なる奉仕をかなさん」と。かくて長老沓婆摩羅子、かく思惟せり、「我當に宜しく僧の爲に房舍を分ち、請食を配分すべし」と。

二　時に長老沓婆摩羅子、晡時靜處より立ちて世尊の所に到り、到り已りて敬禮し、一方に坐して摩羅子は世尊にかく云へり、「世尊、我、靜處にありて……奉仕をなさん。世尊、我、かく思惟せり『我、當に宜しく僧の爲に房舍を分ち請食を配分すべし』と。世尊、我、僧の爲に房舍を分ち、請食を配分せんことを欲す」と。「善い哉、沓婆、然らば、汝沓婆、衆僧の爲に房舍を分ち請食を配分すべし」。「畏りぬ、世尊」と長老沓婆摩羅子は世尊に諾へり。

三　時に世尊はこの因緣によりて說法をなし、諸比丘に告げ給へり、「さらば諸比丘、僧は沓婆摩羅子を認可して、分房舍人・差次請食人と作すべし。諸比丘、是の如くして認可すべし。初に沓婆は乞ふべし、乞ひて聽明堪能の一比丘僧に唱言すべし――

大德僧聽きたまへ。若し僧時機可ならば、僧は長老沓婆摩羅子を認可して分房舍人・差次請食人と作さん。白是の如し。

大德僧聽きたまへ。僧は長老沓婆摩羅子を認可して、分房舍人・差次請食人と作す。諸長老の中、長老沓婆摩羅子を認可して、分房舍人・差次請食人と作

すを忍ずるものは默し、忍ぜざるものは說きたまへ。僧は長老沓婆摩羅子を認可して、分房舍人・差次請食人と作せり、僧は忍じたまへり……了解す、と。

四　認可せらるゝや長老沓婆摩羅子は同類比丘には同一處に房舍を分配せり。比丘中の誦經者には彼等互に誦經すべく、彼等の爲に同一處に房舍を分ち、比丘中の持律者には互に律を決する爲彼等の爲に同一處に房舍を分ち、比丘中の說法者には互に法を論ずる爲彼等の爲に同一處に房舍を分ち、坐禪者には互に妨難せざる爲彼等の爲に同一處に房舍を分ち、卑語をなし身體強壯に住するものには同一處に房舍を分ち、これによりて彼等は適樂に住せり。亦比丘の中暮に來るものあれば、彼等の爲に火光三昧に入り、その光によりて房舍を分てり。されど諸比丘の故意に日暮れて來れる者ありて、「我等長老沓婆摩羅子の神通力を見ん」とて、沓婆摩羅子の許に到りてかく云へり、「大德沓婆、我等に房舍を分ち給へ」と。長老沓婆摩羅子は彼等にかく云へり、「長老、何處を望むや、我、何處に分たん」と。彼等は故意に遠方を指示せり、「大德沓婆、我等の爲に耆闍崛山

に於て房舍を分て。大德、我等の爲に盜人嶽に於て房舍を分て。仙人山黑石崫に房舍を分て、毘婆羅山七葉崫に〔…乃至…〕尸陀林蛇䯀洞に〔…乃至…〕ゴータ崫に〔…乃至…〕ティンドゥカ崫に〔…乃至…〕多浮陀崫に〔…乃至…〕多浮陀園に〔…乃至…〕耆婆伽梨園に〔…乃至…〕曼直林中の鹿園に房舍を分て」と。彼等に對して長老沓婆摩羅子は火光三昧に入り指頭に火を出して前方にありて行けり。彼等はその光によりて、長老沓婆摩羅子の後に隨ひて行けり、長老沓婆摩羅子は、彼等に是の如く房舍を分てり、「こは臥牀なり、こは臥牀なり、こは褥なり、こは枕なり、こは大便所なり、こは小便所なり、こは飲料水なり、こは用水なり、こは杖なり、こは僧の會議處なり、この時は入るべきなり、この時は出づべきなり」と。長老沓婆摩羅子は、彼等に是の如く房舍を分ちて再び竹林に歸れり。

160

五　その時に❶慈比丘と地比丘の徒あり新入者にして小德者なる故に彼等は衆僧中の惡房惡食を得たり。その時王舍城中の諸居士長老は、諸比丘に熟酥・テーーラ油・添味）等の祈願食を供養せんとす。然るに慈比丘・地比丘には屑米飯に酸粥を添えたる普通の食をその能に應じて與へたり。彼等は食後乞食より歸

りて長老比丘に問へり、「尊者、食堂にては、師等に如何なるものありしや、師等に如何なるものありしや」と。一長老かく云へり、「友、我等に熟酥・テーラ油・添味ありき」と。慈比丘・地比丘は諸比丘にかく云へり、「尊者、我等には何物もなく、屑米飯に酸粥を添えたる常の食、能に應じてありき」と。

六　その時、一善飯居士ありて、衆僧に四種の常施食を供養す。彼食堂に於て、妻子と共に立ちて、給侍し、或者には飯を捧げ、或者には汁を捧げ、或者にはテーラ油、或者には添味を捧ぐ。時に一日、翌日の善飯居士の請食は「順序により」慈比丘・地比丘に指定せられたり。この日善飯居士事を以て僧園に來り、長老沓婆摩羅子の所に到り、敬禮して一方に坐せり。坐し已るや長老沓婆摩羅子は、善飯居士に
161 說法をなし教示……歡喜せしめたり。時に善飯長者は長老沓婆摩羅子に說法教示せられ……歡喜して長老沓婆摩羅子にかく云へり、「大德、明日我が家に於ける食は何人に指定せられしや」と。「慈比丘・地比丘に指定せらる」と。時に善飯居士は歡喜せず、「如何ぞ惡比丘、我が家にて食するや」と。家に歸りて婢に命ぜり、「明日、受食者來らば、彼に穀倉に席を設け、屑米飯に酸粥を添へて給すべし」

と。「我が主、然すべし」と彼の婢は善飯居士に諾へり。

七　時に慈比丘・地比丘の徒は「友、昨日、善飯居士の請食は我等に指示せられたり。明日、我等に善飯長者、妻子と共に立ちて給侍をなし、或者には飯を捧げ、或者には汁、或者にはテーラ油、或者には添味を捧ぐべし」とて、彼等歡喜して恒の如く夜眠らざりき。

時に慈比丘・地比丘は、晨朝下衣を著け上衣と鉢とを持して善飯居士の家に到れり。かの婢は慈比丘・地比丘の遠方より來るを見穀倉に床坐を設け、慈比丘にかく云へり、「大徳、坐したまへ」と。

時に慈比丘・地比丘はかく謂へり、「必ずこれ食事未だ成らず、その間我等を穀倉に坐せしむるなり」と。やがて彼の婢は屑米飯に酸粥を添へたる〔麤食〕を持ち來り、「大徳、食したまへ」と云へり。「妹、我等は常施食を受くるものなり」。「大徳、我はそを知る。然れども我昨日家主に命ぜられたり、『明日受食者來らば、彼等に穀倉に坐を設け、屑米飯に酸粥を添へて給せ』と。大徳、食したまへ」と。かくて慈比丘・地比丘は「友、昨日善飯居士、僧園に來り、耆婆摩羅子の許に到れり。

これ必ず我等沓婆摩羅子の爲に、善飯居士の前にて中傷されたるなり」と。彼等は不快に思ひて、豫期の如く食せざりき。

162 時に慈比丘・地比丘は食を已り受食より歸り僧園に到り衣鉢を攝し、門外の倉庫にて、僧伽梨衣に蹲りて坐し、無言にて怒り肩を屈し首を垂れ悲憤困惑せり。

八　時に慈比丘尼、慈比丘・地比丘の許に到りて、彼等にかく云へり、「我、大德を敬禮す」と。かく云はるゝも慈比丘・地比丘は答へざりき。再び……三度、慈比丘尼は慈比丘・地比丘にかく云へり、「我、大德を敬禮す」と。三度、慈比丘・地比丘は答へず。「我、大德に何の過ありや。何が故に大德、我に答へざるや」。「妹、我等かく沓婆摩羅子の爲に惱まさるゝに、汝關心する所無きや」。「大德、我何をなさん」。「妹、汝若し爲さんと欲せば、今日世尊をして沓婆摩羅子を濱滅せしめまつれ」。「大德、我何事を爲さん。我によりて何事をか作し能ふや」。「妹、汝世尊の所(みもと)に到りてかく云ふべし、『世尊、こは善に非ず、適法に非ず。世尊、恐懼なく惱害なく危難なかるべき處、そこに世尊、恐懼あり惱害あり危難あり。風なかるべき所より風起り、水は火の如し、我實に沓婆摩羅子に犯されたり』と。「然すべし」と

て慈比丘尼は慈比丘地比丘に應へて、世尊の所に到り、敬禮をなして一方に立てり、一方に立ちて慈比丘尼は世尊にかく白せり、「世尊、こは善に非ず……犯されたり」。

九　その時世尊、この因緣によりて比丘僧を集めしめ、沓婆摩羅子に問ひ給へり、「沓婆、汝かの比丘尼の云ふが如くなせるを憶するや」と。「世尊の我を知り給ふ如し」。再び世尊は……乃至……三度世尊は長老沓婆摩羅子にかく云ひ給へり……「知り給ふ如し」。「沓婆、汝の如きはかく答ふべからず。汝若し爲せば爲すと云ふべし、若し爲さざれば爲さずと云ふべし」。「世尊、我生れて已來、曾て夢中にも不淨法を行ぜるを憶せず、況んや覺悟に於てをや」。

その時世尊、諸比丘に告げ給へり、「諸比丘、然らば慈比丘尼を擯滅し「これを
163 敎唆せし」かの諸比丘を檢問すべし」と。かく曰ひて世尊は立ちて精舍に入り給へり。かくて諸比丘は慈比丘尼を擯滅せり。その時慈比丘・地比丘の徒は彼の諸比丘にかく云へり、「諸師、慈比丘尼を擯滅することなかれ、彼の尼に何等の過なし、我等「沓婆を」怒り不快に思ひ擯斥せしめんとて彼の尼を敎唆せしなり」と。

「諸師、汝等、長老沓婆摩羅子を無根波羅夷法をもつて誹謗せるや」。「然り、諸師」。諸比丘の中、少欲なるもの譏嫌非難せり、「如何ぞ慈比丘・地比丘は、長老沓婆摩羅子を無根波羅夷法をもつて誹謗するや」と。かくて諸比丘、この由を世尊に白せり。「諸比丘、汝等實に無根波羅夷法をもつて沓婆摩羅子を誹謗せるや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、汝等、如何ぞ無根波羅夷法をもつて沓婆摩羅子を誹謗するや。愚人、これ未信者を信ぜしめ…乃至…諸比丘よ、汝等、當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も、他比丘を惡慎不滿にて、無根波羅夷法をもつて誹謗せん。『恐らく彼をこの梵行より墮せしめ得ん』とて。彼、後時に或は詰問せられ或は詰問せられずして、[2]その事柄は無根なりとし、比丘瞋恚に住する故なりと云はゞ僧殘なり」と。

二　「何れの」とは、いかなる者をも…乃至…。

「比丘」とは…乃至…これこの所にて意味される比丘なり。

「比丘を」とは他の比丘をなり。

「悪憤」とは、怒り不快に思ひ喜ばず憤懣し不滿なるを云ふ。

「不滿にて」とは、怒り瞋恚により不快に思ひ喜ばざる爲に不滿なり。

「無根」とは、見ず聞かず疑念なきなり。

「波羅夷法をもつて」とは四波羅夷の一をもつてなり。

「誹謗す」とは非難し或は非難せしむるなり。

「恐らく彼をこの梵行より墮せしめ得んとて」とは、比丘法より墮せしめ、沙門法

164

より墮せしめ戒法より墮せしめ、修德より墮せしめんとてなり。

「後時に」とは、彼の時に於て誹謗し、カナ、ラヤ、ムフッタの時の經過せる時に於けるなり。

「詰問せられ」とは誹謗せるその事柄に於て詰問せらるゝなり。

「詰問せられずして」とは何等云はれざるなり。

「事柄」とは、四事あり、論事・非難事・罪事・行事なり。

「比丘瞋恚に住する故なり」とは虚事われによりて云はれたり、妄事われによりて云はれたり、無實われによりて云はれたり、不知を以て、われによりて云はれた

りと云ふなり。

「僧殘」とは：乃至：この故に亦僧殘と云ふ。

三―一　彼の波羅夷法を犯せるを見ずして而も彼を誹謗す、「汝、波羅夷を犯せるは我に見られたり。汝は沙門に非ず、釋子に非ず、汝と共に布薩・自恣・僧羯磨をなさず」と云へば、言々僧殘なり。彼の波羅夷法を犯せりと云ふを聞かずして彼を誹謗す、「我により聞かれたり」……言々僧殘なり。彼の波羅夷法を犯せりと云ふを疑はずして彼を誹謗す、「我により疑はれたり」……言々僧殘なり。

二　彼の波羅夷法を犯せるを見ずして而も彼を誹謗す、「汝の波羅夷法を犯せるは我によりて見られ且つ聞かれたり」……言々僧殘なり。波羅夷法を……彼を誹謗す……我に見られ疑はれたり……我に見られ聞かれ疑はれたり」……言々僧殘なり。

彼の波羅夷を犯せることを聞かずして彼を誹謗す、「我に聞かれ又疑はれたり：乃至：我に聞かれ又見られたり：乃至：我に聞かれ、疑はれ、見られたり」……言々僧殘なり。

彼の波羅夷法を犯せるを疑はずして彼を誹謗す、「我によりて疑はれ、見られたり……乃至……我により疑はれ、聞かれたり……乃至……疑はれ、見られ、聞かれたり」……言々僧殘なり。

165 三　彼の波羅夷を犯せるを見て彼を誹謗す、「汝の波羅夷を犯せるは我に聞かれたり……我に疑はれたり……聞かれ疑はれたり」……言々僧殘なり。彼の波羅夷を犯せるを聞きて彼を誹謗す、「汝の波羅夷を犯せるは我に疑はれたり……乃至……我に見られたり……乃至……我に疑はれ、見られたり……言々僧殘なり。彼の波羅夷を犯せるを疑ひて彼を誹謗す、「我に見られたり……乃至……聞かれたり……乃至……見られたり、聞かれたり」……言々僧殘なり。

四　彼の波羅夷を犯せるを見、見に於て疑あり、見を確記せず見を憶せず見を忘れ、聞に於て疑あり……聞を忘れ、疑に於て疑あり……疑を忘れ、彼を誹謗す、「汝の波羅夷法を犯せるは我によりて疑はれ、見られたり……乃至……我によりて疑はれ、聞かれたり……乃至……我によりて疑はれ、見られ、聞かれたり」……言々僧殘なり。

五　彼の波羅夷を犯せるを見ずして彼を誹謗せしむ、「汝の波羅夷を犯せるは見られたり」……言々僧殘なり。不聞にして……不疑にして……。

六　彼の波羅夷を犯せるを見ずして彼を誹謗せしむ、「汝は見られたり、聞かれたり」……乃至……見られ、疑はれたり……見られ聞かれ、疑はれたり」……言々僧殘なり。不聞にして……不疑にして……。

七　彼の波羅夷を犯せるを見て彼を誹謗せしむ、「汝は聞かれたり」……乃至……疑はれたり……乃至……聞かれ、疑はれたり」……聞きて……疑ひて……

八　彼の波羅夷を犯すを見て、見に於て疑あり……疑を忘れて彼を誹謗せしむ「汝は疑はれ、見られたり」……乃至……疑を忘れて彼を誹謗せしむ、「汝は疑はれ、聞かれたり」……乃至……疑を忘れて彼を誹謗せしむ、「汝は波羅夷法を……疑はれ、見られ、聞かれたり」……言々僧殘なり。

166 四―一　不清淨に於ける清淨の見、清淨に於ける不清淨の見、不清淨に於ける不清淨の見、清淨に於ける清淨の見。

二　不清淨の人あり、一波羅夷を犯す。若し彼を清淨の見ありて許されずして

擯斥の意にて云ふ、一僧殘、一突吉羅なり。不清淨……許されて擯斥の意にて云ふ、僧殘なり。

不清淨……許されずして叱責の意にて云ふ、一非難語罪と一突吉羅なり。不清淨……許されて叱責の意にて云ふ、非難語罪なり。

三 清淨の人あり、一波羅夷を犯さず、若し彼を不清淨の見にて許されず、擯斥の意にて云ふ、突吉羅なり。清淨の人……許されて擯斥の意にて云ふ不犯なり。清淨の人……許されず、叱責の意にて云ふ、非難語罪と突吉羅なり。清淨の人……許されて叱責の意にて云ふ、非難語罪なり。

四 不清淨の人あり、一波羅夷を犯す、若し彼を不清淨の見にて許されず、擯斥の意にて言ふ、突吉羅なり。……不犯なり……非難語罪と突吉羅なり……非難語罪なり。

五 清淨の人あり、一波羅夷を犯さず、若し彼を清淨の見にて……一僧殘、一突吉羅なり。……僧殘なり……非難語罪と突吉羅なり……非難語罪なり。

六 清淨の人に不清淨の見を持つもの、不清淨に不清淨の見を持つもの、痴狂、最

第九第二瞋不慈戒

SC: Bhikkhu Vibhaṅga, Saṅghādisesa 9: *Aññabhāgiya*

初の犯行者は不犯なり。

第八無根僧殘竟る

註❶慈比丘地比丘 (Mettiyabhummajakā bhikkhū) 佛音の註には、この二比丘は常に惡事を作す六群比丘の初の二人なりとす。漢譯にては多く慈地比丘とし一人の如くなす。五分律は慈地兄弟と云ふ。

❷「その事柄云々」は原文に amūlakañ c'eva taṁ adhikaraṇaṁ hoti bhikkhu ca dosaṁ patiṭṭhati saṁghādisesa とあるも、下の註釋により、且つ梵本戒本に sa …… adhikaraṇaṁ bhaved bhikṣuś cānudhvaṁsayitā doṣe pratiṣṭhed doṣeṇāvocam iti saṁghāvaśeṣaḥ とあるに依つてかく釋す。

第九僧殘

一一一　その時、佛世尊は王舍城迦蘭陀竹林園に在しき。その時慈比丘・地比丘の徒、耆闍崛山より下る時、牡羝羊の牝羝羊と行婬せるを見たり、見已りてかく言
167 へり、「友、いざ我等この牡羊を沓婆摩羅子と名づけ、この牝羊を慈地比丘尼と名づけん。我等かく云ふべし、『諸師、我等先には聞きて沓婆摩羅子を謗ぜり。

然れども今我等、自ら慈地比丘尼と行婬せるを見る」と。彼等はかの牡羝羊を沓婆摩羅子と名づけ、かの牝羊を慈地比丘尼と名づけて、彼等諸比丘に語れり、「諸師、前には我等、聞きて沓婆摩羅子を謗ぜり。然れども今我等自ら慈地比丘尼と行婬せるを見る」と。諸比丘かく言へり、「諸師、かく云ふこと勿れ、長老沓婆摩羅子はかくの如きを爲さず」と。かくて諸比丘、この由を世尊に白せり。世尊この因縁によりて比丘僧を集めしめ、長老沓婆摩羅子に問ひ給へり、「沓婆、汝この諸比丘の言ふが如くなせるを憶するや」。「世尊、世尊の我を知り給ふ如し」と。二度世尊は…乃至…三度世尊は、長老沓婆摩羅子にかく曰へり……知り給ふ如し。「沓婆…」…「…覺悟に於てをや」と。その時世尊、諸比丘に告げ給へり、「諸比丘、然らばこの諸比丘を檢問すべし」と。かく曰ひて世尊は立ちて精舍に入り給へり。

二　その時彼の諸比丘、慈比丘・地比丘の徒を檢問せり。諸比丘に檢問せられて彼等は諸比丘にこの事を語れり、「諸師、汝等は異事中の何等かの類似せるのみなる點を取りて、波羅夷法をもつて沓婆摩羅子を誹謗せるや」。「然なり、諸師」と。比丘中、少欲のもの……非難せり、「如何ぞ慈比丘・地比丘は、異事中の……誹謗す

るや」と。その時彼等比丘は、世尊にこの由を白せり。「諸比丘、汝等實に異事中の……誹謗せるや」。「實なり世尊」。佛世尊呵責し給へり、「愚人、如何ぞ汝等、異事中の……誹謗するや。愚人、こは未信者を信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も、他比丘を惡瞋不滿にて、異事中の何[1]等かの類似せるのみなる點を取りて、波羅夷法をもつて誹謗す、「〔これにより〕恐らく彼をこの梵行より墮せしめ得ん」とて。彼、後時に或は詰問せられ、或は詰問せられずして、その異事にして、何等かの類似せるのみなる點の取られたるなり。比丘瞋恚に任する故なりと云はば僧殘なり」と。

二―一　「何れの」とは……〔第八僧殘、二と同じ〕……不滿なり。

二　「異事中の」とは、或は罪異事あり、或は事異事あり。

如何が事が事の異事なる。言事は教誡事・犯罪事・行事の異事なり。教誡事は……犯罪事は……行事は言事・教誡事・罪事の異事なり。是の如く事が事の異事なるなり。

如何が事が事の同事なる。言事は言事の同事なり、教誡事は教誡事の同事なり、犯罪事は犯罪事の同事たるべく異事たるべし。

如何が犯罪事が犯罪事の異事なる。不淨法波羅夷罪は不與取波羅夷罪・斷人命波羅夷罪・上人法波羅夷罪の異事なり。不與取波羅夷罪は……斷人命波羅夷罪は……上人法波羅夷罪は、不淨法波羅夷罪・不與取波羅夷罪・斷人命波羅夷罪の異事なり。これ犯罪事が犯罪事の異事なり。

如何が犯罪事が犯罪事の同事なる。不淨法波羅夷は不淨法波羅夷の同事なり……上人法波羅夷は上人法波羅夷の同事なり、これ犯罪事が犯罪事の同事なるなり。行事は行事の同事なり。是の如く事が事の同事なり。

三 「類似せるのみなる點を取りて」とは、類似とは十種の類似あり、種似・名似・種姓
169 似・根似・罪似・鉢似・衣似・和尚似・阿闍梨似・房舍似なり。

「種似」とは、刹帝利種の波羅夷法を犯せるを見、他の刹帝利種を見て誹謗す、「刹帝利種は我により波羅夷を犯せるを見られたり、汝は非沙門なり、非釋子なり、汝と共に布薩・自恣・僧羯磨はなさず」と。言々僧殘なり。婆羅門種を見…乃至…吠

奢種を見…乃至…首陀種を見……言々僧殘なり。

「名似」とは佛護を見…乃至…法護を見…乃至…僧護罪を犯せるを見、他の僧護を見て……言々僧殘なり。

「種姓似」とは瞿曇（ゴータマ）姓を見……目犍連（モッガッラーナ）姓を見…乃至…カッチャーナ姓を見…乃至…バーシッタ姓の波羅夷を犯せるを見、他のバーシッタ姓を見て……言々僧殘なり。

「根似」とは、高き者を見…乃至…低き者を見…乃至…黑き者を見…乃至…白き者の、波羅夷を犯せるを見……言々僧殘なり。

「罪似」とは少罪を犯せるを見て彼を波羅夷罪を以て謗し、「汝は非沙門なり」……言々僧殘なり。

「鉢似」とは、鐵鉢を持する者を見…乃至…布鉢を持する者を見…乃至…スンバカの鉢を持する者、波羅夷を犯すを……言々僧殘なり。

「衣似」とは糞掃衣者を見…乃至…居士衣を著くる者、波羅夷を犯すを見……言々僧殘なり。

「和尚似」とは某和尚弟子の波羅夷を犯すを見……言々僧殘なり。
「阿闍梨似」とは某阿闍梨弟子の波羅夷を犯すを見……言々僧殘なり。
「房舍似」とは某房舍の住者、波羅夷を犯すを見……言々僧殘なり。

四 「波羅夷法をもつて」とは四波羅夷……〔第八僧殘、二と同じ〕……事諍事なり。

「何等かの類似のみなる點の取られたるなり」とは、彼の部分に對して他の部分が取られたるなり。

「比丘瞋恚に住する故に」とは……〔第八僧殘、二と同じ〕……この故に亦僧殘と云ふ。

三―一 比丘ありて僧殘を犯すを見、僧殘に於て僧殘の見あり、彼を波羅夷罪をもつて謗じ、「汝は非沙門なり……僧羯磨をなさず」と。是の如く犯罪異事ありて類似を取るもこれ言々僧殘なり。

比丘ありて僧殘を犯すを見、僧殘に於て偸蘭遮(トッラッチャヤ)の見あり……乃至……波逸提(パーチッティヤ)の見あり……乃至……提舍尼(パーティデーサニヤ)の見あり……乃至……惡作の見あり……乃至……惡說の見あり、彼を……言々僧殘なり。

比丘ありて偸蘭遮を……乃至……波逸提を……乃至……提舍尼を……乃至……惡作を……

乃至…惡說を犯せるを見、惡說に於て惡說の見あり、彼を……言々僧殘なり。比丘ありて惡說を犯せるを見、惡說に於て僧殘の見あり、惡說に於て偸蘭遮・波逸提・悔過・惡作の見あり、彼を……言々僧殘なり。

一々の根を作りて章輪を結成すべきなり。

二　比丘ありて僧殘を犯せるを見、僧殘に於て僧殘の見あり、彼を波羅夷によりて謗ぜしむ、「汝は非沙門なり」……言々僧殘なり。比丘ありて僧殘を犯せるを見、僧殘に於て偸蘭遮の見あり……乃至…惡說の見あり……比丘ありて惡說を犯せるを見、惡說に於て惡作の見あり、彼を……言々僧殘なり。

三　其の罪ありと謂ひて謗じ、又は謗ぜしむると、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

第九僧殘竟る

註❶何等かの類似せるのみなる點 (kiñci desaṁ lesamatthaṁ upādāya) 佛音の註に deso ti vā lesamatt' ti vā とあり。善見律、五分律に「若しは片若は似片」十誦律に「片若しは似片事」とありて desa と lesamatta を別に譯するも文意上よりかく譯す。リスデヰッヅは戒本の譯に some point or other of no importance ゴーヂヤーリは any little thing と譯し、四分律にも「片を取る」とす。梵本には kacid (sic) eva leṣamātraṁ dharmaṁ

SC: Bhikkhu Vibhaṅga, Saṅghādisesa 10: *Saṅghabheda* (syn. 他の題名 ① 破僧遺諫戒 ② 破僧違諫)

とありて巴利文と少しく異なる。因にシャム版はこの所 lesamattaṁ を sesamattaṁ と誤植す。

第十僧殘

一一　その時佛世尊は、王舍城迦蘭陀竹林園に在しき。その時提婆達多は拘迦利・迦吒無迦利・騫陀毘耶子・娑勿陀達の處に到りてかく云へり、「來れ、友、我等、沙門瞿曇に對し破僧・破〔法〕輪を爲さん」と。かく云はれて拘迦利は提婆達多にかく答へたり、「友、沙門瞿曇は大神通力者にして威德力者なり、我等如何にして沙門瞿曇に對して破僧・破輪を爲さん」と。「來れ、友、我等世尊の許に到りて五事を乞はん。「尊師、世尊は種々の方便もて、少欲知足・制欲・頭陀行・樂住・滅漏・精進を讃歎し給ふ。世尊、此の五法は亦種々の方便もて、少欲知足・制欲・頭陀行・樂住・滅漏・精進の爲に勝法となる。願はくは世尊

諸比丘は盡形壽、林住者たるべく、聚落に至るものは罪とせらるべし。

〔比丘は〕盡形壽、乞食者たるべく、請食を受くるものは罪とせらるべし。

〔比丘は〕盡形壽糞掃衣者たるべく、居士衣を受くるものは罪とせらるべし。

盡形壽、樹下住者たるべく、覆屋に住むものは罪とせらるべし。

盡形壽、魚肉を食せしめず、魚肉を食するものは罪とせらるべし。

と』。此の五事を沙門瞿曇は許さざるべし、我等此の五事をもつて人々に知らしめん。友、我等此の五事によりて、沙門瞿曇に對して破僧・破輪をなすを得べし。友、實に人々は貧苦の行を信ずるものなる故に」と。

二　かくて提婆達多は、黨友と共に世尊の許に到り、敬禮をなして一方に坐せり、坐し已りて世尊にかく云へり、「尊師、世尊は種々の方便もて少欲知足……魚肉を食するものは罪とせらるべし」と。「止めよ、提婆達多、欲するものは林住者たるべし、又欲するものは聚落に住すべし。欲するものは乞食者たるべし、又欲
172 するものは請食を受けよ。欲するものは糞掃衣者たるべし、又欲するものは居士衣を受くべし。提婆達多、我、八箇月の樹下住を許せり。又不見不聞不疑なる三點清淨の魚肉を〔許せり〕」と。

その時提婆達多は「世尊はこの五事を聽し給はず」と甚だ喜びて黨友と共に坐

を立ち、世尊を右繞して禮をなし去れり。かくて提婆達多は王舍城に入り、五事をもつて人々に知らしめたり、「諸賢、我等、沙門瞿曇の許に到り五事を乞へり、『尊師、世尊は種々の方便もて少欲知足……魚肉を食ふものは罪とせらるべし』と。沙門瞿曇はこを許さず、この我等はこの五事を持して住すべし」と。

三　その時、諸人中、信心なく淨心なく覺すこと難き者はかく言へり、「この沙門釋子等は、頭陀を行じ制欲を行ずる者なり。然るに沙門瞿曇は贅澤者にして贅澤を念とす」と。然れども諸人中、信心あり淨心あり、賢にして智あるものは譏嫌非難せり、「如何ぞ提婆達多は世尊に對して破僧破輪を企つるや」と。諸比丘は彼の諸人の譏嫌非難するを聞けり。諸比丘の中、少欲なるもの……非難せり、「如何ぞ提婆は破僧破輪を企つるや」と。かくてかの諸比丘は、この由を世尊に白せり。「提婆達多、汝實に破僧破輪を企つるや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、汝、如何ぞ破僧破輪を企つるや、愚人、こは未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も、和合僧を破らんと企て、或は破僧に資する事件を取りて、

173

公にして立たんに、彼の比丘は諸比丘によりてかく云はるべきなり、「尊者、和合僧を破らんと企て、或は破僧に資する事件を取りて、公にして立つこと勿れ。尊者、僧伽と和合すべし。げに僧伽は和合し相歡びて諍なく、同一敎を奉じて安隱に住するなり」と。是の如く彼の比丘、諸比丘によりて告げられ、〔尙〕その如く固持すれば、彼の比丘は諸比丘によりて三度諫告せらるべし、そを捨てしむる爲に。三度諫告せられて、そを捨つれば可なり、捨てざれば僧殘なり」と。

二　「いづれの」とは、いかなる者をも…乃至…「比丘」とは…乃至…これこの所に意味さるゝ比丘なり。

「和合」とは、僧伽同一住にして同一界に立てるなり。

「破らんと企て」とは、如何にして、かの人々を分裂せしめ異ならしめ不和ならしめ得んとて、黨を求め衆を結ぶなり。

「破僧に資する事件」とは、[1]十八破事なり。

「取りて」とは、取り上ぐるなり。

「公にして」とは、説き示すなり。
「立たんに」とは、捨てざるなり。
「彼の比丘」とは、かの破僧比丘なり。
「諸比丘によりて」とは、見或は聞ける他比丘によりてなり。彼等によりて云はるべし、「尊者、和合僧を破らんと企て、或は破僧に資する事件を取りて、公にして立つこと勿れ。尊者、僧と和合すべし、實に僧伽は和合し相歡びて諍なく、同一敎を奉じて安隱に住するなり」と。二度云はるべし…乃至…三度云はるべし…乃至…若し捨つれば可なり、捨てざれば突吉羅なり。「破僧を企つるを聞きて云はざれば突吉羅なり。

彼の比丘、僧中に引かれて云はるべし、「尊者、和合僧を破らんと企て、或は破僧に資する事件を取りて、公にして立つこと勿れ。尊者、僧と和合すべし、實に僧伽は……住す」と。二度云はるべし…乃至…三度云はるべし…乃至…若し捨つれば可なり、捨てざれば突吉羅なり。

彼の比丘「僧中にて」諫告さるべし、諸比丘、是の如く諫告さるべし、聰明堪能

の一比丘、僧に唱言すべし——

大德僧聽き給へ。この某甲比丘、破和合僧を企つ。彼かの事を捨てず。若し僧、時機可ならば、僧某甲比丘を、かのことを捨てしむる爲に、諫告せん。これ白なり。

大德僧聽き給へ。この某甲比丘……捨てず。僧某甲比丘を、かの事を捨てしむる爲に、諫告す。諸大德中、某甲比丘に、かの事を捨てしむる爲に、諫告するを忍ずるものは默し、忍ぜざるものは說き給へ。我二度この事を云はん……乃至……我三度この事を云はん……ものは說き給へ。

某甲比丘僧によりて、かの事を捨つる爲に、諫告され已る。僧忍じ給へり……

……かく了解す

と。白によりて突吉羅、二羯磨語によりて偷蘭遮、羯磨語の竟りによりて僧殘なり。僧殘罪のものには白による突吉羅、二羯磨語による偷蘭遮を除く。

「僧殘」とは……乃至……この故に亦僧殘と云ふ。

三—一　法羯磨に法羯磨想にて捨てざれば僧殘なり、法羯磨に疑念あり捨てざ

第十一第二破信戒

SC: Bhikkhu Vibhaṅga, Saṅghādisesa 11: *Bhedānuvattaka* (syn. 他の題名 ① 助破僧遺諫戒 ② 助破僧違諫)

れば僧殘なり、法羯摩に不法羯磨想にて捨てざれば僧殘なり。非法羯磨に法羯磨想なるは突吉羅なり、非法羯磨に疑念あるは突吉羅なり、非法羯磨に非法羯磨想なるは突吉羅なり。

二 諫告せられざる者、捨てたる者、痴狂、心亂、痛惱、最初の犯行者は不犯なり。

第十破僧竟る

註❶十八破事は M.V.（大品）x,5,4 參照。

第十一僧殘

一 その時佛世尊は王舍城迦蘭陀竹林園に在しき。その時提婆達多、破僧破輪を企て、諸比丘かく云へり、「提婆達多は非法語者、非律語者なり、如何ぞ提婆達多は破僧破輪を企つるや」と。

かく云はれし時、拘迦利（コーカーリカ）迦・迦吒無迦利（カタモーラカティッサカ）・騫陀毘耶子（カンダデーヴィヤープッタ）娑勿陀達（サムッダダッタ）はかの諸比丘に云

175 へり、「諸長老、かく云ふこと勿れ、提婆達多は法語者・律語者なり、提婆達多は我等の樂求する所を取りて云ふ、我等［の欲する所］を知りて言ふ。故にそは我等に

忍可せらる」と。諸比丘の中、少欲なるもの……非難せり、「如何ぞかの比丘は提婆達多の破僧を企つるに件黨たるや」と。

時にかの諸比丘、世尊にこの由を白せり。

「諸比丘、實に比丘等、提婆達多の破僧を企つるに件黨たるや」と。「世尊、實なり」。佛世尊は呵責し給へり、「諸比丘、如何かの愚人提婆達多の破僧を企つるに件黨たるや。諸比丘、これ未信者を信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

若し比丘等、彼の比丘の件黨たり、若しは一人、若しは二人、若しは三人ありて、彼等かく云はん、『尊者、かの比丘に對して何事も說く勿れ、かの比丘は法語者なり、かの比丘は律語者なり、かの比丘は我等の欲求し喜樂する所を取りて語る、我等[の欲する所]を知りて云ふ、[故に]我等にそは忍可せらる』と。かの比丘等、諸比丘によりてかく云はるべし、『尊者、かく言ふこと勿れ、かの比丘は法語者に非ず、かの比丘は律語者に非ず、尊者等に取りて破僧は歡に非ず、尊者等にとりて僧伽と和合すべきなり、實に僧伽は和合し相歡びて諍

ふことなく、同一教を奉じ安隱に住するなり」と。

かの比丘等、諸比丘によりてかく云はるゝも、そを固持せば、かの比丘等は、諸比丘によりて、そを捨てしむる爲に、三度諫言せらるべし。三度諫言せられてかの法を捨つれば可なり、若し捨てざれば僧殘なり」と。

二 「若しかの」とは、「かの破僧比丘の」なり。

「比丘等〔伴黨〕たり」とは、他の比丘等〔伴黨〕たるなり。

「伴」とは、彼この見この忍この樂たり、彼等亦その見・忍・樂たるなり。

「黨」とは、彼の類の爲に、彼の側の爲に立つものなり。

「若しは一人若しは二人若しは三人」とは、或は一人あり、或は二人三人あるなり。

彼等はかく云はん、「尊者、かの比丘に何事も語ること勿れ、彼の比丘は法語者・律語者なり、彼の比丘は我等の喜樂する所を取りて云ふ、我等〔の欲する所〕を知り
176 て語る、故にそは我等に對して忍ぜらる」と。

「彼の比丘等」とは、伴たる諸比丘なり。

「諸比丘によりて」とは、見聞せる他比丘によりてなり。彼等によりて云はるべ

し、「尊者、かく云ふべからず、かの比丘は法語者に非ず、律語者に非ず。尊者等にとりて破僧は歡に非ず、尊者等にとりて僧伽と和合すべきなり。實に僧伽は和合し相歡びて諍ふことなく、同一教を奉じて安隱に住するなり」と。二度云はるべし……乃至……三度云はるべし……乃至……若し捨つれば可なり、若し捨てざれば突吉羅なり。聞きて云はざれば突吉羅なり。

「彼の諸比丘は、僧中に引かれて云はるべし、「尊者等、是の如く云ふべからず、かの比丘は……住するなり」と。二度云はるべし……乃至……三度云はるべし……乃至……若し捨つれば可なり、捨てざれば突吉羅なり。

「彼の諸比丘(僧中にて)諫告さるべきなり。諸比丘、是の如く諫告さるべし、聰明堪能なる一比丘に唱言すべし。

大德僧聽きたまへ。某甲某甲比丘等は、某甲比丘の破僧を企つるに伴黨たり、彼等はかの事を捨てず。若し僧、時機可ならば僧某甲某甲比丘を諫告せん、かの事を捨てしむる爲に。白是の如し。

大德僧聞きたまへ。某甲……捨てず、僧某甲某甲比丘を、かの事を捨てしむ

る爲に諫告す。諸大德中、某甲某甲比丘を、かの事を捨てしむる爲に諫告するを忍ずるものは默し、忍せざるものは說きたまへ。我二度この事を云ふ、三度我この事を云ふ……ものは說きたまへ。

僧伽によりて某甲某甲比丘は、かの事を捨つる爲に諫告せられ已りたり、僧は忍ず……我了解すと。

白によりて突吉羅、二羯磨語によりて偸蘭遮、羯磨語の竟りによりて僧殘なり。僧殘罪のものには白による突吉羅、二羯磨語による偸蘭遮を除く。二人三人なれば一所に諫告せらるべし、以上なれば[一所に]諫白せらるべからず。

「僧殘」とは…乃至…この故に亦僧殘と云ふ。

177 三—一　法羯磨に法羯磨想にて捨てざれば僧殘なり、法羯磨に疑念ありて捨てざれば僧殘なり、法羯磨に非法羯磨想にて捨てざれば僧殘なり。非法羯磨に法羯磨想なるは突吉羅なり、非法羯磨に疑念あるは突吉羅なり、非法羯磨に非法羯磨想なるは突吉羅なり。

第十二悪口戒

SC: Bhikkhu Vibhaṅga, Saṅghādisesa 12: *Dubbaca* (syn. 他の題名 ① 汚家擯謗違諫戒 ② 家擯謗違僧諫)

二 諫告せられざるもの、捨つるもの、痴狂、心亂、痛惱、最初の犯行者は不犯なり。

第十一助破僧僧殘竟る

第十二僧殘

一 その時佛世尊は憍賞彌國瞿師羅園に在しき。その時長老闡陀不善行をなせり。諸比丘かく云へり「友闡陀、是の如きをなす勿れ、これ淨法に非ず」と。彼かく云へり「友、汝等何をか我に言はるべしと考ふるや、我汝等に敎ふべきなり。佛はこれ我等のものなり、法はこれ我等のものなり、我等の聖主、法を得たるなり。譬へば大風吹きて草葉樹片の穢物を一處に擧ぐるが如く、又譬へば諸川の山上草木の青葉を一處にあぐるが如く、かくの如く汝等は種々の名、種々の姓、種々の生、種々の家より出家して一處に擧げらるゝなり。汝等何をか我に言はるべしと考ふるや、我汝等に敎ふべきなり。佛はこれ我等のものなり、法はこれ我等のものなり、我等の聖主、法を證したるなり」と。諸比丘の中、少欲なるもの……非難せり「如何ぞ長老闡陀は諸比丘により如法に云はれて『而も』自らに云ふべからず

となすや」と。その時彼の諸比丘は世尊にこの由を白せり。「闡陀、汝、實に諸比丘に如法に言はれ而も自らに云ふべからずとなすや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり「愚人、如何ぞ汝諸比丘に如法に云はれ而も己に云ふべからずと
178 なすや。愚人、こは未信者を信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等、當に是の如くこの學處を誦すべし――

若し比丘惡口性にして教誡中に含まるゝ學處に於て、諸比丘により如法に語られ、自身を不可共語となす〔曰く〕「尊者、我に對して若しは善、若しは惡を、何事をも語る勿れ。我も亦尊者等に對し若しは善、若しは惡を、何事も語らず。尊師等、我に語ることを禁ずべし」と。かの比丘は諸比丘によりてかく云はるべし、「尊者、自身を不可共語となす勿れ。尊者、自身を可共語となすべし。尊者も亦諸比丘に對して如法に語るべし、是の如くしてこの佛弟子衆は、相互の語により、相互の奬勵によりて增大するなり」と。彼の比丘、諸比丘により、是の如く云はれて尚固持せば、彼の比丘は諸比丘によりて三度まで諫告さるべし、その捨てしむる爲に。若し三度まで諫告せ

られて、そを捨つれば可なり、若し捨てざれば僧殘なり」と。

二　「若し比丘惡口性にて」とは、惡語にして、惡語の行法を具有し、他の敎誡を、忍ぜず受けざるなり。

「敎誡中に含まるゝ學處に於て」とは、波羅提木叉中に含まるゝ學處に於てなり。

「諸比丘によりて」とは、他の諸比丘によりてなり。

「如法に」とは、世尊によりて說かれたる學處を、如法と名づく。

彼等によりて云はれて、自身を不可共語となし、諸尊者、　我に若しは善、若しは惡につき、何事も語ること勿れ。我も亦諸尊者に、若しは善、若しは惡につき、何事も語らざるべし。諸尊者、　我に語ることは禁ずべし」と言ふ。

「彼の比丘」とは、かの惡口性なる比丘なり。

「諸比丘によりて」とは、見聞せる他の比丘によりてなり。彼等によりて云はるべし。

尊者、　自身を不可共語と爲す勿れ、尊者、　自身を可共語となすべし。尊者も亦如法に諸比丘に云ふべし、諸比丘も亦尊者に如法に云ふべし。かくの如くし

て實にかの佛弟子衆は、相互の語により相語の奬勵によりて增大す、と。

二度云はるべし…乃至…三度云はるべし…乃至…若し捨つれば可なり、若し
179 捨てざれば突吉羅なり。聞きて云はざれば突吉羅なり。彼の比丘、僧中に引かれて云はるべし「大德、自身を不可共語となす勿れ…乃至…增大す」と。二度云はるべし…乃至…三度云はるべし…乃至…若し捨つれば可なり、若し捨てざれば突吉羅なり。

彼の比丘(僧中にて)諫告さるべし、諸比丘、是の如く諫告さるべし、聰明堪能なる比丘、僧に唱言すべし。

大德僧聽きたまへ。この某甲比丘、諸比丘によりて如法に語られ、而も自身を不可共語となす。彼はかの事を捨てず。若し僧、時到らば、僧某甲比丘を、かの事を捨てしむる爲に諫告せん。これ白なり。

大德僧聞きたまへ。この某甲比丘……了解す、と。

白によりて突吉羅、二羯磨語によりて偷蘭遮、羯磨語の竟りによりて僧殘なり。僧殘罪のものには、白による突吉羅、二羯磨語による偷蘭遮を除く。

第十三汚家戒

SC: Bhikkhu Vibhaṅga, Saṅghādisesa 13: *Kuladūsaka* (他の題名 ① 悪性拒僧違諫戒 ② 悪性拒僧違諫)

「僧殘」とは：乃至：この故に亦僧殘と云ふ。

三—一　法羯磨に法羯磨想にて捨てざれば僧殘なり、法羯磨に疑念あり……非法羯磨に非法羯磨想なるは突吉羅なり。

二　諫告せられざる者、捨つるもの、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

第十二惡口僧殘竟る

註❶この戒と次の戒とはその順序五分律とのみ一致し他の漢譯諸律は皆反對となる。

第十三僧殘

一—一　その時佛世尊は舍衞城祇樹給孤獨園に在しき。その時阿濕婆富那婆娑と名づくる無恥の惡比丘羅吒山邑に住せり。彼等はかくの如き惡行をなせり、自ら華樹を植ゑ、又は人に敎へて植ゑしめ、自ら水を灑ぎ或は人にそゝがしめ、
180 花を摘み或は摘ましめ、花を結び或は結ばしめ、華莖を一にせる花鬘を作り或は作らしめ、華莖を二にせる花鬘を作り或は作らしめ、華莖を枝の如く出せる〔花鬘〕を作り或は作らしめ花環を作り或は作らしめ、耳環を作り或は作らしめ、頭飾を

作り或は作らしめ、胸飾を作り或は作らしめたり。彼等は良家の婦の爲に、良家の女の爲に、良家の童女の爲に、良家の養女の爲に、良家の婢の爲に、華莖を一にせる花鬘を運び或は運ばしめ、華莖を二にせる花鬘を運び或は運ばしめ、華莖を枝の如くせる〔華鬘〕を運び或は運ばしめ、花環を運び或は運ばしめ、耳環を運び或は運ばしめ、頭飾を運び或は運ばしめ、胸飾を運び或は運ばしめたり。彼等は貴家の婦・女・童女・養女・婢と共に、同一器に食し、同一器に飲み、同一座に坐し、同一床に臥し、同一敷物に臥し、同一被物にて臥し、同一敷物被物にて臥し、非時に食し、酒を飲み、花鬘香油をつけ、或は踊り、或は歌ひ、或は語り、或は戯樂し、或は女人の踊るに伴っれて彼等又踊り、女人の踊るに伴れて彼等歌ひ、女人の踊るに伴れて彼等語り、女人の踊るに伴れて彼等戯樂し、女人の歌ふに伴れて彼等踊れり……女人語るに伴れて彼等踊り……女人戯樂するに伴れて彼等踊り……女人戯樂するに伴れて彼等戯樂せり。

二　八目碁に耽り、又十目碁に耽り、石蹴、抜取り、骰投げ、棒打ち、手痕占ひ、球抛げ、葉笛、鋤遊び、逆立ち、風車遊び、竹遊び、車遊び、弓遊び、文字判じ、他心判じ、傷占ひに耽り、

又は象[1]を學び、又馬を學び、車を學び、弓を學び、劍を學び、又象の前に走り、馬の前に走り、車の前に走り、或は走りて又走り歸り、又努力し、拍手し、角力し、拳闘し、又舞臺上にて僧伽梨を擴げて舞踊女にかく云へり、「妹、こゝに踊れ」と。或は又喝采[2]をなし、又種々の惡行をなせり。

181
三　その時一比丘、迦尸（カーシ）にて安居をなし已り、世尊に見えんが爲に舍衞城に行かんとする中途、雞咤山邑に到れり。その時かの比丘、晨朝下衣を著け外衣と鉢を持して、乞食の爲雞咤に入り、進退にも、前を眺め側を眺むるにも、手を屈げ又伸ばすにも、齊整として好く低目にして威儀庠序たり。諸人彼の比丘を見てかく云へり、「是は何者ぞ、最も弱劣にして愚直なるが如く、常に澁面をなす。誰か彼の到る時食を與へん。我等の尊者、阿濕婆富那婆娑の徒は、溫和にして友情あり、快愉なる話をなし、笑をたゝへて行き、「來れ、善く來れり」と云ひ、澁面せず、了解し易き語を語り、自ら先づ話頭を開く者なり。彼等にこそ食を與ふべきなり」と。一優婆塞、かの比丘の雞咤にて乞食をなすを見、かの比丘の許に到り、敬禮をなしてかく云へり、「大德、食を得たるや」と。「賢者、食を得ず」。「大德、來りたまへ、我が家に

到らん」と。

四　かくてかの優婆塞は、かの比丘を家に伴ひ、食せしめてかく云へり、「大德、いづこに往き給ふや」。「賢者、我世尊を拜せんが爲、舍衞城に往くなり」。「然らば、大德、我に代りて世尊の足下に稽首し、かく云ひ給へ「尊師、雞吒山邑の住處は汚されたり。阿濕婆富那婆娑と名づくる雞吒の住者、無恥にして惡比丘なり。彼等はかくの如き惡行をなす……又種々の惡行をなす。尊師、先には淸淨にして信心ありし人々も、今は不淨にして信心なし。又先にありし僧伽への布施の道も、今は斷たれたり、善比丘は去りて惡比丘住す。尊師、願はくは世尊、諸比丘を雞吒に遣はし給ひて雞吒の住處を正しく立たしめたまはんことを」と。

五　「承引せり、賢者」とて、かの比丘はかの優婆塞に諾ひ、座を起ちて舍衞城に向へり。漸々に到りて舍衞城祇樹給孤獨園に於ける世尊の許に到り、到り已りて世尊を禮し、一方に坐せり。客比丘を問訊し給ふは諸佛世尊の常法なり。その時世尊、かの比丘にかく曰へり「比丘、諸事安易なりや、食得易きや、長路して來り疲
182 れざるや、汝は何處より來れるや」と。「世尊、諸事安易なり、食得易し、我長路して來

り疲なし。世尊、こゝに我、迦尸にて安居に住し已り、世尊に見えんとて舍衞城に來る途次、雞咤山邑に到れり。時に世尊、我晨朝下衣を著け、上衣と鉢とを持して、乞食の爲、雞咤邑に入れり。一優婆塞、乞食を行ぜる我を見て、我の許に來り禮してかく云へり、「尊者、食を得たりや」と。「賢者、食を得ず」。「尊者、來りたまへ我が家に至らん」と。かくて世尊、かの優婆塞、我をその家に伴ひ、食せしめてかく云へり、「尊者、いづこに行き給ふや」と。「賢者、我世尊に見ゆる爲に舍衞城に到るなり」と。「然らば……立たしめ給はんことを」と。世尊、それより我こゝに來れるなり」と。

六　その時世尊、この因縁によりて比丘衆を集めしめ、諸比丘に問ひ給へり、「諸比丘、實に阿濕婆・富那婆娑と名づくる雞咤山邑の住者は、無恥の悪比丘にして、彼等かくの如き悪行をなすや――自ら華樹を植ゑ……乃至……種々の悪行をなす。」諸比丘、先には清淨にして……悪比丘住するや」と。「實なり世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「諸比丘、如何ぞかの愚人は、かくの如き悪行をなすや――自ら花樹を植ゑ或は植ゑしめ……乃至……種々の悪行をなすや。諸比丘、これ未信者を……

…呵責して説法をなし給ひ、舍利弗目連(サーリプッタモッガラーナ)に告げたまへり。

「舍利弗等、汝等雞咤に到れ到りて阿濕婆・富那婆娑比丘に、雞咤よりの驅出羯磨をなせ。彼等は汝等の弟子なる故に」と。「世尊、我等如何にして阿濕婆・富那
183 婆娑比丘に、雞咤よりの驅出羯磨を與へん、彼の比丘は兇惡麤暴なり」と。「然らば、舍利弗等、汝等衆多の比丘と共に行くべし」。「然すべし」とて舍利弗・目連は世尊に諾へり。

七「諸比丘、是の如くなすべし、初に阿濕婆富那婆娑比丘の徒を警告すべし、警告して憶念せしむべし、憶念せしめて罪を宣示すべし。罪を宣示して聰明堪能なる比丘、僧に唱言すべし、

大德僧、聽き給へ。この阿濕婆・富那婆娑比丘は、俗家を汚し惡行をなせり。而して彼等の惡行は見られ且つ聞かれ、彼等によりて汚されし俗家も亦見られ且つ聞かるゝ所なり。若し僧、時機可ならば、僧阿濕婆・富那婆娑比丘に、雞咤よりの驅出羯磨をなさん。阿濕婆・富那婆娑比丘は雞咤に住すべからずと。白是の如し。

大徳僧、聽きたまへ。この……聞かるゝ所なり。僧伽は阿濕婆富那婆娑比丘に、雞吒よりの驅出羯磨をなす、阿濕婆・富那婆娑比丘は雞吒に住すべからずと。諸大徳中、阿濕婆・富那婆娑比丘に、雞吒に住すべからずと、雞吒よりの驅出羯磨を作すを忍ずるものは默し、忍ぜざるものは說きたまへ。再び我この事由を云ふ……乃至……三度我この事由を云ふ、大徳僧聽きたまへ……說きたまへ。

僧によりて阿濕婆・富那婆娑比丘に雞吒よりの驅出羯磨は與へられたり。阿濕婆・富那婆娑比丘は雞吒に住すべからずと。僧は忍じたまへり。かるが故に默然す、我是の如くこれを了解すと。

八

その時、舍利弗・目連を首とせる比丘衆は、雞吒山邑に到りて阿濕婆・富那婆娑比丘に、雞吒よりの驅出羯磨をなし、阿濕婆富那婆娑比丘をして、雞吒に住すべからずとなせり。彼等は僧伽により驅出羯磨をなされて如法に去らず、〔謹愼を表して〕毛を落さず、罪を免るゝ道を行ぜず、諸比丘に許を乞はずして〔却つて〕罵り謗じ、諸比丘は愛に隨ひ、瞋に隨ひ、痴に隨ひ、怖に隨ひて惡を行ふとて或は〔住處を〕立

ち去り、或は又俗に還れり。

諸比丘の中、少欲なるもの……非難せり、「如何ぞ阿濕婆・富那婆娑は僧伽により
て驅出羯磨を與へられ、如法に去らず、毛を落さず、罪を免るゝ道を行ぜず、諸比丘
184 に許を乞はず〔却つて諸比丘を〕罵り謗じ愛に隨ひ、瞋に隨ひ、痴に隨ひ、怖に隨ひて
惡を行ふとて立ち去り、或は又還俗するや」と。

かくて諸比丘は世尊に此の由を白せり。「諸比丘、實に阿濕婆・富那婆娑は僧伽により驅出羯磨を與へられ、而も如法に去らず……乃至……還俗するや」と。「實なり、世尊」。世尊は呵責し給へり……乃至……諸比丘、汝等、當に是の如くこの學處を誦すべし――

若し比丘、村或は町に依りて住し、俗家を汚し、惡行を行ず。彼の惡行は見られ且つ聞かる、彼により汚されし俗家も亦見られ且つ聞かるゝ所なり。かの比丘は諸比丘によりてかく云はるべし。

「尊者、俗家を汚し惡行を行ず、尊者の惡行は見られ且つ聞かる、又尊者によりて汚されし俗家も見られ且つ聞かるゝ所なり。尊者、此の住所より去

るべし、尊者はこの上この所に住するの要なし』と。彼の比丘、諸比丘によりてかく云はれ、比丘等にかく云はん、『諸比丘は愛に隨ひ、瞋に隨ひ、痴に隨ひ、怖に隨ふ。是の如き罪に對して或者は馳出し或者は馳出せず』と。彼の比丘、諸比丘によりてかく云はるべし。

『尊者、かく云ふこと勿れ、諸比丘は愛に隨ふものに非ず、瞋に隨ふものに非ず、痴に隨ふものに非ず、怖に隨ふものに非ず。尊者は俗家を汚し惡行を行ず、尊者の惡行は見られ且つ聞かる、又尊者によりて汚されし俗家も見られ且つ聞かるゝ所なり。尊者はこの住所より去るべし、尊者はこの上この所に住するの要なし』と。

彼の比丘、諸比丘によりてかく云はれて、尚固執せば、この比丘は諸比丘によりそを捨てしむる爲に三度まで諫告せらるべし。若し三度まで諫告せられて、そを捨つれば可なり、若し捨てざれば僧殘なり」と。

二

「若し比丘、村或は町に」とは、村及び町及び城市卽ち村及び町なり。

「依りて住し」とは、そこによりて衣服、飮食、房舍、病資具たる藥湯のあるなり。

「俗家」とは、四家あり、刹帝利家婆羅門家・吠舍家首陀家なり。

「俗家を汚し」[3]とは、或は花により、或は果により、或は粉薬[4]により、或は粘土により、或は楊枝により、或は竹により、或は薬により、或は使をなすことによりて、俗家「の淨信」を汚すなり。

「惡行」とは、華樹を植ゑ、又植ゑしめ、水を灑ぎ又灑がしめ、花を摘み又摘ましめ、花を結び或は又結ばしむるなり。

「見られ且つ聞かる」とは、面前にありし者は見、居らざりし者は聞くなり。

「彼によりて汚されし俗家」とは、前に清淨なりしに、その爲に不清淨となり、信ありしに不信者となるなり。

「見られ且つ聞かるゝ所なり」とは、面前にありし者は見、居らざりし者は聞くなり。

「かの比丘」とは、かの俗家を汚せる比丘を云ふ。

「諸比丘によりて」とは、見聞せる他の比丘によりて言はるべし、「尊者、 汚家惡行をなせり、尊者の…… 要なし」と。 彼の比丘、諸比丘によりかく云はれて、彼の諸比

丘にかく云はん……「驅出せず」と。

「彼の比丘」とは、かの羯磨を作されたる比丘なり。

「諸比丘によりて」とは、見聞せる他比丘によりて云はるべし、「尊者、かく云ふこと勿れ……尊者はこの上こゝに住するの要なし」と。二度云はるべし……乃至……三度云はるべし……乃至……若し捨つれば可なり、捨てざれば突吉羅なり。聞きて云はざれば突吉羅なり。かの比丘、僧中に引かれて云はるべし、「尊者、かく云ふ勿れ……汝はこの上こゝに住するの要なし」と。二度云はるべし……乃至……三度云はるべし……乃至……若し捨つれば可なり捨てざれば突吉羅なり。かの比丘、僧中にて諫告さるべし、諸比丘、是の如く諫告さるべし。聰明堪能なる比丘僧伽唱言すべし。

大德僧、聽きたまへ。この某甲比丘、僧伽によりて驅出羯磨を與へられ、「諸比丘は」愛に隨ひ、瞋に隨ひ、痴に隨ひ、怖に隨ひて惡を行ふとて、かの事を捨てず。若し僧、時機可ならば僧某甲比丘を、かの事を捨てしむる爲に諫告せん。白是の如し。

大德僧、聽きたまへ……了解すと。

白によりて突吉羅……偸蘭遮を除く。

「僧殘」とは、「僧とは」僧かの罪に對し別住を命じ繰返して始より懲罰を受けしめ、186 摩那埵(マーナッタ)を行ぜしめ「然る後」復權せしむるものにして數人又は一個人「の所業」に非ず。この故に僧殘と言ふ。かの罪聚に對する羯磨の別號なり、この故に亦僧殘と言ふ。

三―一　如法羯磨に如法羯磨想にて捨てざれば僧殘なり、如法羯磨に疑念ありて……非法羯磨に非法羯磨想なるは突吉羅なり。

二　諫告せられざるもの、捨せるもの、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

第十三汚家僧殘竟る

諸大德、十三僧殘法は說示され已んぬ。「初の」九は最初にて罪となり「後の」四は三度にして罪となる。比丘これ等の何れかを犯して、知りて覆藏せばその日數だけ、かの比丘は不本意乍ら別住すべし。別住し竟りて、比丘は更に六夜、比丘の摩那埵に入るべし。摩那埵を竟れる比丘、そこに二十人比丘

僧有る時は、復歸を許さるべし。若し二十人に一人にても少なき比丘僧伽なれば、かの比丘を復歸せしめんとするも、かの比丘、復歸を許されず。又彼の諸比丘は呵責せらるべし。これこの時に於ける如法行なり。

是につきて我、今、諸大徳に問はん、『この點につきて清淨なりや』。二度問はん、『この點につきて清淨なりや』。三度問はん、『この點につきて清淨なりや』。今、諸大徳この點につきて清淨なり、かるが故に默然したまふなり。我、そを是の如く了解す。

第十三僧殘竟る

その攝頌

漏、身觸、麤惡、己の爲の婬欲、媒介、房舍、精舍、無根

小分、破僧、助破、惡性、汚家、これ十三僧殘なり。

十三僧殘章竟る

註❶象を學び (hatthismim pi sikkhanti) 佛音の註によれば、象占ひの術を學ぶこととす。次の馬車も同じ。

❷喝采をなし (nalāṭikam pi denti) リスデギッツの巴英辭書に「澁面を作る」とあるも註によれば「善哉善哉姉よ」と言ひて自己の額に指を立て、更に女の額に指を立てることとす、これにより今喝采と譯せり。

❸俗家を汚し (kuladūsako) 自己の惡行によりて、俗家の淨信を汚し失はしむるなり。僧衆の華果を特に一居士に與ふる時、俗情にて交はるが如きことをなして汚すなり。第四波羅夷一・三に說く第四の賊はこれなり。

❹粉藥 (cuṇṇa) 粘土 (mattikā)。共に身體・顏等を洗ふに用ふる化粧品なり。大品六・九によれば前者は病者が用ひ、後者は無病者が用ふとす。

Aniyata 不定(ふじょう)

[]

SC: Bhikkhu Vibhaṅga, Aniyata 1: *Paṭhamaaniyata* (syn. 他の題名 ① 屛処不定（へいしょふじょう）)

諸大德、今この二不定法は誦出せらる

第一不定

一　その時佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。その時長老優陀夷（ウダーイ）は、舍衛城に檀越ありて多くの家々に來往せり。その時長老優陀夷の檀越家の女にして、一家の子に與へられたるあり。時に長老優陀夷、晨朝下衣を著け上衣と鉢とを持して彼の家に到り人々に問へり、「某女は何處にありや」と。彼等かく答へたり、「大德、某家の子に與へたり」と。かの家も長老優陀夷の檀越なりき。かくて優陀夷は、かく家に到りて人々に問へり、「某女は何處に在りや」と。彼等かく答へたり、「大德、彼の女は內室に坐す」と。その時長老優陀夷は、かの女人の處に到り、かの女人と共に、互に獨り祕密に可婬の屛處に坐して、❶時を見ては語り、時を見ては法を說けり。

時に毘舍佉鹿子母（ヸサーカーミガーラマーター）は多子多孫、健子健孫にして、多幸に惠まれたり。〔故に〕諸人

は祭祀・饗宴・休日には「その兒をあやからしめんとて」毘舍佉を「請じて」第一に食せしめたり。その時毘舍佉は請ぜられてかの家に到れり。毘舍佉は長老優陀夷がかの女人と共に獨り祕密に可婬の屏處に坐せるを見て、優陀夷にかく云へり、「大德、師の、女人と共に、獨り可婬の屏處に坐するは如法に非ず隨順行に非ず。
188 大德、師はたとへ欲する者に非ずとも、この法によりて惡信せしむることより、諸人は不信となる」と。

長老優陀夷は、毘舍佉鹿子母によりてかく云はるゝも受けざりき。かくて毘舍佉は去りて、諸比丘にこの由を語れり。諸比丘の中、少欲なるもの譏嫌非難せり、「如何ぞ長老優陀夷は、女人と共に、獨り祕密に可婬の屏處に坐するや」と。かくてかの諸比丘、これを世尊に白せり。「優陀夷、汝、實に女人と共に獨り可婬の屏處に坐せしや」。「世尊、實なり」。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、如何ぞ汝、女人と共に「…乃至…」坐すや。愚人、これ未信者を信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等、當に是の如くこの學處を誦すべし――

若し比丘、女人と共に、獨りにて祕密に可婬の屏處に坐せんに、可信優婆夷こ

れを見出して、三法中の何れかを說かん。或は波羅夷或は僧殘或は波逸提なり。比丘同坐を認むれば、「その說く所に隨ひ三法中の何れかによりて處分せらるべし。或は波羅夷、或は僧殘、或は波逸提によりて。或は又かの可信優婆夷の說く所によりて、かの比丘處分さるべし。これ不定法なり」と。

二―一　「いづれの」とはいかなるものをも…乃至…。

「比丘」とは…乃至…これこの所にて意味さるゝ比丘なり。

「女人」とは、人女にして夜叉女鬼女・畜生女に非ず。人女は始生の女人をも云ふ、況んや長大なるをや。

「共に」とは、一所になり。

「獨りにて」とは、比丘も一人、女人も一人なるなり。

「祕密に」とは、見祕密・聞祕密あり。見祕密とは、或は目に手をかざすも、眉上げられ頭上げらるゝも見得ざるなり。聞祕密とは、常語の聞き得ざるなり。

189 「屛處」とは、或は壁、或は戶、或は敷物、或は圍幕、或は木、或は柱、或は袋[2]等、何物かにて覆はるゝを云ふ。

「可婬の」とは不淨行をなし得る處を云ふ。
「坐す」とは、女人坐する近くに比丘坐し或は臥し、比丘の坐する近くに女人坐し或は臥し、又は共に坐し或は共に臥すを云ふ。
「可信」とは、證果に達し、正見を得、教法を解するものなり。
「優婆夷」とは、佛に歸依し法に歸依し僧に歸依するものなり。
「見出して」とは見ての意なり。
二　三法中の何れかを說かん、或は波羅夷、或は僧殘、或は波逸提なり。　比丘同坐を認むれば、三法中いづれかによりて處分せらるべし、或は波羅夷、或は僧殘、或は波逸提によりて。　或は又かの可信優婆夷の說く所によりて、かの比丘處分せらるべし。
　彼の女人若しかく云はん、「大德、我により、坐して女人と不淨行をなすを見らる」と。　彼の比丘若しそを認むれば、その罪によりて處分せらるべし。　彼の女人若しかく云はん、「大德、我により、坐して女人と不淨行をなすを見らる」と。　彼の比丘、若しかく言はん、「我實に坐す、然れども不淨行をなさず」と。　坐により

て處分せらるべし。

彼の女人、若しかく言はん、「大德、我によりて、坐して女人と不淨行をなすを見らる」と。かの比丘、若しかく云はん、「我坐せず、たゞ臥せしなり」と。臥によりて處分せらるべし。彼の女人若しかく云はん、「大德、我によりて、坐して女人と不淨行をなすを見らる」と。かの比丘若しかく云はん、「我、坐せず、たゞ立ち居りしなり」と。處分せらるべからず。

彼の女人、若しかく云はん、「大德、我によりて、臥して女人と不淨行をなすを見らる」と。彼若しそを認むれば、その罪によりて處分せらるべし。彼の女人、若しかく云はん、「大德……見らる」と。彼の比丘、若しかく云はん、「我、實に臥す、然れども不淨行をなさず」と。臥によりて處分せらるべし。

彼の女人、若しかく云はん、「大德……見らる」と。彼の比丘若しかく云はん、「我臥せず、たゞ坐せしなり」と。坐によりて處分せらるべし。彼の女人、若しかく云
190 はん、「大德……見らる」と。彼の比丘若しかく云はん、「我、臥せず、たゞ立ち居りしなり」と。處分せらるべからず。

彼の女人、若しかく言はん、「大德、我によりて、坐して女人と身觸をなすを見らる」と。彼の比丘、若しそを認むれば、その罪によりて處分せらるべし…乃至…「我、實に坐す、然れども身觸をなさず」と。坐によりて處分せらるべし、…乃至…「我坐せず、たゞ臥せしなり」と。臥によりて處分せらるべし…乃至…「我坐せず、たゞ立ち居りしなり」と。處分せらるべからす。

彼の女人、若しかく言はん、「大德、我によりて、臥して女人と身觸をなすを見らる」と。彼の比丘、若しそを認むれば、その罪によりて處分せらるべし（…乃至…）臥によりて處分せらるべし（…乃至…）坐によりて處分せらるべし（…乃至…）處分せらるべからず。

彼の女人、若しかく言はん、「大德、我によりて、女人と獨り祕密に可婬の屏處に坐すを見らる」と。彼の比丘、若しそを認むれば、坐によりて處分せらるべし（…乃至…）臥によりて處分せらるべし（…乃至…）處分せらるべからず。

彼の女人若し（…乃至…）臥せるを見らると（…乃至…）臥によりて處分せらるべし（…乃至…）坐によりて處分せらるべし（…乃至…）處分さるべからず。

「不定」とは、或は波羅夷なるか、或は僧殘なるか、或は波逸提なるか定まらざるなり。

三　到を認め、坐を認め、罪を認む。その罪によりて處分せらるべし。
到を認め、坐を認めず、罪を認む。その罪に依りて處分せらるべし。
到を認め、坐を認め、罪を認めず。坐によりて處分せらるべし。
到を認め、坐を認めず、罪を認めず。處分せらるべからず。
到を認めず、坐を認め、罪を認む。その罪によりて處分せらるべし。
到を認めず、坐を認めず、罪を認む。その罪によりて處分せらるべし。
到を認めず、坐を認め、罪を認めず。坐によりて處分せらるべし。
到を認めず、坐を認めず、罪を認めず、處方せらるべからず。

第一不定竟る

註❶時を見ては云々　佛音の註によれば、他人の近よらざる時は世俗の話をなし、他人の近より來る時は法を說くなり。
❷袋（kotthaḷiyā）リスデギッヅの巴英辭書にsack?とあり、これによる。シャム版にはkottịhaḷiyāとす。

第二不定戒

[他の題名 ① 露処不定]

SC: Bhikkhu Vibhaṅga, Aniyata 2: *Dutiyaaniyata* (syn. 他の題名 ① 露処不定)

第二不定

一　その時佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。時に優陀夷は、世尊は女人と獨りにて祕密に可婬の屛處に坐するを禁じ給へりとて、かの女人と共に〔露處にて〕獨り祕密に坐し、時を見ては談じ、時を見ては法を說けり。毘舍佉鹿子母、又請ぜられてかの家に到れり。毘舍佉は長老優陀夷の、かの女人と共に獨りにて祕密に坐するを見て、長老優陀夷にかく云へり、「大德、師の女人と共に獨りにて祕密に坐するは如法に非ず隨順行に非ず。大德、師はたとへ欲する者に非ざるも、この法によりて惡信せしむることより、諸人は不信となる」と。毘舍佉鹿子母にかく云はるゝも長老優陀夷は受けざりき。かくて毘舍佉は去り、諸比丘にこの由を告げたり。諸比丘の中……〔第一不定、一と同じ。たゞこゝにては可婬の屛處の語を省略す〕……諸比丘、汝等、當に是の如くこの學處を誦すべし――

若し屛坐に非ず、可婬の處たらず、而も女人に麤惡語を語るに適する處あり、若し比丘、是の如き座に、女人と共に獨りにて祕密に坐せんに、可信優婆夷こ

れを見出して、二法中の何れかを說かん、或は僧殘、或は波逸提なり。比丘同坐を認むれば二法中の何れかによりて處分せらるべし、或は僧殘、或は波逸提によりて。或は又かの可信優婆夷の說く所によりて、かの比丘處分せらるべし。これ亦不定法なり」と。

二一　一　「若し屛坐に非ず」とは、壁・戶・敷物・圍幕・木・柱・袋等、何物によりても覆はれざる處なり。

「可婬の處たらず」とは不淨行をなし得ざる處を云ふ。

「女人に麤惡語を語るに適する」とは、女人に麤惡語を語り得る處を云ふ。

「何れの」とは、いかなるものをも…乃至…。

「比丘」とは…乃至…これこの所にて意味さるゝ比丘なり。

「是の如き座に」とは、かゝる座にての意なり。

「女人」とは、人女にして夜叉女・鬼女・畜生女に非ず。人女の善語・惡語を了解し得るもの、麤惡・非麤惡を了解し得るものなり。

「共に」とは一所に……〔第一不定二一に同じ〕……常語の聞き得ざるなり。

「坐す」とは、女人坐する……。

「見出して」とは見ての意なり。

二　二法中の何れかを說かん、或は僧殘、或は波逸提なり。比丘、同坐を認むれば、二法中の何れかによりて處分せらるべし、或は僧殘或は波逸提によりて。或は又かの可信優婆夷の說く所によりて、かの比丘處分せらるべし。

彼の女人、若しかく云はん、「大德、我により、坐して女人と身觸をなせるを見らる」と。彼の比丘、若しそを認むれば、その罪によりて處分せらるべし。彼の女人、若しかく云はん、「大德……見らる」と。彼の比丘、若しかく云はん、「我實に坐す、然れども身觸をなさず」と。坐によりて處分せらるべし……乃至……「我、坐せず、たゞ臥せしなり」と。臥によりて處分せらるべし……乃至……「我坐せず、たゞ立ち居りしなり」と。處分せらるべからず。

彼の女人、若しかく云はん、「大德、我により、臥して女人と身觸をなすを見らる」と。彼の比丘、若しそを認むれば、その罪によりて處分せらるべし……乃至……我實に臥す、然れども身觸をなさず」と。臥によりて處分せらるべし……乃至……「我臥せ

193 ず、たゞ坐せしなり」と。坐によりて處分さるべし…乃至…「我臥せず、たゞ立ち居りしなり」と。處分せらるべからず。

彼の女人若しかく云はん、「大德、我によりて、坐して女人に麤惡語を以て語るを聞かる」と。彼の比丘若しそを認むれば、その罪によりて處分せらるべし。

彼の女人若しかく云はん、「大德、我によりて……聞かる」と。彼の比丘若しかく言はん、「我、實に坐す、然れども麤惡語を以て語らず」と。坐によりて處分せらるべし…乃至…「我、坐せず、たゞ臥せしなり」と。臥によりて處分せらるべし…乃至…「我、坐せず、たゞ立ち居りしなり」と。處分せらるべからず。

彼の女人かく言はん、「大德、我によりて、臥して女人に麤惡語を以て語るを聞かる」と……「立ち居りしなり」と。處分せらるべからず。

彼の女人若しかく言はん、「大德、我によりて女人と獨り祕密にて坐するを見らる」と。彼の比丘若しそを認むれば、坐によりて處分せらるべし…乃至…「我坐せず、たゞ臥せしなり」と。臥によりて處分せらるべし…乃至…「我、坐せず、たゞ立ち居りしなり」と。處分せらるべからず。

彼の女人若しかく言はん、「大德〔…乃至…〕臥せるを〔…乃至…〕臥によりて處分せらるべし〔…乃至…〕坐によりて處分せらるべし〔…乃至…〕處分せらるべからず。

「これ亦」とは、前をとりて云ふなり。

「不定」とは、僧殘なるか、或は波逸提なるか不定なると云ふ。

三　到を認め、坐を認め、罪を認む。その罪によりて處分せらるべし。

到を認め、坐を認めず、罪を認む。その罪によりて處分せらるべし。

到を認め、坐を認め、罪を認めず。坐によりて處分せらるべし。

到を認め、坐を認めず、罪を認めず。處分せらるべからず。

到を認めず、坐を認め、罪を認む。その罪によりて處分せらるべし。

到を認めず、坐を認めず、罪を認む。その罪によりて處分せらるべし。

到を認めず、坐を認め、罪を認めず。坐によりて處分せらるべし。

到を認めず、坐を認めず、罪を認めず。處分せらるべからず。

第二不定竟る

諸大德、二不定法は說示せられ已んぬ。是につきて我今諸大德に問はん、

この點につきて清淨なりや」。二度問はん、「この點につきて清淨なりや」。三度問はん「この點につきて清淨なりや」。今諸大德、この點につきて清淨なり、かるが故に默然たるなり。我、そを是の如く了解す。

その攝頌

可婬の處と、然らざると、不定は、かの佛最尊によりて、善く制せられたり。

不定竟る

Nissaggiya-pācittiya 捨堕（しゃだ）

捨堕一 長衣過限

SC: Bhikkhu Vibhaṅga, Nissaggiya-pācittiya 1: *Kathina*

諸大徳、今この三十尼薩耆波逸法は誦出さる

捨堕 一

一 その時佛世尊は毘舎離瞿曇廟（ゴータマカチェーティヤ）中に在しき。

その時世尊、諸比丘の爲に三衣〔受持〕を聽し給ひき。六群比丘は世尊によりて三衣受持を聽されたりとて、一の三衣を著けて村に入り、他の三衣を著けて園に住し、又別の三衣を著けて沐浴に至れり。諸比丘の中、少欲なる者、譏嫌非難せり、「如何ぞ六群比丘は長衣を畜ふるや」と。時にかの諸比丘、世尊にこの由を白せり。「諸比丘、汝等、實に長衣を畜ふるや」。「世尊、實なり」佛世尊は呵責し給へり、「愚人、汝等、如何ぞ長衣を畜ふるや。愚人、これ未信者を信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等、當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も、長衣を畜ふれば、尼薩耆波逸提（ニッサッギヤパーチッティヤ）なり」

と。是の如く世尊によりて、諸比丘の爲にこの學處は制せられたり。

196

二　その時長老阿難、長衣を得たり。長老阿難は、この衣を長老舍利弗に贈らんと欲したりしが、偶々長老舍利弗は沙祇（サーケータ）に住しき。時に長老阿難謂へらく、「世尊によりて『長衣を畜ふべからず』と學處は制せられたり。我この長衣を得、これを長老舍利弗に贈らんと欲するに、長老舍利弗は沙祇に住す、我當に如何にすべきや」と。かくて長老阿難は世尊にこの由を白せり。

「阿難、舍利弗は幾日にして還るや」。「世尊、九日或は十日にして還るべし」と。その時世尊は、この因縁によりて説法し、諸比丘に告げたまへり、「諸比丘、十日を限り、長衣を畜ふるを聽す。諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

比丘〔三〕衣已に竟り、迦絺那衣を捨し已りては、十日を限り長衣を畜ふべし。若しそを過ぐれば尼薩耆波逸提なり」と。

三―一　「衣已に竟り」とは〔安居後の衣時に〕比丘に衣作られ、或は失はれ、或は壞（やぶ）れ、或は燒かれ、或は衣を得る望斷たれたる〔時、衣作られたる〕なり。

❶「迦絺那（カティナ）衣を捨し已り」とは、八事中の一事によりて捨せられ、或は僧により中間にて捨せられたるなり。

「十日を限り」とは、最長十日畜へ得るなり。

「長衣」とは受持衣に非ず、説浄されざるものなり。

「衣」とは、六❷種衣中、何れかの一衣にして、❸説浄すべき最下量を云ふ。

二　「それを過ぐれば尼薩耆なり」とは、十一日の明相出時に於て尼薩耆にして、僧或は別衆、或は人に捨すべきなり。「比丘、是の如く捨すべし。

かの比丘、僧伽に到りて偏袒右肩し、上座比丘の足を禮し、蹲跪合掌して是の如く云ふべし――

『諸大徳、この衣は我により、十日を過ぎて畜へられたるものにして、捨すべきもの(捨墮衣)なり。我こを僧に捨す』と。捨し已りて罪を自白懺悔すべし。聰明堪能なる一比丘によりて罪(の懺悔)は受けられ、捨衣は還與さるべし。

『大徳僧聽きたまへ。この衣は某甲比丘の捨墮衣にして、僧に捨し已れり。僧、若し時機可ならば、僧この衣を某甲比丘に(還し)與へん』と。

(或は又)かの比丘、衆多比丘の許に到り、偏袒右肩し……合掌してかく云ふべし、

『諸大徳、この衣は我により、十日を過ぎて畜へられたるものにして、捨すべきも

のなり。我こを諸大德に捨す』と。捨し已りて罪を自白懺悔すべし。聽明堪能なる一比丘によりて罪は受けらるべく、捨衣を與へらるべし。

『諸大德聞きたまへ。この衣は某甲比丘の捨墮衣にして、諸大德に捨し已れり。諸大德、若し時機可ならば、この衣を某甲比丘に與へん』と。

〔或は又〕かの比丘、一比丘の許に到り、偏袒右肩し蹲跪合掌して、かく云ふべし、『大德、この衣は我により十日を過ぎて畜へられたるものにして、捨すべきものなり。我こを大德に捨す』と。捨し已りて罪を自白懺悔すべし。彼の比丘によりて、罪は受けらるべく、捨衣は還し與へらるべし。『我この衣を大德に與ふ』と。

四　十日を過ぎたるに、過想なるは捨墮なり。十日を過ぎたるに疑想なるは捨墮なり。十日を過ぎたるに不過想なるは捨墮なり。

非受持に受持想なるは捨墮なり。

不說淨に說淨想なるは捨墮なり。

不遣與に遣與想なるは捨墮なり。

不失に失想なるは捨墮なり。

不壞に壞想なるは捨墮なり。

不燒に燒想なるは捨墮なり。

不奪に奪想なるは捨墮なり。

捨墮衣を捨せずして受用せば突吉羅なり。

不過十日に過想なるは突吉羅なり、不過十日に疑想なるは突吉羅なり、不過十日に不過想なるは不犯なり。

十日以内に受持し、説淨し、遣與し、失ひ、壞れ、燒かれ、奪はれて「衣を」捉り[1]、[2]親厚想にて捉る、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

五　その時六群比丘は捨衣を還與せず。世尊にこの由を白せり。「諸比丘、捨衣を還與せざるべからず、還與せざるものは突吉羅なり」と。

捨墮　二

一　爾の時佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。その時諸比丘は比丘等の手に衣を托し、安陀衣(アンタラヴーサカ)及び鬱多羅僧(ウッタラサンガ)のみを著けて諸國遊行に出でたり。かの衣、

永らく置かれて、その角汚損し、諸比丘かの衣を曬せり。長老阿難は諸房を按行して、諸比丘の、かの衣を曬せるを見、見已りてかの諸比丘の所に到り、斯く云へり、「友、この汚損の衣は何人のものなるや」と。その時彼の諸比丘、この事を阿難に告げたり。長老阿難は譏嫌非難せり、「如何ぞ諸比丘は、比丘等の手に衣を托し、安陀會及び鬱多羅僧のみを著けて諸國遊行に出づるや」と。かくて阿難はこの由を世尊に白せり。「諸比丘、實に諸比丘は比丘等の手に衣を托し、安陀會及び鬱多羅僧のみを著けて諸國遊行に出づるや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「諸比丘如何ぞかの愚人等、諸比丘の手に〔…乃至…〕出づるや。諸比丘、これ未信者を信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等、當に是の如くこの學處を誦すべし――

比丘〔三〕衣已に竟り、迦絺那衣を捨し已りては、一夜と雖も三衣を離せば、尼薩耆波逸提なり」

と。是の如く、世尊によりて、諸比丘の爲にこの學處は制せられたり。

二　その時一比丘、憍賞彌にて病めり。親戚かの比丘の許に使者を遣れり、「大徳、來りたまへ、我等看病すべし」と。諸比丘も亦かく云へり、「友、行き給へ、親

歳は汝を看病すべし」と。かの比丘云へり、「友、世尊は三衣を離すべからずと學處を制し給へり。我病みて三衣を著けて行くこと能はず、我行かず」。世尊にこの由を白せり。その時世尊はこの因緣によりて說法し、諸比丘に曰へり、「諸比丘、病比丘の爲に、不失衣の認可を與ふるを聽す」と。

「諸比丘、是の如く與ふべし。かの病比丘、僧中に至りて偏袒右肩し、上座比丘の足を禮し、蹲跪合掌してかく云ふべし。

諸大德、我病にて三衣を持して行くこと能はず。諸大德、我、僧に不失衣認可を乞ふと。

二度乞ふべし、三度乞ふべし。聰明堪能なる一比丘、僧に唱言すべし。

大德僧聞きたまへ。この某甲比丘は病にて三衣を持して行くこと能はず。彼、僧に不失衣認可を乞ふ。若し僧、時機可ならば、僧は某甲比丘に不失衣認可を與へん。白是の如し。

大德僧聞きたまへ……求む、僧は某甲比丘に不失衣認可を與ふ。諸大德中、某甲比丘に不失衣認可を與ふるを忍ずるものは默し、忍ぜざるものは說き

たまへ。僧により某甲比丘に不失衣認可は與へられ竟んぬ。衆僧忍じたまへり…　了解すと。

諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

比丘、三衣已に竟り、迦絺那衣を捨し已りては、一夜と雖も三衣を離さば、僧の認可を除き、尼薩耆波逸提なり」と。

三―一　「衣已に竟り」とは、比丘に衣作られ、或は衣失はれ、或は壞れ、或は燒かれ、或は衣を得る望斷えて「衣を作れる」なり。

「迦絺那衣を捨し已りては」とは、八事の中、一事によりて捨せられ、或は僧によりて、中間に捨せられたるなり。

「一夜と雖も三衣を離さば」とは、僧伽梨（サンガーチ）、或は鬱多羅僧伽（ウッタラサンガ）、或は安陀會（アンタラヴァーサカ）を離すなり。

「僧の認可を除き」とは、比丘の許可を除外するなり。

「尼薩耆なり」とは、明相出時と共に捨墮にして、僧あるひは別衆あるひは人に捨すべし。

200「諸比丘、是の如く捨すべし…乃至…『諸大徳、この三衣は我により、僧認可なく

して一夜を離されたるものにて、捨すべきものなり。我こを僧に捨す」……「…乃至…〔僧〕[6]還與せん」…乃至…「…〔別衆〕還與せん」。「…大德にわれ還與す」と。

二　聚落[7]同界・異界、住處同界・異界、小屋同界・異界、塔同界・異界、天幕同界・異界、重屋同界・異界、別房同界・異界、船同界・異界、隊商同界・異界、田同界・異界、穀場同界・異界、園同界・異界、精舍同界・異界、樹下同界・異界、露地同界・異界。

三　「聚落同界」とは、一族の聚落ありて、有離なり、聚落內に衣を置けば、身聚落內に存すべし〔これ不失衣なり〕。無離なれば、一家に衣を置けば、その家に住すべく、或は〔身衣の距離〕[8]擲石所及處なれば不失〔衣〕なり。

〔聚落異界とは〕多族の聚落ありて有離なり、一家に衣を置けば、その家、或は集會所、或は村門の下に住すべし、或は擲石所及び處なれば不失衣なり。集合所に至れるもの、衣を擲石所及び處に置けば、集會所或は村門の下に住すべし、或は擲石所及び所なれば不失衣なり。集合所に衣を置けば、集合所或は村門の下に住すべし、或は擲石所及び處なれば不失衣なり。無離なるあり、一家に衣を置けば、その家に住すべく、或は擲石所及び處なれば不失衣なり。

四　一族の住處あり、有籬にして、種々の幽室、種々の內室あり。住處の內に衣を置けば、住處內に住すべし。無籬なるあり、一室に衣を置けば、その室に住すべく、或は擲石所及び處なれば不失衣なり。

　多族の住處あり、有籬にして種々の幽室、種々の內室あり、一室に衣を置けば、その室或は門下に住すべし、或は擲石所及び處なれば不失衣なり。無離なるあり、一室に衣を置けば、身その室に住すべく、或は擲石所及び處なれば不失衣なり。

五　一族の小屋あり、有籬にして種々の幽室、種々の內室あり、小屋內に衣を置けば、小屋中に住すべし。無籬なるあり……（四參照）……多族の小屋……無籬なるあり……不失衣なり。

六　一族の見張塔あり、塔中に衣を置けば、塔中に住すべし。多族の塔にして、種種の幽室種々の內室あり、一室に衣を置けば、その室或は門下に住すべし、或は擲石所及び處なれば不失衣なり。

七　一族の天幕あり、天幕內に……（六參照）……多族の天幕あり……不失衣なり。

八　一族の重閣あり、屋內に……多族の重閣あり……不失衣なり。

九　一族の別房あり、房内に…多族の別房あり…不失衣なり。

一〇　一族の船あり、船中に……多族の船あり、種々の幽室、種々の内室あり、一内室に衣を置けば、その内室に住すべし、或は擲石所及び處なれば不失衣なり。

一一　一族の隊商あり、隊中に衣を置けば、前後七[9]アッバンタラにあれば不失衣なり、側面一アッバンタラにあれば不失衣なり。多族の隊商あり、隊中に衣を置けば、擲石所及び處なれば不失衣なり。

一二　一族の田あり、有籬なれば、田中に衣を置けば田中に住すべし、無籬なれば、擲石所及び處なれば不失衣なり。多族の田あり、有籬なれば、田中に衣を置けば門下に住すべし、或は擲石所及び處なれば不失衣なり。無籬なれば、擲石所及び處は不失衣なり。

一三　一族の打穀場ありて有籬なり、打穀場内に衣を置けば、打穀場内に住すべし、無籬なれば擲石所及び處は不失衣なり。多族の打穀場あり、有籬なれば、打穀場内に衣を置けば、門下に住すべく、或は擲石所及處なれば不失衣なり、無籬なれば擲石所及び處は不失衣なり。

一四　一族の園あり、有籬なれば……〔一三參照〕……無籬なれば……多族の園あり……

……無籬なれば擲石所及び處は不失衣なり。

一五　一族の精舍あり、有籬なれば、精舍內に衣を置けば精舍內に住すべし、無籬なれば、一精舍に衣を置けばその精舍中に住すべく、或は擲石所及處なれば不失衣なり。多族の精舍ありて有籬なり、一精舍に衣を置けば、その精舍內或は門下に住すべく、或は擲石所及び處なれば不失衣なり。無籬なれば、一精舍に衣を置けばその精舍內に住すべく、或は擲石所及び處は不失衣なり。

一六　一族の樹下あり、日中時全く蔭をなす時、蔭中に衣を置けば蔭中に住すべし。多族の樹下あり、擲石所及び處は不失衣なり。

一七　「露地同界」とは、無村の空處に於ては、周圍七アッバンタラを同界とし、それ以外を異界とす。

一八　離衣に離衣想なれば、僧認可を除き、捨墮なり。離衣に疑想なれば、僧認可を除き、捨墮なり。離衣に不離衣想なれば、僧認可を除き、捨墮なり。

不捉に捉想なれば……乃至……

不捨に捨想なれば…乃至…
不失に失想なれば…乃至…
不壞に壞想なれば…乃至…
不燒に燒想なれば…乃至…
盜まれざるに盜まれたりと想へば、僧認可を除き、捨墮なり。
捨墮衣を、捨せずして用ふれば突吉羅なり。
不離衣に離衣想なれば突吉羅なり。不離衣に疑想なれば突吉羅なり。不離衣に不離衣想なるは不犯なり。
夜明以前に衣を取り、遣與し、衣を失ひ、壞(やぶ)り、燒かれ、奪はれて衣を捉る、親厚想にて捉る、比丘僧の認可ある時、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮 三

一―一　その時佛世尊は、舍衞城祇樹給孤獨園に在しき。その時一比丘、非時衣を得たり。それは彼に衣の作らゝるに不足なりき。かくてかの比丘、その衣を〔長

203 からしめんとて）繰返して引きのばし磨れり。世尊は房舎巡行をなし給ひ、かの比丘、その衣を引きのばし磨れるを見て、かの比丘の所に到り、かく曰へり、「比丘、汝何が故にこの衣を引き張りて磨れるや」と。「世尊、我この非時衣を得たるも、衣と作すに足らず、仍つて我この衣を引きのばし磨りみがけるなり」。「比丘、汝に尚衣を得る望ありや」。「世尊、望あり」。その時世尊、この因縁により説法し、諸比丘に曰へり。

「諸比丘、非時衣を得たる時は、衣[19]を得る望あれば畜ふることを聴す」と。

二　その時諸比丘は、「世尊は非時衣を得たる時、衣を得る望あれば、畜ふるを聴し給へり」とて、彼等非時衣を得て、一月を過ぎて畜へ、かの衣を衣竹に聚束して存せり。長老阿難、房舎巡行をなして、衣竹に聚束して存するかの衣を見て諸比丘に云へり、「友、この衣竹に聚束して存する衣は誰のものなりや」と。「友、我等の非時衣にして、望衣の故に畜ふるものなり」。「友、この衣は幾日畜へらるゝや」「友、一月を過ぐ」。長老阿難は譏嫌非難せり、「如何ぞ諸比丘は非時衣を得て、一月を過ぎて畜ふるや」と。その時長老阿難は世尊にこの由を白せり。「諸比丘、

比丘等は實に非時衣を得て、一月を過ぎて畜ふるや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「諸比丘、如何ぞかの愚人等、非時衣を得て、一月を過ぎて畜ふるや。諸比丘、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

比丘〔三〕衣已に竟り、迦絺那衣を捨し已りて、若し比丘、非時衣を得んに、希望する比丘は納受すべし。受納すれば速に〔衣を〕作るべし。若し滿足に非ざる時は、一月を限り、それ以内に滿足する望あらば、かの比丘、その衣を畜へ得べし。若しこれを過ぎて畜ふれば〔滿足の〕望ありとも尼薩耆波逸提なり」と。

二—一 「衣已に竟り」とは…〔捨墮二、三と同じ〕……中間にて[12]捨せらるるなり。

[11]「非時衣」とは、迦絺那衣式の行はれざる時は、十一箇月中に得たるもの、迦絺那衣式の行はれたる時は、七箇月中に得たるものなり。又〔衣〕時中に〔非時衣として〕指名せられて與へられたるもの、これを非時衣と云ふ

「得られんに」とは、或は僧より、或は別衆より、或は親戚より、或は友より得、或は糞掃衣を得、或は自己の財によりて得るなり。

「希望する」とは納受することを望むものは納受すべきなり。
「納受せば速に作るべし」とは、十日にて作るべきなり。
「若し滿足に非ざる時は」とは作るに充分ならざるなり。
「一月を限り彼の比丘その衣を畜へ得」とは、最長一箇月を畜ふべきなり。
「それ以內に滿足する」とは、それ以內に滿足する望によるなり。
「望あれば」とは、或は僧より、或は別衆より、或は親戚より、或は友より得、或は糞掃衣を得、或は自己の財によりて得る望あるなり。

二　「若しこれを過ぎて畜ふれば、望ありとも」とは、本衣を得たる卽日に於て望衣を得、十日間に〔衣を〕作るべし。本衣を得たる〔後〕二日に望衣を得、十日間に作るべし。本衣を得たる後三日に…乃至…四日に…乃至…五日に…乃至…六日に…乃至…七日に…乃至…八日に…乃至…九日に…乃至…本衣を得たる後十日に望衣を得、十日間に作るべし。

本衣を得たる後十一日に…乃至…十二日に…乃至…十三日に…乃至…十四日に…乃至…十五日に…乃至…十六日に…乃至…十七日に…乃至…十八日に

…乃至…十九日に…乃至…本衣を得たる後二十日に望衣を得、十日間に作るべし。

本衣を得たる後、二十一日に望衣を得、九日間に作るべし。二十二日に…乃至…二十三日に…乃至…二十四日に…乃至…二十五日に…乃至…得たる後、二十六日には、四日間に作るべし。二十七日に…乃至…二十八日に…乃至…本衣を得たる後、二十九日に望衣を得、一日にして作るべし。

本衣を得たる後、三十日に望衣を得、即日に受持し、若しは説淨し、若しは遣與すべし。若し受持せず、説淨せず、遣與せざれば、三十一日の明相出時に於て捨墮となり僧若しくは別衆、若しくは人に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし…乃至…「諸大德、この非時衣は我により、一月を過ぎて畜へたるものにして、捨すべきものなり。我今これを僧に捨す」。「(僧)還與せん」。「(別衆)還與せん」。「我、大德に還與す」と」。

三　本衣に異なる望衣を得、尚日限の殘りある時は、望まざれば作るべからず。

過月に過想なるは捨墮なり。過月に疑想なる…乃至…過月に不過想なる…

乃至…不受持に受持想なる…乃至…不說淨に說淨想なる…乃至…不遣與に遣與想なる…乃至…不失に失想なる…乃至…不壞に壞想なる…乃至…不燒に燒想なる…乃至…不奪に奪想なるは捨墮なり。

捨墮衣を、捨せずして受用せば突吉羅なり。一月を過ぎずして過想なるは突吉羅なり。一月を過ぎずして疑想なるは突吉羅なり。一月を過ぎざるに不過一月想なるは不犯なり。

四　一月内に受持し、說淨し、遣與し、失ひ、壞れ、燒かれ、奪はれて捉り、親厚想にて捉る、癡狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮　四

一　その時佛世尊は舍衞城祇樹給孤獨園に在しき。その時長老優陀夷の故の妻、比丘尼に出家し居れり。かの女屢〻優陀夷の許に到り、長老優陀夷も亦屢〻かの尼の許に到れり。その時長老優陀夷かの尼の許に給食をなせり。時に長老優陀夷は、晨朝下衣を著け上衣と鉢とを持してかの比丘尼の許に到り、比丘尼の

前に生支を露出して坐せり。かの尼も亦長老優陀夷の前に生支を出して坐せり。その時長老優陀夷欲念を起し、かの尼の生支を見て不淨を泄せり。その時優陀夷かの尼にかく云へり「妹、行きて水を持ち來れ、われ安陀會を洗ふべし」と。
206「大德、出したまへ、われ洗ふべし」とて、かの不淨の一分を口に入れ、一分を生支に入れたり。彼の尼、それによりて妊娠せり。

諸比丘尼云へり「この比丘尼は非梵行をなして妊せり」と。「大姉、我非梵行をなせるに非ず」とて諸比丘尼に、かの由を語れり。諸比丘尼は譏嫌非難せり「如何ぞ大德優陀夷は比丘尼をして故衣を洗はしむるや」と。かくてかの諸比丘尼、これを諸比丘に語れり。諸比丘の中、少欲なる者……非難せり「如何ぞ大德優陀夷は比丘尼をして故衣を洗はしむるや」と。かくて諸比丘、これを世尊に白せり。「優陀夷、汝、實に比丘尼をして故衣を洗はしめたるや」。「實なり、世尊」。「優陀夷「尼は」汝に親里なるや、非親里なるや」。「世尊、非親里なり」。「非親里なる愚人は、非親里女に對して、威儀、非威儀、淨行非淨行を知らず。故に汝愚人、非親里の比丘尼をして故衣を洗はしむ。愚人、これ不信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝

等、當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も、非親里比丘尼をして、故衣を浣はしめ、染めしめ、打たしむれば尼薩耆波逸提なり」と。

二―一　「何れの」とはいかなるものをも…乃至…

「比丘」とは…乃至…これこの所に於て意味せらるゝ比丘なり。

「非親里」とは父母より七世以内に繫がらざるものなり。

「比丘尼」とは、二衆に於て出家せるものなり。

「故衣」とは、一度にても著用されたるものなり。

浣へと命ずれば突吉羅、浣はれたるものは捨墮なり。染めよと命ずれば突吉羅、染められたるものは捨墮なり。打てと命ずれば突吉羅なり、一度にても、手或は槌にて打たれたるものは捨墮にして、僧或は別衆或は人に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし。

「諸大德、この故衣は、我により、非親里比丘尼をして浣はしめたるものにして、捨すべきものなり。我、今、こを僧に捨す」。「僧」還與せん」。「別衆」還與せん」。「我、大德

に還與す」と」。

207 二　非親里に非親里想にて故衣を浣はしむれば捨墮なり。非親里に非親里想にて、故衣を浣ひ染めしむれば、一捨墮、一突吉羅なり。非親里に非親里想にて、故衣を浣ひ打たしむれば、一捨墮、一突吉羅なり。非親里に非親里想にて、故衣を浣ひ染め打たしむれば、一捨墮、二突吉羅なり。

非親里に非親里想にて、故衣を染めしむれば捨墮なり。非親里に非親里想にて、故衣を染め打たしむれば、一捨墮、一突吉羅なり。非親里に非親里想にて、故衣を染め浣はしむれば、一捨墮、一突吉羅なり。非親里に非親里想にて、故衣を染め打ち浣はしむれば、一捨墮、二突吉羅なり。

非親里に非親里想にて、故衣を打たしむれば捨墮なり。非親里に非親里想にて、故衣を打ち浣はしむれば、一捨墮、一突吉羅なり。非親里に非親里想にて、故衣を打ち染めしむれば、一捨墮、一突吉羅なり。非親里に非親里想にて、故衣を打ち浣ひ染めしむれば、一捨墮、二突吉羅なり。

非親里に疑念にて……乃至……非親里に親里想にて……乃至……

他人の故衣を浣はしむれば突吉羅なり。尼師壇を浣はしむれば突吉羅なり。比丘尼僧のみによりて出家せるものをして浣はしむれば突吉羅なり。

親里に非親里想なるは突吉羅、親里に疑想なるは突吉羅、親里に親里想なるは不犯なり。

三　親里比丘尼によりて浣はれ、非親里比丘尼は助力者なる時、語られずして浣ふ、新衣を浣はしむ、衣以外の他の資具を浣はしむ、式叉摩那をして、沙彌尼をして〔浣はしむ〕、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨堕　五

一―一　その時佛世尊は王舍城迦蘭陀竹林園に在しき。その時蓮華色比丘尼は舍衞城に住せり。時に蓮華色比丘尼、晨朝下衣を著け、上衣と鉢とを持して乞
208 食の爲に舍衞城に入れり。舍衞城に於て乞食をなし已り、受食後、乞食より歸りて、日中の入定・休息をなさんと安陀林に到り、林中に入りて一樹の下にて休息の爲に坐せり。その時、賊業に巧みなる諸賊、牝牛を殺してその肉を持し安陀林に

入れり。賊主は蓮華色比丘尼の、日中の休息の爲に一樹下に坐せるを見てかく思惟せり「若し我が子弟見なば、この比丘尼を害せん」と。〔かくて他路によりて行けり。時にかの賊主は、煮たる肉中の上美の肉を取りて棕櫚葉の籠に入れ、蓮華色比丘尼の近くなる樹上に懸け、「沙門婆羅門中、見たるものに與へん、持ち去るべし」と云ひて去れり。蓮華色比丘尼は三昧より起きて、かの賊主の此の語をなせるを聞けり。かくて蓮華色比丘尼はかの肉をとり、住房に歸れり。時に蓮華色比丘尼はその夜過ぎて、彼の肉をとり欝多羅僧にてそを包み、空中を飛びて再び竹林に現じたり。

二　その時世尊は乞食の爲、聚落に入り給ひ、長老優陀夷は殘りて精舍を護れり。時に蓮華色比丘尼は優陀夷の許に到りてかく云へり、「大德、世尊は何處に往き給ひしや」と。「妹、世尊は乞食の爲、村に入り給へり」。「大德、この肉を世尊に奉じたまへ」。「妹、世尊は汝の肉によりて充悅せられたまへり。汝若し我に安陀會を與ふれば、我亦是の如く、安陀會によりて充悅せらるべし」。「大德、我等女人は實に難得者なり、こは我が最後の第五衣なり、我與へず」。「妹、譬へば人の象を

與ふるには草をも與ふる如し、是の如く汝世尊に肉を奉じて、我には安陀會を與へざるや」と。かくて蓮華色比丘尼は長老優陀夷より、強ひて索められ、安陀會を與へて住房に還れり。諸比丘尼蓮華色比丘尼の衣鉢を受けとりてかの尼にかく云へり「大姉、汝の安陀會はいづこにありや」と。蓮華色比丘尼はかの事を語れり。諸比丘尼……非難せり「如何ぞ長老優陀夷は、比丘尼より衣を受くるや、女人は衣を得難し」と。時にかの諸比丘尼、諸比丘にこの由を語れり。諸比丘の中、少欲なる者……非難せり「如何ぞ長老優陀夷は比丘尼より衣を受くるや」と。かくてかの諸比丘、世尊はこの由を白せり。「優陀夷、汝實に比丘尼より衣を受けしや」。「實なり、世尊」。「優陀夷、汝に親里なりや、非親里なりや」。「非親里なり、世尊」。「非親里の愚人は非親里女に對じて、威儀、非威儀、清淨不清淨を知らず。故に愚人、汝非親里比丘尼の手より衣を受くるなり。愚人、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も、非親里比丘尼の手より衣を受くれば尼薩耆波逸提なり」と。是の如く世尊によりて諸比丘の爲にこの學處は制せられたり。

二　その時諸比丘、畏慎して比丘尼の交易衣をも受けず。諸比丘尼……非難せり「大徳、如何ぞ我等の交易衣を受けざるや」と。諸比丘はかの比丘尼等の譏嫌非難するを聞けり。その時諸比丘は世尊にこの由を白せり。世尊この因縁によりて說法し、諸比丘に曰へり「諸比丘、五衆の交易衣を受くるを聽す、卽ち、比丘、比丘尼、式叉摩那、沙彌、沙彌尼の〔交易衣〕なり。諸比丘、これ等の五衆の交易衣を受くるを聽す、諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も、非親里比丘尼の手より衣を受くれば、交易を除き、尼薩耆波逸提なり」と。

三―一　「何れの」とは……〔捨墮四、二・一を見よ〕……出家せるものなり。
「衣」とは、六衣中の一衣にして、說淨すべき最小量〔以上〕を云ふ。
[13]「交易を除く」とは、交換を除外するなり。
受くるに、[14]受けんとするは突吉羅、入手せば捨墮にして、僧或は別衆或は人に捨すべし。
「諸比丘、是の如く捨すべし、「諸大德、是の衣は我により、非親里比丘尼の手よ

り、交易に非ずして受けられたるものにして、捨すべきものなり、我今こを僧に捨す」。「〔僧〕還與せん」。「〔別衆〕還與せん」。「我、大德に還與す」と」。

二　非親里より非親里想にて衣を受くれば、交易を除き捨墮なり。非親里より疑想にて衣を受くれば、交易を除き捨墮なり。非親里より親里想にて衣を受くれば、交易を除き捨墮なり。

比丘尼僧のみにより出家せる比丘尼の手より衣を受くれは交易を除き突吉羅なり。

親里よりなるを非親里想なるは突吉羅、親里よりなるを疑想なるは突吉羅、親里よりなるを親里想なるは不犯なり。

三　親里より、交易物、輕物を與へて重物を得、重物を與へて輕物を得る時、比丘親厚想にて捉り、暫取想にて捉り、衣を除き他の資具を受く、式叉摩那より、又沙彌尼より受く、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮　六

一―一　その時佛世尊は舍衞城祇樹給孤獨園に在しき。その時優波難陀(ウパナンダ)釋子は說法善能なりき。その時一長者の子は長老優波難陀釋子の許に到りて禮をなし、一方にありて坐せり。坐し已れるかの長者の子に、長老優波難陀釋子は說法し……歡喜せしめたり。時にかの長者の子、優波難陀釋子の說法に……歡喜して長老にかく云へり、「大德、欲する所を云ひ給へ、我等この衣服・飮食房舍病資具たる藥湯の中、何にても大德に與へ得」と。「賢者、汝若し我に與へんと欲せば、こゝに汝の著せるものより、一外衣を與ふべし」。「大德、われ家に還るまで待ち給へ。家に歸らば、こゝに著する一外衣にても、或はこゝに著するより更によき衣にても送るべし」と。長老優波難陀釋子は再びかの長者の子に云へり……三度〔…乃至…〕「與ふべし」と。「大德、我等良家の子にとりて、一外衣にて行くは如何ならん。大德、われ家に還るまで待ち給へ。家に歸らば、こゝに著せる一外衣にても、或は更によき衣にても送るべし」。「賢者、汝、與ふる意なくして「施與を」申出でたるや。汝は申出でて與へず」と。かくてかの長者の子は、長老優波難陀釋子に、強ひて索められ、一外衣を與へて行けり。

二　諸人はかの長者の子を見て、かく云へり「賢者、汝何が故に一外衣にて還るや」と。その時かの長者の子は諸人に此の由を語れり。諸人……非難せり「これ等沙門釋子は、多求にして足ることとなし、彼等に說法により、施與の請待をなすは容易に非ず、如何ぞ長者の子により說法により施與の請待をなされて、外衣を取るや」と。諸比丘はかの諸人の……非難を聞けり。諸比丘の中、少欲なる者……非難せり「如何ぞ長老優波難陀釋子は、長者の子に衣を乞ふや」と。かくて諸比丘、世尊にこの由を白せり。「優波難陀、汝實に長者の子に衣を乞ひしや」。「實なり、世尊」。「優波難陀、汝に親里なるや、非親里なるや」。「非親里なり」。「非親里なる愚人は、非親里に對して威儀非威儀、淨行非淨行を知らず。故に愚人、汝、非親里なる長者の子に衣を乞ふなり。愚人、これ未信者を信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も、非親里居士、或は居士婦に、衣を乞はば尼薩耆波逸提なり」

と、この學處は、世尊により、諸比丘の爲に、かく制せられたり。

212 二　その時衆多の比丘、沙祇より舍衞城に長路を往けり。中途に於て賊現はれ、

かの比丘(の衣)を奪へり。時にかの諸比丘は「世尊は非親里の居士或は居士婦に、衣を乞ふを禁じ給へり」とて、畏愼して衣を乞はず、恰も裸形外道の如くにて、舍衛城に來り、諸比丘に挨拶せり。諸比丘かく云へり「友、かの邪命士は好し、彼等は諸比丘を禮せり」と。彼等云へらく「友、我等は邪命士に非ず、我等は比丘なり」と。諸比丘は長老優波離にかく云へり「大德優波離、來りて彼等を檢問し給へ」と。かくて長老優波離は、かの諸比丘を檢して比丘等に云へり「友、これは比丘なり、彼等に衣を與へよ」と。諸比丘の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ諸比丘裸形にて行くや、宜しく(軟)草或は(樹)葉にて覆ひて行くべきなり」と。

その時諸比丘は世尊にこの由を白せり。世尊この因緣により、說法して諸比丘に曰へり、「諸比丘、奪衣或は失衣者には、非親里の居士・居士婦に衣を乞ふことを聽す。始にかれ(僧の)住處に到るべし。若しそこに僧の精舍衣或は臥布、若しくは敷布、若しくは枕の皮あらば、そを取り受けて身を覆ふに充てんと。若し衆僧の精舍衣、臥布、敷布、枕の皮無き時は、草或は葉にて覆ひて行くべし、裸形にて行くべからず、行くものは突吉羅なり。諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦

すべし――

何れの比丘と雖も、非親里の居士或は居士婦に、衣を乞はば〔然るべき〕條件を除き、尼薩耆波逸提なり。こゝにその條件とは、比丘奪衣の時或は失衣の時、これその條件なり」と。

三―一　「何れの」とはいかなるものをも……乃至……

「比丘」とは……乃至……これこの所に於て意味せらるゝ比丘なり。

「非親里」とは、父母より七世以内に繫がれざるものなり。

「居士」とは、俗家に住せる人を云ふ。

「居士婦」とは、俗家に住せる婦人を云ふ。

「衣」とは、六衣の中の一衣にして、說淨すべき最下量〔以上〕のものなり。

「條件を除き」とは、條件を除外するなり。

「奪衣」とは、比丘の衣、或は王の爲、或は賊の爲、或は賭者の爲、或は何人かによりて、奪はれたるなり。

「失衣」とは、比丘の衣の、或は火の爲に燒かれ、或は水の爲に流され、或は鼠の爲、蟻

の爲に喰はれ、或は著破られたるなり。
二　條件を除きて乞ふに、乞はんとするは突吉羅、入手せば捨墮にして、僧或は別衆、或は人に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし…乃至…「諸大德、この衣は我により、條件なくして、非親里の居士に乞はれしものにして、捨すべきものなり。我今これを僧に捨す」。「僧還與せん」。「別衆還與せん」。「我大德に與ふ」と」。
三　非親里に非親里想にて、條件を除き、衣を乞へば捨墮なり。非親里に疑想にて、條件を除き、衣を乞へば捨墮なり。非親里に親里想にて、條件を除き、衣を乞へば捨墮なり。
　親里に非親里想なるは突吉羅なり。親里に疑想なるは突吉羅なり。親里に親里想なるは不犯なり。
四　條件の時、親里なる者、請待せられたる者、他の爲に乞ふ者、自己の財による者、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮　七

一　その時佛世尊は舍衞城祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘は奪衣比丘の所に到りて斯く云へり、「友、世尊は奪衣・失衣の者には、非親里の居士・居士婦に、衣を乞ふことを聽したまへり。友、衣を乞へ」と。「友、我等已に衣を得て足る」。「我等諸長老の爲に乞ふべし」。「友、乞へ」と。その時六群比丘は諸居士の許に到りて斯く云へり、「賢者、奪衣の諸比丘來れり、彼等に衣を與へよ」とて、多くの衣を乞へり。その時一居士、集合所に坐して、他の居士に斯く云へり、「賢者、奪衣の比丘來り、我等は彼等に衣を與へたり」と。彼亦斯く云へり「我等も亦與へたり」と。他の居士も亦云へり、「我等も與へたり」と。彼等……非難せり、「如何ぞ沙門釋子は量を知らず、多くの衣を乞ふや。沙門釋子は布商をなし或は商店を開くべし」と。諸比丘はかの居士等の……非難するを聞けり。諸比丘の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ六群比丘は量を知らず多衣を乞ふや」と。諸比丘は世尊にこの由を白せり。「諸比丘、汝等、實に量を知らず、多衣を乞ふや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、汝等、如何ぞ量を知らず、多衣を乞ふや。愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學

處を誦すべし——

若しかの比丘に、非親里の居士居士婦の、多衣をもちて捧げ、恣に擇取せしめんに、かの比丘は、多くとも內衣外衣をその衣より受くべし。若し是を過ぎて受くれば、尼薩耆波逸提なり」と。

二—一 「若し彼の比丘に」とは、奪衣の比丘にの意なり。

「非親里」とは……〔捨墮六、三・一を見よ〕……俗家に住せる婦人を云ふ。

「多衣をもちて」とは、多量の衣をもちてなり。

「捧げ恣に擇取せしめんに」とは、師の欲するだけ取れ、と云ふなり。

「かの比丘は多くとも、內衣外衣を、その衣より受くべし」とは、若し三衣を失はば二衣を受くべし、二衣を失はば一衣を受くべし、一衣を失はば何物をも受くべからず。

「是を過ぎて受くれば」とは、それ以上を乞ふなり。受けんとするは突吉羅、入手せば捨墮にして、僧或は別衆或は人に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし、「諸大德、この衣は、我により、非親里の居士の許に到りて過求されたるものにして、

捨すべきものなり。我今これを僧に捨す」。「〔僧〕還與せん」。「〔別衆〕還與せん」。「我大徳に還與す」と。

二　非親里に非親里想にて是を過ぎて衣を乞へば捨堕なり。非親里に疑想にて……〔捨堕六・三・三を見よ〕……不犯なり。

三　「我、殘餘を取らん」とて取り去る、殘餘は汝のものなりとて與ふる時、奪衣の故に與ふるに非ざる時、失衣の故に與ふるに非ざる時、親里なる者、請待せられたる者、自己の財物による者、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨堕　八

一　その時佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。その時一居士はその婦に斯く云へり、「優波難陀大徳に衣を施さん」と。一乞食比丘、かの居士の此の語をなすを聞けり。斯くてかの比丘、優波難陀釋子の許に到り斯く云へり、「友、優波難陀、汝は大福徳の人なり。かの某處にて一居士はその婦にかく云へり、『優波難陀大徳に衣を與へん』と」。「友、彼は我が檀越なり」。かくて長老優波難陀釋子

はかの居士の許に到りて彼に斯く云へり、「賢者、汝、實に我に衣を與へんと欲するや」。「大德、我、實にかく思惟せり、『我、優波難陀大德に衣を與へん』と」。「賢者、汝、若し我に衣を與へんと欲せば、是の如き衣を與ふべし、我が著用せざる如き衣もて我に與ふとも、何かせん」と。

その時かの居士……非難せり、「これ等沙門釋子は、多求にして足るを知らず、彼等に衣を與ふるは容易に非ず。如何ぞ大德優波難陀は、我により「請ぜられざるに先だち、我が所に來りて、衣に就きて指圖をなすや」と。諸比丘はかの居士の……非難せるを聞けり。諸比丘の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ長老優波難陀釋子は、請ぜられざるに先だちて居士の家に到り、衣に就きて指圖をなすや」と。斯くてかの諸比丘は世尊にこの由を白せり。「優波難陀、汝、實に請ぜら
216 れざるに先だちて居士の家に到り、衣に就きて指圖をなすや」。「實なり、世尊」。「優波難陀、汝に親里なるや非親里なるや」。「世尊、非親里なり」。「非親里なる愚人は非親里に對して威儀・非威儀、淨行・非淨行を知らず。故に愚人、汝は請ぜられざるに先ちて非親里の居士の家に到り、衣に就きて指圖をなす。愚人、これ未信者

をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

若し比丘の爲に、非親里の居士或は居士婦に衣料準備せらる、この衣料にて衣を購ひ某甲比丘に衣を著せしめんとて。此の時若しかの比丘、請ぜられざるに先だちて往き、衣に就きて指圖をなさん、「善い哉、賢者、この衣料にて斯々の如き衣を購ひて我に著せしめよ」と。好衣を望むが故に尼薩耆波逸提なり」と。

二—一　「若し比丘の爲に」とは、比丘の爲に、比丘を目的とし、比丘に著せしめんと欲するなり。

「非親里」とは父母より七世以内に繋がれざるものなり。

「居士」とは俗家に住せる人を云ふ。

「居士婦」とは俗家に住せる婦人を云ふ。

「衣料」とは、或は黃金、或は錢、或は眞珠、或は寶珠、或は珊瑚、或は鐵板、或は綿布、或は糸、或は綿なり。

「この衣料にて」とは準備せるものにての意なり。

「購ひて」とは交換してなり。
「著せしめん」とは與へんとの意なり。
「この時若しかの比丘」とはかの比丘を指示して衣料の準備せらるゝ其の比丘なり。
「請ぜられざるに先だちて」とは「大德、師には如何なる衣が望みなるや、師に如何なる衣を購はん」と云はれざる前なり。
「往きて」とは、家に往き、或はいづこへか到るなり。
「衣に就きて指圖をなさん」とは、或は長くせよ、或は廣くせよ、或は厚くせよ、或は軟柔ならしめよと云ふなり。
「この衣料にて」とは準備せるものにての意なり。
「斯々の如き」とは、或は長、或は廣、或は厚、或は軟なるなり。
「購ひて」とは交易してなり。
「著せしめよ」とは與へよの意なり。
「好衣を望むが故に」とは善なるを望み、高價なるを望むなり。

彼の語により或は長衣、或は廣衣或は厚衣或は軟衣を購ふに、購はしめんとするは突吉羅、入手すれば捨墮にして、僧或は別家、或は人に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし…乃至…『諸大德、この衣は我により請ぜられざるに先だちて非親里の居士に到り、衣に就いて指圖をなして得られたるものにして、捨すべきものなり。我、今、こを僧に捨す』。『〔僧〕還與せん』。『〔別衆〕還與せん』。『我大德に還與す』と」。

二　非親里に非親里想にて、請ぜられざるに先だちて居士の家に到り、衣に就きて指圖をなせば捨墮なり。　非親里に疑想にて、請ぜられざるに先だちて居士の家に到り、衣に就きて指圖をなせば捨墮なり。　非親里に親里想にて、請ぜられざるに先だちて居士の家に到り、衣につきて指圖をなせば捨墮なり。

親里に非親里想なるは突吉羅なり。　親里に疑想なるは突吉羅なり。　親里に親里想なるは不犯なり。

三　親里なる者、請を受けたる者、他人の爲になす者、自己の財による者、高價衣を購はんと欲せるに少價の衣を購はしむる者、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮　九

一　その時佛世尊は舍衞城祇樹給孤獨園に在しき。その時一居士は他の居士に斯く云へり、「われ大德優波難陀釋子に衣を與へん」と。彼の居士も亦云へり、「我も亦大德優波難陀釋子に衣を與へん」と。一乞食比丘、かの人の此の談話を聞けり。かくてかの比丘は長老優波難陀釋子の處に到りて彼に斯く云へり、「友優波難陀、汝は大福德の人なり、かの某處に於て、一居士は他の居士に斯く云へり、
218 「われ大德優波難陀釋子に衣を與へん」と。彼も亦斯く言へり『我も亦優波難陀大德に衣を與へん』と」。「友、彼等は我が檀越なり」。かくて長老優波難陀釋子は彼等居士の許に到りて斯く云へり、「賢者、汝等、實に我に衣を與へんと欲するや」と。「大德、我等、實に斯く思惟せり、優波難陀大德に衣を施與せんと」。「賢者、汝等、實に我に衣を與へんと欲せば、是の如き衣を與へよ、我が著用せざる如き衣もて我に與ふるとも何かせん」。その時彼等居士は……非難せり、「彼等沙門釋子は多欲にして足るを知らず、彼等に衣を與ふるは容易に非ず。如何ぞ優波難陀大德は、我等によりて請ぜられざるに先だちて來り、衣に就きて指圖をなすや」と。

諸比丘は彼等の……非難するを聞けり。彼等の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ長老優波難陀釋子は請ぜられざるに先だちて居士の家に到り、衣に就きて指圖をなすや」と。斯くてかの比丘は世尊にこの由を白せり。「優波難陀、汝、實に請ぜられざるに先だちて居士の所に到り、衣に就きて指圖をなすや」。「實なり、世尊」。「優波難陀、汝の親里なるや、非親里なるや」。「非親里なり」。「非親里なる愚人は、非親里に對して威儀・非威儀、淨行・非淨行を知らず。故に愚人、汝請ぜられざるに先だちて居士の所に到り、衣に就きて指圖をなすなり。愚人、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

若し比丘の爲に、兩居士或は居士婦に、各自に衣料準備せらる、「我等この各自の衣料にて、各自衣を購ひて某甲比丘に著せしめん」とて。此の時若しかの比丘、請ぜられざるに先だちて到り、衣に就きて指圖をなさん、「善い哉、賢者、この各自の衣料にて斯々の一衣を、兩人共同して購ひ我に著せしめよ」と、好衣を望むが故に、尼薩耆波逸提なり」と。

219 **二**　「若し比丘の」とは……〔捨墮八、二、一を見よ〕……比丘に著せしめんと欲するなり。

「兩」とは二人なり。

「非親里」とは……繋がれざる者なり。

「居士」とは俗家に住する人なり。

「居士婦」とは、俗家に住する婦人なり。

「衣料」とは或は黄金、或は錢、或は眞珠、或は寶珠、或は珊瑚、或は鐵板、或は綿布、或は糸、或は綿を言ふ。

「この衣料にて」とは準備されたるものにての意なり。

「購ひて」とは交易してなり。

「著せしめん」とは與へんの意なり。

「此の時若し比丘」とは比丘を指示して衣料の準備せらるゝその比丘なり。

「請ぜられざるに先だち」とは……と言はれざるに先だちてなり。

「到りて」とは……

「衣に就きて指圖をなさん」とは或は長く……

「この衣料にて」とは準備せられたるものにてなり。

「斯々の如き」とは……

「著せしめよ」とは與へよとの意なり。

「兩人共同して」とは二人一所にてなり。

「好を望む故に」とは善なるを望み高價なるを望むなり。

彼の語により若しは長衣若しは廣衣若しは厚衣、若しは軟衣を購ふに、購はしめんとするは突吉羅……〔捨墮八、二・一―三と同じ。たゞ非親里居士・居士婦の代りに非親里居士等居士婦等を置く〕……高價の衣を購はんと欲する者に少價の衣を購はしむる者痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮一〇

一―一　その時佛世尊は舍衞城祇樹給孤獨園に在しき。その時長老優波難陀釋子の檀越たる大臣は、長老優波難陀釋子に、使を以て衣料を送り、「この衣料にて衣を購ひ優波難陀大德に衣を與へよ」と。斯くてかの使は優波難陀釋子の所に到りて斯く云へり、「大德、この衣料は大德の爲に送られたり、大德、衣料を

220 取り給へ」と。斯く云はれて長老優波難陀はかの使に云へり、「賢者、我等は衣料を取らず、されど我等は時機到らば淨衣を取るべし」と。かく言はれてかの使は、長老優波難陀釋子に云へり、「大德、誰人か執事人ありや」と。

その時一居士、或る事務の爲に僧園に來れり。時に長老優波難陀釋子は、かの使に云へり、「賢者、かの優婆塞は諸比丘の執事人なり」と。時にかの使はかの優婆塞に承知せしめ長老優波難陀釋子の所に到りて云へり、「大德、長老の執事人として示したる居士は、我によりて承知せしめられたり。大德、時に應じて行き給へ。彼は師に衣を與ふべし」と。その時かの大臣長老優波難陀の許に使を送れり、「大德、かの衣を著用し給へ。我等は大德によりてかの衣の著用せらるゝを欲す」と。その時長老優波難陀釋子は、かの優婆塞に何事をも語らざりき。再びかの大臣は、優波難陀釋子の許に使を送れり、「大德……欲す」と。再び優波難陀釋子はかの優婆塞に何事をも語らざりき。三度かの大臣は優波難陀釋子の許に使を送れり、「大德……欲す」と。

二　その時、市民の集會ありて、市民によりてなされたる規約あり、「後れて至る

者は五百錢を課せらる」と。時に長老優波難陀釋子は、かの優婆塞の許に到りて
かく云へり「賢者、我衣を欲す」と。「大徳、今日一夜待ち給へ。今日市民の集會
あり、市民によりてなされたる規約あり、後れて到る者は五百錢を課せらる」。「賢
者、今日、我に衣を與へよ」と帶を執れり。斯くてかの優婆塞は、長老優波難陀の
爲に、強ひて索められ、優波難陀釋子の爲に衣を購ひ、後れて到れり。諸人はかの
優婆塞に斯く云へり、「汝、何の故に後れて來るや、汝は五百錢を取られたり」と。
その時かの優婆塞は彼等にこの由を語れり。諸人……非難せり、「彼等沙門
221 釋子は、多欲にして足るを知らず。彼等の爲に執事をなすは容易に非ず。何ぞ
優婆塞に『大徳、今、一夜を待て』と云はるゝに待たざるや」と。諸比丘はかの諸人
の……非難するを聞けり。彼等の中、少欲なる者……非難せり、「何ぞ長老優波
難陀釋子は、優婆塞に『今一夜を待て』と云はるゝに待たざるや」と。かくて彼等は
世尊にこの由を白せり。「優波難陀、汝實に優婆塞に『大徳、今一夜待ち給へ』と
云はるゝに待たざるや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり。「愚人、如何ぞ
汝、優婆塞に『大徳、今、一夜待ち給へ』と云はるゝに待たざる。愚人、これ未信者

をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等、當に是の如くこの學處を誦すべし――

三　若し比丘の爲に、若しくは王、若しくは大臣、若しくは婆羅門、若しくは居士、使をもちて衣料を送らん、「この衣料にて衣を購ひ、某甲比丘に衣を著せしめよ」と。かの使者、かの比丘に到りて斯く言はん、「大德、長老の爲にこの衣料を待ち來れり、長老衣料を受領すべし」と。かの比丘によりてこの使者は斯く云はるべし、「賢者、我等は衣料を受領せず、我等は時來らば淨衣を受くべし」と。かの使者はかの比丘に斯く云はん、「長老に執事人有りや」と。諸比丘、衣を希望する比丘は、執事人或は淨人或は優婆塞を指示して、「賢者、かの人は諸比丘の執事なり」と云ふべし。かの使者その執事人に承知せしめて、かの比丘の許に到り斯く云はん、「大德、長老の指示せしかの執事人は、我により承知せしめられたり。長老、然るべき時到るべし、彼の尊師に衣を著せしむべし」と。諸比丘、衣を希望する比丘は、執事人の處に到りて二三度、督促すべし、「賢者、われ衣を要す」と。二三度督促して、かの衣を得ればこれ可なり。若し得ざれば、四度、五度、六度まで沈默して「その衣の」爲に

立つべし。四度、五度、六度まで沈默して、爲に立ちてかの衣を得れば、これ可なり。是を過ぎ、力を盡して衣を得れば尼薩耆波逸提なり。若し得ざる時は、衣料の送られし施主の許に、自ら行き、或は使者を送るべし、「諸賢、汝等、比丘の爲に衣料を送りしも、そはかの比丘に何等の利益を與へず。卿等自身の物を還取し、自身の物を失ふこと勿れ」と。これ此の場合の正しき處置なり」と。

二―一 「若し比丘の爲に」とは、比丘の爲に、比丘を目的とし、比丘に著せめんと欲するなり。

「王」とは統治する人なり。

「大臣」とは王の俸祿を食むものなり。

「婆羅門」とは、婆羅門姓のものなり。

「居士」とは王・大臣・婆羅門を除き、その他の居士を云ふ。

「衣料」とは黄金、或は錢、或は眞珠、或は寶珠なり。

「この衣料にて」とは準備せるものにてなり。

「購ひて」とは交易しての意なり。

「著せしめよ」とは與へよの意なり。

若しかの使者、かの比丘に至りてかく云はん、「大徳、長老の爲にこの衣料を持ち來れり、長老衣料を受領すべし」と。かの比丘、この使者に斯く云ふべし、「……賢者、かの人は諸比丘の執事人なり」と。かく云ふべからず、「彼に與へよ」、或は「彼畜ふべし」或は「或交易すべし」或は「彼購ふべし」と。

若し彼の使者、その執事人に承知せしめて、かの比丘の許に到りて斯く云はん。「大徳、長老の指示せしかの執事人は、我によりて承知せしめられたり。長老時に應じて到るべし。彼、汝に衣を著せしむべし」と。諸比丘、衣を希望する比丘は、執事人の所に到りて二三度督促すべし、「賢者、われ衣を要む」と。斯く云ふべからず、「我に衣を與へよ、我に衣を持ち來れ、我に衣を交易せよ、我に衣を購へ」と。二度云ふべし…乃至…三度云ふべし…乃至…。

若し得れば、そは可なり。若し得ざれば、そこに到り沈默して「その衣の」爲に立つべし。席に坐すべからず、食をとるべからず、法を説くべからず。「汝、何の爲に

來るや」と問はるゝ時は「賢者、知れ」と云ふべし。若し席に坐し、或は食をとり、或
223 は法を說けば立[15]を破る。二度立つべく、三度立つべし。
四度〔說きて〕促せば四度〔默して〕立ち得べし、五度促せば二度立ち得べし、六度促せば立ち得ず。

二　此を過ぎて求め、かの衣を得るに、得んとするは突吉羅、入手すれば捨墮にして、僧或は別衆或は人に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし…乃至…『諸大德、この衣は我により、三度以上督促し六度以上默立して得られたるものにして、捨すべきものなり。我今、こを僧に捨す』。『〔僧〕還與せん』。『〔別衆〕還與せん』。『我大德に還與す』と」。

若し得ざる時は、衣料の送られし施主の許に、自ら行き或は使を送るべし、「諸賢、汝等、比丘の爲に衣料を送りしも、そはかの比丘に何等の利益を與へず、卿等自身のものを還取し自身のものを失ふ勿れ」と。

「これこの場合の正しき處置なり」とは、これこの時の隨法行なりとの意なり。

三　三度以上督促し、六度以上默立し、過想にて得れば捨墮なり。三度以上督促

し六度以上默立し、疑想にて得れば捨墮なり。三度以上督促し六度以上默立し、滅想にて得れば捨墮なり。

三度以下督促し六度以下默立し、過想なるは突吉羅なり。三度以下督促し六度以下默立し、疑想なるは突吉羅なり。三度以下督促し六度以下默立し、滅想ななるは不犯なり。

四　三度督促し、六度默立す、三度以下督促し、六度以下默立す、督促せずして與ふ施主督促して與ふ、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

第一迦絺那品

その攝頌

十日、一夜及び一月、浣及び取、非親の三、兩人、及び使にて。

註❶迦絺那(kaṭhina)安居三箇月間精勵せる比丘に與へらるゝ衣にして、五箇月間、卽ち十二月十五日まで所持し得、同日に至れば捨すべきなり。この迦絺那衣を所持する者には長衣を畜へ得る等五箇條の特典あり。「迦絺那衣を捨し已る」とは、十二月十五日以後なり。又八事の因緣にて捨し已れる以後なり(大品、七參照)。kaṭhinaとは堅固の意なり、故にこれを堅固衣或は功德衣と漢譯す。

❷六種衣。佛音の註によれば khoma (芻磨衣卽ち麻布) kappāsika (劫貝衣卽ち綿布) koseyya (高世耶衣卽ち絹布) kambala (欽婆羅衣卽ち毛布) sāṇa (娑那衣卽ち粗麻布) bhaṅga (婆伽衣卽ち大麻布紵布)なり。

❸ vikappanupagapacchimaṁ の vikappana は漢譯に說淨、淨施、作淨、分別等の語を以て譯せるものにして、比丘が餘分の衣を得たる時、これを知友の一比丘に與ふる式事をなし、その比丘のものとして自己が保管し、必要に應じて使用するなり。故にこは形式的授與の儀式なり。但し眞實に與ふ時をも說淨と云ふ場合ありて、說淨に二種あり(單墮第五十九戒參照)。今の意は長衣となるものは說淨すべき最下量以上の衣(財)にして、それ以下のものは餘分に有するも長衣とならず。其の量如何と云ふに、佛音の註には長さ二搩手、廣さ一搩手卽ち佛の八指と四指の量とす。

この語は大品八、二十一、一にも出づ、Rhys Davids はこれを "The limit for the size of a robe up to which it ought to be handed over to another Bhikkhu" と譯す。

❹臺本 gaṇhanti をシャム本には gaṇhāti とす。已下も同じ。

❺親厚想にて捉る (vissasaṁ gaṇhanti) 親友等の衣を、これを使用するも彼怒らず、却つて喜ぶとの信賴をもちて取り用ふることにして、この場合は自己のものに非ざるが故に、長衣とならざるなり。

❻以下、僧に捨せる衣を還與すること、別衆に衣を捨し、これを還與すること、個人に捨し、これを還與するの三の場合を略說せるなり。各戒の下にても同じ。

❼同界 (ekupacāra) とは、其の中に於ては身と衣と離るゝも離衣とならざる地域、異界 (nā-nupacāra) とは離衣となる地域なり。

❽擲石所及び處 (hattapāsā) 普通人が石を投じて落ちる範圍なり、勢分とも云ふ、善見律に十五肘以內とす。

❾abbhantara 註に十四肘とす、漢譯には七間或は七尺と譯す。四分律によれば八樹の中間卽ち七間にして、各間七弓なるが故に四十九弓なりとす。

❿臺本 civarapaccāsā はシャム本の如く civarapaccāsāya とすべきならん。

⓫非時衣 (akālacivara) 衣時(衣を作る正式なる時期)以外に得たる衣なり。衣時 (civarakāla) とは普通安居後の一箇月(七月十六日—八月十五日、迦提月)にして、迦絺那衣を得たる時はこれに更に四箇月を加ふ。今これ以外の時を指して十二箇月及び七箇月と言ふなり。

⓬臺本 upannaṁ は uppannaṁ の誤植なり。

⓭交易(pārivattaka)とは讓りて衣の取りかはれる時、交換して所有主にかへすなり。

⓮Payoge 註によれば受けんと欲して手を伸す等の動作、入手するに至る迄の動作なり。

⓯立を破る (ṭhānaṁ bhañjati) 佛音の註等によれば、衣を催促するに、語りて促する(codanā)と默して立つ (ṭhāna) との二ありて、三度まで語り、且六度まで默立するを得。而して一語は二默に相當する故に、六語或は十二默することを得。四語せば四默し得、五語せば二默し得る理なり次の文はこれを示す。今立を破るとは默立の効を失ひ一度默立せることゝなるとの意なるべし。

SC: Bhikkhu Vibhaṅga, Nissaggiya-pācittiya 11: *Kosiya*

捨墮　一一

一　その時佛世尊は阿羅毘邑、阿伽羅婆精舍に在しき。その時六群比丘は養蠶家の許に到りて斯く云へり、「賢者、多くの蠶繭を煮て我等に與へよ、我等は絹糸の雜れる臥具を作らんと欲す」と。彼等は譏嫌非難せり、「如何ぞ沙門釋子は我等の許に來りて斯く云ふや、「賢者、多くの……臥具を作らんと欲す」と。これ我等にとりても薄福惡運の業なり、我等の生活の爲、妻子の爲に多くの小有情に於て殺生を造らんは」と。諸比丘は彼の諸人の……非難するを聞けり。諸比丘の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ六群比丘は養蠶家に到りて斯く云ふや、「賢者、多くの……臥具を作らんとす」と。かくて諸比丘世尊にこの由を白せり。「諸比丘、汝等實に養蠶家に到りてかく云ふや、「賢者、多くの……臥具を作らんとす」と。「世尊、實なり」。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、汝等如何ぞ養蠶家の所に到りて斯く云ふや、「多くの……臥具を作らんとす」と。愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべ

し——

何れの比丘と雖も絹絲を雜へたる臥具を作らしむれば、尼薩耆波逸提なり」。

二—一　「何れの」とはいかなるものをも…乃至…

「比丘」とは…乃至…これこの所にて意味せらるゝ比丘なり。

「❶臥具」とは、擴げて作られたるものにして、織れるものに非ず。

「作らしむれば」とは一絹糸にても雜へて自ら作り、或は作らしむることにして、作らんとするは突吉羅、成れば捨墮にして、僧或は別衆、或は人に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし…乃至…「諸大德、この絹糸を雜へたる臥具は、我により作られたるものにして、捨すべきものなり。我今これを僧に捨す」。「(僧)還與せん」。「(別衆)還與せん」。「我大德に還與す」と」。

225 二　自ら作して成ぜざるを、自ら成ぜしむれば捨墮なり。自ら作して成ぜざるを、他人成ぜしむれば捨墮なり。

他人作して成ぜざるを、自ら成ぜしむれば捨墮なり。他人作して成ぜざるを、他人をして成ぜしむれば捨墮なり。

他人の爲に作し又は作さしむれば突吉羅なり。他人の作れるものを入手して受用するは突吉羅なり。

天蓋或は地敷、幕、長枕、枕を作れる、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮 一二

一 その時佛世尊は毘舍離大林重閣講堂に在しき。その時六群比丘は純黒なる羊毛の臥具を作らしめたり。諸人は精舍巡行をなし、見て……非難せり、「如何ぞ沙門釋子は、純黒なる羊毛の臥具を作らしむるや。これ恰も在家受欲者の如し」と。諸比丘は彼等の……非難するを聞けり。諸比丘の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ六群比丘は、純黒なる羊毛の臥具を作らしむるや」と。かくてかの諸比丘は、世尊にこの由を白せり。「諸比丘、汝等、實に純黒羊毛の臥具を作らしむるや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、如何ぞ汝等純黒の……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も、純黒なる羊毛の臥具を作らしむれば、尼薩耆波逸提なり」。

226

二 「何れの」とは……意味せらるゝ比丘なり。

「黒」とは二黒あり、生黒或は染黒なり。

「臥具」とは、擴げて作れるものにして、織れるものに非ず。

「作らしむ」とは、自ら作り或は他をして作らしむることにして、作らしめんとするは……或は人に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし、『諸大徳、この純黒なる羊毛の臥具は、我により作られたるものにして』……最初の犯行者は不犯なり。

捨堕 一三

一 その時佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘は、世尊は純黒羊毛の臥具を作らしむるを禁じ給へりとて、彼等僅かに邊(ほとり)に白毛を取り入れて、同じく純黒羊毛の臥具を作らしめたり。諸比丘の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ六群比丘は僅かに邊に白毛を取り入れて同じく純黒羊毛の臥具を作らしむるや」と。かくて諸比丘は世尊にこの由を白せり。「諸比丘、汝等、實に僅かに邊に白毛を〔…乃至…〕作らしむるや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給

へり、「如何ぞ、愚人、僅かに邊に白毛を……臥具を作らしむるや。愚人、これ未信者を信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

若し比丘、新臥具を作る時は、二分は純黑羊毛、第三分は白色羊毛、第四分は褐色羊毛を取り入るべし。若し比丘、二分の純黑毛、第三分の白毛、第四分の褐色毛を取り入れずして新臥具を作らば、尼薩耆波逸提なり」と。

二　「新」とは、作ることをとりて云ふ。

「臥具」とは、擴げて作られたるものにして織れるものに非ず。

「作る時は」とは、自ら作り或は他人に作らしむるなり。

「二分は純黑羊毛を取り入るべし」とは、二トゥラー量をとり入るゝなり。

「第三分は白色羊毛」とは一トゥラー量の白色毛なり。

「第四分は羯色羊毛」とは一トゥラーの羯色毛なり。

227　若し比丘、二分の純黑毛、第三分の白色毛、第四分の羯色毛を取り入れずして」とは、一トゥラーの白毛、一トゥラーの羯色毛を取らずして、新臥具を作り或は作らしむることにして、作らんとするは突吉羅成ずれば捨墮にして……或は人に捨

すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし、『諸大德、この臥具は我により、一トゥラーの白色、一トゥラーの羯色毛を、加へずして作られたるものにして、捨すべきものなり。我今こを僧に捨す』。「〔僧〕還與せん」。「〔別衆〕還與せん」。「我大德に還與す」と。

自ら作して成ぜざるを、自ら成ずれば……〔捨墮一一を見よ〕……受用するは突吉羅なり。

一トゥラーの白毛、一トゥラーの羯色毛を入れて作る、それ以上の白毛、それ以上の羯色毛を入れて作る、純白毛純羯毛を以て作る天蓋、地敷、幕、長枕、枕を作る、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮 一四

一　その時佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。その時諸比丘は、年々に臥具を作らしめたり。彼等は「羊毛を與へよ、羊毛を欲す」とて多求多乞なりき。諸人……非難せり、「如何ぞ沙門釋子は年々に臥具を作らしめ「羊毛を與へよ、羊毛を欲す」とて多求多乞にて住するや。我等の一度作れる臥具は五年或は六年存

し、我等の嬰兒はこれを汚し、又は小便し或は鼠の爲に嚙まる。然るに彼等沙門釋子は年々に〔…乃至…〕多乞に住するや」と。諸比丘はかの諸人の……非難するを聞けり。諸比丘の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ諸比丘は年々に臥具を作らしめ、羊毛……多求多乞に住するや」と。かくて諸比丘は世尊に此の由を
228 白せり。「諸比丘、實に比丘等は年々に臥具を作らしめ、羊毛を……多求多乞に住するや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、如何ぞ汝等、年々に臥具を作らしめ、羊毛を……と多求多乞に住するや。諸比丘、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

　若し比丘、新臥具を作らしめば、六年持すべし。若し六年以内にかの臥具を或は捨し或は捨せずして、新臥具を作らしめば尼薩耆波逸提なり」

と。世尊は諸比丘の爲に、是の如く此の學處を制し給へり。

二　その時一比丘、憍賞彌（コーサンビー）に於て病み、親戚かの比丘の許に使を遣れり、「大德、來り給へ、我等看病すべし」と。諸比丘も亦かく云へり、「友、往き給へ、親戚は汝を看病すべし」と。彼の比丘かく云へり、「友、世尊は學處を制し給へり、『若し

比丘、新臥具を作れば六年持すべし」と。われ病にて、臥具を持して行くこと能はず、我に臥具なくしては安易ならず、我行かず」と。世尊にこの由を白せり。世尊はこの因縁によりて說法し、諸比丘に曰へり、「諸比丘、病比丘には臥具認可を與ふることを聽す。諸比丘、是の如く與ふべし。かの病比丘は僧衆の許に到りて偏袒右肩し、上座の足を禮し蹲跪合掌して斯く云ふべし、

諸大德、われ病にて、臥具を持して往くこと能はず、大德、この我、僧に臥具認可を乞ふと。

二度乞ふべし、三度乞ふべし。聰明堪能なる一比丘は、僧に唱言すべし。

大德僧聞きたまへ。この某甲比丘は、病にて臥具を持して往くこと能はず。彼は僧に臥具認可を乞ふ。若し僧、時機可ならば、僧は某甲比丘に臥具認可を與へん、白是の如し。

大德僧、聞きたまへ、この……臥具認可を求む、僧は某甲比丘に臥具認可を與ふ。諸大德中、某甲比丘に臥具認可を與ふるを忍ずるものは默し、忍せざるものは說きたまへ。僧は某甲比丘に臥具認可を與へ竟んぬ。諸大德忍

じたまへり……了解すと。

諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

若し比丘、新臥具を作らば、六年持すべし。六年以内にかの臥具を或は捨し或は捨せずして、新臥具を作らば、僧の認可を除き尼薩耆波逸提なり」と。

三　「新」とは……織物に非ず。「作らば」とは自ら作り或は作らしむるなり。

「六年持すべし」とは最少六年持すべきなり。

「若し六年以内にて」とは六年以下なり。

「かの臥具を捨し」とは他に與ふるなり。

「捨せず」とは、何人にも與へざるなり。

「僧の認可を除き」とは僧の認可なくして、他の新臥具を作り或は作らしむることにして、作らんとするは突吉羅、作り已れば捨墮にして、僧或は〔…乃至…〕「諸大德、この臥具は我により、僧の認可なくして、六年以内に作られたるものにして、捨すべきものなり。我こを僧に捨す」。「〔僧〕還與せん」。「〔別衆〕還與せん」。「我、大德に與ふ」と。

自ら作して成ぜざるを、自ら成ずれば捨墮……他によりて作られ成ぜざるを、

他をして成ぜしむれば捨墮なり。

六年にて作る、六年以上にて作る、他の爲に作り或は作らしむ、他によりて作られたるものを得て受用す、天蓋、地敷、幕、長枕、枕を作る、僧の認可を得、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮 一五

一―一　その時佛世尊は舍衞城祇樹給孤獨園に在しき。時に世尊は諸比丘に曰へり、「諸比丘、われ三月靜處に入らんと欲す。一送食比丘を除き、何人も我が處に到るべからず」と。「畏りぬ、世尊」と諸比丘は世尊に應へて、一送食の比丘を除き、誰人も世尊の許に到らざりき。

その時舍衞城の僧は規約を作せり、「友、世尊は三月靜處に入らんと欲したまひ『一送食比丘の外、誰人も世尊の許に到るべからず。若し世尊の許に到るものは、波逸提に處せらるべし』と。時に優波斯那朋健陀子(ウパセーナヴンガンタプッタ)は、衆を率ゐて世尊の所(みもと)に到り、世尊を禮して一方に坐せり。客比丘を問訊し給ふは、これ諸佛の常法な

り。一方に坐し已れる長老優波斯那朋健陀子に、世尊は斯く曰へり、「優波斯那諸事便安なりや、乞食得安きや、長路を旅して來り疲れざるや」と。「世尊、我等便安なり、乞食得安く、長路疲れず」と。その時長老優波斯那の弟子比丘あり、世尊の近くに坐せり。時に世尊は、かの比丘に曰へり、「比丘、糞掃衣は汝の喜ぶものなりや」。「世尊、我は糞掃衣を喜ばず」。「比丘、汝、何が故に掃糞衣者なるや」。「世尊、我が和尚は糞掃衣者なり、故に我も亦糞掃衣者なり」。その時世尊は長老優波斯那朋健陀子に斯く曰へり、「優波斯那、實に汝のこの徒衆は、愛すべきものなり。優波斯那、汝は如何に衆を教示するや」。「世尊、我は我に出家を求むる者に斯く云ふ、『賢者、我は阿蘭若住者乞食者糞掃衣者なり。若し汝、亦阿蘭若住者乞食者・糞掃衣者たらば、我は汝を出家せしめん』と。彼、若し我に諾すれば出
231 家せしめ、諾せざれば出家せしめず。我に依止を求むるものに、我はかく云ふ、『賢者、我は阿蘭若住者乞食者糞掃衣者なり。若し汝も亦、阿蘭若住者乞食者糞掃衣者たらば、我は汝に依止を與へん』と。彼、若し我に諾すれば依止を與へ、諾せざれば依止を與へず。世尊、我は是の如く衆を教示す」と。

二「善い哉、善い哉、優波斯那、善い哉、汝優波斯那の衆を率ゐること。優波斯那、汝は舍衞城に於ける僧の規約を知るや」。「世尊、我舍衞城に於ける僧の規約を知らず」。「優波斯那、舍衞城の僧によりて規約作くられたり、『友、世尊は三月靜處に入らんと欲し給ふ。一送食の比丘の外、何人も世尊の所に到るべからず。世尊の所に到るものは、波逸提に處せらるべし』と」。「世尊、舍衞城の僧は自らの規約によりて制せらるゝや。我等は、〔世尊によりて〕制せられざるを制せず、又、制せられたるは廢せず、〔世尊によりて〕制せられたるまゝの學處を取りて住すべし」。

「善い哉、優波斯那、制せられざるを制すべからず、又制せられたるは廢すべからず、制せられたるまゝの學處を取りて住すべし。優波斯那、諸比丘中の、阿蘭若住者、乞食者、糞掃衣者は、隨意に來りて我に見ゆるを聽す」。

その時、衆多の比丘は門外に「我等は長老優波斯那朋健陀子を波逸提に處せん」とて立てり。時に長老優波斯那は、衆を率ゐて座より立ち、世尊に禮拜し右繞して去れり。その時かの諸比丘は、長老優波斯那に斯く云へり、「友、優波斯那、汝

は舍衛城に於ける僧の規約を知るや」。「友、世尊も我に斯く曰へり。「汝知るや……とりて住すべし」と。友、世尊は諸比丘の中、阿蘭若住者乞食者糞掃衣者は、隨意に來りて我に見ゆるを聽すと曰へり」と。その時、彼の諸比丘は「長老優波斯那は實を云ふ、「未だ制せられざるを制すべからず、已に制せられたるを廢すべからず、制せられたるまゝの學處を取りて住すべし」と言へり。

三　諸比丘は「阿蘭若比丘乞食比丘糞掃衣比丘には、隨意に到りて我に見ゆるを聽す」と世尊は曰へりと聞けり。諸比丘は世尊に見えんと欲して、臥具を捨てゝ阿蘭若者分乞食者分糞掃衣者分を取れり。時に世尊は衆多の比丘と共に房舍巡行をなし、臥具の處々に捨てらるゝを見て、諸比丘に曰へり、「諸比丘、何が故にこれ等の臥具、處々に捨てらるゝや」と。その時諸比丘は世尊にこの由を白せり。その時世尊はこの因緣によりて說法し、諸比丘に曰へり、「然らば、諸比丘、諸比丘の爲に學處を制せん、十利の故に、僧を攝せんが爲に、僧安穩の爲に……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

若し比丘、座臥具を作るには、故臥具の緣より一佛磔手を取り入るべし、壞色

の故に。若し比丘、故臥具の緣より一佛搩手を取り入れずして、新座臥具を作れば、尼薩耆波逸提なり」と。

二 「座具」とは、敷物を云ふ。

「臥具」とは、擴げて作られたるものにして織物に非ず。

「作るに」とは、自ら作り若しくは他に作らしむる時なり。

「故臥具」とは、一度著用せられ、又一度敷かれたるものなり。

「緣より一佛搩手を取り入るべし、壞色の故に」とは、堅固の爲に周圍或は四隅を切り取りて、〔新臥具の〕一處に敷著し或は擘きて敷著すべきなり。

「若し比丘、故臥具の緣より一佛磔手を取り入れずして」とは、故臥具の緣より一佛搩手を取り入れずして、新しく臥具を作り或は作らしむることにして、作らんとするは突吉羅、作り已れば捨墮にして…… 或は人に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし、『諸大德、 この座臥具は我により、故臥具の緣より一佛搩手を取り入れずして作らしめられたるものにして、捨すべきものなり、我、今、こを僧に捨す』。〔僧〕還與せん』。〔別衆〕還與せん』。『我大德に還與す』と」。

自ら作りて成ぜざるを、自ら成ずれば捨墮……〔第十一捨墮を見よ〕……他の爲に作し又はなさしむるは突吉羅なり。

233

故臥具の緣より、一佛搩手を取り入れて作る、得ざる時小量をつけて作る、得ざる時つけずして作る、他の作りしものを得て用ふ、天蓋、地敷、幕、長枕、枕を作る、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮一六

一　その時佛世尊は舍衞城祇樹給孤獨園に在しき。その時一比丘は、舍衞城に到る中途、拘薩羅國に於て羊毛を得たり。時にかの比丘、その羊毛を鬱多羅僧にて束ね包みて行けり。諸人はかの比丘を見て嘲笑せり、「大德、汝幾許にて買へるや、幾許の利益ありや」と。かの比丘は、諸人に弄せられて瞋恚せり。斯くてかの比丘は舍衞城に到り、疲れて材木を投ずるが如く立ちてかの羊毛を投ぜり。諸比丘は彼の比丘に言へり「友、汝何が故にこの羊毛を立ちて投ずるや」。「友、實に我この羊毛の爲に諸人に嘲笑されたり」。「友、汝幾許の地を、この羊毛を持

ち來れるや」。「友、三由旬を越ゆ」。諸比丘の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ比丘、三由旬を過ぎて羊毛を運ぶや」と。斯くてかの諸比丘は世尊にこの由を白せり。「汝比丘、實に三由旬を過ぎて羊毛を持せしや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、如何ぞ汝は、三由旬を過ぎて羊毛を持するや。愚人、これ未信者を信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

若し比丘、道路を行きて羊毛を得んに、欲するものは受領すべし。受領せば、持者なき時は、三由旬を限りて自ら持するを得。若しそれを過ぎて持せば、持者なくとも、尼薩耆波逸提なり」と。

二 「若し比丘道路を行きて」とは道を行きての意なり。

「羊毛を得んに」とは僧或は別衆、或は親戚、或は友より得、或は糞掃物として得、或は自己の財によりて得んになり。

「欲するものは」とは望むものはなり。

「受領すべし、受領せば、三由旬を限りて自ら持するを得」とは最高三由旬を、自手

にて持すべしとの意なり。

「持者なき時は」とは、他に或は女人或は男子、或は在家或は出家の、何人も持者なきなり。

「若しそれを過ぎて持せば持者なくとも」とは、最初の一歩、三由旬を過ぐれば突吉羅、二歩を過ぎて捨墮なり。三由旬内に立ちて、三由旬の外に投ずれば捨墮なり。他人の乘物、或は荷物の上に、知らざる樣に置きて三由旬を過ぐれば捨墮にして……或は人に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし、『諸大德、この羊毛は我により、三由旬を過ぎ〔て持せられ〕たるものにして、捨すべきものなり。我今こを僧に捨す』。「〔僧〕還與せん」。「〔別衆〕還與せん」。「我大德に還與す」と」。

過三由旬に、過想にて行過すれば捨墮なり。過三由旬に、疑想にて行過すれば捨墮なり。過三由旬に、減想にて行過すれば捨墮なり。

減三由旬に、過想なるは突吉羅なり。減三由旬に疑想なるは突吉羅なり。減三由旬に減想なるは無犯なり。

三由旬持す、三由旬以下持す、三由旬持して又持ち歸る、滯在の意志にて三由旬

行き、そこより先に持す、奪はれたるを更に得て持す。捨せしを更に得て持す、他人に荷物として持せしむ、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮 一七

一 その時佛世尊は釋迦國、迦維羅衞、尼拘律園に在しき。その時六群比丘は、比丘尼をして羊毛を浣はしめ、又染めしめ又梳らしめたり。諸比丘尼は羊毛を浣ひ染め梳りて、說教・質問・增上戒・增上心・增上慧を廢怠せり。時に摩訶波闍波提瞿曇彌は、世尊の許に到りて世尊を禮し、一方に在りて立てり。一方に立てる摩訶波闍波提瞿曇彌に、世尊は斯く曰へり、「瞿曇彌、諸比丘尼は實に精進熱心にして已を制して住するや」。「世尊、比丘尼は如何でか熱心なるを得ん。大德、六群比丘は比丘尼をして羊毛を浣はしめ……說教・質問・增上戒・增上心・增上慧を廢怠す」。その時世尊は摩訶波闍波提瞿曇彌に說法し……歡喜せしめ給へり。時に摩訶波闍波提は、世尊の說法に……歡喜して世尊を禮し、右繞して去れり。

その時世尊はこの因緣によりて比丘僧を集めしめ、六群比丘に問ひ給へり、「諸

比丘、汝等、實に比丘尼をして羊毛を浣ひ染め梳らしむるや」。「實なり、世尊」。「比丘、汝等に親里なるや、非親里なるや」。「世尊、非親里なり」。「非親里なる愚人は、非親里に對して威儀・非威儀・淨行・非淨行を知らず。故に愚人、汝等は非親里比丘尼をして羊毛を浣ひ染め梳らしむ。愚人、これ未信者をして……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も、非親里の比丘尼をして、羊毛を浣はしめ或は染めしめ或は梳らしむれば、尼薩耆波逸提なり」と。

二 「何れの」とはいかなる者をも……乃至……。

「比丘」とは……乃至……これこの所に意味せらるゝ比丘なり。

「親里に非ざる」とは、父母より七世以内に繋がれざるものなり。

「比丘尼」とは、二衆に於て出家せるものなり。

「浣へ」と命ずれば突吉羅、浣へば捨墮なり。「染めよ」と命ずれば突吉羅、染むれば捨墮なり。「梳れ」と命ずれば突吉羅、梳らば捨墮にして……或は人に捨すべし。

236 「諸比丘、是の如く捨すべし。「諸大徳、この羊毛は我により、非親里なる比丘尼を

して洗はしめたるものにして、捨すべきものなり、我こを僧に捨す」。「(僧)還與せん」。「(別衆)還與せん」。「我、大徳に還與す」と」。

非親里に、非親里想にて、羊毛を浣はしむれば捨墮なり。非親里に、非親里想にて、羊毛を浣ひ染めしむれば、一捨墮、一突吉羅なり。非親里に非親里想にて羊毛を浣ひ梳らしむれば、一捨墮、一突吉羅なり。非親里に、非親里想にて、羊毛を浣ひ染め梳らしむれば、一捨墮、二突吉羅なり。

非親里に、非親里想にて羊毛を染めしむれば捨墮なり。非親里に、非親里想にて、羊毛を染め梳らしむれば、一捨墮、一突吉羅なり。非親里に、非親里想にて羊毛を染め浣はしむれば、一捨墮、一突吉羅なり。非親里に、非親里想にて羊毛を染め梳り浣はしむれば、一捨墮、二突吉羅なり。

非親里に、非親里想にて梳らしむれば捨墮なり。非親里に、非親里想にて羊毛を梳り浣はしむれば、一捨墮、一突吉羅なり。非親里に、非親里想にて羊毛を梳り染めしむれば、一捨墮、一突吉羅なり。非親里に、非親里想にて羊毛を梳り浣ひ染めしむれば、一捨墮、二突吉羅なり。

非親里に疑想にて…乃至…
非親里に親里想にて…乃至…
他人の羊毛を浣はしむれば突吉羅なり。比丘尼僧のみにより、出家せるものをして浣はしむれば突吉羅なり。
「親里に非親里想なるは突吉羅なり、親里に疑想なるは突吉羅なり、親里に親里想なるは不犯なり。
親里比丘尼によりて浣はれ、非親里比丘尼は助力者なる時、語られずして浣ふ時、未だ著用されざる羊毛製品を浣はしむる時、式叉摩那をして、沙彌尼をして〔浣はしむ〕」、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨堕 一八

237
一　その時佛世尊は王舍城、迦蘭陀竹林園に在しき。その時長老優波難陀釋子は、王舍城に於ける一家の常施食檀越比丘たり。彼の家に於ては嚼食・噉食を得れば、その中より長老優波難陀釋子の分は留められたりき。一日夕刻、かの家に

於ては肉を得、優波難陀釋子の分は留められたりき。その家の兒、その夜曉に至りて座より立ち、「肉を與へよ」とて泣けり。時にかの居士は婦に云へり、「大德の分を兒に與へよ、われ別に購ひて大德に與へん」と。

時に長老優波難陀釋子は晨朝下衣を著け、上衣と鉢とを持してかの家に到り、設けの座につけり。その時かの居士は、優波難陀釋子に斯く云へり、「大德、昨夕肉を得、その中、大德の分を殘し置けり。大德、夜曉時に至りて、この兒、座より立ちて「我に肉を與へよ」とて泣けり。大德の分を兒に與へたり。大德、カハーパナを以て何物を持ち來るべきや」と。「賢者、カハーパナを我が爲に殘し置けるや」「然なり、大德、殘し置けり」。「賢者、そのカハーパナを我に與へよ」。かくてかの居士は長老優波難陀釋子に、カハーパナを與へて譏嫌非難せり、「恰も我等が金錢を受持するが如く、かれ等沙門釋子は金錢を受持す」と。諸比丘はかの居士の……非難するを聞けり。諸比丘の中、少欲なるもの……非難せり、「如何ぞ長老優波難陀釋子は金錢を受持するや」と。かくて諸比丘は世尊にこの由を白せり。

「優波難陀、汝、實に金錢を受持せりや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、汝、如何ぞ金錢を受持するや。愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も、金銀及び錢を捉り、或は捉らしめ、或は置けるを受くれば、尼薩耆波逸提なり」と。

238 **二** 「いづれの」とは……意味せらるゝ比丘なり。

「金銀」とは、黄金等を言ふ。

「錢」とは、カハーパナ錢・銅錢・木錢・樹膠錢等、一般に通用するものを言ふ。

「捉り」とは、自ら捉ることにして捨墮なり。

「捉らしめ」とは、他をして捉らしむることにして捨墮なり。

[3]「置けるを受くれば」とは「こは大德のものたれ」とて〔他に〕置けるを受くることにして、捨墮なり。

僧中に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし。かの比丘、僧中に到りて偏袒右肩し、上座比丘の足を禮し、蹲跪合掌して斯く云ふべし、『諸大德、われ金錢を

捉れり、これ我により捨せらるべきものなり、我こを僧中に捨す」と。捨して罪を自白懺悔すべし。聰明堪能なる一比丘により、罪は受けらるべし。若しそこに或は淨人、或は優婆塞の來る時は、彼に云ふべし、「賢者、これを知れ」と。若し彼、それにて何を求め來らんと言ふも、斯く斯くの物を持ち來れと云ふべからず。或は酥・或は油・蜜・石蜜等の淨物を示すべし。若し彼、その錢により、交易して淨物を持ち來れば、金錢を捉れる比丘を除き、凡ての者受用すべし。是の如くしてそを得ればこれ可なり。若し得ざれば彼に云ふべし、「賢者、こを捨てよ」と。若し彼捨すればこれ可なり。若し捨せざれば五法を具せる、捨金銀の比丘を選任すべし。卽ち愛ありて行ぜず、瞋ありて行せず、痴ありて行せず、怖ありて行せず、捨不捨を知るなり。

諸比丘、是の如く選任すべし。初にその比丘に乞ふべし。乞ひ已りて聰明堪能なる一比丘は僧に唱言すべし。

大德僧聞きたまへ。若し僧、時機可ならば、僧は某甲比丘を捨金銀比丘に選任せん。白是の如し。

大徳僧聞きたまへ。僧は某甲比丘を捨金銀比丘に選任す、諸大徳中、某甲比丘を捨金銀比丘に選任するを忍ずるものは默し、忍ぜざる者は說きたまへ」僧は某甲比丘を捨金銀比丘に選任し竟る。僧は忍じ給へり…了解すと。

かの選任せられたる比丘により相をなさずして投ずべし、若し相をなして投ずれば突吉羅なり。

金銀に金銀想にて、金銀を捉れば捨墮なり。金銀に疑想にて、金銀を捉れば捨墮なり。金銀に非金銀想にて、金銀を捉れば捨墮なり。

非金銀に金銀想なるは突吉羅なり。非金銀に疑想なるは突吉羅なり。非金銀に非金銀想なるは不犯なり。

或は僧園内にて或は住處にて、捉り或は捉らしめて、その所有者持ち行くべしとて藏す、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮 一九

一 その時佛世尊は舍衞城祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘は種々の

金銀の賣買をなせり。諸人……非難せり、「如何ぞ沙門釋子は、恰も在家受欲の人の如く、種々の金銀の賣買をなすや」と。諸比丘は彼の諸人の……非難するを聞けり。彼等の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ六群比丘は種々の金銀の賣買をなすや」と。その時諸比丘は世尊にこの由を白せり。「諸比丘、汝等實に種々の金銀の賣買をなすや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、汝等、如何ぞ種々の金銀の賣買をなすや。愚人、これ未信者を信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も、種々の[5]金銀の賣買をなさば尼薩耆波逸提なり」と。

二 「何れの」とは……意味せらるゝ比丘なり。

「種々の」とは已成・未成・已成未成を云ふ。

「已成」とは頭飾・頸飾・手飾・足飾・腰飾を云ふ。

「未成」とは塊に作られたものを云ふ。

「已成未成」とはこの兩者なるを云ふ。

「金銀」とは黄金・カハーパナ・銅錢・木錢・樹膠錢等、一般に通用せらるゝものを云ふ。

「なせば」とは已成をもつて已成を購へば捨墮なり、已成をもつて未成を購へば捨墮なり。已成をもつて已成未成を購へば捨墮なり。

未成をもつて已成を……未成をもつて未成を……未成をもつて已成未成を……

已成未成をもつて已成を……已成未成をもつて未成を……已成未成をもつて已成未成を購へば捨墮なり。

僧中に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし。かの比丘僧中に到り偏袒右肩し、上座比丘の足を拜し、蹲跪合掌してかく云ふべし、『諸大德、われ種々の寶物の賣買をなせり、これ我によりて捨せらるべきものなり、我こを僧に捨す』と。捨し已りて、罪を自白懺悔すべし。聰明堪能なる一比丘により、罪は受けらるべし。若しそこに淨人、或は優婆塞來らば……〔捨墮一八、二を見よ。「金錢を捉れる比丘金錢を捉る」の代りに、「金銀を購へる比丘、金銀を購ふ」を置くべし〕……

非金銀に金銀想にて、金銀を購へば捨墮なり。非金銀に疑想にて、金銀を購へば捨墮なり。非金銀に非金銀想にて、金銀を購へば捨墮なり。

非金銀に金銀想なるは突吉羅なり。非金銀に疑想なるは突吉羅なり。非金銀に非金銀想なるは不犯なり。

痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨堕 二〇

一　その時佛世尊は舍衞城祇樹給孤獨園に在しき。其の時、長老優波難陀釋子は、衣を作るに巧なりき。彼、外衣の少片より僧伽梨を作り、赤く美しく調へて著せり。時に一遊行者、高價なる外衣を著して長老優波難陀釋子の許に來り、彼にかく云へり、「友、この汝の僧伽梨は實に好衣なり、わが衣と交換せん」と。「友、汝、知れ」。「然り、友、われ知る」。「友、諾（よし）」とて與へたり。

かくてかの遊行者は、かの僧伽梨を著し、遊行者園に歸れり。〔他の〕遊行者等は、彼の遊行者に斯く云へり、「友、この僧伽梨は汝に好美なり、汝いづこより得しや」。「友、我により、かの外衣と交換せるなり」。「友、この僧伽梨は〔古弱なり〕幾日か汝に用ゐられん、寧ろかの外衣は汝に勝れり」と。

時にかの遊行者は「彼等は實（まこと）を語る。この僧伽梨は我に何日用ゐられん、寧ろかの外衣は我に勝る」とて優波難陀釋子の許に到りてかく云へり、「友、これ汝の僧伽梨なり、我に外衣を返せ」と。「友、汝、我に自ら知れと語られたるに非ずや、我還さず」。時にかの遊行者……非難せり、「在家すら悔ゆるものには還す、如何ぞ出家にして出家に還さざるや」と。諸比丘は、かの遊行者の……非難するを聞けり。彼等の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ、優波難陀釋子は、遊行者と交易をなすや」と。かくて彼の諸比丘は、世尊にこの由を白せり。

「優波難陀、汝、實に遊行者と交易をなすや」。「實なり、世尊」。「愚人、汝、如何ぞ、遊行者と交易をなすや。愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も、種々の〔物品〕交易をなせば、尼薩耆波逸提なり」と。

二 「何れの」とは……意味せらるゝ比丘なり。

「種々の」とは衣服・飲食・臥具・病資具たる藥湯、乃至團子・楊枝・未織の糸を云ふ。

「交易をなせば」とは、此をもつて此を與へよ、此をもつて此を取れ、此をもつて此

と交換せよ、此をもつて此を購へと言ふことにして、振り動かせば突吉羅なり。それにより賣買あり、自己のもの他人の手に入り、他人のもの自己の手に入れば捨墮にして……或は人に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし、『諸大德、我、種々の物品交易をなせり、こは我により捨せらるべきものなり、我こを僧に捨す』。『僧還與せん』。〔別衆還與せん〕。「我、大德に還與す」と。

交易に交易想なるは捨墮なり。交易に疑想なるは捨墮なり。交易に非交易想なるは捨墮なり。非交易に交易想なるは突吉羅なり。非交易に疑想なるは突吉羅なり。非交易に非交易想なるは不犯なり。

價を問ふ、淨物造者に言ふ、こは我等のものなり、我等は斯々のものを欲すと云ふ、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

第二蠶綿品

その攝頌

蠶綿、純、二分、六年、座具、羊毛の二、捉、兩（ふたつ）の種々〔交易〕。

註❶臥具(santhata) 敷具とも漢譯す。次句の「擴げて作り織物に非ず」につき佛音の註に「平地に絹糸を重々に擴げ酢漿を以て灑ぎて作らる」と言ふ。又善見律には「憍賒耶敷具と

捨堕二一 畜長鉢過限

SC: Bhikkhu Vibhaṅga, Nissaggiya-pācittiya 21: *Patta*

は平地に布置し酢漿を以て灑ぐなり……此の敷具は是氈にて作り織物に非ず」と說く。臥具につき古來支那日本に於て異說極めて多し、南山は三衣卽ち臥具なりとするも、臥褥なりと見るべきならん。

❷ vijaṭetvā vā santharitabbaṁ 註に若し敷著(帖)すること能はざる時は細かに擘きて新なるものに雜えて作るも可しと言ふ。

❸ Rhys Davidsの戒本英譯には "or allow it to be kept in deposit for him" となすも、下の註及び意義上よりかく譯すべきなり。

❹ 相をなさずして投ずべし(animittam katvā pātetabbaṁ) 佛音の註によれば、目を閉ぢて、河或は涯或は叢林等に落ちたる場所を意識せざる樣に捨てるなり。

❺ rūpiyasaṁvohāra 佛音の註に jātarūparajataparivattana とす、卽ち前戒に云ふ金銀及び錢にして、貴金屬及び貨幣の交換取引を云ふ。五分律に「以金銀及錢、種種賣買」と云ひ、四分律には「種種賣買寶物」と云ふ。次の第二十戒は金錢に非ずして物品の交換をなすを禁ずるなり。

捨墮 二一

一 その時佛世尊は、舍衞城祇樹給孤獨園に在しき。その時六群比丘は、衆多の鉢を積み畜へたり。諸人は精舍巡禮をなして〔此を〕見、譏嫌非難せり、「如何ぞ沙

門釋子は、衆多の鉢を積み畜ふるや。沙門釋子は鉢商をなし、或は陶器店を開くや」と。諸比丘は彼等の……非難するを聞けり。彼等の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ六群比丘は長鉢を畜ふるや」と。かくて諸比丘は世尊にこの由を白せり。「諸比丘、汝等、實に長鉢を畜ふるや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、汝等、如何ぞ長鉢を畜ふるや。愚人、これ未信者をして信ぜしめ
243 ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

　何れの比丘と雖も、長鉢を畜ふれば尼薩耆波逸提なり」

と。是の如く世尊は、諸比丘の爲に學處を制し給へり。

二　その時、長老阿難は長鉢を得たり。長老阿難は、そを長老舍利弗に贈らんと欲せしが、偶々舍利弗は沙祇（サーケータ）に住せり。時に長老阿難は謂へらく、「世尊は學處を制し給へり、『長鉢を畜ふべからず』と。我今この長鉢を得、此を長老舍利弗に贈らんと欲するも、長老舍利弗は沙祇に住す。我、如何になすべきや」と。斯くて長老阿難は、世尊にこの由を白せり。「阿難、舍利弗は幾日にして還り來るべきや」。「世尊、九日或は十日の内なり」。その時世尊は、此の因縁により、説法をなし

て諸比丘に曰へり、「諸比丘、十日を限り長鉢を畜ふるを聽す。諸比丘、汝等、當に是の如くこの學處を誦すべし――

十日を限りて、長鉢を畜ふるを得。此を過ぐれば尼薩耆波逸提なり」と。

三 「十日を限りて」とは最長十日畜へ得べきなり。

「長鉢」とは、受持せるものに非ず、又説淨せられざるものなり。

「鉢」とは二種の鉢あり、鐵鉢・泥鉢なり。又三種の鉢あり、大鉢・中鉢・小鉢なり。大鉢とは半アールハカ量の飯、四分の一量の可食物、それに應ずる羹菜を容るゝなり。中鉢とはナーリ量の飯……羹菜を容るゝなり。小鉢とはパッタ量の飯……

……羹菜を容るゝなり。それより大なるは鉢に非ず、小なるは鉢に非ず。

「是を過ぐれば尼薩耆波逸提なり」とは十一日の明相出時に於て捨墮にして……

……或は人に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし。かの比丘、僧中に到りて偏袒右肩し、上座比丘の足を拜し、蹲跪合掌して斯く云ふべし、『諸大德、この鉢は
244 我によりて十日を過ぎて畜へられたるものにして、捨すべきものなり。我これを僧に捨す』と。捨し已りて罪は自白懺悔せらるべし。聰明堪能なる一比丘によ

りて、罪は受けられ、捨鉢は與へらるべし。「大德僧聞きたまへ、この鉢は某甲比丘の捨墮鉢にして、僧に捨せられたり、若し僧、時機可ならば、僧この鉢を某甲比丘に與へん」と。かの比丘は衆多比丘に近づき……〔捨墮一、三－四を見よ〕……

不壞に壞想なるは捨墮なり。

不破に破想なるは捨墮なり。

不奪に奪想なるは捨墮なり。

捨墮鉢を捨せずして受用すれば突吉羅なり。

不過十日に過想なるは突吉羅なり。不過十日に疑想なるは突吉羅なり。不過十日に不過想なるは不犯なり。

十日以内に受持し、說淨し、遣與す、〔鉢を〕失ひ、壞し破り奪はれて捉る、親厚想にて捉る、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

四 その時、六群比丘は捨鉢を還與せず。世尊にこの由を白せり。「諸比丘、捨鉢を還與せざるべからず、還與せざれば突吉羅なり」と。

捨墮　二二

一一一　その時、佛世尊は釋迦國、迦維羅衛城、尼拘律園に在しき。その時一陶師は、諸比丘に申出で居れり、「諸大德中、鉢を要する者に、我鉢を捧げん」と。その時諸比丘は、量を知らずして多くの鉢を乞へり。彼等の中、小鉢を持する者は大鉢を乞ひ、大鉢を持する者は小鉢を乞へり。斯くてかの陶師は、諸比丘の爲に多くの鉢を作りて、他の賣品を作ること能はず、自らも生活し得ず、妻子も亦困惑せり。諸人……譏嫌せり、「如何ぞ沙門釋子は、量を知らずして多くの鉢を乞ふや。この者は彼等の爲に、多くの鉢を作りて、他の賣品を作り得ず、自ら生活し得ず、妻子
245
も亦困ず」と。諸比丘は彼等の……非難するを聞けり。彼等の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ諸比丘は、量を知らずして多鉢を乞ふや」と。斯くて諸比丘は、世尊にこの由を白せり。「諸比丘、實に比丘等は量を知らずして、多くの鉢を乞ふや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「諸比丘、彼等愚人は、如何ぞ量を知らずして多くの鉢を乞ふや。諸比丘、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……呵責して說法し、諸比丘に曰へり、「諸比丘、鉢を乞ふべからず、乞ふものは突

吉羅なり」と。

二　その時、一比丘の鉢破壞れたり。その時彼の比丘「世尊は鉢を乞ふことを制し給へり」とて慣愼して乞はず、手にて乞食を行ぜり。諸人……非難せり、「如何ぞ沙門釋子、恰も外道の如く手にて乞食をなすや」と。諸比丘は彼等の……非難するを聞けり。かくて諸比丘は、世尊にこの由を白せり。その時世尊は、この因緣によりて說法し諸比丘に曰へり。

「諸比丘、失鉢者或は壞鉢者には、鉢を乞ふことを聽す」と。

三　その時、六群比丘は「世尊は鉢を失へる者、或は壞れたる者には、鉢を乞ふことを聽し給へり」とて、彼等は微損、小破、小壞によりて、多くの鉢を乞へり。斯くてかの陶師は、六群比丘の爲に、同じく多くの鉢を作り他の賣品を作り得ず、自ら暮し得ず、妻子も亦困惑せり。諸人は同じく……非難せり、「如何ぞ沙門釋子は、量を知らずして多くの鉢を乞ふや。この者は、彼等の爲に多くの鉢を作り、他の賣品を作ること能はず、自ら暮し得ず、妻子も亦困惑す」と。諸比丘は彼等の……非難するを聞けり。彼等の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ六群比丘は微損、小

246 破、小壊によりて、多くの鉢を乞ふや」と。かくて諸比丘は、世尊にこの由を白せり。「諸比丘、汝等、實に小破……多くの鉢を乞ふや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、如何ぞ汝等、小破……多くの鉢を乞ふや。愚人、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も、鉢五綴に到らずして、他の新鉢を求むれば、尼薩耆波逸提なり。彼の比丘は、その鉢を比丘衆に捨すべし。比丘衆中の最下鉢が彼の比丘に與へらるべし、『比丘、これ汝の鉢なり、破壊するまで持すべし』とてこれ此の場合に於ける正しき方法なり」と。

二―一　「何れの」とは……意味せらるゝ比丘なり。

「五綴に到らず」とは、鉢の接目なきもの、或は一個の接目あるもの、或は二個の接目あるもの、或は三個の接目のあるもの、或は四個の接目のあるものなり。

「無綴量鉢」とは、二指の〔長さの〕痕脈なきものを云ふ。

「綴量」とは、二指の痕脈あるものを云ふ。

「新鉢」とは、乞へる鉢をとりて云ふ。

「求むれば」とは乞ふなり。得んとするは突吉羅、得已れば捨墮にして僧中に捨すべし。全比丘は受持鉢を持して集るべし。下鉢の者、上鉢を持ち來らんと欲すべからず。若し下鉢にて、上鉢を持ち來らんと欲すれば突吉羅なり。

「諸比丘、是の如く捨すべし。かの比丘は僧中に到りて偏袒右肩し、上座比丘の足を禮し、踋跪合掌して斯く言ふべし、『諸大德、この鉢は我により、鉢五綴に到らざるに乞はれたるものにして、捨すべきなり。我こを僧に捨す』と。捨し已りて、罪は自白懺悔さるべし。聰明堪能なる一比丘により、罪は受けらるべし。

五法を見せる比丘を、分鉢人に選任すべし。即ち愛ありて行ぜず、瞋ありて行ぜず、痴ありて行ぜず、怖ありて行ぜず、取不取を知るものなり。諸比丘、是の如
247 く選任せらるべし。初にその比丘に乞ふべし、乞ひ已りて聰明堪能なる比丘、僧に唱言すべし。

大德僧聞きたまへ。若し僧、時機可ならば、僧は某甲比丘を分鉢人に選任せん。白是の如し。

大德僧聞きたまへ。僧は某甲比丘を分鉢人に選任す。諸大德中、某甲比丘

を分鉢人に選任するを忍ずるものは默し、忍ぜざるものは說きたまへ。
僧は某甲比丘を分鉢人に選任し竟んぬ。僧は忍じたまへり……了解すと。
かの選任せられし比丘により鉢は配分せらるべし。上座に云ふべし、「大德上座、鉢を取り給へ」と。若し上座「その鉢を」取れば、上座の鉢を第二上座に與ふべし。彼に對する憐愍にて、取らざるべからず、取らざるものは突吉羅なり。無鉢者に取らしむべからず。是の如き方法にて、比丘僧中の下座に至るまで、取らしむべし。かの比丘衆中の最下なる鉢は、彼の比丘に與へらるべし、「比丘、これ汝の鉢なり、破壞するまで持すべし」と。

かの比丘、その鉢を非處に置くべからず、非食を入れて食すべからず。如何にして此の鉢を失ひ、或は壞し、或は破らんとて捨つべからず。若し非處に置き、或は非食を入れて食し、或は捨すれば突吉羅なり。

「これ此の場合に於ける正しき方法なり」とは、これこの時の隨法行なりとの意なり。

二　無綴鉢を以て不綴鉢を求むれば捨墮なり。無綴鉢を以て一綴……二綴……

…三綴……四綴鉢を求むれば捨墮なり。

一綴鉢を以て無綴……一綴……二綴……三綴……四綴鉢を求むれば捨墮なり。

二綴鉢を以て……三綴鉢を以て……四綴鉢を以て無綴鉢を…乃至…一綴鉢…乃至…二綴鉢を…乃至…三綴鉢を……四綴鉢を求むれば捨墮なり。

無綴鉢を以て無綴量鉢を求むれば捨墮なり。無綴鉢を以て一綴量鉢を……

248
四綴鉢を以て四綴量鉢を求むれば捨墮なり。無綴量鉢を以て無綴鉢を求むれば捨墮なり……

四綴量鉢を以て四綴鉢を求むれば捨墮なり。無綴量鉢を以て無綴量鉢を…

…四綴量鉢を以て四綴量鉢を求むれば捨墮なり。

失鉢者、壞鉢者、親里なる者、請待せられたる者、他人の爲に乞ふ者、自己の財によ
る者、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮　二三

捨堕二三 畜七日薬過限

一—一　その時、佛世尊は舍衛城祇樹給孤獨園に在しき。その時長老畢陵伽婆蹉（ピリンダヷッチャ）は、王舍城邊にて窟住處を作らんとて、山窟を淸掃せしめたり。時に摩揭陀王斯尼（セーニャ）斯頻毘（ビンビ）娑羅（サーラ）は、畢陵伽婆蹉長老の許に到り、長老を禮して一方に坐せり。坐し已りて摩揭陀王斯尼耶頻毘娑羅は、畢陵伽婆蹉長老に斯く云へり、「大德、上座は何事をなさしめしや」。「大王、窟住所を作らんが爲、山窟を淸掃せしめたり」。「大德、尊者は淨人を要するや」。「大王、世尊は淨人を聽し給はず」。「大德、然らば世尊に問ひて我に報ぜよ」。「然すべし、大王」と長老畢陵伽婆蹉は、摩揭陀王斯尼耶頻毘娑羅に應諾せり。

その時、長老畢陵伽婆蹉は、說法により頻毘娑羅王を……歡喜せしめたり。時に王は長老畢陵伽婆蹉の說法により……歡喜せしめられて座より立ち、長老を禮し右繞して去れり。それより長老畢陵伽婆蹉は、世尊の許に使を送りて白せり、「世尊、摩揭陀王頻毘娑羅は淨人を奉施せんと欲す。世尊、これを如何にすべきや」と。その時世尊は、この因緣によりて說法し、諸比丘に曰へり、「諸比丘、淨人を〔使用するを〕聽す」と。

249 摩揭陀王斯尼耶頻毘娑羅は、再び長老を拜して一方に坐せり。坐し已りて長老に斯く云へり、「大德、世尊は淨人を聽し給ひしや」。「然り、大王」。「然らば、大德、われ尊者に淨人を奉施せん」。

時に摩揭陀王斯尼耶頻毘娑羅は、長老畢陵伽婆蹉に、淨人を〔奉施するを〕約して忘れ、後久しくして憶念を得、一庶務大臣に言へり、「汝、われ大德に〔奉施するを〕約せるかの淨人は、奉施されたりや」。「王、大德に淨人は未だ與へられず」。「今より幾日前なりしや」。時にかの大臣、日を數へて頻毘娑羅王に云へり、「王、五百日なり」。「然らば汝、大德に五百の淨人を奉施すべし」。「畏りぬ、大王」と、かの大臣は王に應諾して、長老畢陵伽婆蹉に五百人の淨人を奉施し、爲に一箇の村をなし、これを淨人村とも言ひ、又畢陵伽村とも言へり。

二　その時、長老畢陵伽婆蹉は、かの村に依りて住せり。時に長老畢陵伽婆蹉は、晨朝下衣を著し、上衣と鉢とを持して、乞食の爲に畢陵伽村に入れり。その時、かの村に於て祭禮あり、童女等は身を飾り花鬘を著けて遊戲せり。時に長老畢陵伽婆蹉は、次第に乞食を行じつゝ、一淨人の家に到り、到り已りて設けの座に著け

り。その時かの淨人婦の娘は、他の少女等の、身を飾り花鬘を著けて、遊戯せるを
見て悲泣せり、「我に花鬘を與へよ、我に飾具を與へよ」と。時に長老畢陵伽婆蹉
は、かの淨人婦に斯く云へり、「此の少女は何故に泣くや」。「大徳、この少女は他
の少女の、身を飾り花鬘を著けたるを見て、我に花鬘を與へよ、我に飾具を與へよ、
とて泣くなり。我等貧人に、何處にか花鬘飾服あらんや」と。

その時、長老畢陵伽婆蹉は、一❶草輪を取りてかの淨人婦に云へり、「いざ、この草
輪を、かの少女の頭に著けよ」と。その時かの淨人婦は、その草輪を取りて少女の
頭に著けたるに、そは黄金の華鬘となり、美麗愛好にして、王の後宮にも是の如き
250 金華鬘はあらざりき。諸人は摩掲陀王頻毘娑羅に白せり、「大王、某淨人家に
黄金の華鬘あり、美麗愛好にして、王の後宮にも是の如き金華鬘はあらざる所な
り。かの貧人は何處より得ん、必ず竊盜によりて得たるものなり」と。こゝに於
て摩掲陀王斯尼耶頻毘娑羅は、かの淨人の一族を縛せしめたり。長老畢陵伽婆
蹉は、再び晨朝下衣を著け、上衣と鉢とを持して、乞食の爲に畢陵伽村に入れり。
村に於て次第に乞食を行じ、かの淨人の家に到り、隣家の者に問へり、「この淨人

の一族は何處に到れるや」。「大德、かの金華鬘の故に、王に縛せられたり」と。

三　かくて長老畢陵伽婆蹉は、摩掲陀王斯尼耶頻毘娑羅の宮殿に到り、到り已りて設けの座に著けり。その時、頻毘娑羅王は、畢陵伽婆蹉長老の許に到り、禮して一方に坐せり。一方に坐し已れる王に、長老畢陵伽婆蹉は斯く云へり、「大王、淨人の一族は何が故に縛せられしや」。「大德、彼の淨人家に金華鬘あり、美麗愛好にして、我が後宮にも、是の如き金華鬘はあらず。彼の貧人は何處より得ん。必ずやこれ盜みて得たるなり」と。その時長老畢陵伽婆蹉は、「摩掲陀王頻毘娑羅の宮殿は黄金たれ」と祈念せり。〔爲に〕宮殿は總て黄金となれり。「大王、王の此の夥しき黄金は、何處より來れるや」。「大德、了解しぬ、こは大德の神通力なり」とて、かの淨人の一族を放たしめたり。

諸人は、大德畢陵伽婆蹉の、大王列席の座にて、過人法なる神通不思議を示現せりとて、歡喜し信仰して、長老畢陵伽婆蹉に五種藥を持ち來れり、卽ち熟酥・生酥・油蜜・石蜜なり。されど長老畢陵伽婆蹉は、もとより〔五種藥を〕得る者にして、五種藥の多くの布施物はこれを徒衆に喜捨せり。その徒衆も亦驕奢となり多くの得

たる所をば、瓶又は甕に滿たして藏せり。又漉水器にも嚢にも充たして窓にかけたり。これ等は、或は互に粘著して存し、又は鼠の爲に精舍の外に散布せられ
251 たり。諸人は精舍巡禮をなし〔これを〕見て譏嫌非難せり、「この沙門釋子は、内に貨物を貯藏すること、恰も摩揭陀王斯尼耶頻毘娑羅の如し」と。諸比丘は彼等の……非難するを聞けり。彼等の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ諸比丘は、是の如き驕奢を謂ふや」と。かくて彼等は、この由を世尊に白せり。「諸比丘、比丘等は實に是の如き驕奢を思ふや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「諸比丘、如何ぞ彼等愚人は、是の如き驕奢を思ふや。諸比丘、これ未信者を信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

病比丘の食味すべき藥あり、卽ち熟酥・生酥・油・蜜・石蜜なり。これ等を入手せば、七日を限りて畜へ、食用するを得。此を過ぐれば尼薩耆波逸提なり」と。

二 「病比丘の食味すべき藥あり」とは、「熟酥」とは牛乳酥、或は山羊乳酥、或は水牛乳酥等、その肉の淨肉たるものゝ熟酥なり。「生酥」とはこれ等の生酥なり。「油」とは胡麻油・芥子油・蜜樹油・蓖麻子油・獸油なり。「蜜」とは蜂蜜なり。「石蜜」とは甘庶の

莖より得るものなり。

「これを入手せば、七日を限り畜へ食用するを得」とは、最長七日食するを得るなり。

「此を過ぐれば尼薩耆波逸提なり」とは、第八日の明相出時に於て捨墮にして……
……或は人に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし、『諸大徳、この藥は我により、七日を過ぎて畜へられたるものにして、捨すべきものなり。我こを僧に捨す』。
「〔僧〕還與せん」。「〔別衆〕還與せん」。『我、大徳に還與す』と」。

過七日に過想なるは捨墮なり。過七日に疑想なるは捨墮なり。過七日に不過想なるは捨墮なり。

非受持に受持想なるは捨墮なり。
不捨に捨想なるは捨墮なり。
不失に失想なるは捨墮なり。
不壞に壞想なるは捨墮なり。
不燒に燒想なるは捨墮なり。

不奪に奪想なるは捨墮なり。

捨せるを入手して、塗身用に受用するを得ず、食用すべからず、燈火或はカーラヴンナに用ふべし。他の比丘によりては、塗身用に用ふるを得、食用すべからず。

不過七日に過想なるは突吉羅、不過七日に疑想なるは突吉羅、不過七日に不過七日想なるは不犯なり。

七日以内に受持し、遣與し、失し壞し、燒失し、奪はれて捉り、親厚想にて捉る、未圓具者に捨て殘し放てるものによる、求めずして與へたるを受けて用ふ、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮　二四

一　その時佛世尊は舍衞城祇樹給孤獨園に在しき。その時世尊は諸比丘に、雨季衣を聽し給へり。六群比丘は「世尊は雨季衣を聽し給へり」とて、早くより雨季衣を求め、早くより作りて著し、雨季衣の破壞せる爲、裸形にて雨浴せり。諸比丘の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ六群比丘は、早くより雨季衣を求め、早く

より作りて著し、雨季衣の破壊せる爲に、裸形にて雨浴するや」と。その時諸比丘は、世尊に此の由を白せり。「愚人、汝等、實に早くより雨季衣を求め、早くより作りて著し、雨季衣の破壊せる爲に、裸形にて雨浴するや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、汝等、如何ぞ早くより……求め……著し……雨浴するや。愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如く學處を誦すべし——

(3) 熱季の餘り一月にして、比丘は雨季衣を求むべく、熱季の餘り半月にして、作りて受用すべし。若し熱季の餘り一月以前に雨季衣を求め、熱季の餘り半月以前に作りて受用せば、尼薩耆波逸提なり」と。

二 「熱季の餘り一月にして、比丘は雨季衣を求むべく」とは、前にも雨季衣を與へし、かの諸人の所に到りて、かく云ふべし、「雨季衣の時なり、雨季衣の時季なり。他の人々も雨季衣を施與す」と。「我に雨季衣を與へよ、我に雨季衣を持ち來れ、我に雨季衣を交換せよ、我に雨季衣を購へ」と言ふべからず。

「熱季の餘り半月にして、作りて受用すべし」とは、熱季の餘り半月に於て、調製し

て受用すべきなり。
「若し熱季の餘り一月以前に」とは、熱季に於て、餘り一月以上の時、雨季衣を求むれば捨墮なり。
「熱季の餘り半月以前に」とは、熱季に於て、餘り半月以上の時、調製し著用すれば捨墮にして……或は人に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし、『諸大德、この雨季衣は我により、熱季の餘り一月以上に於て求められ、熱季の餘り半月以上に於て、作りて著用されしものにして、捨すべきものなり。われこを僧に捨す』。〔僧〕還與せんと』。〔別衆〕還與せん』。『われ、大德に還與す』と』。
熱季の餘り一月以上に、過想にて雨季衣を求むれば捨墮なり。熱季の餘り一月以上に、疑想にて雨季衣を求むれば捨墮なり。熱季の餘り一月以上に、以下想にて雨季衣を求むれば捨墮なり。
熱季の餘り半月以上に、過想にて雨季衣を作り受用すれば捨墮なり。熱季の餘り半月以上に、疑想にて雨季衣を作り受用すれば捨墮なり。熱季の餘り半月以上に、以下想にて雨季衣を作り受用すれば捨墮なり。

雨季衣有りて、裸形にて雨浴すれば突吉羅なり。

熱季の餘り一月以下に、過想なるは突吉羅なり。熱季の餘り一月以下に、疑想なるは突吉羅なり。熱季の餘り一月以下に、以下想なるは不犯なり。熱季の餘り半月以下に、過想なるは突吉羅なり。熱季の餘り半月以下に、疑想
254 なるは突吉羅なり。熱季の餘り半月以下に、以下想なるは不犯なり。

熱季の餘り一月にして雨季衣を求む、熱季の餘り半月にして作りて著用す、熱季の餘り一月以下にて、雨季衣を求む、熱氣の餘り半月以下に作りて著用す、求められたる雨季衣にて雨期を過す、著用せられたる雨季衣にて雨期を過す、洗ひて藏置せらるべきもの、理由ある時著用せらるべきもの、衣を奪はれたる者、失衣の者、不慮の災に於て、痴狂最初の犯行者は不犯なり。

捨墮 二五

一 その時佛世尊は舍衞城祇樹給孤獨園に在しき。その時、長老優波難陀釋子は、兄弟の弟子比丘に斯く云へり、「友、來れ、我等は諸方遊行に出でん」と。「大德、

我行かず、我は弊衣なるが故に」。「友、來れ、われ汝に衣を與へんとて彼に衣を與
へたり。かの比丘聞けり、「世尊は諸方遊行に發ちたまふべし」と。斯くてかの
比丘は、斯く思惟せり、「我今長老優波難陀と共に諸方に遊行せず、世尊と共に諸
方に遊行せん」と。時に優波難陀長老は、かの比丘に斯く云へり、「來れ、友、今、諸
方遊行に出でん」と。「大德、我は大德と共に諸方遊行に出でず、我は世尊と共に
遊行に出づべし」。「友、われ汝に衣を與へたるは、我と共に遊行に發つべしとて
なり」と怒り不滿に思ひて、かの衣を奪ひ返せり。時にかの比丘、諸比丘に此の由
を語れり。彼等の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ長老優波難陀釋子は、比
丘に自ら衣を與へて後、怒り不滿に思ひて奪ひ返すや」と。かくて諸比丘は世尊
に此の由を白せり。「優波難陀、汝、實に比丘に自ら衣を與へ（…乃至…）奪ひ返す
や」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、汝、如何ぞ比丘に自ら衣を與
255 へ已りて、怒り不滿に思ひて奪ひ返すや。愚人、これ未信者をして信ぜしめ…
乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし——

何れの比丘と雖も、比丘に自ら衣を與へて後、怒り喜ばずして、或は奪ひ、或は

奪はしむれば尼薩耆波逸提なり」と。

二 「何れの」とは……意味せらるゝ比丘なり。
「比丘に」とは、他の比丘になり。
「自ら」とは、自ら與ふるなり。
「衣」とは、六種衣の中何れかの衣にて説淨すべき最下量を云ふ。
「怒り喜ばずして」とは、喜ばず、興奮し、不滿なるを云ふ。
「奪ひ」とは、自ら奪ふことにして捨墮なり。
「奪はしむ」とは、他に命ずるは突吉羅なり、一度命ぜられたるもの、多くを奪ふも捨墮にして……或は人に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし『諸大德、この衣は我により、比丘に自ら與へて後、奪はれたるものにして、捨すべきものなり。我、今、こを僧に捨す』。『〔僧〕還與せん』。『〔別衆〕還與せん』。『我、大德に還與せん』と。

受具者に、受具者想にて衣を與へて後、怒り喜ばずして奪ひ、或は奪はしむれば捨墮なり。受具者に疑想にて衣を……或は奪はしむれば捨墮なり。受具者に不受具者にて衣を……或は奪はしむれば捨墮なり。

他の資具を與へて後、怒り喜ばずして奪ひ、或は奪はしむれば突吉羅なり。未受具者に衣或は他の資具を與へて後、怒り喜ばずして奪ひ、或は奪はしむれば突吉羅なり。

未受具者に、未受具者想なるは突吉羅なり。未受具者に、疑想なるは突吉羅なり。未受具者に未受具者想なるは突吉羅なり。

或は彼與へ、或は彼に對して親厚想にて捉る、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮 二六

一 その時、佛世尊は王舍城、迦蘭陀竹林園に在しき。その時六群比丘は、作衣時に多くの糸を乞ひ、衣を作り已りて、多くの糸殘れり。時に六群比丘謂へらく、「いざ友、我等は又更に糸を乞ひ、織師をして衣を織らしめん」と。かくて六群比丘は更に糸を乞ひ、織師をして衣を織らしめたり。衣を織りて、又多くの糸殘れり。六群比丘は再び更に糸を乞ひ、織師をして衣を織らしめたり。衣を織り已りて、又多くの糸殘れり。三度……織らしめたり。諸人……非難せり、「如何ぞ沙門

釋子は、自ら糸を乞ひ織師をして衣を織らしむるや」と。諸比丘は彼の諸人の…
…非難するを聞けり。彼等の中、少欲なる者……非難せり、如何ぞ六群比丘は、自ら糸を乞ひ織師をして衣を織らしむるや」と。かくてかの諸比丘は、世尊にこの由を白せり。「諸比丘、汝等、實に自ら糸を乞ひ、織師をして衣を織らしむるや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「愚人、汝等、如何ぞ自ら糸を乞ひ、織師をして衣を織らしむるや。愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等、當に是の如くこの學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も、自ら糸を乞ひ、織師をして衣を織らしむれば、尼薩耆波逸提なり」と。

二 「何れの」とはいかなる者をも……意味せらるゝ比丘なり。

「自ら」とは自ら乞ひてなり。

「糸」とは、六種の糸あり、即ち麻糸・綿糸・絹糸・毛糸・大麻糸・粗麻糸なり。

「織師をして」とは、織物師をして織らしむるなり。織らしめんとするは突吉羅、成りて入手すれば捨墮にして……或は人に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨す

257 べし、『諸大徳 この衣は我により、自ら糸を乞ひ、織師をして織らしめられたるものにして、捨すべきものなり。我これを僧に捨す』。『(僧)還與せん』。『(別衆)還與せん』。『我、大徳に還與す』と。

織物に織物想なるは捨堕なり。織物に疑想なるは捨堕なり。織物に非織物想なるは捨堕なり。非織物に織物想なるは突吉羅なり。非織物に疑想なるは突吉羅なり。非織物に非織物想なるは不犯なり。

衣を縫ふ爲の紐に於て、帯に於て、肩紐に於て、鉢嚢に於て、漉水器に於て、親里なる者、請待せられたる者、他の爲に乞ふ者、自己の財による者、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨堕 二七

一 その時佛世尊は舎衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時一居士は、遠地に行かんとて妻に斯く云へり、「糸を持ちて某甲織師に與へ、衣を織らしめて存置せよ、我還りて大徳優波難陀釋子に、衣を著せしめん」と。一乞食比丘、かの居士の此

の語をなすを聞けり。斯くてかの比丘は、長老優波難陀釋子の許に到りて斯く云へり、「友、優波難陀、汝は大福德の人なり。某處に於て一居士、遠地に行かんとて、その婦に斯く語れり、『糸を……著せしめん』と」。「友、かれは我が檀越なり」。彼の織師も亦、長老優波難陀釋子の檀越なりき。かくて長老優波難陀釋子は、かの織師の許に到りて斯く云へり、「賢者、この衣は我が爲に織らるゝなり、汝長く作るべし、廣く、厚く、好織に、緻密に、滑かに、よく刷きて作るべし」と。「大德、彼等は我に糸を持ち來りて與へたり、『この糸にて衣を織れ』と。大德、或は長く或は廣く、或は厚くなすこと能はず。然れども、大德、巧に織り、緻密にし、滑かにし、よく刷くことは爲し得」。「否、賢者、汝は長く廣く厚くすべし、かの糸に拘はること勿れ」。時にかの織師は、持ち來されたる糸を織機にかけ已り、かの婦の許に到りてかく云へり、「大姉、糸を要す」と。「賢者、汝は我によりこの糸にて衣を織れと云はれしに非ずや」。「大姉、我、實に汝によりて、此の糸にて衣を織れと云はれたり。然れども大德、優波難陀は我に斯く云へり、『否、賢者、汝……拘はる勿れ』と」。かくて彼の婦、始に與へし糸と同量を又與へたり。

長老優波難陀釋子は聞けり、「かの居士、遠地より歸れり」と。かくて長老優波難陀釋子は、かの居士の家に到り、設けの座に著けり。その時かの居士は、優波難陀釋子の所に到り、禮して一方に坐し、一方に坐し已りて、かの居士は其の婦に斯く云へり、「かの衣は織られしや」と。「然り、夫主、かの衣は織られたり」。「持ち來れ、我、大徳優波難陀に衣を著せしむべし」。その時、かの婦は衣を持ち來り、夫に出して、かの由を語れり。時にかの居士、長老優波難陀釋子に衣を與へて譏嫌非難せり、「沙門釋子は、多欲にして足るを知らず。彼等に衣を著せしむるは容易ならず。如何ぞ大徳優波難陀釋子は、我に請待せられざる以前に、居士の織師の許に到り、衣に就きて指圖をなすや」と。諸比丘は彼の居士の……非難するを聞けり。彼等の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ長老優波難陀釋子は、請待せられざるに先だち、居士の織師の所に到り、衣に就きて指圖をなすや」と。その時、諸比丘は世尊に此の由を白せり。「優波難陀、汝實に請待せられざるに先だち、居士の織師の所に到り、衣に就きて指圖をなすや」。「實なり、世尊」。「優波難陀、汝の親里なるや、非親里なるや」。「世尊、非親里なり」。「非親里なる愚人は、非親里に對

して、威儀・非威儀・淨行・不淨行を知らず。この故に汝、愚人　請待せられざるに先259だち、非親里居士の織師の所に到り、衣につきて指圖をなす。愚人、これ未信者をして信ぜしめ……乃至……諸比丘、汝等、當に是の如くこの學處を誦すべし——

比丘の爲に、非親里の居士或は居士婦は、織師をして衣を織らしめん。其の時、若しかの比丘にして「居士に」請ぜられざるに先だち織師の所に到り、衣に就きて指圖をなさん、「賢者、この衣は我が爲に織らるゝなり。長く、廣く、厚く爲し、好く織り、緻密にし、滑かに、よく刷きて作るべし。我等も亦、恐らく賢者に何物かを贈るべし」と。かの比丘は斯く語りて、何物かを贈らば、僅かに托鉢食と雖も、尼薩耆波逸提なり」と。

二　「比丘の爲に」とは、比丘の爲に、比丘を目的とし、比丘に著せしめんと欲するなり。

「非親里」とは、母或は父より七世以内に繋がれざるものなり。

「居士」とは、俗家に住せるものなり。

「居士婦」とは、俗家に住せる婦なり。

「織師をして」とは、織物師をしてなり。
「衣」とは、六種衣の中、何れかの一衣にて說淨すべき最下量を云ふ。
「織らしめん」とは、織らしむるなり。
「その時、若しかの比丘」とは、比丘の爲に衣の織らるゝかの比丘を云ふ。
「請ぜられざるに先だち」とは「大德、如何なる衣を望むや、我、如何なる衣を尊師の爲に織らしめんや」と云はれざるに先だちてなり。
「織師の所に到りて」とは、家に到り何處にても到るなり。
「衣につきて指圖をなさん」とは「賢者、この衣は我が爲に織らるゝなり。長く、廣く、厚く爲し、好く織り、緻密に爲し、滑かにし、よく刷きて作れ。我等も亦、恐らく賢者に何物かを贈るべし」と云ふなり。
「かの比丘は斯く語りて何物かを贈らば、僅かに托鉢食と雖も」とは「托鉢食」とは
260 粥・飯・嚼食・團子・楊子未織の糸乃至法を說くことなり。
彼の語により、或は長く或は廣く或は厚く爲すに、爲さしめんとするは突吉羅、入手せば捨墮にして……或は人に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし。「諸

大德、この衣は我により、請ぜられざるに先だち、非親里の居士織師の所に到り、衣に就きて指圖せられたるものにして、捨すべきものなり。我これを僧に捨す」。「〔僧〕還與せん」。「〔別衆〕還與せん」。「我、大德に還與す」と。

非親里に非親里想にて、請ぜられざるに先だち、居士織師の所に到り、衣に就きて指圖をなせば捨墮なり。非親里に疑想にて、請ぜられざるに先だち、居士織師の所に到り、衣に就きて指圖をなせば捨墮なり。非親里に親里想にて、請ぜられざるに先だち、居士織師の所に到り、衣に就きて指圖をなせば捨墮なり。

親里に非親里想なるは突吉羅なり。親里に疑想なるは突吉羅なり。親里に親里想なるは不犯なり。

親里なる者、請待せられたる者、他の爲に乞ふ者、自己の財による者、高價衣を織らしめんと欲する者に少價衣を織らしむる者、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮 二八

一—一 その時佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時一大臣は遠地

に行かんとて諸比丘の許に使を送れり、「諸大德、來りたまへ。我安居施をなすべし」と。諸比丘は「安居に住する者に、世尊は安居施を聽し給はず」とて、畏愼して行かざりき。その時かの大臣……非難せり、「如何ぞ諸大德は、我の使を遣はすに來らざるや。我は征戰に往くなり、生死を知り難し」と。諸比丘は彼の大臣の……非難するを聞けり。その時諸比丘は、世尊に此の由を白せり。その時世尊は此の因緣によりて說法し、諸比丘に曰へり、「比丘、特施衣を受けて畜ふるを聽す」と。

二　その時諸比丘は「世尊は特施衣を受畜するを聽し給へり」とて、彼等は特施衣
261 を受け、衣時を過ぎて畜へたり。その衣は衣竹に聚束して存せり。長老阿難は房舍巡行をなし、衣竹に聚束して存するかの衣を見、見已りて諸比丘に斯く云へり、「友、衣竹に聚束して存するこの衣は何人の衣なりや」。「友、我等の特施衣なり」。「友、この特施衣は幾日畜へらるゝや」。その時諸比丘は長老阿難に畜へらるゝ如く語れり。長老阿難……非難せり、「如何ぞ諸比丘は、特施衣を受けて衣時を過ごすや」と。斯くて長老阿難は世尊に此の由を白せり。「諸比丘、實に

比丘等は、特施衣を受領して衣時を過ごすや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「諸比丘、如何ぞ彼等愚人は、特施衣を受領して衣時を過ごすや。諸比丘、これ未信者を信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等、當に是の如くこの學處を誦すべし——

十日ありて、未だ〔前〕迦提月の滿月に到らざるに、比丘特施衣を得れば、特施衣なるを知りて、比丘は受領すべし。受領せば衣時まで畜ふべし。若し此を過ぎて畜ふれば、尼薩耆波逸提なり」と。

二　「十日ありて、未だ到らざるに」とは、未だ自恣日に到らざること、十日なる時にの意なり。

「迦提月の滿月に」とは、〔前〕迦提月の自恣日を言ふ。

「特施衣」とは、或は軍陣に行かんとする者、或は遠行せんとする者、或は病中の者、或は妊娠せる者、或は不信者にして信を起せる時、或は不淨者にして淨信を起せる時、若し彼、比丘の許に使を送りて「大德、來りたまへ、我安居施を作すべし」と云ふ、これを特施衣を名づく。

「特施なるを知りて、比丘は受領すべし、受領せば衣時まで畜ふべし」とは、こは特施衣なりとの認識を作して畜ふべきを云ふ。

「衣時」とは、迦絺那衣の授與せられざる時は、雨期の最後の一月、迦絺那衣の授與せられし時は五箇月を云ふ。

262
「若し此を過ぎて畜ふれば」とは、迦絺那衣の授與せられざる時は、雨期の最後の日〔八月十五日〕を過ぐれば捨墮なり。迦絺那衣の授與せられし時は、迦絺那衣を捨する日〔十二月十五日〕を過ぐれば捨墮にして……或は人に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし。『諸大德、この特施衣は我により、衣時を過ぎ〔て畜へられ〕たるものにして、捨すべきものなり。我こを僧に捨す』。『〔僧〕還與せん』。『〔別衆〕還與せん』。『我、大德に還與す』と」。

特施衣に特施衣想にて、衣時を過ぐれば捨墮なり。特施衣に疑想にて、衣時を過ぐれば捨墮なり。特施衣に非特施衣想にて、衣時を過ぐれば捨墮なり。

不受持に受持想にて……乃至……

不說淨に說淨想にて……乃至……

不捨衣に捨想にて…乃至…
不失衣に失想にて…乃至…
不壞衣に壞想にて…乃至…
不燒衣に燒想にて…乃至…
不奪衣に奪想にて衣時を過ぐれば捨墮なり。
捨墮衣を捨せずして、受用すれば突吉羅なり。
非特施衣に特施衣想なるは突吉羅なり。非特施衣に疑想なるは突吉羅なり。
非特施衣に非特施衣想なるは不犯なり。
〔衣〕時中に受持し、説淨し、捨す、失衣し、壞衣し、燒衣し、奪衣して捉る、親友想にて捉る、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

捨墮 二九

一―一　その時、佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。その時諸比丘は、雨安居に入りて阿蘭若住處に住せり。⑤迦提賊(カティカチョーラカ)は「比丘は財を得たり」とて襲へり。世

尊に此の由を白せり。その時世尊は、この因緣によりて說法し、諸比丘に曰へり、「諸比丘、阿蘭若住處に住するものには、三衣の中、一衣を〔村落の〕民家內に預け置くを聽す」と。

二　その時諸比丘は、「世尊は阿蘭若住者に、三衣中の一衣を民家內に置くを聽263したまへり」とて、彼等は三衣中の一衣を、民家內に預け置きて、六夜を過ぎて他行せり。かの衣は失はれ、壞し、燒け、又鼠に嚙まれて、諸比丘は惡衣麤服となれり。他の比丘は斯く云へり、「友、汝等、何が故に惡衣麤服なるや」と。その時かの諸比丘は比丘等に此の由を語れり。諸比丘の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ諸比丘は、三衣中の一衣を民家內に預け置き、六夜を過ぎて他行するや」と。かくてかの諸比丘は世尊に此の由を白せり。「諸比丘、實に比丘等は三衣中の一衣を民家內に預け置き、六夜を過ぎて他行するや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給へり、「諸比丘、如何ぞ彼の愚人等は、三衣中の一衣を民家內に預け置き、六夜を過ぎて他行するや。諸比丘、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等當に是の如くこの學處を誦すべし――

夏安居竟りて後、迦提月の満月までは、いづこにても危険恐怖の伴へる阿蘭若住所、かくの如き住處に住する比丘は、欲すれば三衣中の一衣を民家内に預け置くべし。若しかの比丘に、何等かの離衣の因縁あらんに、六夜を限り、彼の比丘は其の衣を離し得。若し是を過ぎて離せば、僧の認可を除き、尼薩耆波逸提なり」と。

二　「夏安居竟りて」とは、雨安居に住し已れる者なり。

「迦提月の満月までは」とは後[6]迦提月の満月を云ふ。

「いづこにても……　阿蘭若住處」とは、阿蘭若住處とは〔村より〕最少五百弓を離れたる所を云ふ。

「危険の伴へる」とは、僧園に於て、僧園の境内に於て、賊の住せる場所見え、立てる場所見え、坐せる場所見え、臥せる場所見ゆるなり。

「恐怖の伴へる」とは僧園及び僧園の境内に於て、賊の爲に人の殺されたるを見、奪はれたるを見、打たれたるを見るなり。

「是の如き住處に住する比丘は」とは、この如き住處に住する比丘はの意なり。

「欲すれば」とは、希望すればなり。

「三衣中の一衣を」とは僧伽梨(サンガーチ)或は鬱多羅僧(ウッタラサンガ)或は安陀會(アンダラヴーサカ)なり。

「民家内に預けおくべし」とは、周圍の行乞界の村に預け置くべしとの意なり。

「若しかの比丘に何等かの離衣の因縁あらんに」とは、理由あり、作すべきことあらんになり。

「六夜を限り、かの比丘はその衣を離し得」とは、最長六夜離し得るなり。

「僧の認可を除き」とは、比丘の許可を除くなり。

「若し是を過ぎて離せば」とは、七日の明相出時に於て捨墮にして……或は人に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし。『諸大徳、この衣に我により、僧の認可なくして、六夜以上を離せられたるものにして、捨すべきものなり、我これを僧に捨す』。『僧』還與せん』。『別衆』還與せん』。『我、大徳に還與す』と」。

過六夜に過想にて、僧の認可なくして、離衣すれば捨墮なり。過六夜に疑想にて、僧の認可なくして、離衣すれば捨墮なり。過六夜に減六夜想にて、僧の認可なくして、離衣すれば捨墮なり。

不捉に捉想にて…乃至…
不失に失想にて…乃至…
不壞に壞想にて…乃至…
不燒に燒想にて…乃至…
不奪に奪想にて、僧の認可なきは、捨墮なり。
捨墮衣を捨せずして用ふれば突吉羅なり。
六夜以下に過想なるは突吉羅なり。 六夜以下に疑想なるは突吉羅なり。 六夜以下に減想なるは不犯なり。
六夜離衣す、六夜以下離衣す、六夜離衣して再び村界內に入りて住し又出でず、六夜內に衣を捉り、遣與し、失衣し、壞失し、燒衣し、奪失して捉り、親厚想にて捉る、僧の認可による、痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

265

捨墮 三〇

一 その時、佛世尊は舍衛城、祇樹給孤獨園に在しき。 その時、舍衛城に於て、一衆

團に僧に供する衣食準へられたり、「我等は僧に食せしめ衣を著せしめん」とて。時に六群比丘は、かの衆團の所に到りて斯く云へり、「賢者、我等にこの衣を與へよ」と。「大德、我等は與へず。こは我等の、毎年、衣と共に僧に食を布施するを準ふるなり」。「賢者、衆僧には多くの施者あり、多くの食あり。我等は汝等に依止し、汝等を見つゝ此處に住す。汝等にして若し我等に與へざれば、誰か我等に與へん。賢者、我等に此の衣を與ふべし」。

時にかの衆人は、六群比丘に強ひて索められ、準へたる衣を、凡て六群比丘に與へ、衆僧には食のみを供養せり。諸比丘の中、衆僧の爲に衣食の準へられたるを知り、六群比丘に與へられたるを知らざる者かく云へり、「賢者、衆僧に衣を與へよ」と。「大德、無きなり、準へたる限りの衣をば、六群大德は自己に迴らせり」。諸比丘の中、少欲なる者……非難せり、「如何ぞ六群比丘は知りつゝ、僧物として寄進せられたる利得を、自己に迴入するや」と。

かくて諸比丘は、この由を世尊に白せり。「諸比丘、汝等實に知りて、僧物として寄進せられたる利得を、自己に迴入するや」。「實なり、世尊」。佛世尊は呵責し給

へり、「愚人、汝等如何ぞ、知りて、僧物として寄進されたる利得を自己に迴入するや。愚人、これ未信者をして信ぜしめ…乃至…諸比丘、汝等、當に是の如く此の學處を誦すべし――

何れの比丘と雖も、知りつゝ、僧物として寄進せられたる利得を、自己に迴入すれば、尼薩耆波逸提なり」と。

二 「何れの」とは……意味せらるゝ比丘なり。

「知りつゝ」とは、自ら知り、或は他人の彼に告げ、或は彼告ぐるなり。

「僧物」とは、僧に施與されたるものなり。

「利得」とは衣服・飯食・房舍・病資具たる藥湯、乃至團子・楊枝・未織の糸を云ふ。

「寄進せられたる」とは、我等見、我等作すとの語の破られたるなり。

「自己に迴入せんとすれば突吉羅、入手すれば捨墮にして……或は人に捨すべし。「諸比丘、是の如く捨すべし。『諸大德、これ我の知りつゝ、僧物として寄進せられたる利得を自己に迴入したるものにして、捨すべきものなり。我こを僧に捨す』。『[僧]還與せん』。『[別衆]還與せん』。『我、大德に還與す』」と。

寄進に寄進想にて、自己に迴入すれば捨墮なり。寄進に疑想にて、自己に迴入すれば捨墮なり。寄進に非寄進想にて、自己に迴入すれば捨墮なり。塔に寄進せられたるを、他の塔、或は僧、或は人に迴入すれば突吉羅なり。人に寄進せられたるを、他の人、或は僧、或は塔に迴入すれば突吉羅なり。非寄進に寄進想なるは突吉羅なり。非寄進に疑想なるは突吉羅なり。非寄進に非寄進想なるは不犯なり。

我何處に與へんと問はれて、汝の布施物の受用を得べき所、果得を得べき所、常住なるべき所に、或は又、汝の心の清悅せらるゝ所、その處に與ふべしと云ふ。痴狂、最初の犯行者は不犯なり。

第三鉢品

その攝頌

二の鉢、藥、雨衣、第五の與衣、自織、特施、有難、及び僧物による。

大德、三十尼薩耆波逸提法は說示せられ竟んぬ。是に於て、われ諸大德に

問はん、この點に於て清淨なりや。二度問はん、この點に於て清淨なりや。三度問はん、この點に於て清淨なりや。今、諸大德は清淨なり、かるが故に默念したまふ。われ是の如くこれを了解す。

尼薩耆波逸提竟る

註❶ 草輪(tiṇaṇḍupaka)註に tiṇacumbaṭaka なりとす、草にて作れる釜敷の如き頭當にて水瓶其の他の器を運ぶに用ふ。

❷ kaḷavaṇṇa　註になく辭書にも見えず。黑色の意なるも四分律に「塗脚若しくは燃燈に用ふべし」と言ひ、五分律に「塗身、塗足、然燈油を施しぬ」の語あり。僧祇律にもこの三油を說く或は塗脚の意か。

❸ māso seso gimhānaṁ　熱季卽ち春四箇月中、殘餘一箇月なるに至りての意なり。熱季とは十二月十六日より四月十五日までなるが故に、雨季衣は三月十六日に至りて求め得四月一日に至りて調製著用し得べくそれ以前に求め製すべからずとの意なり。善見律に、四月十六日に製し五月一日に受持すと言ふは āsāḷha 月(此方の三月十六日―四月十五日)を四月とし sāvaṇa 月(此方の四月十六日―五月十五日)を五月とし、印度の曆によれるものと見るべし。

❹ 迦提月の滿月(kattikatemāsipuṇṇamaṁ)　カッティカ月とは通常雨期最後の一箇月、卽ち舊曆七月十六日より八月十五日を云ふ。然し又この前月 assayuja 月を云ふことあり、

これを前迦提月(pubba-k.)と云ひ、普通のカッティカ月を後迦提月(pacchima-k.)と云ふ。今の迦提月の滿月とは、この夏三月の竟り、卽ち前迦提月の滿月、七月十五日なり。後迦提月の滿月は次戒に見ゆる如くkattikacātumāsipuṇṇamā なり。依つて本戒の意は、普通は安居竟りて施物を受け、安居中は受けざるも特施衣は七月五日以後は受け得ることを言ふものなり。

❺迦提賊(kattikacoraka)　カッティカ月卽ち比丘雨安居を竟りし後、雨期最後の月に起る賊にして、この頃比丘は布施物を多く得る故に、これを襲ふ。五分律には八月賊と云ひ、人を殺して天を祠ると云ふ。

❻後迦提月の滿月(kattikacātumāsini)　雨期四月の最後の滿月卽ち後迦提月の滿月(八月十五日)なり、註❹參照

索隱

Indices 索隠

音索隠

[Pagination of the pdf matches the original numbering.]

發　音　索　隱

ア

イ

ウ

カ，ガ

キ

コ，ゴ

サ

シ

ス

セ

ヹ

漢 字 索 隠

シ，ジ

メ

モ

ヤ

ユ

ヨ

ラ

リ

ル

レ

ロ

ワ

南傳大藏經

高楠博士功績記念會纂譯

代表者　文學博士　宇井伯壽
　　　　文學博士　長井眞琴
　　　　文學士　福島直四郎

監修　マスター・オブ・アーツ　ドクター・オブ・リテラチュア　ドクトル・フィロゾフィー　文學博士　高楠順次郎

翻譯

文學士　阿部文雄
文學士　和泉得成
文學博士　宇井伯壽
文學博士　荻原雲來
文學博士　故木村泰賢
文學士　佐藤密雄
文學士　末永眞海
文學士　高田修
文學士　中野義照
文學士　西義雄
林五邦
文學士　平等通昭
文學博士　逸見梅榮
文學士　水野弘元
文學士　山崎良順
文學士　山本智教

文學士　青原慶哉
文學士　石川海淨
文學士　上田天瑞
文學博士　金倉圓照
文學士　久野芳隆
文學士　佐藤良智
文學士　田中於菟彌
ドクター・オブ・フィロソフィー　立花俊道
文學博士　長井眞琴
文學博士　羽溪了諦
文學士　干潟龍祥
文學士　福島直四郎
文學士　增永靈鳳
文學士　宮田菱道
文學士　山田龍城
文學士　渡邊楳雄

文學士　赤沼智善
文學士　石黒彌致
文學士　小野島行忍
文學士　神林隆淨
文學士　栗原廣廓
文學士　坂本幸男
文學博士　高楠順次郎
文學士　寺崎修一
文學士　成田昌信
文學士　花山信勝
文學士　平松友嗣
文學士　藤田眞道
文學士　松濤誠廉
文學士　宮本正尊
文學士　山本快龍
文學士　渡邊照宏

編輯

文學博士　小野玄妙
文學士　山本快龍
文學士　高崎森錫

文學士　濵澤成淳
文學士　金森西俊
位戸三一

文學士　和泉得成
文學士　山本智教
關根正行

昭和十一年一月五日印刷
昭和十一年一月八日發行

第一卷

會員番號

【非賣品】

編輯兼發行者　東京市本鄕區本鄕三丁目二　大藏出版株式會社　木村省吾
印刷者　東京市芝區金杉新濱町十二　和田助一
印刷所　東京市芝區金杉新濱町十二　單式印刷株式會社
製本所　東京市荒川區日暮里町八ノ五五〇　村田文泉閣

發行所　東京市本鄕區本鄕三丁目二　大藏出版株式會社
電話小石川六三一〇番
振替東京五一六八四番

Concordance コンコルダンス

The Japanese texts in this volume are translations based on the edition prepared by Hermann Oldenberg, *Vinaya piṭakaṃ: one of the principal Buddhist holy scriptures in the Pâli language;* London 1879–83 (PTS) in 5 Vol.:

1. *Mahâvagga*
2. *Cullavagga*
3. *Suttavibhañga, first part (Pârâjika, Saṃghâdisesa, Aniyata, Nissaggiya)*
4. *Suttavibhañga, second part (end of the Mahâvibhañga, Bhikkhunîvibhañga)*
5. *Parivâra*

The present volume contains from the *Suttavibhañga* (経分別):

About

The original 65 volumes in 70 parts of the **Nanden Daizōkyō** (南傳大藏經) were published 1936–41 by the Takakusu Hakushi Kōseki Kinenkai (高楠博士功績記念會纂譯), under the editorship of Takakusu Junjirō (高楠順次郎; 1866–1945[1]), who also used the resources of the Taishō Shinshū Daizōkyō Kankōkai (大正新脩大藏經刊行會). It contains the complete Pāli canon as well as additional texts like the Milindapañhā, Visuddhimagga and Edicts of Ashoka. A reprint was published by *Taishō Shinshū Daizōkyō Kankōkai* (大正新脩大藏經刊行會) in Tokyo from 1970 onwards. The three-volume index was edited by Mizuno Kōgen.[2]

suttacentral.net

The translation of the Pāli-Canon, *Nanden Daizōkyō* is no longer in Japanese copyright, as determined by the *National Diet Library,* Tokyo. Their reasoning is given below:

Scans zenwort.de
mail@zenwort.de

2014 年 1 月 7 日インターネット提供に対する出版社の申出への対応について。2013 年 7 月 12 日付ニュースでお知らせした一般社団法人日本出版者協議会及び大蔵出版株式会社から『大正新脩大蔵経』（全 88 巻）ほかのインターネット提供の中止を求める旨の申出を受けた件に関し、その後の対応について報告します。[3]

当館では、申出を受けて、当該資料のインターネット提供を一時停止し、当面館内利用に限定するとともに、2013 年 7 月に館内検討組織を設置し本事案の検討を行い、5 名の有識者のヒアリング等も踏まえて、下記の結論を取りまとめました。

---

[1] Biogr.: 鷹谷俊之 (1891–1970); 高楠順次郎先生伝; Tokyo 1957 (武蔵野女子学院).

[2] 水野弘元; *Nanden daizōkyō sōsakuin* [南傳大藏經総索引]; “Comprehensive Index to the Pali Canon,” Tokyo 1959-60 (Nihon Gakujutsu Shinkōkai). Scans available on `archive.org.` Permalinks: Vol. 1-1 (第 1 部上巻): `ark:/13960/t0rr2qp0m`, Vol. 1-2 (第 1 部下巻): `ark:/13960/t0zp4x15x`, Vol. 2 (第 2 部): `ark:/13960/t9s18vg4b`.

[3] 2013 年 7 月 12 日近代デジタルライブラリー提供資料の一時公開停止について
国立国会図書館が、近代デジタルライブラリー等で提供する『大正新脩大蔵経』（全 88 巻）及び『南伝大蔵経』（全 70 巻のうち 21 巻）について、一般社団法人日本出版者協議会及び刊行元の大蔵出版株式会社から、「当該資料は、現在も商業刊行中であり、公開中止を求める」旨の申出を受けました。
当館としましては、当該資料はすでに著作権の保護期間が満了しており、遠隔地でも広く利活用可能とするため、インターネット公開が望ましいとの基本的立場に変わりはございません。しかしながら、直接の利害を有する商業出版者の申出であることに鑑み、当面 3 か月程度を目途にしかるべき検討を行うこととし、その結論が出るまでの間、当該資料のインターネット提供を一時停止し、館内利用に限定することといたしました。
利用者の皆様には、ご不便をおかけいたしますが、円満な解決に向けて、引き続き努力を重ねてまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。(Archived at: `https://web.archive.org/web/20140111204528/http://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2013/`↴
`1201734_1828.html`)

1. 『大正新脩大蔵経』（1923 年〜1934 年、大正一切経刊行会、全 88 巻）については、インターネット提供を再開する。
2. 『南伝大蔵経』（1935 年〜1941 年、大蔵出版、全 70 巻）については、当分の間、インターネット提供は行わず、館内限定の提供を行う。

検討の詳細につきましては、報告書（「インターネット提供に対する出版社の申出への対応について」[4]）を参照ください。

現在、日本出版者協議会及び大蔵出版株式会社と『大正新脩大蔵経』のインターネット提供の再開について協議を行っているところであり、再開の時期については未定です。解決に向けて、引き続き努力を重ねてまいりたいと存じます。

The *National Diet Library* limits its scan to in-house use. [5]

All original material created by *SuttaCentral* is dedicated to the Public Domain by means of Creative Commons Zero.[6] This file was created on February 15, 2020 by Henry Lohner, Munich on behalf of `suttacentral.net`:

> "*SuttaCentral* is a website run by a small team, originally based in Australia. We have no institutional affiliation, but are just a group of friends interested in the Suttas. The founders are Rod Bucknell, John Kelly, and Bhante Sujato. As of 2017 the main developers are Bhante Sujato, Ayya Vimala, and Blake Walsh. Financial support for the site comes from the *SuttaCentral Development Trust,* a non-profit charity incorporated in Australia.
>
> *SuttaCentral* aims at facilitating the study of Buddhist texts from comparative and historical perspectives. It focuses on the texts that represent"Early Buddhism," texts preserved not only in the Pali Sutta and Vinaya Piṭakas but also in Chinese and Tibetan translations and in fragmentary remains in Sanskrit and other languages.
>
> If you make use of any of our material, even though you are under no legal obligations, we respectfully request that you:
>
> Provide a notice of attribution.
> Maintain the spirit of the Buddhist tradition.
>
> Please let us know if you would like any assistance in making use of our materials."

☸ ☸ ☸

[4] Archived: `https://web.archive.org/web/20140114004605/http://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2013/report140107.pdf` （pdf: 435 kB）

[5] Call number: 183.039-M723n (DOI: `10.11501/2997519`).

[6] `http://creativecommons.org/publicdomain/zero/1.0/`

Journey to the West (西遊記): “The Seiryu-zan Goblin (青竜山妖怪) steals the Tripitaka from the ‘monkey.’” (Woodcut by Katsushika Taito 葛飾戴斗 1818–54).

